

博士論文

研究倫理に関する考察
—「所有権」と「正義」を中心に

2020年2月

余佳城

博士論文

研究倫理に関する考察
—「所有権」と「正義」を中心に

2020年2月

余佳城

目次	
凡例	
序章	1
第1節 研究の背景	1
第2節 本研究の目的	4
第一章 研究倫理に関わる情報倫理教育	8
第1節 情報倫理教育の必要性	8
1. 情報化社会	8
2. 道徳と情報倫理	9
3. 教育と情報倫理	15
第2節 日本における情報倫理教育	16
1. 国家による情報倫理教育(1)―小学校	16
2. 国家による情報倫理教育(2)―中学校	22
3. 国家による情報倫理教育(3)―高等学校	25
第3節 中国における情報倫理教育	28
1. 中国における情報倫理教育の現状	28
2. 中国における情報倫理教育の問題	43
3. 中国における情報倫理教育の発展	50
第4節 情報倫理教育の日中比較と分析	52
1. 日中における情報化社会への軌跡	52
2. 情報倫理教育の日中比較	59
第二章 研究倫理における所有権の考察	72
第1節 学問の基礎と研究倫理	72
第2節 研究倫理における権利概念の考察	77
1. ホップズ以前の権利概念の歴史	77

2. ホッブズの権利論	81
3. ロックの労働所有説	89
4. 個人主義的な権利概念	96
5. 権利概念の変容と研究倫理	123
第三章 研究倫理における正義の考察	128
第1節 研究者倫理と研究倫理の相違点	129
1. 正義の概念について	130
2. 研究者倫理と責任倫理	141
3. 研究者倫理と実質的正義	148
4. 研究倫理と価値自由	151
5. 研究倫理と形式的正義	162
第2節 知的所有権制度における正義	171
第四章 研究倫理に関する具体的考察: 模倣の日中比較	179
第1節 日中両国における模倣	180
1. 日本における模倣	180
2. 中国における模倣	189
3. 模倣の日中比較—日本からの示唆	199
第2節 模倣の効果	203
第3節 模倣と研究倫理の関係	211
終章	218
参考文献	222
謝 辞	230

凡例

1. 註はページごとに脚注で記す。
2. 引用文中を中略する際、中略のところは「…」で示す。
3. 引用文中における引用者による註記は、[] 内に示す。

序章

第1節 研究の背景

近年、研究という領域において不正行為が増加し、大学でのコピーの氾濫や、研究データの改ざん・捏造の多発などが社会的な関心を集め、深刻な問題となっている。このような問題は、社会において長年にわたって築かれてきた科学の信憑性を失わせ、学問の発展の基礎を動揺させてしまうとさえ言える。こうした背景から、研究倫理が応用倫理学における重要な一分野として注目を集めている。

本来、研究という領域における倫理上の不正行為は、現代社会のみに特有なものではなく、昔から存在していた¹。なぜ昔に比べて現代社会では研究不正行為が増加しているのか。『研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書』によれば、その原因として以下の二つが挙げられる。第一に、「研究現場を取り巻く過酷な現状」がある。すなわち、研究者が、研究費を他の研究者と競争して獲得しなければならなくなったことによって、研究水準が上がった一方、競争の激化と成果主義を煽る側面もでてきた。また、研究者のポスト獲得競争も激化し、極端な場合、不正行為につながってしまう。第二に、「研究組織と研究者の問題」がある。今日の競争激化により、研究者の功名心が広がり、研究の社会的責任感が薄れてきていることに加えて、研究者を目指す学生と若手研究者が十分な研究倫理教育を受けていないという深刻な状況がある。それゆえ、各研究機関は意識改革を促しているが、研究機関の自浄作用が働きにくいということも指摘されている。²

研究不正が絶えず起こる社会的な背景は、次の二つに要約されうる。

¹ このことに関しては、ウィリアム・ブロード、ニコラス・ウェイド(牧野賢治訳)『背信の科学者たち』講談社、2014年を参照されたい。

² 科学技術・審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会『研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為報告書—』、2006年、参照。

第一は、科学の急発展と科学者人口の爆発的な増加という時代的要素である。20世紀後半に科学技術が驚くべき発展を果たし、それに伴い科学者人口が増大した。第二は、時代のパラダイムの転換として情報化が進んでいるということである。つまり、社会に普及した情報機器は、研究の道具としての役割を果たしているが、場合によっては研究の不正行為の主たる手段ともなってしまう。例えば、インターネットの普及によって、文献資料の検索が昔よりはるかに簡単になったが、悪用された場合コピーの多発にもつながる。このように、情報化時代においてコンピュータ技術は諸刃の剣のような存在であり、研究活動を強く支える一方、研究不正（ねつ造・改ざん・盗用）の実行を容易にする。

研究とは、人類の英知の発展と深化に寄与し、重要な公共的価値の実現を目指す、崇高な営みである³。しかし、研究不正はそのような営みの基礎を崩すことにつながる。研究不正が増加している現在、研究者の社会的信用は危機に瀕しているといえる。研究不正が社会的問題となっていることを受けて、研究に関わる事件に対応する研究倫理（研究活動にかかわる倫理）が、近年、注目されるようになった。例えば、ドイツでは、2013年に、バート・デウルクハイムで「応用倫理学」研究年会が開催されたが、当年度の応用倫理学の基礎のテーマは研究倫理と定められた。日本では、山崎茂明が『科学者の不正行為：捏造・偽造・盗用』（2002年）において、不正行為の具体的な事例をいくつか紹介している。また、2007年、山崎は『パブリッシュ・オア・ペリッシュ：科学者の発表倫理』において不正行為の防止策として「発表倫理」の確立を呼びかけている。その理由は、研究不正行為に対して科学者の自制や研究機関の自浄作用に頼ることが非現実的だということ

³ 真嶋俊造・奥田太郎・河野哲也『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』慶応塾大学出版社、2015年、1頁参照。

とにある⁴。日本における不正行為への対策として、2013年「CITI Japan (Collaborative Institutional Training Initiative)」というプログラムが文部科学省による支援の下に打ち出された。「CITI Japan」とは多くの専門家の協力を得て、医学研究者・医療関係者や理工系、さらには文系を含む科学研究者の生涯教育を支え、倫理教育の教材を提供しているプログラムである。研究倫理を「学術道徳」と呼ぶ中国においても、近年、「学術道徳」が関心を集めている。例えば、中国の教育部より出された「倫理上の行為に関する声明」に対応する具体策として、2002年に北京大学で学術規範に関する新方針が策定されたことはその一例である。また、中国における研究不正の状況に関して、中国科学院研究員である李真真は、中国は1980年代から科学研究の体制を改革してきたが、研究不正行為の減少が見られず逆に急速に増加していることが社会的な問題となっていると指摘している⁵。研究不正行為への対策に関する一研究として、李素琴・边京京・李淑华は、アメリカの研究者行動規範教育を代表するRCR (Responsible Conduct of Research) 教育プログラムを紹介している⁶。

研究倫理に関わる盛んな議論を通して研究倫理の定義が明瞭になってきた。研究倫理の定義に関しては、米国の定義を援用することが一般的である。すなわち、研究倫理とは、主にねつ造、改ざん、盗用といった不正行為を禁止する倫理的な規則を意味する。ねつ造、改ざん、盗用の三つが代表的な不正行為とされ、それらの英単語 (fabrication, falsification, plagiarism) の頭文字を組み合わせると呼

⁴ 山崎茂明『パブリッシュ・オア・ペリッシュ:科学者の発表倫理』みすず書房、2007年、25頁参照。

⁵ 李真真「转型中的中国科学:科研不端行为及其诱因分析(モデル転換中の中国の科学:科学の不正行為及びその誘因に対する分析)」『科研管理』03期、2004年、137-144頁参照。

⁶ 李素琴・边京京・李淑华「美国研究生负责任研究行为教育最佳实践—RCR教育项目研究(アメリカにおける院生が責任を負う研究行為に関する教育:最善の実践例—RCR教育プログラム研究)」『科研管理』09期、2014年、63-68頁参照。

ばれる。日本では FFP のことを特定不正行為と呼ぶ。さらに、近年の研究倫理に関する議論においては、従来の特定期不正行為以外に、研究不正行為と責任ある研究活動との間のグレーゾーンや、研究計画・遂行・成果発表などに関する倫理問題も討論の対象になっている。例えば、CITI プロジェクトは、FFP 以外の不正行為も扱っており、研究者としての徳目や社会的責任などを理論的に討議・検討した。また、不適切なオーサーシップも FFP 以外の不正行為の一例である。不適切なオーサーシップとは、端的に言えば、実質的には論文に貢献していない人が著者として表示されることを意味する⁷。そして、重複出版、二重投稿、サラム出版といった不適切な出版の問題や、研究費の不適切な利用という問題も不適切な研究行為の例として挙げられる⁸。

第 2 節 本研究の目的

研究倫理に関する先行研究は、研究不正行為に焦点を当て、その定義づけや規則の構築に関する研究成果がますます積み重ねられてきた。しかしながら、研究不正への対策として提起された研究倫理には、不正行為を規制する役割が主に期されているが、厳しすぎる規制からもたらされたいくつかの問題が残り、検討の余地があると考えられる。

まず、不正行為への対策としての研究倫理が果たす、盗用や剽窃を禁止する役割が一方向的に強調される場合、知的所有権が過度に主張される傾向があるという問題がある。そのような傾向を背景として、知的所有権をめぐるその哲学的根拠に関する論争が起こった。その論

⁷ 不適切なオーサーシップ問題の背景として、共同研究による共著者論文の増加という研究環境の変化が挙げられる。そうした変化の中、研究者は、業績数を簡単に増やす方法として、お互いに著者としての表示をギフトしあってきた。こうした不適切なオーサーシップの氾濫を受け、2014 年度学術出版学会セッションの主題は「学術出版におけるオーサーシップ(著者資格)からコントリビューターシップ(寄与者資格)への移行」とされた。コントリビューターシップとは「寄与者資格、著者の寄与内容を透明化すること」を意味し、その目的は不適切なオーサーシップの防止である。

⁸ 黒木登志夫『研究不正 科学者の捏造、改竄、盗用』中央公論新社、2016 年、151 頁参照。

争においては、所有権の基礎がロックの労働所有説にあるのと同様に、知的所有権もそのような基礎を有するという見方が一方にある。他方、知的なものは空間を占めない（占有の無排他性）という理由で、知的所有権はロックの労働所有説によって根拠づけることができないという見方もある。

次に、あまりに厳しく理想的な研究倫理を要請すると、かえって研究者たちはそうした研究倫理を現実の中で実行しづらくなっていくという問題がある。この問題は、かつての科学の価値中立性をめぐる論争にも関連する。科学が社会に大きな影響を与えていなかった時代においては、科学は「科学それ自身のため」のものであり、価値中立とされていたため、研究者は研究に関して特別な倫理を要求されなかった。一方、現代においては、科学が巨大な発展を成し遂げ、研究それ自体の影響も巨大になり、予測されにくくなってきた結果、研究者に対する倫理の要求も高まってきた。例えば、ドイツ研究協会とドイツ科学院の **Leopoldina** は、研究者の倫理性について、「法律に違反しないことにとどまるものではなく、研究者が持っている知識・経験・自由こそは研究者としての法律・義務以上の特殊的責任・倫理である」と、その特別な責任を指摘する。日本の真嶋俊造も、同様に、

研究（研究者が業務として行う学術上の研究）とは、人類の英知の発展と深化に寄与するという重要な公共的価値の実現を目指す、崇高な営みである。研究を行うのは、その道の専門職業人としての研究者（学術機関（大学などの高等教育機関や研究所などの研究機関）に所属し、学術研究に業務としてまたは業務見習い（教育）として関わる者、つまり、職業研究者と学生）である。この点においては、研究者は研究遂行の特権を有しており、それゆえ一般市民よりも高い倫理観を持ち、倫理的に振る舞うことが期待され、またそうすることが求められている。研究を通して人類の

英知の発展と深化に寄与することを社会から付託されており、その要請に応える責任がある。⁹

と、研究者がもつ特権的な自由と課せられるべき高い倫理性を指摘する。しかし、研究倫理は研究者に課される倫理だといっても、研究不正に対する倫理的規制を果たすものであって、研究者としての高い倫理を要請するようなものではないと筆者は考える。それゆえ、科学の価値中立性をめぐる論争を参照しつつ、「研究倫理」と「研究者倫理」の区別を試みたい。

そして、規制の役割を果たす研究倫理は、当然ながら、模倣も規制の対象にしている。よって、研究倫理と模倣の関係が対立関係にあるかのように見える。もし両者が対立関係にあるとするならば、研究倫理は模倣の積極的な効果を否定することになり、模倣に対するマイナスのイメージを深めてしまう。逆に、模倣の積極的な効果のみを主張するならば、模倣が研究倫理と抵触しても、やむを得ないことになってしまう。研究倫理と模倣のそのような対立関係は調停されうるのか問題となる。この問題をめぐって、研究倫理と模倣の関係を考察する必要があるであろう。

本研究は、以上のような問題意識のもと、研究不正の防止に焦点をあてる研究倫理からは読み取れない研究倫理の哲学的意味を、権利概念や正義の視点から明らかにし、さらにそのような哲学的意味を念頭に置きつつ、研究倫理と模倣との関係を再考することを目的とする。そのため、本論文の展開は以下ようになる。

第一章では、現在の情報化社会における倫理がどのように形成されているかを確認するために、日中両国における情報倫理教育の現状を把握することから始める。なぜなら、情報に対する倫理観は、生まれつきのものではなく、教育を受けることによって身に着けるものだから

⁹ 『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』、1頁。

らである。

第二章では、知的所有権に関して考察する。「まなぶ」と「まね」は同じ語源から来ているとされるように、何かを学ぶためには模倣から始めなければならず、いわば学問の基礎は模倣にあるといえる。しかし、人々が知的所有権を過度に主張することは、そのような学問の基礎を破壊することにつながる。そこで、権利意識の史的考察を通して知的所有権に対する主張を改めて検討することにする。

第三章では、科学の価値中立性をめぐる論争を念頭に置きつつ、研究倫理における正義を考察する。その際、研究倫理と研究者倫理は同じものではないが、その区別はどこにあるのか、その区別はどんな意味合いを持つのか、また、知的所有権制度における正義はどこにあるのかという問いに対する解答を、正義という視点から探究する。具体的には、「形式的正義」の概念やロールズにおける「公平としての正義」を手掛かりに考察していく。

第四章では、前章までの「権利」や「正義」という視点からの研究倫理に対する理論上の考察を踏まえ、研究倫理と模倣との関係を検討する。「模倣は創造の母」としばしば言われるように、文化の交流史や国家の発展史において、模倣はきわめて重要な役割を果たしている。例えば、日本の国家の発展史を見ると、模倣は、日本が中国の古代文明から学び自国特有の文化を醸成させてゆく過程において重要な役割を果たした。それゆえ、研究倫理を厳格に捉えすぎると、模倣の積極的な役割を否定してしまう恐れがある。よって、そのような対立関係が調停されうるのかが問題となる。そこで、日中両国における模倣を概観し、情報の財貨化の歴史を振り返りながらその問題を検討する。

第一章 研究倫理に関わる情報倫理教育

第 1 節 情報倫理教育の必要性

1. 情報化社会

社会の発展から見ると、今日我々は「農業の時代」から「工業の時代」をへて、「情報・知識の時代」を迎えたといえる。時代を追ってみると、まず、「農業の時代」における社会の基本は、土地をもとにして作物を生産することであった。その後、18世紀の産業革命における水蒸気機の利用によって、低効率・低技術であった農業に取って代わり、より高い効率化・技術化を特徴とした「工業の時代」が始まった。その時代には、資本設備をもとにしてモノ（製品）を製造・流通させることが社会の基本となった。¹⁰

そして、20世紀後半には「情報・知識の時代」となる。この流れは今日まで続き、コンピュータ・インターネットを活用する情報システムにより、知的財産や様々な知恵やノウハウが創造・共有され、それを活用する社会が実現されようとしている。前時代の機械化が労働の代替を目的としたのに対し、情報化は知的活動の代替を目的とし、この時代の世界はまさに知識集約型の社会構造に変化しようとしているといえる。そして、この「情報・知識の時代」に成立する社会こそが、「情報化社会」と呼ばれるのである。¹¹

では、その「情報化社会」は具体的にいかなる特徴を有するのだろうか。

そこでは、目に言える「物」だけでなく、「情報」それ自体がもつ価値が重視される。たしかに、歴史上、どの社会においても情報の重要

¹⁰ JISA 情報サービス産業協会「情報化社会の進展」、
<http://itjobgate.jisa.or.jp/about/> 参照、2016年1月閲覧。

¹¹ 同上。

性は認識されてきたが、現在の「情報化社会」と呼ばれるわれわれの社会においては、一部の人々に留まらず、その社会を構成する誰しものが情報の重要性を認め、情報に明確な価値を見出しているといえる。この点こそが、「情報化社会」とそうでない社会の大きな違いといえるのではないだろうか。¹²

さらに、この「情報化社会」では、「情報」に価値を見出す社会の基盤もまた変化していく。情報の収集は、昔ならば、人の力、職業的勘、人脈などに依存していたが、今日では、コンピュータの力を借りて行うようになってきている。加えて、産業の多くが情報に依存する今日の社会において、多様な情報を瞬時に共有するために、通信網の構築、整備が必要不可欠となっている。その面から、「情報化社会」は通信網を社会的基盤として成り立つ社会とみることができる。そこでは、一般に極めて高い価値を持っている情報というものが、とりわけその集合体であるデータベースが社会の発展に重要であると認識され、情報化社会の象徴とみなされるのである。¹³

2. 道徳と情報倫理

ここでは、「情報化社会」を支える道徳と情報倫理についてみていきたい。まず、道徳と倫理の概念について述べてみる。

ショセフ・M・キツザによれば、人間が「よりよく生きる」ということは、「人間の生命を維持すること」と「人間の価値を追求すること」にかかわるとされる。人生の価値を追求している過程では、一般に、自己実現を抑圧する苦しみに満ちた状況にありつづけることを望む者はいない。それゆえ、多くの人は苦のない快的で幸福な状態が人生の目的であると信じているといえる。

ただ、幸福になるためには、幸福を作り上げるいくつかの条件を必

¹² 梅本吉彦『情報社会と情報倫理』丸善株式会社、2002年、6頁参照。

¹³ 同上、2頁参照。

要とする。まずは、生存のための最低限の条件として、第一に「命」の維持が不可欠であり、それに加え、「自由」や「財産」などが保障されるべきである。¹⁴とりわけ、「自由」は、外から制約を受けずに自己の選択意志をもつことが保障されるというレベルから、利己心を克服し、自律的に行動するレベルまで段階をもっていると考えられる。そして、後半のレベルに至ると、「道徳」がかかわることになる。「財産」もまた、この「自由」のもとに保障される。さらに、人間の生存にとって必要な条件は、共同体の保持に不可欠な「倫理」や「法」へと拡張される。「法」とは、調整的な正義を実現するための国家レベルでの決まりであり、「財産」を守るためには国家意志を代表し強制力を持つ法が不可欠となる。では、本章の課題とする「情報化社会」にかかわる「道徳」や「倫理」はどう位置づけられるのだろうか。情報化社会における道徳・倫理という概念について、以下、キッザの理解にもとづいて論じていこう。

西洋では、道徳(moral)の語源はラテン語の *mores*(習俗・風習)であり、*mores* は *mos* (習俗) の複数形である。古代ローマ期の哲学者キケロは道徳的生活の経験を通じて、*mores* という語から、国家生活における道徳風習と人々の道徳個性を指す形容詞 *moralis* という語を作り出した。*Morality* はその言葉から派生したものである(私見によれば、西洋での道徳が各個を包む社会風習と個人の品性を指すことは中国古代における道徳が道と徳を指すことに類似する。両者においては、社会的で広範な道徳規則と個人的な道徳規範がつながりを持つからである)。この「道徳」という概念について、キッザは、正しい行動のための規則とし、それは私たちの行動を修正し、コントロールするために用いられるシステムであるともいう。このシステムは、他者への愛、慈しみ、正義への欲求といった徳(virtue)をそなえた道徳的な人間を

¹⁴ ショセフ・M・キッザ(大野正英・永安幸正訳)『IT社会の情報倫理』日本経済評論社、2001年、2頁参照。

作り出し、人々の中に人格を形成する。また、このシステムは人々にとって有徳な行動の標準、すなわち道德標準 (standard) を設定することに加えて、道德規範の遂行を通じて自己を規制し、罪の意識に基づいて自己判断するメカニズムを含むシステムである¹⁵。つまり、個的信念から社会規範にまで包摂される善悪を基準とする、その人や社会に特有な規範規則・心理意識・行動活動の総合といえる。

こうした理解とは別に、マルクスは、道德 (moral) について、人間の社会生活において、経済関係から決定されると考える。つまり、生産力と生産関係という下部構造が、道德を含めた精神・文化領域を規定するものと考えられるのである。

あわせて、「倫理」という概念についても確認しておこう。『デジタル大辞泉』(小学館)によれば、倫理 (ethics) とは人として守り行うべき道、とされる。それは善悪・正邪の判断において普遍的な基準となるものである。¹⁶英語の倫理 ethics の語源はギリシア語エートスで、風俗・慣習を意味する。現在、一般には、道德 (moral) は個人の品性・自覚を評価する場合に利用され、倫理 (ethics) は社会的な規範体系を評価する場合に利用される傾向がある。¹⁷

「道德」と「倫理」の概念を理解した上で、さらに、本章の課題である「情報化社会」の発展と倫理の関係を見ていこう。

情報機器の歴史を見ると、1990年代インターネットが普及した。通信技術が著しい発展を遂げ、当初、科学・軍事などの専門分野での利用に限られてきたインターネットもまた、この時期には一般市民の間にも利用が広がったのである。このような情報機器の普及にあわせて、情報の利用に関する公共性やモラルが問われることになる。それは、まず、計算機専門家向けの「コンピュータ倫理」として始まり、イ

¹⁵ 同上、9頁。

¹⁶ 『デジタル大辞泉』小学館。

¹⁷ 王海明『伦理学原理(倫理学原理)』北京大学出版社、2001年、11頁参照。

インターネットの普及と利用者の拡大に伴い、一般市民に向けた「情報倫理」が必要となっていたという背景がある。¹⁸

従来から、市民の基本的な権利としては、「言論の自由」があり、それが情報発信の権利を保障してきた。情報やメディアに関する倫理は、それに基づいて発展してきたといえる。現在、インターネットの普及とともに、新しい自由が必要となっている。それは「インターネット接続（アクセス）の自由」である。アクセスの自由もまた、人間の尊厳を原則とする個人的な市民権利と社会的な民主原則の接続点に成立することが期待される。¹⁹アクセスの自由は、インターネットのバーチャル世界における言論の自由という権利を保障する基礎となっている。

しかしながら、接続（アクセス）に自由が求められる一方、公共的な規制もまた必要となる。なぜなら、開放性、相互性、バーチャル性といったインターネットの特徴ゆえに、アクセスによるさまざまな問題が生じるからである。つまり、「情報倫理」は、自由の価値を尊重する一方、よりよい生活のため、個人生活および社会における IT 利用に対して制約しなければならない。今日、期待されている「持続可能な発展」のためにも、情報化社会の整備が必要である。なぜなら、情報化社会は人類の技術の発展のために不可欠な健康・安全・エコ・教育・平等・文化・個性といったものに密接なかかわりをもっているからである。²⁰

以上、倫理が「情報化社会」に必要とされるようになった経緯を見てきた。そうした歴史的経緯を理解した上で、さらに「情報倫理」の概念についてより具体的に説明してみたい。

まず、くりかえしになるが、「倫理」について再度、その概念をおさえておこう。「倫理」とは、一般的に、正しく生きるとはどういうこと

¹⁸ *Encyclopedia of applied ethics*, Elsevier Inc, 2012, p.538.

¹⁹ 同上、pp.539-540.

²⁰ 同上。

か、われわれは何をなすべきかを問うことを通して、社会における人間の生き方、人間の諸関係、人間社会の存続、行為の主体としての自己、などの問題に指針を示すものであった²¹。しかし、情報化社会においては、私たちがすでにもつ「倫理」（明文化されたものやされていない慣習も含む）のみでは対応しきれないような新しい問題が見いだされる。そうした問題に対応するために、どのような社会でも妥当しうる新たな「情報倫理」が今日要請されているといえる。²²

では、つぎに、「情報倫理」の概念を確認してみよう。『情報学辞典』（2002年版）によれば、「情報倫理」とは、「情報及び情報関連資源に対する人の行為の規範のことであって、情報の生活活動、消費活動、流通活動、及びそれらの活動に伴って行う情報へのアクセスにおいて適用される」²³、という。「情報倫理」は応用倫理学の一部門である。旧来の倫理学で取り扱われてきた倫理は、人と人との関係における規範であった。情報化社会の今日では、旧来の倫理観では律しきれない問題が多く発生している。それは人と人との関係を越え、人と情報との関係にまで波及する。急速に進展するIT技術は、今まで社会生活に設定されてきた種々の約束事では規制できず、それに代わる「新しい」規範が求められるようになってきた。そうした状況において、まず、情報の専門家たち（学会や職業団体）が情報活用にかかわる行動綱領という形で新しい規範を示し、それへの遵守を情報関連の集団所属メンバーに要請することが行われた。

これらの規範において、特徴的に見られることは次のような観点である。まず、(1) その多くが「倫理」あるいは「行動」の綱領あるいは基準と名付けられているか、それらを併称していることである。そこからは、こうした命名を通じて、情報処理という新しい分野におけ

²¹ 廣瀬英彦『情報の倫理—インターネット時代を生きる』富士書店、2000年、223頁参照。

²² 同上。

²³ 『情報学辞典』弘文堂、2002年、477頁。

る行動の指針を示そうとする意欲がうかがわれる。つぎに、(2) コンピュータ専門家としての責任あるいは義務がその規範には述べられている。ここには、その責任を通して、新しい職業倫理を模索している姿が理解される。さらに、(3) 社会、クライアント、雇用主（勤務先）、及びコンピュータを用いる職業そのものへの義務を明確化している点である。以上の観点は、日本においては、電子情報通信学会や情報処理学会等の倫理綱領に見ることができる。

一方で、今日、ITは情報や通信の専門家だけに限らず、ほとんど全ての人が利用する技術になりつつある。それゆえ、「情報倫理」もまた、社会共通の倫理として拡大普及していくべき段階にいたっている。小中学校の生徒に情報モラルを教える動きはその現れである。²⁴すなわち、「情報倫理」は狭義の「コンピュータ倫理」として始まったが、現在では、コンピュータ倫理を含め、インターネット倫理、ネチケットなど世の中の情報に関わるあらゆる領域（情報空間 *infosphere*）を包括する「マクロ」の情報倫理、つまり広義の「情報倫理」が必要とされているのである。²⁵

今日的な広義の「情報倫理」のうち、本章では、とりわけ、「高等教育機関における情報倫理」について検討を加えていく。それらの検討に先立ち、教育機関における「情報倫理」について少し説明しておこう。

教育現場にかかわる「情報倫理」の問題として、私たちは、知的所有権の侵害、プライバシーの侵害、他のコンピュータへの不正アクセス、データの改ざんや破壊、さらにはわいせつ画像を典型とする有害情報、日々マスコミの報道をにぎわせている電子ネットワークのトラブル等をあげることができる。とりわけ、大学等の高等教育機関における「情報倫理」問題としては、特に、論文のコピー・アンド・ペー

²⁴ 同上。

²⁵ 『IT社会の情報倫理』、285頁参照。

ストなどの知的所有権侵害の問題や有害情報の利用の問題などが注目される。現在、これらの問題は「情報倫理」に関わる人々の焦眉の問題になっている。²⁶

最後に、私立大学情報教育協会による「情報倫理」の定義から、「情報倫理」の規定が個々の人間や社会における調整的役割を担う一方で、倫理的努力が個人に求められるという面をおさえておきたい。ここでの定義によれば、「情報倫理」とは、「情報化社会において、われわれが社会生活を営む上で、他人の権利との衝突を避けるべく、各個人が最低限守るルールである」と定義された上で、「価値観や倫理ないし道徳を規制するものではなく、各人の自主的な判断にもとづいて、自己の内的規制ないしは自己統括に関わる問題である」と規定される。つまり、情報にかかわる社会的な倫理規定は、自己のモラルの意識にねざして形成されることが示されているのである。²⁷このことは、私たちが想像するように、情報倫理はテクノロジーの問題にかかわるテクニカルな規定に終始するものではないことを示唆している。「情報倫理」の問題は、われわれの「よき生」の問題にも直接つながってこざるを得ないのである。少なくとも、現状の「情報倫理」は、情報化がわれわれの生活を豊かにあるいは幸せにしてくれるかどうかについて何も語らないが、今後、より現実をふまえ構築される「情報倫理学」は、こうした根本的な問題にも答えていく必要があると考えられているのである。²⁸こうした自己形成的な情報モラルの育成こそが、実際の教育現場での課題となるものと思われる。

3. 教育と情報倫理

以上のような内容の「情報倫理」は、年齢を問わず、社会に生きる

²⁶ 越智貢「前書き」、越智・土屋・水谷編『情報倫理学—電子ネットワーク社会のエチカー—』ナカニシヤ出版、2000年、1頁参照。

²⁷ 『情報の倫理—インターネット時代を生きる』、223頁参照。

²⁸ 『情報倫理学—電子ネットワーク社会のエチカー』、3頁参照。

ものとして当然に要求されるものである。しかも、初等教育から高等教育を経て、社会人になってもなお修得すべきことである。したがって、それぞれの年齢の段階に応じて適切な教育が必要不可欠になってくるのである。²⁹本章では、情報化社会が到来する以前の歴史を簡単に振り返ることによって、「情報」それ自体の持っている価値が社会の基盤となったという情報化社会の特徴を明らかにした。こうした情報化社会で、従来の「よりよく生きる」「幸福」に関わる日常倫理がインターネットのバーチャル世界へ延長した結果、新たな情報倫理が社会の共通倫理として拡大普及していくことが必要となった。そうした中で、教育現場の対応(情報倫理教育の展開)が重要であると見られている。

では、以下においては、教育現場における情報倫理の内容を理解するために、まず、資本主義社会のモデルとして日本における情報倫理とその教育に関わる規定を取りあげ、その具体的な内容をみていきたい。その際、高等教育における情報倫理を理解するため、日中両国における情報に関する教育を比較・検討していくこととする。

第2節 日本における情報倫理教育

1. 国家による情報倫理教育(1)―小学校

国家レベルの規定として、文部科学省ならびに委託関連機関の「情報モラル教育」の概要を述べていきたい。

まず、文部科学省が、初等教育において、「情報倫理」を推進することになった背景について確認しておこう。そこには、近年、急激な情報化の発展とともに、教育上配慮すべきこととなった「子どもたちのネット事情」がかかわりをもつ。以下に、初・中等学校期の子どもをめぐる「ネット事情」について、「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成29年度)を参照してまとめてみたい。

²⁹ 『情報社会と情報倫理』、5頁。

本調査によると、青少年の82.5%がなんらかの機器でインターネットを利用しており、その利用率は高い。またインターネットの利用内容について言えば、高校生では、コミュニケーション（89.8%）、動画視聴（84.9%）、音楽視聴（83.3%）が上位にあり、中学生では、動画視聴（80.3%）、ゲーム（73.5%）、コミュニケーション（70.4%）が上位にあり、小学生では、ゲーム（77.9%）、動画視聴（63.6%）が上位にある。そして、小学校から高校に上がるにつれ、ネットの使用時間が増えていく傾向も見られる。高校生の約26.1%には、1日に5時間を超える長時間のインターネット利用も見られる。³⁰

さて、国の教育行政において、「情報倫理」という言葉が初めて使われたのはいつなのだろうか。「情報倫理」という言葉が初めて文部科学省で使われたのは、平成8（1996）年度の中央教育審議会第1次答申とされる³¹。しかし、教育現場では、「情報倫理」もしくは「ネチケット」などの倫理的な内容の教育のほか、「個人情報の保護」や「セキュリティの必要性」などの安全教育も必要とされたゆえに、それらを含めた幅のある言葉として「情報モラル」という言葉が使われた。さらに日本の学校教育の根本指針とされる学習指導要領の「高等学校学習指導要領解説情報編」が2000年に発布された。そこにおいては、「情報モラル」の定義がより明確にされた。すなわちそれは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度」³²を意味する。その定義における情報モラルの考え方や態度の主たる内容は次の二点である。一つは、「相手を思いやる気持ち」や「自分の言動（発信）に責任を持つ」などの倫理的な態度（心を磨く領域）である。もう一つは、個人情報の保護やなりすましの危険から身を守るなどといった情報安全の

³⁰ 平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果速報（内閣府）、<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h30/net-jittai/pdf/sokuhou.pdf>、2019年10月閲覧。

³¹ 財団法人コンピュータ教育開発センター（文部科学省委託事業）『情報モラル指導者研修ハンドブック』日本文教出版、2010年、4頁参照。

³² 同上。

考え方（知恵を磨く領域）である³³。これら二領域を相互に関連づけながら、「情報社会を生きる上での正しい判断力」を身に着けることが目指された。この判断力を拠り所としてよりよい情報化社会の創出を目指す実践的な力を育てることが「情報モラルの目標」と規定される。しかも、そうした実践力は情報活用能力の重要な柱の一つとなり、ひいては、新しい学力観である「生きる力」の一角を占める大切な能力とされた。³⁴

急速に進む情報化社会では、ネットワークを介して情報が瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまう可能性や、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくない。そのような情報化の進展の中、具体的に配慮すべきこととして、人権、知的所有権など自他の権利を尊重し情報化社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわりを理解すること、さらに、普及の著しい携帯電話をはじめとする携帯情報通信端末のさまざまな問題に対して地域や家庭との連携を図りつつ情報モラルを身に着けさせることなどが「情報・情報モラル教育」の大きな柱としてすえられた。

さらに、文部科学省は児童生徒に身に着けさせたい情報モラルとして、次の内容をあげている。情報による他者や社会への影響やあるべき社会秩序をふまえ、自分自身の利害を認識させるために出された『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』において、「情報社会の倫理」、「法の理解と遵守」、「安全への知恵」、「情報セキュリティ」、「公共的なネットワーク社会の構築」という5つの内容を示している³⁵。そのガイドにおいて、学齢期に応じた教育内容として、小学校低学年で

³³ 同上。

³⁴ 同上。

³⁵ 社団法人日本教育工学振興会(JAPET)(文部科学省委託事業)『すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド』、2007年、5頁。

は日常モラルの基盤教育、中学年においては情報機器の利用と情報の活用教育、そして高学年以降では情報モラルの具体的な内容が書かれている。とりわけ、高学年では、自分の権利や他人の権利を尊重することについて身の回りの課題から自ら考えさせ理解させた上で、情報社会へ参画する場合の責任や義務、態度に関する内容へと進むことが指導内容として示されている。³⁶このように情報教育には発達段階を考慮して取り組むことが指示されている。そして、日常的なモラル指導の延長の上に、「よさ」と結びつく情報倫理観の形成を図り、最終的には、自分の生き方にねざした道徳を身に着けていくことがめざされる。

以上の内容をふまえて、小学校の段階での情報教育における具体的な目標を最後に『情報モラル指導者研修ハンドブック』から示しておこう。

- ①発信する情報に責任を持つ、②情報社会での行動に責任を持つ、
- ③情報に関する自分や他者の権利を尊重する、④情報社会のルールを知る、⑤情報社会のマナーを守る、⑥情報を正しく安全に利用する、⑦健康に留意して情報機器を活用する、⑧情報社会での危険な面を理解し身を守る、⑨不適切な情報を回避・対応できる、
- ⑩情報セキュリティの基本を知り対応できる、⑪情報社会に対して公共的な意識を持ち対応できる。³⁷

では、続いて、具体的な実践例を挙げながら、小学校教育における情報教育の内容を確認してみよう。

『情報モラル指導者研修ハンドブック』の「モデルカリキュラム表」において、発達の段階や特性に応じた指導内容が示されている。以下、小学校の低学年、中学年、高学年に向けられた情報教育の特徴的な課

³⁶ 同上。

³⁷ 『情報モラル指導者研修ハンドブック』、8頁。

題を示した上で、各教科におけるアプローチの例をあげてみたい。

まず、「倫理的な側面（心を磨く領域）」に関しては、①小学校低学年においては、「主として自分自身に関わること」に焦点が当てられる。具体的には、「心を磨く」こと、つまり、人や物を大切にする心を育てることが重視され、それが将来的に他者の権利を尊重する心につながるものと考えられている。³⁸②中学年では、「主として他の人とのかかわりに関すること」に焦点が当てられる。つまり、自分の情報や他人の情報を大切にすることや、情報の発信や情報をやり取りする際の基本的なルール・マナーを知り、守る指導が求められている。³⁹③高学年では、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」に焦点が当てられる。ここでは、中学年で学んだ情報に関する基礎的なルール・マナーの指導内容の延長として、集団や社会における情報に関する規則やマナーが違反行為の理解とともに学ばれる。道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに、自己の生き方を充実する指導も課されることになる。⁴⁰

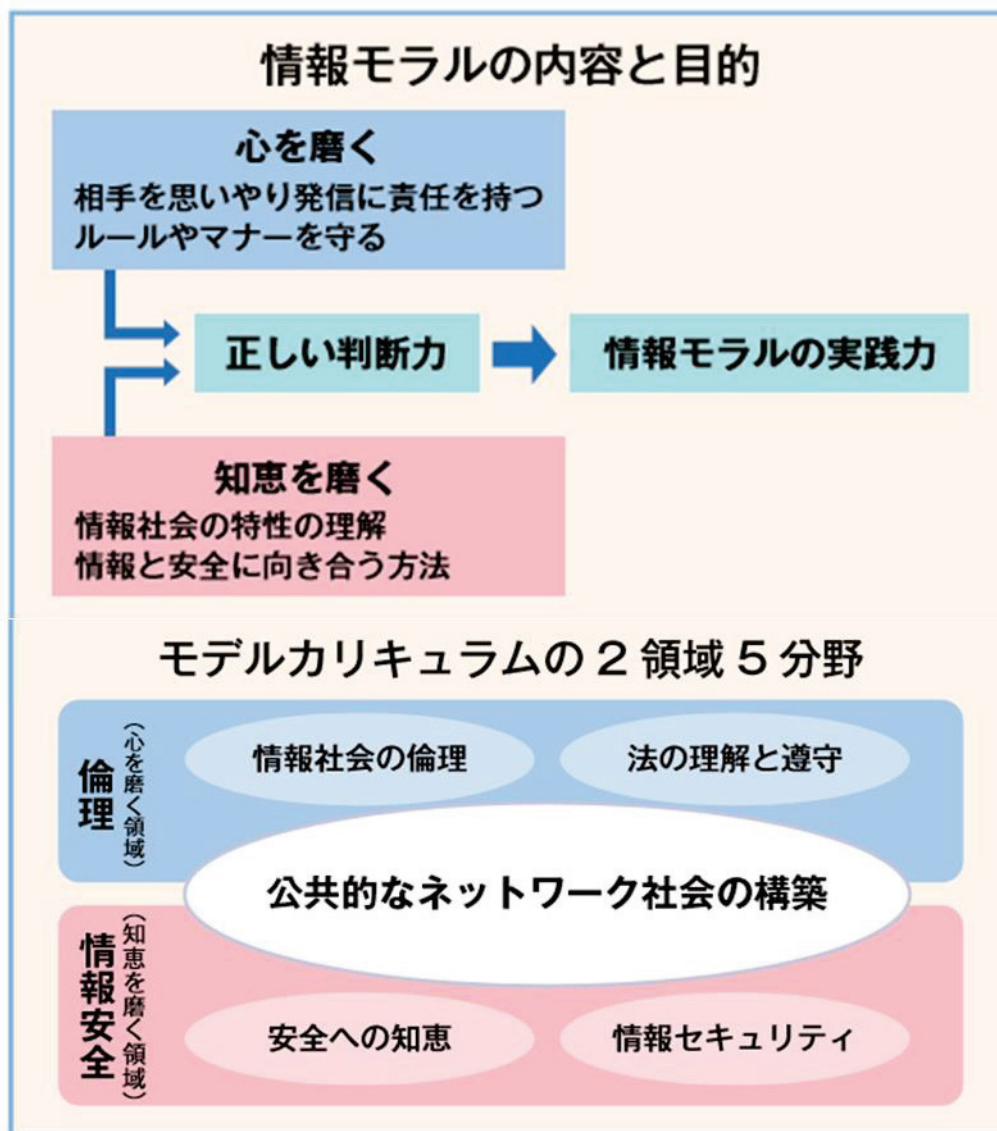
つぎに、「情報安全（知恵を磨く領域）」の側面については、小学校の段階では、情報化社会の有害情報に対して、予測、身を守ることなどの「安全への知恵」「情報セキュリティ」の展開が求められている。児童の発達の段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえた指導に留意し、道徳の時間において情報モラルに関する指導も必要だとしている。指導方法については、教師からの一方的な指導ではなく、生徒達による実際の操作と実感体験も必要とされている。

以上みてきた二つの領域（心を磨く倫理領域と知恵を磨く情報安全領域）のかかわりを図示したものを以下に挙げておく。

³⁸ 同上、8頁参照。

³⁹ 同上、9頁参照。

⁴⁰ 同上。



(図 出典:『情報モラル指導者研修ハンドブック』日本文教出版、2010年、4-5頁)

では、続いて、情報倫理にかかわる各教科の取り組みについてみていきたい。

国語では、言語を中心とした学習活動において、図書館資料・辞典やインターネットなどで情報を利用する際、出典の明示や正しい引用の方法など著作権に留意した指導を行い、さらに、言語以外の情報を検索する際にも、それらを引用する場合や参考にする場合のルールな

どについて指導する⁴¹。また、小学校の低学年では、はがきの書き方、中学年では手紙の正しい書き方、高学年では自分の気持ちを相手に伝える言葉や相手を思いやる表現などの学習が進められるが、その際、電子メールや掲示板での適切な表現などの指導も可能とされている⁴²。社会科では、情報化の進展が国民の生活に大きな影響を及ぼすこと、情報の有効な活用、著作物などに対する正しい取り扱い方、情報化社会における望ましい能力や態度を身に着ける情報モラルなどの指導が必要だと明示された⁴³。生活科では、日常生活における撮影のマナーの指導がなされる。道徳においては、直接に、「情報社会の倫理」、「法の理解と遵守」、「安全への知恵」、「情報セキュリティ」、「公共的なネットワーク社会の構築」、すなわち、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避などネットワーク上のルールやマナーなどを指導すべきだとされている。⁴⁴特に、情報科の新学習指導要領では、小学校での情報科における学習の中で、コンピュータや情報通信ネットワーク、ソフトウェアを活用することが求められた。また、算数、理科、音楽、図画など一見情報モラルと関係なさそうな各科目でも著作権などにかかわる知識を伝える工夫をすることが指示されている。

2. 国家による情報倫理教育(2)―中学校

前出の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、中学生のスマートフォン利用時間が増え、小学生よりも中学生の方がインターネットを頻繁に利用している⁴⁵。こうした状況を踏まえて、中学

⁴¹ 文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm、「教育の情報化に関する手引」作成検討会(第4回)配付資料「教育の情報化に関する手引」検討案 第5章 情報モラル教育)、2019年10月閲覧。

⁴² 同上。

⁴³ 同上。

⁴⁴ 同上。

⁴⁵ 平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果速報(内閣府)、<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h30/net-jittai/pdf/sokuhou.pdf>、

校段階での情報倫理教育の道徳的な目標としては、次のような項目があげられる。

①情報化社会への参画に責任ある態度で臨み、義務を果たす、②情報に関する自分や他者の権利を理解し尊重する、③情報化社会のルール・法律を知り、遵守する、④情報に関する危険を予測し被害を予防する、⑤情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身に着ける、⑥自他の安全や健康を害するような行動を制御できる、⑦情報セキュリティに関する基礎的な知識を身に着ける、⑧情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる、⑨情報化社会の一員として公共的な意識を持ち、適切に判断し行動できる。⁴⁶

また、情報教育を充実するために各教科の指導上注意すべき点として、次のことがあげられる。「情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用」については、「児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に着け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」⁴⁷、さらに、「情報に関する自他の権利の尊重や、情報発信による他人や社会への影響、ネットワークを利用する際のルールやマナーの理解と遵守、情報の真偽の見分け方など教科の学習活動の中で育成すること」⁴⁸があげられる。とりわけ、国語では、「伝え合う力」や「コミュニケーション能力」を身に着けるため、メールのやり取りや掲示板の利用などの際、「相手を思いやる気持ち」「文字の大切さ」「言葉の表現」を学

2019年10月閲覧。

⁴⁶ 『情報モラル指導者研修ハンドブック』、9頁参照。

⁴⁷ 文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm、「教育の情報化に関する手引」作成検討会(第4回)配付資料「教育の情報化に関する手引」検討案 第5章 情報モラル教育)、2019年10月閲覧。

⁴⁸ 同上。

ぶことが進められる⁴⁹。社会・理科・総合的な学習の時間などでは、調べ学習を取り入れることで、正しい情報と間違った情報を区別・選別する方法を学ぶことや、著作権などの知的所有権や肖像権などの個人の権利に学ぶことが提案され、危険情報・有害情報に出会ったときの対処方法の学習も必要とされる⁵⁰。保健体育では、健康管理といった側面に触れ、携帯電話の利用時間や使用頻度、ネット利用の種別などのアンケート調査を実施したり、インターネットによる健康被害について取り上げたりすることが求められる⁵¹。他に、学級指導や郊外学習などを含めた特別活動では、情報モラルに関する内容をスポット的に指導することも推奨されている⁵²。とりわけ今日では、インターネットの普及や携帯電話の利用の増加により、生徒が様々なトラブルに巻き込まれる事例が多発している。そのため、学校での指導だけでなく、家庭や地域との連携が必要となるとされ、学校と家庭と地域が一体となった態勢作りが期待されている。⁵³とりわけ、家庭における情報モラルの教育内容として以下のことがあげられている。

インターネットを利用する際の「パスワード設定の在り方」「なりすましメールの受信拒否」「有害サイトに対するフィルタリング」や、「ネット依存にならないケータイやコンピュータに関するルール作り」や、「ネット情報の真偽についての指導」や、「著作権や個人情報の取り扱いの正しい知識の習得」などが家庭教育において期待されている。

これまで見てきた小中学校の段階における情報倫理の内容と特徴についてまとめてみよう。

まず、初等期では、初期に情報に関する知識と情報倫理を直ちに教えはじめるのではなく、身の回りの人と物に接する大切さ、いわば「心

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ 同上。

⁵¹ 同上。

⁵² 同上。

⁵³ 同上。

を磨く」ことを基盤として、低学年から徐々に年齢と心理の発達に応じて進んでいくことが勧められている。また、情報化社会においては、人として情報に対する積極的な姿勢を示すことが重要視され、そうした姿勢を育成することが強調される。実際、情報化社会において、人は身の回りに満ちている情報の中で媒体の役割を担っている。そこで人の主な役割は情報の受け手と送り手の両方である。情報の受け手としては、情報収集のために機器を活用する方法・技術のほか、その利用のルールとマナーなどをめぐる公的意識の養成、他人への配慮を身に着けることが大事だとされている。そして、高学年になると、情報の送り手として、送る相手の権利尊重・プライバシーの重視といった内容に触れるべきだとされている。こうした段階的な情報教育を通して、情報化社会におけるセキュリティ・安全のための意識と能力を養成し、よくないものも含んだ情報の洪水から身を守るために、正しい情報選別の能力・危険予測の能力を育成していくことが小中学校に一貫する情報教育の特徴といえる。加えて、情報機器の利用に関して、教育上配慮されるべきことは、健康管理である。健康管理のため、情報機器に向かう際の合理的な使用時間が指導され、長時間の作業を避けられない場合は、途中で短い休憩をとること、目を保護することなどが指導される。また、子どもたちが情報機器に接する場所は学校とは限らないため、情報モラル教育は学校だけの仕事ではなく、学校と地域、家庭との連携が非常に重要だとされている。とりわけ、家庭に対しては、子どもがインターネットを使うにあたり、親が情報モラルの観点から、インターネット利用の留意点、ネット情報の真偽などについて指導し、著作権や個人情報の正しい取り扱いの知識を提供するなどの指導が勧められている。

3. 国家による情報倫理教育(3)―高等学校

次に、高等学校の情報教育の内容を見ていきたい。

高等学校では、2003年から始まった普通科の必修教科「情報」や「総合的な学習の時間」で情報モラルの育成指導が開始された。高校段階では、「情報社会に参画する態度」の育成が求められ、それに伴い情報倫理教育の必要性が強調される。こうした指導は、教科外の生徒指導とも連携し、均衡ある人格形成の一翼を担うものとして重視される。高校生の発達段階では、まだ子どもとして甘えていたい時期と大人として扱われる時期が交差するマージナルマン（境界人）として生徒は扱われる。とりわけ、社会的には、一人の人間として主体性が尊重され、心理学的には、自我の確立に向かう時期とみなされる。そういう意味において、高校時代は、社会人一般の基礎素養として情報倫理の教育を行うことの意義がきわめて大きいといえるだろう。こうした状況をふまえ、高等学校の情報科は、中学校の情報教育の発展的な継続として次のように変化してきた。平成20年1月の中央教育審議会答申を受け、共通教科として「情報科」が設定された。さらに、この教科は、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、「情報 A」「情報 B」「情報 C」の内容が再構成され、「社会と情報」「情報の科学」の2科目となった。また、この際に、「教育の情報化」という概念が打ち出された。文部科学省の解説によれば、「教育の情報化」とは、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができる環境を作り出すための情報化を意味し、学校教育と社会教育とに分けられて推進される。「教育の情報化における学校教育」とは、子どもたち一人ひとりの「生きる力」を確実に育成するための「情報活用能力」の育成、ICTの活用による協働型・双方向型の授業革新、校務の情報化による教員の負担の軽減などを推進することをその内容とする。また「教育の情報化における社会教育」とは、知識基盤社会において、自己の充実・啓発やあらゆる生活向上のための生涯学習を促進・サポートするシステムを意味する。そうした学校教育ならびに社会教育は、高等学校の教育と連続する極めて重要な情報教育の一環と

考えられている。それらは、小中学校で学んだ情報倫理を深めるほか、新たに社会人としての指導も加え、生涯学習のための能力育成にもつながるといふ点で重要である。

高等学校学習指導要領における「教育の情報化」に関する内容を具体的に言えば、以下のようなになる。

まず、総則によると、各教科・科目に当たっては、生徒が情報モラルを身に着け、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る⁵⁴とある。このことは小中学校の指導内容と重なっているが、情報倫理教育の中において、小中学校の「情報手段をもちいた倫理教育」と「道徳教育」とを合わせて、より科学的・論理的な思考と判断のもとに展開する指導の枠組みの継続とみなされている。各教科に関して具体的に言えば、国語では、著作権を尊重すること、情報を活用する能力、公正かつ適切に判断する能力や創造的精神を養うことなど、将来において社会人全般の持つべき素養を養うことが期待されている。地理歴史では、地理情報の収集・分析の際には情報通信ネットワークの活用を工夫することが指導される。公民では、情報を活用する学習の際、作業的・体験的な学習を行い、各教科との連携を図りつつ、特定の事項だけに偏らないように配慮しつつ進めることが求められている。数学・理科・保健体育などでも、コンピュータを活用することが勧められている。また芸術では、絵画・音楽などに関する著作権についても学ぶことが求められている。

以上のことから、高校の段階では、外国語・家庭・総合的な学習の時間などを含む全教科において、コンピュータや情報通信ネットワークを活用することが求められているのが分かる。また、小・中学校の段階とは異なり、科学的・論理的な見方や考え方を養い、視野を広げ

⁵⁴ 同上。

ることに比重が置かれている。このように、高校の段階では、情報に関する生徒の能力を育成するために、各教科の連携を重視し、情報の教育を各教科に浸透させることが推進されている。加えて、高等学校には教科としての道徳がないため、知識教養を主体とした倫理教育と、態度教育を主体とした道徳教育を各教科で行われるモラル教育と連動させつつ、情報倫理教育を展開していくことが留意点として指摘されている⁵⁵。

第3節 中国における情報倫理教育

1. 中国における情報倫理教育の現状

(1) 中国におけるインターネットの利用状況

まず、中国におけるインターネットの普及を簡単に振り返ってみたい。中国におけるインターネット普及の歴史は1995年から始まった。その後、1997年までの約2年間はインターネット普及の初期段階とみなされる。いわばインターネットの啓蒙期である。インターネットはこの時期に徐々に国民の視野に入ってきた。しかし、当時まだコンピュータの値段が高額だったので、一般市民はコンピュータを購入することが非常に困難であった。にもかかわらず、一般市民はネットバー（ネットカフェ）を利用することによってインターネットの知識を増やし、インターネットユーザが増加した。その後の1998年から2000年までの二年間には、中国経済の高度成長とともに、インターネット普及の第2の波を迎えた。この時期、インターネットプロバイダを中心とした「インターネット産業」が一定の規模を形成し始めた。続いて、インターネット普及の第3段階が起こる。この2000年以降の発

⁵⁵ 高橋邦夫「高等学校の情報倫理教育」『電子情報通信学会技術研究報告99号』一般社団法人電子情報通信学会、2000年、41頁参照。

展期には、コンピュータの低価格化に伴って、インターネット普及のスピードが加速された。この時期には、伝統産業への影響が非常に強くなり、インターネットが伝統産業に大規模に参入し始め、いわばインターネット経済の時代に入ったといえる。そして、近年、スマートフォン・タブレット端末・軽量化されたノートパソコンなどの普及が進み、それらを通じてインターネットにつながる新たな時代を迎えることになった。

現在の状況を具体的なデータから見てみたい。中国インターネット情報センター（CNNIC）の報告によれば、2019 年上半期における中国のネットユーザ数は昨年 の 8.28 億人を上回って 8.54 億人になった。インターネットの普及率は、2018 年の 59.6%より 1.6%増加して 61.2%となった。さらに、スマートフォンを通じてインターネットを利用するユーザ数は 8.47 億人となり、全体のネットユーザの 99.1%を占める。インターネットの利用時間についていえば、一週間あたりのインターネット利用時間の平均は 27.9 時間で、2018 年より 0.3 時間増加した。⁵⁶

インターネットの利用範囲は広がってゆき、仕事・娯楽・学習のほか、商業・医療・金融・交通・公共サービス面でもインターネットの活用が拡大した。たとえば、アリババグループのネット決済手段であるアリペーはネットショッピングの支払だけでなく、個人間の資金決算、スーパーでの支払、タクシーでの支払、自動販売機での支払に至るまで様々な場面で利用できる。また、銀行に貯金するよりも、アリペーに貯金にした方が、より高い利子を得られるため、今日、急速に利用が拡大している。加えて、同様の機能をカバーする新しい勢力として、通信アプリ WeChat が現れ、アリペーとの競争が激化している。

⁵⁶ 《第 44 次中国互联网络发展状况统计报告》（『第 44 回中国インターネット発展状況の統計報告』）、<http://www.cac.gov.cn/pdf/20190829/44.pdf>、2019 年 10 月閲覧。

次に、青少年のインターネット利用状況についてみていきたい。中国インターネット情報センターは、2015年度の中国における青少年のインターネット利用について調査報告を発表した。これによれば、中国の青少年ネットユーザ数は2.87億人となり、全ネットユーザ中、41.7%を占め、青少年全体の85.3%を占めるに至っている。青少年のインターネット利用の特徴は以下のようなものである。

① 普及率が高い

昨年と比べると、青少年ユーザの数は、新たに1028万人増加し、増加の勢いはまだ強い。特に、農村部の青少年のユーザが大幅に増加し、前年より26%増加した。地域別に見ると、沿海の東部地域はインターネット普及の先行地域であり、青少年のユーザ数が全体の39.3%を占める。しかし、その勢いは若干鈍化し、2015年は、前年よりやや減少した。その結果、青少年のネットユーザ数における中部・西部と東部のあいだの地域格差が縮まってきたといえる。

② 娯楽中心のインターネット利用

インターネット利用の内容は、ゲームをすることが一番多く、そのほかには、小説を読むこと、ビデオを観ること、音楽を聴くことなど娯楽のための利用が多くを占める。ネットショッピングについては、大学生によるネットショッピングの利用が目立ち、利用者数は大学生ネットユーザ全体の89.1%を占めている。

③ 二次元文化の拡大

架空の世界観に基づく二次元文化は、インターネットの普及に伴い、青少年の間に急速に広がっていることが指摘されている。

④ ネットバーの利用の減少

未成年がネットバーに行く割合が2014年よりさらに0.2%減少している。スマートフォンの普及に伴い、ネットバーの利用は昔より減少している。

⑤ セキュリティに対する意識の低さ

青少年はインターネットに対する信頼感・依存度合が高く、セキュリティの意識が低いという特徴がみられ、この点は情報モラルの観点から注目すべきことである。⁵⁷

(2) 情報教育の事例

最初に、初・中等学校における情報技術課程を見ていきたい。

まず、中国における情報教育に関する公的発言は、1984年に出された、鄧小平氏による、「コンピュータの普及は子供たちから行う（計算機普及要从娃娃抓起）」（『走向世界的中国（世界へ向かう中国）』1999）という指示にみられる。こうした方針を受け、2000年には、国家教育部が『中小学校情報技術課程指導綱領（試行）』を公表した。この中で、すべての高等学校と、施設などの条件を完備できる小中学校に対して、情報技術課程を開設することが要求された。また、この情報技術課程では、生徒の心身の発達に応じて、情報に関する創造力・実践能力など情報化社会において必要な素質を涵養することが目標とされた。

そこでの具体的な目標は、次のようなものである。小学生の段階では、情報化社会のことを身近な生活を通して知ることから始め、情報機器に対する興味を持たせる。また、大人の指導の下に、情報を得ることができ、情報に対する責任意識を持たせる。続いて、中学生の段階では、情報化社会において、情報とその機器の発展・変化がどのように生活面・学習面・仕事面に影響をもたらすかを知らせる。さらに、この段階では、自主的な情報機器の利用を通して、学習のための情報収集活動の仕方と得た情報の活用方法について教えるべきことが指摘されている。また、新たな指導目標として、大人の指導の下に正しい情報を識別できる能力の育成、知的所有権法などの法律を尊重して責

⁵⁷ 2015年中国青少年上网行为调查报告（2015年中国における青少年ネット行為調査の報告）

http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzxbg/qsnbg/201608/t20160812_54425.htm、2019年10月閲覧。

任を持って情報を利用する能力の育成が加えられている。高校生の段階では、小中校の段階より、情報に対する意識をさらに深めることが求められる。自主的に情報を活用する能力や実践する能力、他人と協力して情報の制作・伝達をする能力を養い始めることが要求されている。自分で情報を分別できることや、科学的な態度を樹立し、情報化社会において自覚的に道徳・法律を尊重する姿勢でもって情報化社会に参画することが求められている。⁵⁸このように、小学校から中学校を経て高等学校に至るまで指導が深まっていくような指導原則が明らかにされている。生徒の成長とともに、社会における個人の義務や責任の意識も強く要求され、そこに法律・道徳・倫理が相互連関的に教えられていくことになる。

2003年には、『高等学校技術課程標準』が発表され、これによって新たに、不良情報（有害情報）への対応、ネット交流に対する安全意識の育成、インターネット利用における情報倫理、といった内容が加わった。情報セキュリティの面では、自分を守るための個人情報の保護や、ウィルスの防止、コンピュータ犯罪などに関する指導が求められている。また、健康管理について、心身のリズムを配慮しつつ理性的にインターネットを使う習慣をつけることが勧められている。⁵⁹

さらに、続けて、『高等学校情報技術課程』が発表された。この教育課程は、必修部分と選択部分とに分かれている。必修部分と選択部分の単位はそれぞれ2単位である。つまり、高校卒業の一条件として、情報技術に関する単位を4単位取らなければならないとされた。必修部分と選択部分の中で、とくに必修部分は「情報技術基礎」と呼ばれる。この教科は、高校1年次に開設されており、中学校の情報科目と

⁵⁸ 中華人民共和国教育部

http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_445/200503/6319.html

2016年4月閲覧。

⁵⁹ 中華人民共和国教育部『普通高等学校技術課程標準(試験)』北京・人民教育出版社、2003年、17頁。

の連携を強く保つものの、やや専門的な傾向をもち、高校 2 年次に選択によって進められる専門教育の「基礎」部分に位置づけられる。内容としては、生徒に情報に関する教養を与え、情報活用の実践を行い、情報化社会に相応しい価値観や責任感を養わせることを目的としている。

この必修部分としての「情報技術基礎」に対し、選択部分は「アルゴリズムとプログラム設計」、「マルチメディア技術」、「ネットワーク技術」、「データ管理技術」、「人工知能予備」の五科目で構成され、いずれも 2 単位である。これら選択科目は、高校 2 年次で開設され、最新の技術を紹介する一方、発展しつつある技術をいかに社会生活で運用するかを中心に指導されることになっている。⁶⁰

以上のように、情報に関する科目の設置は、全生徒にとって必要な情報基礎知識を教える必修部分と、専門分野を深く触れたいと考える生徒たちに提供される選択部分で構成される。とりわけ、選択部分では、生徒一人ひとりの個性が尊重され、生徒自身の興味を持った分野に集中することが許されている。⁶¹

さらに、新しい情勢に対応するために、『高等学校技術課程標準』が最新版『普通高校通用技術科標準(試行)』として刷新された。前版と比較してみると、試行版では、①生徒たちの操作体験を重視した実践性、②各教科を関連させた総合性、③生徒たちの独創性を引き出す創造性、④科学と人文学の融合性、といった四つの視点が課程の性質として強調されている。さらに、この課程の性質に沿う形で、教育目標が次のように規定されている。

- ① 生徒を技術世界に適合させ、情報化社会に適応する能力を高める。
- ② 生徒の創造的な意欲を刺激し、創造的精神を養う。

⁶⁰ 李艺・朱彩兰・董玉琦「普通高中信息技术课程标准及其研制概述（普通高校に情報技術科標準及び設定概要）」『中国電化教育』07 期、2003 年、15 頁参照。

⁶¹ 同上。

- ③ 脳だけでなく手を働かせて実践能力を発展させる。
- ④ 生徒たちの文化に対する理解を深めさせ、交流と表現の能力を向上させる。
- ⑤ 学習方式を改善し、それを生涯学習へと適用させる。

この新たな『通用技術科標準』は、新「通用技術課程」を示している。この新課程は、2つの必修内容と7つの選択内容という9つの部分から構成されている。必修内容は、「技術と設計1」及び「技術と設計2」で、これらの単位の取得は高校卒業の条件でもあり、これらの2つの科目の内容はプログレッシブな関係になっている。これらの内容は、前版同様、義務教育である中学校との連結が強く意識され、2年次の専門選択科目の基礎に置かれ、情報の素養を育成することに重点が置かれている。加えて、新版では、より具体的な内容で構成され、選択科目が7科目となった。科目名は、「電子コントロール技術」、「建築及び設計」、「簡易なロボット製作」、「現代農業技術」、「家政及び生活技術」、「服装及び設計」、「自動車運転及びメンテナンス」で、いずれも2単位科目である。このように新版では、前版と比べ、選択科目において産業分野別の最新の技術を紹介する一方、その発展しつつある技術をいかに社会生活で運用していくかが指導の中心に据えられた。⁶² これら中等教育の実際や変化に見られるように、この情報教育を通して進められる「基礎知識」「実践的・応用的技術」「情報モラル」の育成・指導は、中国における情報化社会の深化と歩調を合わせるものといえる。

以上のように、初・中・高等学校での情報教育の課程設置を見ると、中国の教育部門が、進歩する情報化社会において情報教育への先見性を持ち、生徒たちに情報機器に対する専門的な指導指針を早めに打ち出していったことが理解される。そして、こういった指導指針に基づき、生徒たちに情報機器の知識を授け、活用させることが指導の中心

⁶² 『普通高等学校通用技術課程標準(試験)』、68頁参照。

となっていた。それゆえ、授業の大半が実践的であり、パソコンなどの情報機器といったハード面に焦点化され、ソフト面や情報化社会をモラルの面で支える情報倫理への指導が不十分なまま進められていることも問題といえるだろう。つまり中国における情報教育では、情報技術の指導に偏り、情報倫理への指導が不足している点が欠陥であるということである。

続いて、教育課程を定める国家機構教育部における情報化社会に向けた課題について述べていきたい。

教育部では、2002年2月、全国教育科学「十五」計画において、「社会情報化の傾向性に伴った学校道徳育成行動の研究」を重要課題として正式的に立案し、2009年3月まで取り組みを進めて行った。ここで課題とされたことは、生徒のインターネット利用に関する以下の点である。

- ① 生徒たちは、主に娯楽のためにインターネットを使う。学業のために資料を調べるのではなく、娯楽番組・映画・音楽を鑑賞したり、小説を読んだりすることが主な目的となっている。
- ② 生徒たちは、ネットゲームに夢中になっている。大多数の生徒がネットゲームをやっていることを認め、中には長時間をゲームに費やし夢中になっている生徒もいることが明らかになった。
- ③ 70%以上の生徒がインターネットを通じて、チャットをしている。
- ④ インターネットを学習の補助として使うことが期待されている。なぜならば、生徒はインターネットを通じて新しい情報を入手することによって自分の知識を更新できることが調査から分かっているためである。
- ⑤ 生徒たちは好奇心が強いため、ポルノなどのネットサイトにアクセスしたり、ポルノ小説を読んだりすることがあり、留意すべきである。こうした不健全な情報は、生徒たちの精神に悪い影響を

与えるので、対策が必要とされる。⁶³

以上の点を考慮したうえで、教育部は、小学生の段階をインターネット生活へのきわめて重要な誘導期とみなすが、とりわけ、小学校高学年生と中学生の段階は上記のような状況が見られるため、インターネット生活の危機期とみなすべきだと考えている。それゆえ、このような状況に対応するためには、小学生の段階でのインターネット利用に対する情報倫理の指導が不可欠であり、このことが喫緊の課題といえるだろう。

では、高等教育機関（大学）における対応について王宪洪らの著作を参考に見ていきたい⁶⁴。まず、高等教育機関における「学術」の原義を確認しておこう。中国近代の有名な教育家蔡元培によれば、「学術」とは、「理を学習し、術を運用すること」「学は基本、術は補充」であるとされる。次に、この「学術」の原義をふまえて、高等教育における倫理（情報倫理・科学倫理を含む研究者倫理）に関する国家レベルの規定を述べていきたい。

2004年6月、教育部は、「理」と「術」にかかわる道徳的修得に向け、高等教育機関の哲学社会科学における研究活動の道徳の構築、学術の自由・交流の保障、学術の促進のために、専門的な社会科学委員会を設置し、「高等学校哲学社会科学研究学术规范（试行）（高等教育機関の哲学社会科学における学術規範（試行）」を公表した。この規範の対象は、とりわけ、「大学（中国では日本の大学院を含む）」のうち、哲学・社会学のマスターとドクターの学生であり、専門的な学術の修得にかかわる研究者倫理の育成としてスタートしたことが理解される。さらに、高等教育機関における学術道徳の構築に向け、2006年5月、教育部は「关于树立社会主义荣辱观，进一步加强学术道德建设的意见（社会主義的な

⁶³ 学校德育跟进社会网络化趋势的行动研究(社会の情報化に伴う学校での德育行動研究)

http://www.nies.net.cn/ky/qgijyghkt/cgbg/dy/201203/t20120319_302419.html、2019年10月閲覧。

⁶⁴ 王宪洪・王玉玖・吴淑娟『网络学术信息资源与大学生利用研究(インターネット学術情報資源及び大学生利用に対する研究)』中国財政経済出版社、2014年。

栄辱感を身に着け、さらに学術道德の構築を強化する意見)」を公表した。この「意見書」は、学術の自律及び研究の質向上、学術管理の規範化を目指すことを謳い、これに基づき新たに「学習・文化建設委員会」が設置された。

さらに、2009年3月、学術不正を罰するため、教育部は「关于严肃处理高等学校学术不端行为的通知（高等教育機構における学術不正行為を厳罰に処する通知）」を公表した。また、同年6月、「高校人文社会科学学术规范指南（高等教育機構における人文社会学学術規範ガイドブック）」が発行され、初めて学術の交流・革新・発展に関する手引きが出された。

続く2010年2月には、国务院学位委員会が「关于在学位授予工作中加强学术道德和学术规范建设的意见（学位授与における学術道德及び学術規範構築に対する意見）」を打ち出した。この意見は、各大学に学術遂行に関わる道德的な規則・管理制度を創設し、よりよい学習環境の整備・維持を進め、学位授与を通して優れた人材育成を目指すことを要求する。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、近年、学術不正行為の勢いが目立つようになり、そうした背景を受け、2011年、中国科学協会と教育部が共同で、「关于开展科学道德和学风建设宣讲教育活动的通知（科学道德及び学術文化の宣伝教育活動の推進に関する通知）」を公表した。この通知は、あらゆる大学（日本の大学院に該当）が、科学道德と学術文化の教育を推進するため、新入生に対して、主に「科学精神」「科学倫理」「科学規範」について理解させるとともに、これらに関する講義に参加させることを要求した。さらに、こうした条件の完備した大学については、マスターとドクターの学生に加え、高学年の学部生と大学の若手講師にまで規範の育成範囲を広げていくことが勧められている。そして、高等教育機関における研究倫理の徹底に向け、さらに、同年12月、新たに「关于切实加强和改进高等学校学风建设的实施意见

(高等教育機関における学術文化の建設・改善を着実に実施する意見)」や、2012年11月、「学位论文作假行为处理办法（学位卒業論文の不正に対する処分の規則）」が教育部によって公表されている。

以上のように、国家機構教育部は最初の哲学社会学における学術規定の設定から、徐々に大学全科へとその適用を広げていっている。学術文化の建設への提案からスタートしたこの取り組みは、高等教育機関の学術道德の構築を経て、知的所有権への配慮のもと学術不正行為に対する処罰を定めるに至った。研究者倫理や情報倫理の確立は、次第に高等教育の重要な課題となりつつある。

これらの中央政府の指針を受け、大学側の対応も積極的になっていく。教育部の発表に先立つ2002年には、中国科学技術大学がマスター・ドクターコースの学術活動に対して、学術道德を保つことや、学術不正行為を行った者に対する処罰などの規定を明確化した「研究生学术道德规范管理条例（院生学術道德規範管理条例）」を提出し実施に移した。同様の規定は2004年の教育部の発表以降では、2006年の浙江大学における「浙江大学人文社科类研究生学术规范（浙江大学人文社会学の院生に向けた学術規範）」、2007年の北京大学による「北京大学研究生基本学术规范（北京大学院生基本学術規範）」に見られる。また、2004年には北京大学化学学部が大学院生を対象に「学术道德规范与科技论文写作（学術規範を重視した科学論文の作成課程）」を開設した。2006年には四川大学もまた大学院生に向け、論文の盗用などの学術不正行為を防ぐため、「学术道德与学术规范（学術道德と学術規範）」という必修科目を開設した。さらに、2009年には、中国政法大学が「学位论文学术规范审核办法（学位論文の学術審査の方法）」を発表し、論文の盗用などの学術不正行為に対する明確な処罰を規定した。

以上のように、2002年以降、マスター・ドクターコースをもつ大学は独自に大学院生に向けた研究倫理を規定し始めていったことが分かる。さらに、2011年には、国家教育部が「科学道德和学风建设宣讲教

育活動（科学道徳及び学術文化の教育活動を行う通知）」という指針を出すに及び、数多くの大学院が学術文化の建設及び学術不正行為の防止へ力を入れ始めていくことになる。そして、その年の11月に、厦門大学が、学生における情報・研究モラルの習得のため、院生学術規範オンラインシステムを使い始めた。学生が履修登録をする前に、学術規範の知識を得るためにこのシステムを必ず受講しなければならない、受講しないと履修登録できない仕組みとなっている。

ただし、以上のような大学での対応は主に大学院生を対象としたものがほとんどであり、大学で最も多い人数を占める学部生に対する取り組みは少ないことが分かっている。また、教育部の学術規範に関する指針を学生便覧の付録として学生に配布している大学もみられるが、学生に対してこの付録を読む指導は徹底されておらず、閲覧率自体低いのが現実といえる。

（3）国家の政策について

情報化社会の発展とともに、国家レベルの政策も徐々に打ち出されている。

2001年1月、中共（中国共産党）中央事務庁は、国務院と共同で「新たな情勢に適する小中学校の道徳教育指導を強化する意見について」を発表した。この意見において、現在、小中学校の道徳教育指導が焦眉の課題となっており、緊迫感および責任感を持って展開すべきだと指摘されている。また、小中学校の道徳教育に際して、より効率的な指導が求められ、教師たち自身（特に生徒の道徳指導を担う教師）への指導が要求されたことに加え、社会各界の連携を強めることで青少年の成長をサポートできる環境を作り出すことが求められている。道徳教育は学校内の取り組みのみでは不十分とされ、学校の外での取り組みと協調して進めることの重要性が強調されている。具体的には、科学技術館・博物館などの文化施設を充実させ、生徒向けのイベント

を積極的に開催することや、新聞・雑誌・テレビなど公共のメディアを通じて、より正しい価値観をアピールすることや、文化・公安・工商行政部門などの部門間の協力のもと、ネットバー、ゲームセンターなどの娯楽施設の管理を強化することや、ポルノの内容を規制し未成年に見せない対策をとることなどが求められている。

また、各工会（労働組合）・共青团（共産主義青年団）などの民間団体は、家庭での道徳指導を積極的に行うことを勧めている。⁶⁵さらに、同年11月、教育部・文化部・中国青少年ネットワーク協会などの9団体は、「全国青少年ネットワーク文明公約」を公布した。その内容は以下のようなものである。

“要善于网上学习，不浏览不良信息。要诚实友好交流，不侮辱欺诈他人。要增强自护意识，不随意约会网友。要维护网络安全，不破坏网络秩序。要有益身心健康，不沉溺虚拟时空。”⁶⁶（訳：「ネットを通じて学習内容の要点を理解し、有害情報に目を向けない。誠実に友好的に人と交流し、他人をだましたり、辱めを与えたりしない。自分を守る意識を強め、ネットフレンドとは容易に会わない。ネットでの安全を維持し、秩序を壊さない。身心の健康を守り、バーチャルなネット世界に夢中にならない。」）

さらに、2004年4月には、中国中央国務院が、未成年者の思想・道徳形成の在り方を改善する意見を公表している。この「意見」において、未成年者の思想・道徳の指導が教育上、重要な位置をしめるべきだと強調された。具体的には、小中学校の指導を第一に優先し、学校現場では様々な道徳教育のための活動を行い、地域社会と家庭も、道徳の育成に大きな役割を果たすべきことが求められた。いずれに対し

⁶⁵ 中華人民共和国教育部

http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_32/201001/81962.htm、2019年10月閲覧。

⁶⁶ 《全国青少年网络文明公约》正式发布(全国青少年インターネット文明公約)
<http://news.sina.com.cn/c/2001-11-23/405885.html>、2019年10月閲覧。

ても、未成年者がより健康的に成長できる社会環境を着実に構築するような行動が勧められている。⁶⁷

続く 2006 年 6 月 15 日には、「中国青少年緑のネットワーク共同委員会」が「“中国青少年绿色网络宣言”发布（中国青少年緑のネットワーク宣言）」を発表した。文明、権利、安全、創造と秩序をテーマとしたこの宣言により、ネット世界が青少年たちの新たな交流の領域や新しい知識を学ぶ場所と見なされた。そして、この宣言では、青少年たちが礼儀正しく誠実に助け合うなかでネット交流を行うべきだと提唱されている。そして、ネットにおける良い道徳的環境を維持するために、中国の伝統文化、美德や儒学の良い思想部分を発揚していくべきことが提言されている。ネット上の権利意識を深める一方、ネットに関する法律・法規の完備と行政管理の強化などの提言も打ち出された。⁶⁸

さらに、2009 年 5 月には、通信に関する国際会議が開催された。工信部（中華人民共和国工業及び情報化部）はこの大会の開催に歩調を合わせ、子どもたちのために通信業者に対して 5 つの対策要求を公表した。すなわち、通信業者に、①インターネットの監視と管理の強化、②安全への責任の明確化、③インターネット環境の浄化、④有害情報の隔離・フィルタリングの強化、⑤情報安全意識の普及・教育活動の強化、が要求された。工信部の他の提言には、社会全体のインターネットセキュリティ意識の向上、インターネット利用の際の自律意識の向上や青少年に対するインターネット学習指導などの内容が含まれている。⁶⁹

⁶⁷ 《中共中央国务院关于进一步加强和改进未成年人思想道德建设的若干意见》发布（「中国共産党中央国務院による未成年者の思想道德建設をさらに改善・強化する建設にたいする若干意見」公表）

<http://www.people.com.cn/GB/paper39/11612/1046675.html>、2019 年 10 月閲覧。

⁶⁸ China daily “中国青少年绿色网络宣言”发布（『中国青少年緑のネットワーク宣言』公表）http://www.chinadaily.com.cn/hqkx/2006-06/16/content_620266.htm、2019 年 10 月閲覧。

⁶⁹ 中華人民共和国工業及び情報化部「工信部：五项措施保障儿童网上安全（工信部：児童ネットセキュリティ保障のための五つ措置）」『中小学信息技术教育（小中学

翌 2010 年 1 月に、教育部は「教育部关于加强中小学网络道德教育抵制网络不良信息的通知(小中学校の情報倫理(インターネットモラル)教育における有害情報のレジスト強化に関する通知)」を公表した。この通知は、初・中等教育における情報倫理にかかわる初めての正式な通知として各省・自治区に配布された。通知の主な内容は次の 5 つである。すなわち、①インターネットに関する道德教育の強化、②インターネットに関する法律・法規教育の強化、③インターネットに関する良い環境づくりの強化、④インターネットに対する正しいガイドラインの強化、⑤学校と家庭との連携の強化である。⁷⁰

そして、2015 年 6 月 1 日からの一週間は、「中国国家ネットワーク安全を宣伝する週」として、ネットワークに関するイベントが開催された。「安全なネットワークを構築し、文明的なネットワークをシェアしよう」というスローガンが提示され、青少年を主な対象とした情報についての様々な教育・宣伝活動が展開された。たとえば、北京航空航天大学では「キャンパスでネットワークのセキュリティ上の知識を伝達する」という活動が行われた。また、中国科学技術館においては「未来に勝とう—青少年ネットワーク安全連合としての行動」「青少年たちにネットワークセキュリティを普及」といったスローガンが謳われ、教育基地の除幕式などのイベントが開催された。さらに、各学校・コミュニティ・政府機構・企業においても、「ネットワークセキュリティの知識普及」に向けた活動がこの一週間の間に盛り上がりを見せた。⁷¹続く 2016 年 3 月には、中国国家ネットワークが安全を宣伝するイベントを、年一回、九月の第三週に行うことが決定された。この決定以

校情報技術教育)』第 6 期、2009 年、41 頁。

⁷⁰ 中華人民共和国教育部、教育部关于加强中小学网络道德教育抵制网络不良信息的通知(小中学校の情報倫理(インターネットモラル)教育における不良情報のレジスト強化に関する通知) http://www.gov.cn/zwggk/2010-01/22/content_1516995.htm、2019 年 10 月閲覧。

⁷¹ 第二届全国网络安全宣传周启动(中国国家ネットワーク安全を宣伝する週がスタート)、新華ネット <http://wlaqz.cac.gov.cn/>、2019 年 10 月閲覧。

降、国家ネットワークのセキュリティイベントは、全国統一の恒例行事となっている。⁷²

以上のように、情報化社会の発展に合わせ、情報機器とインターネットが国民の間に普及しつつあり、それに伴って、中国政府はネットワークに関心を深く示し、いろいろな政策を打ち出している。この政策の特徴を整理すると、以下のようになる。

- ① インターネットユーザの中でも、未来の国家の発展を担う生徒あるいは青少年への指導を中心に対策が立てられた。
- ② インターネット事業者、学校、家庭はもちろん、社会における各民間団体、各メディアも青少年のよりよく成長できる社会環境・ネットワーク環境を作りだし、また維持することが呼びかけられている。いわば、社会全体の力を借り、青少年の健康的な成長を目指している。
- ③ 近年、ネットワークにかかわるイベントの開催、中央政府からの通知がより頻繁的になってきたことは中国政府がインターネットの整備への関心をより強めてきたことを意味すると考えられる。
- ④ インターネットへの配慮は、主に安全・セキュリティ面に向けられ、情報モラル・情報倫理へのアピールは遅れ、2010年になってはじめて見られる。今後、情報倫理への関心が社会の注目を集められるかどうかに関しては、いまだ疑問の余地があるといえるだろう。

2. 中国における情報倫理教育の問題

⁷² 国家网络安全宣传周活动将于每年9月第三周举行(中国国家ネットワークが安全を宣伝するイベント週が九月の第三週に年一回開催される)
http://www.cac.gov.cn/2016-03/25/c_1118446164.htm、2019年10月閲覧。

(1) 地域格差—とりわけ農村と都市のあいだの格差

ここでは、中国における情報倫理教育にかかわる地域格差の問題点を述べてみたい。

現在の中国の状況をみるかぎり、情報機器の普及に関して、各地域間の格差、とりわけ農村と都市のあいだの格差が大きいという現実がある。中国ネットワーク情報センターの統計によれば、2019年6月の段階で、中国農村部のネットユーザ数は2.25億人となり、ネットユーザ数全体の26.3%を占めるに至るが、前年と比べると伸び率は鈍化し、0.4%の低下となった。低下の主要原因は、各地域の経済発展が不均等なことにある。なかでも、東部沿岸地域は急激な経済発展により生活水準が高くなり、コンピュータ・スマートフォンなどの情報機器の普及もまた急速に進んでいる。一方、農村の都市化も進んでいるが、農村部への情報機器普及は遅々として進まず、農村部の高齢者をネットユーザにすることの困難さが見てとれる。

しかし、一方で、農村部のネットユーザはネットトラブルに巻き込まれにくい傾向が見られる。例えば、「トロイの木馬」等のウィルス感染率が、都市部より農村部の方が低く、ネット詐欺被害の比率も低い。原因は、農村部のインターネット利用率が低く、セキュリティにかかわる事件に遭遇する可能性が低いことにある。だが、農村部のネットユーザは、インターネットの安全性を過信している面があり、防犯意識が低いため、例えばウィルスに感染したら、セキュリティの崩壊も急速に進行し、悲惨な結果になる可能性が高いことも指摘されている。したがって、現在、農村部へのインターネットセキュリティの教育の強化が非常に重要な課題となっていると指摘されている。

農村部では、都市部と比べてネットショッピングを利用しない傾向があるが、その理由としてネットユーザがインターネットショッピングやアリペーなどのネット決済に対していまだ信頼を置いていないことがあげられる。このことは農村部におけるインターネットの普及を

妨げ、農村部でのネットワークビジネス・金融の発展に悪い影響を与えていると判断されており、今後の発展のポイントとなると考えられている。

(2) 青少年のネット中毒問題

ここでは、青少年のネット中毒の現状について述べてみたい。

1996年、アメリカの心理学者 Ivan Goldberg は初めて「ネット中毒 (Internet Addiction Disorder, IAD)」という概念を提出した。すなわち、ネットを過度に利用することによって、学業、仕事、社会、家庭などに対する身心の機能が弱まるということである。中国では、WHO (世界保健機関) による“addiction”の定義を基に、「ネット中毒」が次のように定義されている。すなわち、麻薬などの薬物による病的な嗜癖や依存状態と類似しており、ネットの利用から得た満足感による精神上的依存や欲望が自制できないため、ネットを利用し続ける状態である。この状態は周期的に起こり、あるいは慢性的な状態になるとされる。インターネット依存者は、インターネットに明確な目的もなしに接続し、漠然と利用し続けるのである。⁷³

中国では、以下の三つがネット中毒の特徴として挙げられている。

- ① 現実よりネット世界のほうが居心地よく感じられる状態になること。
- ② ネットに接続できない場合、イライラしたり、落ち込んだりする状態になること。
- ③ 身近な人に自分のネット利用時間を隠すこと。

これらの一つに該当すれば、ネット中毒に陥っているとされる。⁷⁴

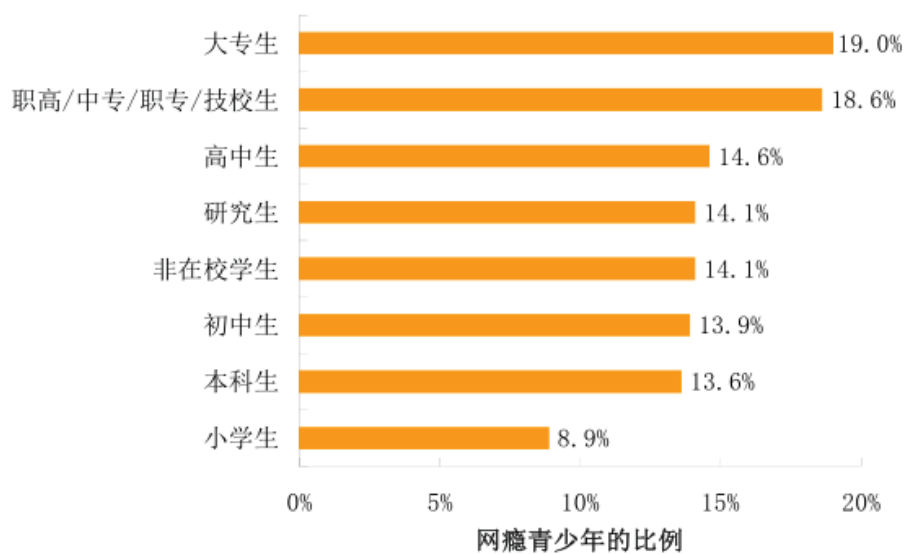
⁷³ 馬慶国・戴坤懿・王小毅「网癮概念的定義研究(ネット中毒の概念・定義の研究)」『管理工程学報』第2期、2006年、152-153頁。

⁷⁴ 最新報告称中国城市“网癮青少年”超2400万(最新の報告により、中国都市部の青少年ネット中毒者の数瓦2400万人を超えた)

<http://china.huanqiu.com/roll/2010-02/708761.html>、2019年10月閲覧。

さらに、中国青少年ネット協会が 2010 年に発表した「2009 年青少年網癮調査報告（2009 年中国青少年ネット中毒の調査報告）」によれば、中国の都市部の青少年ネットユーザの中で、ネット中毒者の数は 2404.2 万人となり、全体の 14.1%を占めている。また、都市部の青少年ネット中毒者と農村部の青少年ネット中毒者とを合わせた数は、約 3329.9 万人と推定されている。さらに、ネット中毒の傾向にある青少年は現在（2010 年）1800 万人いるとされ、今後の増加が予想される状況にあるという。ネット中毒者全体のうちでは、18 歳から 23 歳の年齢層のネット中毒者（15.6%）が最も多く占め、次に 24 歳から 29 歳の年齢層（14.6%）、続いて 13 歳から 17 歳の年齢層（14.3%）という順になっている。また、経済発展水準の高い都市（北京、上海、広州など）より、経済発展水準の低い都市の青少年ネット中毒者の比率が高いことも判明している。この背景には、経済的な問題から派生する教育水準の低さや留守児童問題があるものと考えられる。ネット中毒の対象となる主なアクセス先は、ネットゲームであり、半分に近い青少年ネット中毒者がネットゲームに嵌っているとされる。そして、在学している青少年ネット中毒者の分布は、下記の表のようになっている。⁷⁵

⁷⁵ 2009 年青少年網癮調査報告(2009 年中国青少年ネット中毒報告)
<http://mat1.gting.com/edu/pdf/wangyinbaogao.pdf>、2019 年 10 月閲覧。



(表 在学している青少年ネット中毒者の分布。2009年中国青少年ネット中毒の調査報告による。)

このグラフからは、短大生の比率が高く、それにつづき専門学校生、さらに、高校生や大学院生、大学生とつづき、最後が小学生となっていることが読み取れる。小学生の割合が9%近くに及んでいる点は、教育上、危惧されることである。

以上みてきたように、中国において、インターネットが青少年に普及しつつある一方、彼らがインターネットの世界に夢中になり、現実の社会に悪い影響を与えるほど深刻な問題になりつつある。それゆえ、青少年への情報モラル教育が、今日の中国では喫緊の課題となっているといえるだろう。

(3) 情報倫理教育の課題

教育部は、学校における情報倫理教育を重要な課題としており、「学校德育跟进社会网络化趋势的行动研究（社会の情報化に伴う学校での德育行動研究）」を発表している。それによれば、学校のみでインターネットを利用する生徒の比率は10%に足らず、90%以上の生徒は学校

以外の場所でインターネットにアクセスしているとされる。しかも、学校での情報モラル教育と生徒たちのインターネット利用の実態とが乖離していることも指摘されている。では、情報モラル教育において、生徒たちにどのような規制が課せられているのだろうか。

高等学校以下の生徒の一部は、教師あるいは保護者によってインターネットの利用全般を禁止されるという。生徒にインターネット利用の禁止を課す理由としては、インターネットが生徒の学習に悪い影響を与えること、ネットゲームに嵌ることによって有益な活動が妨げられ時間を無駄にすること、生徒にとっては学習が一番大事なことなどがあげられている⁷⁶。つまり、一言で言えば、保護者や大人たちは、ネットゲームへの危惧から、インターネットは決して学習を補助しない、という考えを抱いているのである。こうした背景によって、一部の先生と保護者が、生徒のインターネット利用全般について強く反対する傾向が今日、見受けられている。この「社会の情報化に伴う学校での德育行動研究」によれば、こうした教師と保護者たちの見方は一面的であり、情報化社会が進展する中、インターネットの活用を通して「生きる力」を育成するという情報教育の意義も認識すべきだと指摘されている。ところが、実際の学校現場において、情報教育の意義やそれを根底で支える倫理教育の実践がうまく融合しているとは言い難い。先に述べたように、情報化の進展に伴い、今日、中国の中・高等学校において「情報技術」という科目が設置されるようになった。しかし、教育部の指導綱領をみるかぎり、情報技術科目では、主に情報や情報機器の活用に関する指導内容が中心となっており、情報モラルに言及されていない。また一方で、インターネットに関する知識についても、自分が持っている知識より先生がもっている知識の方がより古くより

⁷⁶ 学校德育跟进社会网络化趋势的行动研究(社会の情報化に伴う学校での德育行動研究)

http://www.nies.net.cn/ky/qgijghkt/cgbg/dy/201203/t20120319_302419.html、
2019年10月閲覧。

少ないという考えを抱く生徒は多数おり、特に中学校の生徒が一番多くそう感じている、とされる。この中・高等学校における情報教育の実態からは、情報技術が推進されている一方、知識や倫理面での総合的な育成が依然不十分であることがわかる。

続いて、大学における情報に関する科目設置について見ていきたい。大学においては、情報倫理はどのように扱われているのだろうか。

例えば、「思想政治」という専攻の教科書『倫理学』の第一章に「情報倫理」という項目がみられる。⁷⁷劉芝苹によれば、実際には、すべての大学生に情報倫理教育がなされることはなく、思想政治を専門にする学生のみが情報倫理について学んでいることが多い⁷⁸。こうした状況を背景に、今日の大学生の多くは、インターネットからコピー・アンド・ペースト（コピペ）をして論文を書くという現象が見受けられる。以上のことから、大学における情報倫理教育は非常に不足しているといえるだろう。

中国では、インターネットが社会生活に浸透しつつあり、近年、技術教育も充実し、危惧される点に対する教育的配慮も理念上は掲げられつつある。しかし、危惧される問題については、中央から法的な規制や罰則は明文化されているが、十分に施行されておらず、省・自治区ごとに取り組みの熱意が異なっているのが現状である。先述の教師と保護者のように、将来のインターネット社会に向けて必要以上の規制をすべきでないとする意見がある一方で、理念のみでゆるい規制のため、大学生のコピペなどの著作権を無視した利用が広く習慣となってしまうている。今後は、規制の在り方については先行する国の例を参考にし、その不備が最も危惧される情報倫理教育を初等教育期から早急に進めていくべきだと考える。

⁷⁷ 劉芝苹『我国高校信息伦理教育研究(我が国高等教育機関における情報倫理教育にたいする研究)』北方工業大学、2012年、18頁参照。

⁷⁸ 同上。

3. 中国における情報倫理教育の発展

中国においては、2012年に、「インターネット+（プラス）」という概念が初めて提起されて以来、この概念は程度の差こそあれ、多くの人々に受け入れられている。特に2015年、国家レベルの「政府の作業報告書」において、この概念が再び提起され、インターネット普及の推進は国家戦略レベルとなっている。実際には、同年に、中国国務院が、通知「積極的に『インターネット+』を推進する行動に対する指導意見について」を配布して以降、中国は「インターネット時代」に入ったと言われている。⁷⁹

「インターネット+」とは情報通信技術を利用し、インターネット産業とさまざまな伝統産業とを結びつけ、新たな領域に新たな産業様式を作りだすことを意味する⁸⁰。たとえば、「インターネット+市場売買」の例では淘宝（日本の楽天のようなネット通販業者）があり、「インターネット+銀行」の例として支付宝（アリペー）、「インターネット+小売業」の例として京東（アメリカのアマゾンのような業者）などがあげられる。このような「インターネット+」の広がりの中で、「インターネット+教育」も提起された。伝統的教育が生徒+教室+教師という形で展開されるのに対し、「インターネット+教育」はインターネット端末でネットワーク接続ができれば、自分の好みに合わせて多数の学校・課程・教師を選ぶことができる。その具体的な内容は以下のようなものである。

「インターネット+課程」は、インターネットを通じて展開され、生徒・学生たちの授業内容もまた教科書の内容に限定されない。イン

⁷⁹ 2015年度政府工作报告(2015年度政府の作業報告書)

<http://www.gov.cn/guowuyuan/baogao.htm>、2019年10月閲覧。

⁸⁰ 徐双敏「“互联网+”时代的高校课堂教学改革研究—以《公共管理学》为例(「インターネット+時代」に大学での授業改革研究—「公共管理学」例をととして)」『高等教育評論』2期、2015年、74頁参照。

ターネット上の膨大な教育資源が利用でき、一人ひとりの趣向に合わせて選択するという、より個に応じた授業を受けられる。ともすれば、教科書の内容は時代に遅れる可能性もあるが、「インターネット＋課程」はその欠陥を補う可能性を秘めている。

この「インターネット＋教育」は、学校における具体的な授業場面では、「インターネット＋授業」として可能となる。ここでは、教師が、授業にインターネット端末などを積極的に活用し、授業後の生徒との教育交流にも利用する。特に、近年、授業中、教師と生徒の交流をインターネットを通じて匿名でおこなう「スクリーン授業」（即ち弹幕授業。弹幕とはニコニコ動画で動画が同じようなコメントで埋め尽くされる状態を指す）が進められている。この形態の授業には、恥ずかしがり屋の生徒も積極的に教師との交流ができるという利点がある。加えて、「インターネット＋学習」と称される取り組みも存在する。そこでは、学習に関する質問は自分の担当教師のみならず、インターネットでいつでもどこでも回答できる教師に尋ねることができる。評価についても、「インターネット＋評価」が進められ、ここでは、教師に対する評価がインターネットを通じて簡単に行えることになる。⁸¹

以上が中国における「インターネット＋教育」の内容である。しかし、このように、インターネットが教育の現場に浸透する今日の中国において、危惧される事態が起こってきている。それは教育の格差の問題である。急速な経済発展が進む東部地域の学校は、すでに「インターネット＋教育」の運用が進展している一方、経済が未発達な西部の学校では具体的な使用はほとんどなされていない。導入が始められた西部地域の一部の学校でも、コンピュータの故障や OS や機器の進歩に伴う設備の更新に際して、財政難ゆえ、新たな更新ができない事態が生じている。学校への情報機器の普及の制約は、教育の機会均等

⁸¹ 豆俊杰・王強「“互联网＋教育”冰火两重天（インターネット＋教育の巨大なギャップ）」『遼寧教育』16期、2015年、50頁参照。

の観点からも問題があり、財政支援などを通して地方財政の問題点を克服することが期待される。

本節では、中国における情報倫理とその教育の現状を紹介した。中国では、インターネットの急速な普及が肯定されている一方で、インターネットにかかわるさまざまな問題も起こっている。それらの問題を解決するために、中国は国家レベルの政策を打ち出している。しかしながら、政策の実施の状況・成果・問題点の報告が少ないことから、これらの政策の効果が疑われる。また、情報倫理に対する教育の政策も同じ現状である。政策実施の流れとして、中央政府の綱領が配布された後、各省・自治区が当地域の現状に合った当地政策を作るということになっている。しかし、各地域経済発展の不均衡によって、情報倫理に対する教育をふくめて、教育の差がもたらされている。特に、都市部と農村部とのあいだの格差が一番大きい。情報倫理への取り組みは全体を見ると、不十分であるといえる。例えば、青少年ネット中毒という深刻な問題が生じているのは、その証左である。

第4節 情報倫理教育の日中比較と分析

1. 日中における情報化社会への軌跡

(1) コンピュータとインターネットの歴史

まず、アメリカにおけるコンピュータやインターネットの発明、普及に始まる世界的な情報化社会の進展に対して、日本と中国がどのように対応してきたのかについて述べてみたい。

アナログコンピュータの歴史は、古代ギリシアで星の動きを計測したとされるアンティキティラ島の機械に端を発し、パスカル（1645年に発明）やライプニッツ（1672年に発明）を経て、チャールズ・バベッジが1800年ごろ発明した計算機が知られる。その後、1942年には

アメリカのアイオワ州立大学で二進法による世界初のデジタルコンピュータ ABC（アタナソフ&ベリー・コンピュータ Atanasoff-Berry Computer）が開発された。さらに、アメリカでは、1946年に「ENIAC（エニアック、Electronic Numerical Integrator and Computer）」が大規模な電子計算機として開発された。この「ENIAC」は、アメリカの陸軍が中心となって、大砲の弾道計算のために第2次世界大戦中に開発され、終戦後に公開された経緯がある⁸²。しかし、当時のコンピュータは汎用性に乏しく、新たなコンピュータの開発はすべてゼロから行われる必要があった。そうした中、ハードウェアに汎用性をもたせるソフトウェアを開発したのが、ノイマン型コンピュータであった。さらに、IBMLIS（大規模集積回路）が出現し、コンピュータハードウェアの価格設定に大きな影響を与え、「グロッシュの法則」（コンピュータの性能は価格の2乗に比例する）を崩した。その後、1950年代以降、IBMが商用コンピュータを作り、70年代にはIntelがマイクロプロセッサを用いたコンピュータを開発し、1977年にはアップルがマイクロコンピュータを発表した。さらに、1980年代にはIBMがパーソナル・コンピュータを開発し、アップルのMac OSやマイクロソフトのWindowsが発表された。その後も、コンピュータの高機能化、低価格化が進み、さらにコンピュータを相互に接続するネットワーク化が個人の利用を推進させることになった。今日、ソフトウェアの開発とともにコンピュータとインターネットの融合が深まり、世界的に一般市民の間に普及しつつある。

こうしたアメリカを中心としたコンピュータの発展に対して、日本でも1950年代から1980年代にかけてコンピュータの開発が進んだ。日本では、1956年に早くもナショナルプロジェクトとして、電子コンピュータFUJICが作られた。さらに、1959年には日本電気（NEC）が

⁸² 寺嶋廣克「コンピュータの歴史～秒進分歩の情報技術の発展」『東京情報大学研究論集』東京情報大学、2016年、38頁参照。

本格的な事務処理を行う NEAC-2203 を開発した。その後も、1981 年に富士通から 8 ビットパソコン FM-8、82 年には NEC の 16 ビットパソコン PC-9801 が発表された。さらに、1987 年にシャープの 16 ビットパソコン X68000、89 年には CD-ROM ドライブを備えた富士通の FM TOWNS や東芝ダイナブックという携帯できるノート型パソコン（重量は 2.7kg）が発売された。特に、ダイナブックはパソコンの普及の歴史において、マイルストーンとなった⁸³。日本は世界で初めてノート型コンピュータの開発をなし遂げた国といえる。

一方、中国では、外国の技術の封鎖という時代状況を背景として、1958 年に中国科学院が独自に中国で初めての計算機「103 機」を開発した。それから 1960 年代半ばには、二代目の計算機、1970 年代には三代目の計算機、1977 年以降には四代目の計算機が次々に開発されていった。さらに、大型高速計算機としては、1983 年に、国防科学技術大学において「銀河 - I」の開発が成功した。それは二、三代目を経たが、それまでに累積された技術によって、1999 年に、より性能の高い「神威 - I」という高性能大型高速計算機の開発が成功した。中国は、アメリカ、日本に続いて高性能大型高速計算機を開発した国となった。そして、2019 年現在、中国のスーパーコンピュータ「神威・太湖之光」は計算速度において世界二位の地位を確保している。だが、コンピュータが科学研究のための運用から離れ、個人による運用に入るのは 1978 年に始まる改革開放政策以降となる。個人用では、1996 年に中国国産コンピュータブランド聯想（Lenovo）が中国市場占有率を第一位に伸ばし、1998 年には中国のコンピュータ売上数は 408 万台に達し、コンピュータの一般市民への普及が全国に広がっていった。⁸⁴

次に、インターネット普及についてみていきたい。人間社会が、人

⁸³ 後藤玉夫「パーソナル・コンピュータ発展史論」『経営経理研究』拓殖大学経理研究所、1997 年、41 頁参照。

⁸⁴ 张钧良『计算机组成原理（計算機の構成原理）』清華大学出版社、2003 年、19-22 頁参照。

と人との関係で成立していることを考えれば、もともとある種の「ネットワーク」は存在していたといえる。ただ、現代になり、ネットワークという言葉があらためて登場してきたのは、「コンピュータ・ネットワーク」が形成された時からである⁸⁵。インターネットの歴史は、1960年代に、アメリカ国防総省の高等研究計画局（ARPANET：アーパネット Advanced Research Projects Agency）やイギリス国立物理学研究所がパケット通信ネットワークを可能とする技術を開発したことに始まる。1982年には、世界規模での相互接続を可能とする、インターネット・プロトコルが開発され、それ以降、「インターネット」という概念が定着していく。さらに、1980年代末から90年代にかけて、インターネット接続サービスを提供するインターネット・プロバイダが世界各地で起業され、インターネットの加速度的な普及が進んでいた。あるデータによると、アメリカにおいてインターネットに接続されたコンピュータの概数は、プロバイダが立ち上げられた1989年には80000台だったものが、1年後の1990年には290000台に急増し、その後毎年倍増のスピードで増加していった。⁸⁶

日本では、1981年10月にN-1ネットワークの運用が始まり、1984年に日本の学術組織を中心として構成されたコンピュータ・ネットワークであるJUNETが実験的に開始され（1994年運用停止）、1992年には日本初のWEBサイトKEKが公開され、1993年には、プロバイダによる日本国内初となるインターネット接続サービスの提供が開始され、インターネットの普及が進んでいくことになる。⁸⁷

一方、中国では、インターネットの普及は欧米先進国に比べると、遅れている。中国における普及は以下の三つの段階で進んでいく。第

⁸⁵ 同上、50頁参照。

⁸⁶ ダグラス・E・カマー（横川典子・重近範行・松井彩訳）『インターネット・ブック』トッパン、1995年、84頁参照。

⁸⁷ JPNIC「インターネット歴史年年表」一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

<https://www.nic.ad.jp/timeline/>、2019年10月閲覧。

一段階は、研究実験段階（1987-1993年）であり、この段階では狭い範囲での電子メールサービスしかなかった。続く第二段階（1994-1996年）は、一般国民によるインターネット利用への着手段階であり、科学技術特区である中関村地域を中心に、研究や教育用のインターネットが普及し、運用されるようになった。これによって中国は、世界的に認められるインターネット先進国の仲間入りができたといえる。そして第三段階においては、中国のネットユーザ数が1997年以降急増し、特に1999年以降では、毎年倍増というスピードで増えていった。近年インターネットは生活に緊密につながり、社会の隅々に浸透している。

88

以上のように、日本と中国では、欧米の先進国からは10年ほど遅れてコンピュータ開発が始まるが、その後、両国はともに、コンピュータやパソコンの開発では飛躍的な発展を遂げ、世界のトップレベルの水準をもつにいたる。インターネットについても、欧米の先進国よりも20年ほど遅れて開発が進むが、その後、急速な発展を遂げ、この方面でも両国は世界でも高い水準に達している。

続いて、携帯電話の開発経緯を簡略に述べてみたい。

森島光紀によると、携帯電話の開発経緯には、4つの段階がある⁸⁹。第一段階は、無線の黎明期（1947年以前）であり、ドイツの科学者ハインリッヒ・ルドルフ・ヘルツ（Heinrich Rudolf Hertz）が1888年に電波の存在を発表した時点から始まったとされる。日本では1912年に携帯電話の前身と言われる「TYK式無線電話」が発明された。第二段階は、アナログ自動車電話と世界最小軽量携帯電話が導入された段階（1948～1992年）である。この段階で超短波帯での「警察無線」、「船

⁸⁸ 王如淵・金波「中国インターネット发展的地域结构研究(中国におけるインターネットの地域分布研究)」『人文地理』06期、2002年、90頁参照。

⁸⁹ 森島光紀「移動通信端末・携帯電話技術発展の系統化調査」『国立科学博物館技術の系統化調査報告 第6集』独立行政法人、国立科学博物館産業技術史資料情報センター、2006年、参照。

舶電話」、「列車電話」が開発された。また1967年には「自動交換接続による都市災害対策用可搬型無線電話システム」が開発された。これらの携帯電話の前身を基に、1989年に米国のモトローラ社が超小型携帯電話の開発に成功した。第三段階は、デジタル携帯とインターネット接続サービスが導入された成長期（1993～2000年）を指す。1987年には、デジタル自動車電話の欧州統一システム（GSM）の研究が始まり、1988年にはアメリカ、1989年には日本でも研究が始まった。第四段階は、高速通信の携帯電話が開発されたパーソナル化の拡張期（2001年～）である。この段階に入るきっかけは、1999年に携帯電話のインターネット接続サービスが開始されたことと、2000年に「カメラ付携帯電話」が登場したことである。そのあたりから、携帯電話とインターネットの爆発的な普及が始まった。⁹⁰中国においても携帯電話の開発及び普及のスピードは急激である。中国工信部の統計データによれば、2015年12月時点での携帯電話ユーザ数は13.06億人、普及率は95.5%に達した。

携帯電話は1979年に自動車電話としてスタートし、1999年までの20年間はダウンサイジングという点で発展を遂げる。近年では、携帯電話に代わって、スマートフォンの普及が進んでいる。それに伴い、現在では、携帯電話とパソコンとの区別が曖昧になってきている。

(2) 科学技術と倫理

アインシュタインは、「科学は極めて強力な道具である。それをいかに使うか、それが人間に幸福をあるいは災難をもたらすかは、道具次第ではなく、人間次第である」⁹¹と、科学の真価が道具よりも人間自身の利用の在り方にかかっていることを述べている。

この指摘は、今日のインターネット時代にも通用するものといえる。

⁹⁰ 同上。

⁹¹ 许良英（他）『アインシュタイン文集』（第三巻）、商務印書館、2010年、56頁。

インターネットは現代社会に革新をもたらした。確かに、インターネットは情報化社会に欠かせない道具として、それ自体が悪いとは言えない。インターネットは人々が便利な生活を送ることを可能にした。しかし、一方で、アインシュタインの指摘したように、そうした科学技術は、インターネットを通じて私利を図る違法活動や、他人の権益を侵す行為、また誹謗・中傷といった他人の人権侵害の行為などをしばしば発生させている。また、情報化社会では、個人が情報を入手することができるかどうか、また情報を手に入れる方法を知ることができるかどうかに関して、情報獲得の格差が生じている。さらに、この情報獲得の格差によって、公共サービスの享受など社会生活上の便益に不平等が生じることになると思われる。

加えて、インターネットは、単なるハードとしての科学技術という側面だけでなく、人間関係や私たちの心の在り方自体に深いかかわりをもっている。

まず、インターネットにおける倫理や法律の必要性についてみていこう。インターネット世界では、人々は匿名であり、容易に国境を越えることができる。そこでは、情報の自由な交流が約束され、まるで束縛のないような世界であるように感じられるので、個人が自らの行動に責任を負わなくてもいいといった勘違いも生じやすい。それゆえ、今日、加速する情報化社会において、人と人との関係における規範を超えて、人と情報との関係、さらにはインターネット上のバーチャル世界における人間関係や在り方が問われている。つまり、バーチャルな情報空間においても、現実の社会と同じ法律に基づく自律的な人間が求められている。さらに、インターネット社会では、情報にかかわる基本的な人権や幸福追求の権利なども、バーチャルであるか否かにかかわらず、尊重されるべきとされる。つまり、情報化社会の到来によって生まれた新たな諸問題の解決には、倫理規範の規定や倫理教育が極めて重要な役割を果たすものといえる。ただし、情報倫理の規定

そのものもまだ不十分な面があり、諸問題の克服や人権の擁護のための法律の整備も同時に進められている。これらは、日中共通の課題であると思われる。

次に、インターネットと青少年の関係についてみていきたい。青少年期は、中国では一般に「人生の朝日」にたとえられ、好奇心にあふれた時期である一方、カントが言ったように、「人生で最も苦しむ学びの時期」でもある。今日の高度情報化社会における情報機器の最先端技術やインターネットもまた、青少年にとって、好奇心と学びの対象となっている。しかし、こうした急速な情報化に際して、青少年に対して何の規制や導きもなされないならば、さまざまな問題が発生することになる。今日起こっている、インターネット詐欺、盗作などの著作権侵害はその一例である。特に、青少年たちに生じやすい情報をめぐる問題は、インターネット中毒、スマートフォン依存症、ポルノなどの不健全な情報の閲覧といった問題である。ほかにも、匿名でおこなうインターネット掲示板での他人の中傷や、間違った情報を伝達する無責任な行為などがしばしば見られる。こうした情報モラルに違反する行為を防止する意味でも、青少年期の情報倫理教育が焦眉の課題といえるだろう。これもまた、日中に共通する問題といえる。

以上みてきたように、日本と中国はともに、コンピュータやインターネットに依拠する情報化社会において、技術的な対応や開発や習得を急務の課題として取り組んできた。しかも、その対応は、ハードとしての科学技術面だけでなく、それを使う人間のモラルに及んでいることが分かる。情報教育と情報倫理教育が学校教育の場で共に進められているのは、このような状況を背景とする。

2. 情報倫理教育の日中比較

(1) 情報化と教育政策

まず、日中の情報化とその教育政策の展開経緯を簡単に振り返って
いきたい。

日本では、1994年、初・中等教育におけるインターネットの利用を
促進するために、当時の文部省と通商産業省によって「100校プロジ
ェクト」というプロジェクトが開始された⁹²。1996年、文部省が中央
教育審議会第一次答申で初めて「情報倫理」という言葉を使い、情報
倫理教育への関心が示されることとなった。2003年、高校教育におけ
る情報モラル育成指導をその一部とした普通科の必修教科「情報」や
「総合的な学習の時間」が開始された。2008年には、中央教育審議会
答申を受け、「情報」や「総合的な学習の時間」が共通教科としての「情
報科」に変更される。2007年3月、文部科学省が公表した『情報モ
ラル』指導実践キックオフガイド』では、「情報社会の倫理」、「法の理
解と遵守」、「安全への知恵」、「情報セキュリティ」、「公共的なネット
ワーク社会の構築」という5つの内容が示されている。2008年3月に、
学習指導要領が文部科学省によって示され、情報倫理にかかわる各教
科の取り組みが明文化されている。同年、「平成20年度文部科学省調
査一子どもの携帯電話等の利用に関する調査」が発表され、携帯電話
などに関わる情報倫理の検討が始まった。さらに7月、「児童生徒が利
用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について」が通知され、
その中でも学校における情報モラル教育の取組について再び触れられ
ている。そして、文部科学省が同年に策定した「教育振興基本計画」
の中でも、地域・学校・家庭における情報モラル教育の推進が強調さ
れている。2009年、青少年を対象としたインターネットに関する初め
ての法律である「青少年が安全に安心してインターネットを利用でき
る環境の整備等に関する法律」が施行された。同年「教育の情報化に

⁹² JPNIC「インターネット歴史年表「インターネット歴史年表」一般社団法人日本ネッ
トワークインフォメーションセンター
<https://www.nic.ad.jp/timeline/>、2019年10月閲覧。

関する手引」作成検討会が開催され、学校教育における情報モラル教育の充実及び推進に必要な施策が検討され、情報倫理教育への取り組みが高まった⁹³。

以上の文部科学省の取り組みの経緯から、次の点が明らかとなる。日本政府の主導する情報化に対する教育政策としては、コンピュータハードウェアの学校への導入・普及、コンピュータ利用の際に発生するモラル問題の検討、生徒の情報モラル向上が挙げられる。

一方、中国では、2000年に国家教育部が初・中等教育における『中小学校情報技術課程指導綱領(試行)』を公表した。この綱領によれば、すべての高等学校と、施設などの条件を完備できる小中学校では、情報技術課程を開設することが要求される。2003年には『高等学校情報技術課程』が発表された。これは情報技術教育の緊急性を示すものである。後に『高等学校情報技術課程』は『通用技術科標準』へと変更され、その結果、授業内容は通信技術の習得へとより偏ることとなった。このように、教育部による「情報技術科」の設置や改定などから、コンピュータ技術教育に力を入れている姿勢が見られる。

加えて、中国教育部は、技術面での教育に力を入れるだけでなく、学校における情報倫理教育も重要な課題としている。一つの例として「学校德育跟进社会网络化趋势的行动研究(社会の情報化に伴う学校道徳育成行動の研究)」が挙げられる。2010年1月にも、教育部は情報モラルに関わる通知—「教育部关于加强中小学网络道德教育抵制网络不良信息的通知(小中学校の情報倫理(インターネットモラル)教育における有害情報のレジスト強化に関する通知)」を公表した。これらことから、初・中等教育における科学技術教育と道徳倫理教育の両者に力を入れていることが分かる。

⁹³ 文部科学省『「教育の情報化に関する手引」検討案』、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm、
2019年10月閲覧。

さらに、高等教育においては、「高等学校哲学社会科学学术规范（试行）（高等教育機関の哲学社会科学における学術規範（试行）」や「关于开展科学道德和学风建设宣讲教育活动的通知（科学道德及び学術文化の教育活動の推進に関する通知）」などの学術的規範あるいは研究者としての倫理に関する規則・規範・通知が次々と公表された。これらの規則・規範・通知の対象は、文系（人文社会科学）の学生から、その後、理系をも含む全学科の学生・研究者へ広がってきた。その内容をみると、学術倫理の提唱や、研究者の研究行為への拘束や、研究活動における研究者としての自律が主に求められていることがわかる。

高等教育機関（大学）において、学術規範や学術道徳といった研究倫理に関わる政策は数多く、その政策に一定の効果があったことは否定できない。しかし、大学に入る学生たちに情報倫理教育を施すことなく、研究者としての倫理観を養う教育を施すのが、適切な倫理教育とは思われない。また、仮に初等教育から中等教育における情報倫理教育が充実したものであり、その過程で情報をめぐる倫理について基礎を養成できるとしても、常に発展・変化を続ける現代にあっては、大学においても情報倫理教育は必要であると思われる。また、初・中等教育段階に受けた情報倫理教育が、学生の情報倫理観の水準を一様に高めるとは言えないため、さらに、情報倫理と研究倫理には多少重なりがあるため、大学での情報倫理教育が初・中等教育における情報倫理教育を補強し、研究倫理への足がかりとなることが期待できるのではないだろうか。

情報倫理教育に関わる政府の政策についてみると、日本では1994年に初めて情報倫理教育に関わる政策が成立したのに対し、中国では2000年に成立しており、中国が日本より遅れている。両国の政策の変化を比較すると、日本はまずコンピュータの導入からはじめ、後に「心」の倫理教育へ転換していつているが、中国はコンピュータの

操作を中心とする技術教育のみを継続していることがわかる。情報倫理の学習においては、情報を処理できる能力を身に着けるのと同時に、情報に対する「心得」と倫理的態度を養うべきである。この点で、日本は中国に比べて、情報倫理教育に対してトータルな政策を打ち出していることがうかがえる。中国が改革開放の政策を打ち出して以来、国民の生活水準が向上するとともに、インターネットの普及の勢いはますます強くなっている。しかしながら、このようなインターネットの急速な普及にもかかわらず、情報倫理教育が、十分に重視されているとは言えない。特に大学では、研究倫理教育より情報倫理教育の確立が急務であると思われる。また大学における研究倫理は高等教育における情報倫理と地続きのものであると考えられる。しかしながら、初等教育から高等教育までの一貫性をいかに保持したまま学生を教育すべきなのか、中国ではいまだに検討されておらず、その教育には断絶があると言える。

(2) 初等教育における情報倫理教育の日中比較

次に、情報倫理の目標について見てみよう。両国とも、急速に発展するインターネット社会と歩調を合わせようとしているために、青少年の情報倫理教育を最優先の課題だと考えているのは間違いないだろう。加えて、初等教育が教育の基盤であるという認識は両国で共通しており、初等教育段階における情報倫理教育が積極的に展開されている。日本における情報倫理教育の開始は中国よりも早く、その中心に据えられているのは、生徒の「生きる力」という理念である。「学習指導綱領」に「情報倫理」が加えられたことから、それがうかがえる。日本社会は、相手への思いやりに基づいて行動するという文化を持つ。こうした文化の下で営まれる日常生活での「日常モラル」の指導から、発達の段階に応じた「情報倫理」の指導へ進んでいくという指導方法は「学習指導要領」からも見てとれる。日常モラルの指導では、日常

生活における「よさ」と「情報倫理」との結びつきを強調し、情報化社会における「正しい判断」と「望ましい態度」の両方を身に着けることが目指されている。つまり、「正しい判断」と「望ましい態度」は「生きる力」と直結し、「正しい判断」と「望ましい態度」を持ってこそ、生きる力を持つ人間になれる。このような人間を育むのが情報倫理教育の目標だと「学習指導要領」は強調している。さらに、情報・情報機器の活用に関する指導のみならず、生徒たちの個性を尊重し、より健康的な成長を促す指導も求められている。

日本では、すでに述べたように小学校における指導は次の順で進む。すなわち、まず日常モラルの指導があり、その後情報モラルの指導が続く。なぜならば、日常モラルは生徒の発達段階に相応しく受け入れられやすい倫理的な内容であり、情報倫理の基礎となるからである。情報モラル指導には、情報機器の活用や、利用の際の規則及びマナーや、インターネットに関する法律の紹介などの内容が含まれている。要するに、初等教育の前半段階は、直ちに「情報」に関わる知識を教えるのではなく、日常生活における倫理的な態度を養う指導を行う。すなわち、「心を磨く領域」の知識を教える期間である。初等教育の後半では、情報モラルに関するより高度な知識である情報セキュリティについての内容、すなわち、「知恵を磨く領域」の指導に入っていく。

一方、中国では、情報倫理にかかわる科目は二つ設置されている。すなわち、「情報倫理」を、「情報」と「倫理」とに分けてそれぞれについて教育していく。「情報」は「通用技術」と名付けられ、「倫理」は「思想品德」という。この二つの教育目標を簡単にまとめてみよう。「通用技術」の目標は情報化社会に適応した情報処理の実践力を養成すること、つまり、コンピュータの操作を通して情報を活用できる人間を目指すことである。また、一部の生徒にコンピュータに対する興味を持たせ、専門的なコンピュータ技術者を目指させることもその目的である。「思想品德」の目標は、社会において人間がすべき行動、す

べきではない行動を生徒に教え、愛国教育を貫き、正しい判断力や望ましい価値観を持ち、伝統的な美德を継承できる人間を育成するということである。

以上のことから、日中の初等教育における情報倫理教育の相違点が明らかとなる。日本の初等教育における情報倫理教育の目標は、日常モラル並びにその延長となる情報モラルを生徒に身に着けさせることである。この目標のための教育は生徒の成長に応じて展開されるべきであり、このことは「学習指導要領」で明確に示されている。一方、中国の初等教育における情報倫理教育の目標は情報機器の操作と運用を通しての情報処理能力の向上であり、その能力に差が生じないような教育を目指す。加えて、生徒の中から情報機器に対する興味を持ち、将来的には専門家となる人材が育つことを目指している。思想品德は伝統的な美德と愛国心を主旨とする道德教育であり、日本には見られない中国の鮮明な特色であると思われる。日本では、日常モラルの延長として情報モラルを教える。それに対して、中国では、情報に関する教育と倫理に関する教育は別々になされる。この点は、日中の大きな違いである。

続いて、情報倫理教育の指導内容を比較してみよう。日本では、文部科学省の「学習指導要領」により、情報モラルの指導は小中高三段階で連続的に展開されている。「情報科」の設置以外にも、各教科の間で可能な連携が詳細に提示されている。このことは、各教科の「教育の情報化」と呼ばれる。一方、中国では、日本のような教育の情報化が見られず、国家レベルの「通用技術の課程標準」しかみられない。しかし、進学競争の激化によって、全国の学校が「標準」どおりに実施に取り組んでいるとは言えないのが実情である。中国社会において、社会の注目と教育の資源が集まる良い学校へ進学するための競争は非常に激しい。例えば、小学校では卒業試験でトップの点数を取得できなければ、より良い名門中学校（中国でいうところの重点中学校）へ

進学できない。その後も同じような競争を経なければ名門高等学校へ進学できない。したがって、中国では、受験科目でない授業を軽視する学校が少なくない。前述した「通用技術」や「思想品德」は受験科目ではないので、学校・教師・生徒・家庭から重点を置くに値しない科目であると認識されている。

以上の日中比較から、中国初等教育における「通用技術」は情報機器に関する知識や操作を中心にして教育するが、一方、日本における情報倫理教育は各教科との連携を重視する「教育の情報化」を中心としており、情報モラルと情報処理の指導を平行して実施していることが明らかになった。この点は日中の大きな相違点である。そのため、中国初等教育における情報モラルの指導には課題が残ると言えるだろう。

(3) 高等教育における情報倫理教育の日中比較

本小節では、高等教育における情報倫理教育に関する規定を対象として、日中間の比較をおこなってみよう。

日本では、大学における情報倫理に関わる規定が明確に定まっており、学生に向けた規定や留学生に向けた英語訳つきの規定まで完備されている。例えば東京大学の規定を概観すると、基本的人権の尊重を基本理念とし、守るべきマナーとルールを詳細に記述しているほか、違反行為や不正行為の懲罰規定や、倫理委員会の仕組みも明示されている。特に情報倫理委員会は、不正行為に対する抑止的効果のほか、学内での情報倫理違反行為に対して、倫理規定に従って、調査、処分の決定などを行う役割を果たしている。情報倫理の規定が消極的な措置であるのに対して、積極的な措置として不正行為を予防するため学生向けの情報倫理をテーマとした講座の開設・指導が常に行われている。東京大学以外の他大学においても情報倫理教育に関する詳細な規定が存在する。例えば、筆者の所属している広島大学では、新入生に

向けた情報倫理にかかわる必修講座が開設されている。入学時と年度更新時、校内インターネットにかかわる講座を受講して、テストを受けなければならない。その資料には日本語版の他に英語版と中国語版がある。広島大学では、このように情報倫理教育を展開している。

では、続いて中国の大学における規定に目に向けてみたい。急速な情報化に伴う学術不正行為の増加を受けて、国家教育部は2009年に初めて「学術不正行為厳罰通知」を発表し、後の2012年には「学位卒業論文詐欺に対する処分法則」を発表した。このような事情を踏まえながら、北京大学、中国科学技術大学などは国家教育部の指針に従い、各大学の状況に応じて規定を定めた。これは国家教育部の指針を踏まえた大学自治実践の事例の一つである。その結果、北京大学などいわゆる名門大学においては各自の規定が定まっているのに対し、地方大学においては、倫理に関する規定はあまり見られない。しかしながら、名門大学における規定でさえ、その内容は、大学院生に向けた規定であり、大学内で人数が一番多い学部生は対象外とされている。

日本高等教育機関においては、情報に関わる違反行為の予防・処罰の規定は明確に記述されている。また、情報倫理に違反する行為を防止し、学生の情報倫理観を向上させるために、情報倫理に関わる講座や授業やテストなどを必修とする措置が特に新生を対象に講じられている。ところが、中国ではこのような措置はなく、大学院生を対象とした学術をめぐる研究倫理の講座しかない。それゆえ、中国の大学は大学院生のみを対象とするのではなく、日本のように全学生を対象にして、情報倫理教育に積極的に取り組むべきであると考えられる。

(4) 中国における情報統制の実態と情報倫理教育上の問題点

以下では、中国における情報統制の実態を、日本と比較しつつ見ていきたい。

日本では、電子ネットワーク協議会、電子情報通信学会などの学会

が設置され、インターネット業者並びに高等教育機関に向けた情報倫理の種々の規定が定められている。中国では、ほとんどの学会は政府が運営しているので、政府の影響がない学会は存在しない。非政府の民間団体の規定は発信力に乏しいため、影響力も弱い。そのため、日本の学会のような情報に関する規定は見られない。見られるのは、政府の工信部が2009年に通信業者に対して発した、インターネットでの秩序を維持するための通知である。これをきっかけに、中国においても、インターネットに関連する各協会の間での連携が生まれ、インターネットの秩序の維持に積極的な役割が期待されている。

次は、中国における情報管理（情報統制）の特徴について、日本と比較しながら論じてみたい。

『大辞林』（第三版、三省堂、2006年）の語釈によると、情報管理とは、①情報を有効に利用するため、効率的・統合的に運用すること。②情報が漏洩しないように管理することである。日本では、各学会の規則が主な拘束力となっており、また政府はガイドラインを定めている。学会による規制が政府のガイドラインと相まって、個人の自由を最大限に尊重する一方、個人の基本的な自覚・自律を促すことで情報を管理している。情報それ自体の統制は個人の自由を妨げてしまうため、日本では情報に関する規制が少ない。これに対し、中国は、国内と国外の間に「インターネット上の万里の長城」と呼ばれるファイアウォールを設置し、情報を統制している。厳しい情報管理の結果、情報倫理の必要性は弱まっている。こうした現状は中国の研究においても指摘されている。中国の尹建国「我国网络信息的政府治理机制研究（我が国におけるネット情報に対する政府管理機制についての研究）」によると、情報統制の基本的なモデルには、次の4つがあるという。第一のモデルとして、処罰や強制的な管理による統制が挙げられる。例えば、ポルノサイトの取り締まり、違法業者に対する罰金、刑事責任の追及などである。また、重大な事件への対応としては、報道の制

限を通して情報を管理する。第二のモデルとして、参与と協力による統制があげられる。政府はインターネット専門家、未成年者の保護者代表、ネットユーザの代表などを集め、意見を収集し、インターネットの共同管理を行っている。第三のモデルとして、奨励の制度による統制があげられる。これは、インターネットの秩序を積極的に維持している個人あるいは組織に賞を与えるという制度である。最後に、世論誘導を用いる統制がある。重大な事件に際して、マイナスの情報を抑制し、プラスの情報を広めるという方法である。⁹⁴

このような情報統制のモデルは、学校現場へ影響を及ぼしてきた。学校では、政府の情報管理モデルを模倣するようになっている。例えば、ポルノサイトを技術的に遮断する、限定されたサイトしかアクセスできないファイアウォールを学校の全てのパソコンにインストールするなどである。学校はこのような方法を使って、生徒のインターネット上の行動を管理している。しかしながら、強制的な管理の即効性と有効性は認められる一方、そのような厳しい統制の下で生徒の倫理的自覚が生じ得るか、またこのような統制の下で倫理的教育が重視されるかは疑わしい。はたして強制的な管理が情報モラルの指導に代わることができるのだろうか。情報統制を重視する中国では、情報モラル教育の指導が不十分であると言ってもよい。こうした中国における教育の現状を踏まえて、情報倫理教育の方向性を探求しなければならない。

(5) まとめ

中国の初等教育における情報倫理教育は、技術的な指導をより重視しているので、情報モラル指導が不足傾向にある。初等教育の段階で十分な情報倫理教育を受けていない学生が、そのまま大学に入って研

⁹⁴ 尹建国「我国网络信息的政府治理机制研究(我が国におけるネット情報に対する政府管理機制についての研究)」『中国法学』01期、2015年、140-141頁参照。

究倫理を学ぶことになる。こうした現状において、以下の三つの課題が指摘されうる。第一に、今後、初等教育においていかにして技術教育と倫理教育を融合すべきなのかという課題がある。第二に、教育実践の際、どのような目標設定と評価方法を採用するかという課題がある。第三に、情報倫理教育は学校内のみで行われるものではなく、社会全体で行われる必要があるが、その際どのようにして社会における各協会団体の情報倫理教育への支持を得るか、つまり、学校と地域、学校と社会、学校と協会との連携関係をいかに結ぶべきなのか、維持していくべきなのかという課題がある。私見では、上述した課題は今後の情報倫理教育をめぐる検討のキーポイントとなる。これらの解決方法を見出すために、日本の情報倫理教育は極めて参考になると思われる。特に、日本の大学における規定作成や講座開設などの措置は中国の大学にとって非常に有意義な手本である。しかし、参考にする際、日本の事例をそのまま模倣するのではなく、「拿来主義（取りイズム）」（魯迅）の精神を発揮して中国の国情に相応しい形で取捨選択すべきであろう。

中国の情報統制に関しては、確かに、日本とは異なり社会主義を採用する中国の国情ゆえに、強制的な技術介入を通して情報の管理を行う必要がある程度認められる。しかし、強制的な介入が一方的になされればなされるほど、権威主義に陥ってしまう恐れがあるという研究結果がある⁹⁵。近年では情報管理技術がますます向上しているため、本当ならインターネット上の違法事件や犯罪の事件数が減少するはずであるが、むしろ増加の傾向が見られる。⁹⁶教育現場でも、生徒のインターネット利用を監視・管理するばかりではなく、生徒の個性を尊重しながら、充実した情報倫理教育を実施すべきである。生徒は一人の人間であり、「心」の「よさ」は情報統制によって育むことができず、

⁹⁵ 同上、144頁参照。

⁹⁶ 同上。

むしろ啓発的な倫理教育によってしか「心を磨く」ことは出来ない。これからの社会を担う学生の情報モラルが向上すれば、社会全体の情報モラルも向上しうるといえるだろう。

本節では、情報化社会に向かう歴史的経緯、すなわちコンピュータ及び携帯電話の普及の経緯を確認した後、科学技術と倫理との関係に関して科学の真価が道具よりも人間自身の利用の在り方にかかっていると結論した。また、日中における情報倫理教育の比較分析により、中国では、「初等教育」段階では技術教育へ偏り、「高等教育」段階では研究倫理へ偏っていることが判明した。日中の情報倫理教育に関する考察から、今後の課題として、情報倫理と研究倫理を整合させつつ教育を展開することを挙げた。そして、情報倫理に反した諸問題の解決のため、中国は技術と行政による強い情報統制に依拠するだけでなく、日本における「個人」の「自律」を求める教育方法を手本にすべきだと論じた。特に教育の内容に関して、倫理教育と技術教育のバランスをとるべきだと指摘した。

第二章 研究倫理における所有権の考察

前章では、日中における情報倫理教育の現状を述べた。現在の日中における情報倫理教育が研究倫理に与える悪影響としては、それぞれ以下のようなことが指摘できるだろう。まず、日本においては、知的所有権に対する尊重などの情報モラルに関する指導が初等教育から高等教育まで一貫しているが、このような指導は知的所有権に対する過度な権利主張を生じさせる可能性があるということである。一方、中国においては、初等教育から情報技術を熱心に指導しているが、知的所有権に関する情報モラル教育が不足しているため、知的所有権に関する権利意識が薄いということである。

知的所有権に対する過度な権利主張にせよ、権利意識の不足にせよ、それらに共通な問題として、東洋においては知的所有権が西洋から渡来したものであるゆえに、それに対する適切な権利主張ができていないということを挙げて良い。そのため、本章では、まず、東洋文化における学問の基礎を概観した上で、知的所有権に対する適切な権利主張のため西洋における権利概念の変容の歴史を考察することとする。

第1節 学問の基礎と研究倫理

自然科学においても人文科学においても、研究者は自分の研究の独自性や先駆性を求められる。しかし、人文科学では、博引傍証がきわめて重要であり、人文科学の論文においては必要不可欠なものである。したがって博引傍証は人文科学という「学問」の基礎だといえるだろう。しかし、そもそも学問とは何であろうか。

学問の理解については、東洋と西洋で違いがある。西洋では、「学問」は *science* (科学) を意味し、その語源はラテン語の *scientia* である。そしてラテン語の *scientia* は、ギリシアにおいて知識を意味した

epistēmē の訳語として用いられたものである⁹⁷。そのため、学問としての science (科学) の歴史は、ギリシアの epistēmē に遡ることができる。田村松平は以下のように述べている。

現代の我々が「科学」ということばで理解しているような意味での科学は、全般的にギリシアにおける古典的な思想のうちに、近代性を具備しているといい得るところを見出すことはできる…古代から近代にまでつながりをつけ、ルネサンス以来、自然科学の形成に示されたギリシア自然学的思想の寄与は、自然科学の歴史的研究によって実証されている。かくして「ギリシアの科学」は、あくまでもギリシアの自然学ではあるけれども、歴史的には自然学の古代的形態であり、我々のいうところの自然科学は、その歴史的発展としての自然学の近代化ないし近代的形態にはほかならない。⁹⁸

このように、ギリシアの自然学が現代科学の発展の土壌となっており、西洋での科学は学問そのものと同程度の歴史を持つ。同じような理解は『哲学事典』（平凡社）における「科学」の項目にも見られる。科学の「語源であるラテン語の scientia は…より狭義には、経験的・個別的な知識から区別された論理的・体系的な知識を意味する言葉として、『学』または『学問』と同義に用いられる。この意味での科学は、古代ギリシアにおいて成立したものといわれ、哲学との区別や対立はない」⁹⁹という。要するに、西洋では古代ギリシア以来、「学問」は経験とは異なる「論理的・体系的な知識」として捉えられてきた。現在の「科学」としての学問はその結果と言えよう。

⁹⁷ Guo-Sheng Wu "Science and Art: A Philosophical Perspective", *Arts: A Science Matter* (Maria Burguete and Lui Lam eds) World Scientific, 2011, p.70.

⁹⁸ 田村松平「ギリシア自然学序論」『ギリシアの科学 (世界の名著 9)』中央公論社、1995年、7頁。

⁹⁹ 『哲学事典』平凡社、1971年、222頁。

これに対し、東洋（中国）では「学問」への理解が異なる。すなわち、『論語』に「學而時習之、不亦説乎（習ったことを機会があるごとに復習し身に着けていくことは、なんと喜ばしいことでしょうか）」とあるように、『論語』においてだけではなく、韓愈の「師説」においても学問に対する態度について言及されている。「師説」では、「古之学者、必有師。師者、伝道授業解惑也（昔の学問を学ぶ者には、必ず師がいた。師とは、道（＝儒家が理想とする人間のあり方）を伝え、知識や技術を授け、疑問や迷いを解いてくれる者である）」と述べられているように、学問をする人は必ず師に従ってまねるとされる。日本における学問に対する認識にも類似性があり、またこのような認識は近代になっても残り続けていた。例えば福沢諭吉の『学問のすすめ』の冒頭において、「学問とは、ただ難しき字を知り、解し難しき古文を読み、和歌を楽しみ、詩を作るなど、世上に実のなき文学を言うにあらず」¹⁰⁰と述べられている。このように、福沢諭吉は学問への従来の認識を批判している。つまり、ただむずかしい字を知って、難しい古文を読んで、和歌を楽しみ、詩を作るなどと中国のように理解された学問は、世間での生活の上で役に立たない文芸に過ぎないのである。そのため、彼は世間で普通に日々役に立つような実学を推奨している。福沢の批判に見られるように、当時の日本での学問への理解は中国式、すなわち師の教えに従ってそれをまねて、古文を読んだり、詩を作ったりすることができるという中国文化的なものである。このように、学問の捉え方は日本でも中国でも共通していたといえる。

もちろん、古代の賢者の著作を読み解き、解釈を重ねるというのは中国や日本の学問だけの特徴というわけではない。例えば西洋でも、少なくとも中世までは、学問とは古代ギリシアやローマの哲学者がギリシア語やラテン語で残した古典を読み解くこととほぼ同義であり、

¹⁰⁰ 福沢諭吉「学問のすすめ」『福沢諭吉(世界の名著 33)』中央公論社、1998年、52頁。

その点では孔子や荀子などの古典の読解を重視した東洋の学問と変わらない。しかし、東洋の場合は「師の教えに従う」という儒教文化がより強く現れていた。西洋の場合、同じ古典の読解でも、新たな解釈や師への批判が評価されてきたが（もちろんキリスト教の教義に反しない限り、という限定はつくが）、東洋の場合、そもそもそうした研究は忌避される傾向にあった。

以上のことから、少なくとも東洋においては、学問の基礎は「ものまね」にあるといってもよい。「ものまね」もしくは「模倣」について、「社会は模倣である」という名言で世に知られる社会学者ガブリエル・タルドは、著書『模倣の法則』において、模倣を次のように定義している。

ある精神から別の精神にたいする距離を隔てた作用という意味と、ある脳内におけるネガを別の脳内における感光銀板によって写真のように複製する作用という意味である。…私が模倣と呼ぶのは、それが意図されたものであるかいなか、あるいは受動的なものであるか能動的なものであるかにかかわらず、精神間で生じる写真撮影のことである。¹⁰¹

学問の基礎が模倣であるとするれば、学問をする人の中には、このような精神間の作用が起こっていると考えられる。自然科学では学問のこうした側面は薄れたが、人文科学においてはこの傾向は未だに残っているように思われる。このように、模倣は人文科学の理論にとって欠かせない存在でもあり、その一般的特徴といえる。

しかし、「模倣」が人文科学の特徴だといっても、その「模倣」は「盗用」や「剽窃」を意味するわけではない。東洋の学問において「師

¹⁰¹ ガブリエル・タルド(池田祥英・村澤真保呂訳)『模倣の法則』河出書房新社、2007年、12頁。

の模倣」が望まれたというのは、「師が書いたものを自分の文章として発表してもよい」ということではまったくない。そこで「模倣」とされたのは、「師と同じように古典を読み解く」という能力の模倣である。しかし、能力や技能の模倣が単なる「見かけ上同じであればよい」という形式になってしまえば、容易に盗用や剽窃に繋がってしまうだろう。その線引きは非常に曖昧である。

それゆえ、盗用や剽窃が人文科学で多く見られることには、少なからず、文化の影響があると考えられる。『論語』や「師説」に見られたように、長い伝統を誇る中国では、師に従って「まねる」行為は「学問」の基礎でもあった。それゆえ、中国の人は昔から、「ものまね」は悪いことではなく、むしろそうしないのを悪いと考えてきた。このことは、「師説」からも窺える。「惑而不従師、其為惑也、終不解矣…孔子曰、『三人行、則必有我師』（迷っていて、（学ぶために）師に付き従わないならば、その迷いは、結局解けないだろう…孔子が言うことには、『三人が何か行動すれば、（その三人の中に）必ず自分の師とすべき人がいる』と）」。このように、師に付き従うことは師の教えをまねることになり、「従師」という概念は「ものまね」の概念に基づいている。日本文化においても、「以心伝心」という言葉がある。これは、もともと禅家で言語では表されない真理を師から弟子に伝えることを意味する¹⁰²。しかし、現在では技術は師匠から盗むものだという意味をも含んでいる。当然、こうした文化では権利の概念は存在しない。むしろ『論語』に「三人行、則必有我師」とあったように、互いに盗みあうことが美德とされた。

このように、学問は東洋では「ものまね」という側面から捉えられており、東洋のこうした「ものまね」を重視する文化では、西洋のような「著作権」や「知的所有権」という意識がそもそも薄いのではな

¹⁰² 『広辞苑第四版』岩波書店、1991年、134頁。

いかと思われる。こうした文化では、ものまねと盗用との線引きは曖昧であり、不注意でものまねから盗用の領域に踏み込んでしまうこともあるだろう。その曖昧さを回避するために、「権利」概念の考察が必要となる。

第2節 研究倫理における権利概念の考察

1. ホッブズ以前の権利概念の歴史

所有権やホッブズの権利概念を検討する前に、ホッブズ以前の権利概念の歴史を簡単に振り返る。一般的には権利概念は人類社会の発展に伴って産まれたもの、あるいは個人主義的観念の興起や発展に伴った産物だと考えられる。権利概念の「権利」は、ラテン語の「*ius*」が語源だとみなされる。「*ius*」はドイツ語で「*Recht*」と訳され、英語の「*right*」にあたる。「*Recht*」であれ、「*right*」であれ、いずれも個人的な権利という意味を含むが、「*ius*」にはもともとそのような意味はなかった。「*ius*」がいつドイツ語や英語にある個人的な権利という意味を持つようになったのかは、Richard Tuck の著書 *Natural Rights Theories*¹⁰³の第一章や方新軍の論文¹⁰⁴に論じられている。以下では、それらの内容を概観する。

古代ギリシア時代や古代ローマ時代には、権利概念はまだ出現していなかった。なぜなら、ギリシア社会では、個人は国家的動物とみなされ、国に属している者であり、集団的な生活を送っているゆえに、個人の意識は当然存在しなかったからである。古代ローマ時代にも古代ギリシア時代と同様に、集団的な生活が主であり、個人的な権利意識は存在していなかった。しかし、古代ローマ時代には、ローマ法がすでに制定されており、その中に様々な権利についての記述が見られ

¹⁰³ Richard Tuck, *Natural Rights Theories*, Cambridge University Press, 1979.

¹⁰⁴ 方新軍「権利概念の歴史(権利概念の歴史)」『法学研究』第4期、2007年。

る。それは権利意識の出現の証拠ではないかという疑問が生じるかもしれない。確かに、ローマ法と聞くとあたかも「権利」意識が存在するかのように思える。だが、これはローマ法の翻訳において理解の便宜上、現代の「権利」という言葉を用いざるを得ないからである。実際に、ローマ法の言語体系と現代の言語体系は共通しないため、ローマ時代にも現代的な「権利」概念が存在していたかのように理解してはいけない。

現代的な権利概念は、個人主義的な意識の萌芽に伴って出現した。個人主義的な意識は中世に醸成され、個人が至上の内的価値を持っている意識を意味する。このような意識はキリスト教の教義においてはじめて現れたものである。しかし、キリスト教の教義は個人の価値を尊重しつつあったといっても、キリスト的な個人主義は従来 of 教会の影響を依然として受けているがゆえに、現代的な個人主義とはいえない。つまり、個人の行動は教義に反しない場合のみ、自由であったと考えられる。このように教会のもとでの自由が認められたことが、個人は国家的動物であるという考えの崩壊を招いたという。なぜなら、キリストの福音書から読み取れる個人の独立性という概念は、国家的動物という概念と対立し、個人を国家的動物という意識から解放したからである。個々人が病気の有無や男女を問わず神に愛され、個々人の髪が神に数えられたという福音書の言葉に示されているように、個人は神と結びついている存在であり、決して国家的動物といわれるような国家と直結する集団的な存在ではない。このように、キリスト教がローマ帝国の国教となつてから、個人は、国家的もしくは集団的な意識から解放され、個人的な意識が醸成された。

しかし、当時の個人的な意識はあくまでもキリスト教に基づくものであり、宗教を脱することができていないゆえに、キリスト教は権利概念の出現を導くことができなかった。個人の独立性の宗教的な要素が薄れるのは、古代キリスト教の神学者アウグスティヌス以降である。

アウグスティヌスが『神の国』において、三位一体論を構築したことによって、キリスト教はローマ帝国の国教としての宗教という枠を越え、国家権力に依存しない精神世界に国の基礎を置いた。つまり、キリスト教の信者にとっては、「教会」というものが「現世の国」という枠を越えて「神の国」に変わり、「現世の国」であるローマ帝国が滅亡したにもかかわらず、「神の国」という拠り所が依然として存在するようになった。だが、アウグスティヌスの想定した精神世界の「神の国」は次第に変質しつつあった。教皇が現世の国家の皇帝のような政治権力や巨大な教会財産による経済力をもつようになった結果、「神の国」としてのローマ＝カトリック教会はキリスト教の精神世界の国という範疇を越え、現世の国家と対抗するようになる。つまり、教会による統治は、国家権力に依存するようになってきた。すなわち、キリスト教の世俗化である。このような世俗化は、教徒たちにも影響を及ぼしていった。

以上のように、アウグスティヌスが新たに神学理論を構築して以降、キリスト教会が世俗化し始め、その結果、国家的動物という集団的観念から解放された個人の意識は世俗的な個人主義に変容してきた。世俗的な個人主義が覚醒したことによって、「ius」の主観的意味についての討論が行われ始めた。特に12世紀には、教会法学者たちは Gratian の *Decretum*（教会法）において言及されている自然法という概念を注釈し、「ius」という言葉を主観的な意味で理解しようとしていた。その結果、本来客観的な権利を意味した「ius」という言葉は、主観的な権利という意味をも含むようになった。そのことは主観的な権利概念の萌芽がようやく出現してきた証とされている¹⁰⁵。そして、このよう

¹⁰⁵ 「過去30年以上、ミシェル・ヴァイリーは、ローマ人とローマ法の初期注釈者がいかなる主観的な権利概念も持っていなかったという共通な主張を有する一連の著作を出版している(大陸風の権利概念のように権利を「主観的」と「客観的」に区分するには、厳格に言えば、ローマ時代以降における ius およびその同義語の意味合いの変化が必要である)」と Tuck Richard は述べている。*Natural Rights Theories*, p.7.

な主観的な権利概念が現代的な権利概念に変わったのは、14世紀からとされており、その契機としてキリスト教の世界で勃発した「使徒的清貧」をめぐる論争が考えられている。使徒的清貧の由来はフランチェスコの清貧思想にあり、キリスト教使徒は純粋な精神生活を追求するために、財の所有が否定されなければならなかった。しかし、このような清貧思想に忠実に従おうとすれば、現実生活において困難が生じた。たとえば、フランチェスコ会会員が学問をする際や、大きな教会を建設したり維持したりする際の、経済上の必要な支援は清貧と矛盾する。この矛盾は、所有の「権利」をどう扱うかという法的問題の検討に導いた。そのような矛盾を解決するために、歴代の教皇は一連の教令を發布し、その結果、清貧思想が次第に変質していた。一方、そのような清貧思想の変化は、清貧を厳格に守るべきとするスピリトゥアル（精神）（*Spirituales*）派の会員の反発を招いた。スピリトゥアル派を弾圧するために、ヨハネス 22 世は、1329 年に、「地上の物事に対する神の所有権（支配権）は所有物に対する人の所有権（支配権）と概念的に同じであるとする」という内容を有する教書を發布した。ヨハネス 22 世以後、清貧の論争はさまざまな権利問題を扱うようになった。たとえば、所有権や用益権などをめぐる権利問題があげられる。こうしたさまざまな論争を通じて、ラジカルな自然権に関する理論が登場し、人の所有権と神の所有権が同じであると考えられ、現代的な権利概念が出現してきた。

以上のような論争後の権利概念の歴史的発展は、簡潔にまとめると次のとおりである。11 世紀以後のローマ教皇の姿は、すでにイエスとアウグスティヌスが想定した宗教指導者の姿ではないとされたゆえに、宗教改革が起こった。宗教改革によって個人は集団主義的な教会のコントロールから脱することができ、神と直結することができた。さらにルネサンスによって個人はようやく神という観念の束縛から解放され、独立した意志を持つことを意識するようになった。啓蒙運動を通

して、キリスト教的世界観や封建的思想が批判され、人間は理性によって世界を把握しようとし、人間性がさらに解放されるようになった。このように、個人主義がキリスト教的な価値観から脱することで、個人は完全に独立した人間となり、自由意志をもつ存在者となった。啓蒙運動を通して、教会や神学に依拠しない自然法の思想体系が確立され、自然法に基づく自然権の論述も盛んになった。代表的な自然法論者として、ホッブズやロックが挙げられるが、まずはホッブズの権利論を考察しよう。

2. ホッブズの権利論

(1) ホッブズの権利論の概要

ホッブズの権利論についてだが、その基本的主張は彼の自然権の学説から読みとることができる。それゆえ、ホッブズの権利論を理解するために、自然権の学説を理解しなければならない。本小節では、まず、ホッブズの自然権について論じ、次に、彼の自然権の学説と従来の学説を比較することで権利概念の変容を明らかにし、最後にホッブズの権利論がロックの労働所有説へ与えた影響を示す。

ホッブズは、まず自然権の前提である人間本性について、伝統的政治哲学における「人間が国家的動物である」という前提を否定した。これに関して、彼は『市民論』の冒頭で以下のように述べている。「公共体について何事かを著述した人々の大部分は、人間が社会的結合に適するように生まれついた動物、すなわちギリシア人たちのいわゆる『国家的動物』(Ζώον πολιτικόν)であることを前提、要求もしくは要請し、この土台の上に市民に関する学説 (doctrina civilis [国家論]) を構築している」¹⁰⁶と。彼はこのような人間本性についての考察が軽率で誤謬に導くものにほかならないとした上で、改めて人間本性を論

¹⁰⁶ ホッブズ(本田裕志訳)『市民論』京都大学学術出版会、2008年、31頁。

じる。まず、ホッブズは、人間にとって「善い」と思われるものは何であれ、「快適であって、内臓かあるいは精神のためになる」¹⁰⁷と述べている。つぎに、「《自然》は人間を心身の諸能力において平等につくった。…すべての能力を総合して考えれば、個人差はわずかであり、ある人が要求できない利益を他の人が要求できるほど大きなものではない」¹⁰⁸と述べられているように、ホッブズは人間が心身ともに平等の能力を持つ、つまり「本性上互いに平等である」と主張している。このような平等は、同時に人間の行動上の自由を意味する。なぜなら、自然状態において自然的かつ社会的な階級は存在せず、人はすべての自由を享受しているからである。このような自由からすると、万物は万人に所有されており、「人はだれでもあらゆるものにたいして、おたがいに相手の身体にたいしてまで権利を持つ」¹⁰⁹とさえいえる。一方、上述の平等や自由は人間同士に相互恐怖をもたらす原因にもなり、加えて人間が互いに傷つけあおうとする意志をもっている結果、人間同士の関係が敵同士のような関係になる。ホッブズはこのような関係が非難されるべきではないと考えている。その理由としては人間の自己保存が自然の必然性によるものだからであり、さらに自然の必然性によるものは正しい理に反していないためである。つまり、自己保存のための、正しい理に反していない行動こそが、「正当に、また『権利に基づいて』行われた」ことだと考えられているからである。ホッブズは「権利に基づいて」という言葉にある「権利」を次のように説明している。すなわち、「各人が有する、正しい理に従って自然的能力を行使する自由にはほかならない」。それゆえ、自然「権」の第一の基礎は「各人が自己の生命と肢体を可能な限り保護する」¹¹⁰ということにある。

¹⁰⁷ 同上、34頁。

¹⁰⁸ ホッブズ『リヴァイヤサン』（『ホッブズ(世界の名著28)』所収)中央公論新社、1999年、154頁。

¹⁰⁹ 同上、160頁。

¹¹⁰ 『市民論』、40頁。

このように、ホッブズは自然的平等から、自然権の概念を導いている。すなわち、自然権とは各人が自分の生命や肢体を保存するために、用いようとする手段や行おうとする行為について判断する自由ということである。

(2) ホッブズの自然権の位置付け

以上がホッブズの自然権の概要である。それでは次に、ホッブズの自然権が権利概念の歴史においてどのような位置づけにあるのかについて、彼の自然権の学説を伝統的学説と比較することで考察する。ホッブズの自然権の学説に関しては、シュトラウスの著書『自然権と歴史』¹¹¹の第五章において論じられている。シュトラウスの考察から、ホッブズの自然権が権利概念の発展に寄与したことは明らかである。以下、シュトラウスの考察を主に参照しつつ、それにホッブズの原著からの若干の引用を加えて、その内容を総括する。

シュトラウスによれば、ホッブズの自然権は彼の政治哲学理論の基礎であり、また彼の政治哲学理論はソクラテス以降の伝統的政治哲学の影響をも受けているという。それゆえ、ホッブズの自然権は伝統的政治哲学と比較すると理解しやすい。ホッブズは、ソクラテスを伝統的政治哲学の創始者だとする当時の一般的認識を疑問視していた。彼はソクラテス以来の伝統的政治哲学が「科学であるよりもむしろ夢想である」と批判し、それらがいずれも政治哲学として失敗していると指摘したうえ、「正真正銘」の政治哲学理論を自ら構築した。

まず、ホッブズは伝統的政治哲学に対する批判から考察を始める。シュトラウスによると、ホッブズは伝統的政治哲学を「最善の体制あるいは端的に正しい政治秩序の探求」¹¹²とみなし、その伝統は単なる公共的精神に鼓舞された「理想主義的」伝統であるとする。こうした

¹¹¹ レオ・シュトラウス(塚崎智・石崎嘉彦訳)『自然権と歴史』昭和堂、1965年。

¹¹² 同上、184頁。

理想主義的伝統は、次の三つの内容をもつ根本前提を有する。すなわち第一の内容は、「高貴なこと正しいことは、快いこととは根本的に区別され、快いことよりも本性的に望ましいこと」であり、第二の内容は「人間の取り結んだ契約や約定とは完全に独立した自然的正が存在する」ということであり、第三の内容は「自然に合致しているから最善であるような最善の政治的秩序なるものが存在する」¹¹³ということである。この根本前提に、ホッブズは伝統的政治哲学が失敗した原因を帰した。すなわち伝統的政治哲学は人間が本性的に社会的動物であることを前提にしたゆえに失敗したのである。

一方、ホッブズは、伝統的政治哲学の有用な部分を吸収しており、その点では、彼の理論は伝統的政治哲学を受け継ぐものだとされている。例えば、伝統的政治哲学が失敗したにもかかわらず、「自然に合致しているから最善であるような最善の政治的秩序なるものが存在する」という考え自体は正しいとホッブズは考えている。これに対し、シュトラウスは、ホッブズの「政治哲学は自然的正にかかわるという見解を保持していた点で、ソクラテスの伝統と合致している」¹¹⁴と述べている。また、ホッブズは「善いとは快いことと同じである」というエピクロスの前提を借用し、「人間は本性的あるいは本源的に非政治的、あるいは非社会的でさえある」¹¹⁵と主張している。「非政治的あるいは非社会的」とは個人が自己中心的な（利己的な）人間であることを意味する。加えて、ホッブズは「《自然》は人間を身心の諸能力において平等につくった」¹¹⁶と述べている。つまり自然状態において不平等は存在しておらず、万人は本性上互いに平等である。以上のように、ホッブズにおける人間本性は、感情的、利己的、かつ平等的である。

そのような人間本性観を基礎に、ホッブズはマキアヴェリの現実主

¹¹³ 同上。

¹¹⁴ 同上、185頁。

¹¹⁵ 同上、186頁。

¹¹⁶ 『リヴァイアサン』、154頁。

義を参照しつつ自らの政治哲学理論を展開した。人が現実がいかに生きるべきなのかを中心に考え、社会の正しい秩序もそれを基準に決められる伝統的政治哲学とは対照的に、マキアヴェリの現実主義は、倫理的徳と観想的生を否定し、愛国心や単なる政治的力量が人間的卓越性である、と主張している。それゆえ、「すべての正統性は非正統性にその根拠をもっている」¹¹⁷。例えば、「あらゆる国家の中で最も有名な国家の創建者は兄弟殺しであった」¹¹⁸。このようなマキアヴェリの現実主義からみると、人間は次のような本性を有することになる。すなわち、マキアヴェリが「ローマ共和国の狼のように酷薄な政治を賛美していた」ことから分かるように、人間は他人を攻撃する利己的で不正な存在者であり、その意味で「人間同士の関係＝狼同士の関係」¹¹⁹といってもよい。しかし、マキアヴェリの現実主義には、「単なる政治的力量を倫理的徳に代替させたことに内在する困難」¹²⁰がある。ホッブズは、その困難を克服するために、マキアヴェリの現実主義を参照しつつ政治の道徳的原理である自然法の復興を試みる¹²¹。すなわち、「自然法の観念は維持しつつも、それを人間の完成という観念からは分離する」¹²²という仕方での自然法の復興である。なぜなら、ホッブズによれば、伝統的政治哲学の根本前提としての人間本性は人間の完成を目的とするものであるが、それはユートピア的なものにすぎず実現不可能だからである。

では、ホッブズのいう自然法はどのような内容を有するのか。ホッブズによれば、自然法とは、「理性によって発見された戒律または一般法則であり、それによって人はその生命を破壊したり、生命維持の手

¹¹⁷ 『自然権と歴史』、195 頁。

¹¹⁸ 同上、196 頁。

¹¹⁹ 同上。

¹²⁰ 同上。

¹²¹ 同上。

¹²² 同上、197 頁。

段を奪い去るようなことがらを行ったり、また生命がもっともよく維持されると彼が考えることを怠ることが禁じられる」¹²³、ということの意味する。つまり、自然法は人に生きていくことを命令し、人はそれに従い、自分の生命を維持することを基本中の基本とするのである。そのような自然法の基本的な法則から、平和を求めるといった自然法の法則が派生した。自然法の特徴についてだが、自然法は普遍性を有する。なぜなら、「自然法は、人間が現実に行っている仕方から、つまり、すべての人間を、あるいは大多数の人間を殆ど四六時中現実に規定している最も強力な力から演繹されうる場合にのみ、効力をもち、実際の価値をもつことができる」¹²⁴からである。最後に、自然法の基礎についてだが、「自然法の完全な基礎は、人間の最終目的にではなく、その起源のうちに、すなわち自然の諸起源（*prima naturae*）のうちに、あるいはむしろ自然の起源（*primum naturae*）のうちに求められなければならない。大多数の人間にあって殆ど四六時中最も力強く働いているものは、理性ではなく情念である」¹²⁵と述べられているように、自然法の基礎は人間の情念にある。それゆえ、自然法はその基礎である人間の情念のうちで最も強力なものから演繹されなければならないとされる。

「あらゆる情念のうちで最も強力なものは死の恐怖」であり、死の恐怖とは、「他人の手にかかる暴力死への恐怖」¹²⁶を意味する。このような「暴力死への恐怖」は、「すべての自然的欲望のうちで最も強力かつ基本的な欲望、根源的欲望、自己保存欲を最も力強く表現している」¹²⁷と考えられている。したがって、自然法はそのような自己保存欲という情念を基礎に置く。つまり、自己保存欲があらゆる正義と道

¹²³ 『リヴァイアサン』、160 頁。

¹²⁴ 『自然権と歴史』、197 頁。

¹²⁵ 同上。

¹²⁶ 同上。

¹²⁷ 同上、198 頁。

徳の唯一の根源とされるのである。そうだとすると、基本的な道徳の事実は義務ではなく、自己保存ということになる。権利とは、前述したとおり、「各人が有する、正しい理に従って自然的能力を行使する自由にほかならない」という定義をもつ。それゆえ、自然権とは、「各人が自分自身の自然すなわち生命を維持するために、自分の力を自分が欲するように用いるよう各人が持っている自由である」¹²⁸というように定義される。その定義は「著作家たちが『ユス・ナトゥラレ』と一般的に呼んでいる」¹²⁹ものと同じである。

自然権の定義からすれば、自然権における自由の意味は、「外的な障害の存在しないこと」という本来の意味の自由ではなく、「自分自身の判断と理性とにおいて、そのためにもっとも適当な手段であると考えられるあらゆることを行う自由」¹³⁰になる。ホッブズは自由の区別に応じて自然権と市民権を区別した¹³¹。すなわち、自然権は自然法による人間の自然的自由であり、市民権は市民法が私たちにもたらした自由である。また、自然権における「自由」は天賦的自由とされる。その根拠として、ホッブズは次のように述べている。

「自由」と「必然」も両立する。水は水路をくだる「自由」だけではなく「必然性」をも持つが、自発的な人間のすべての行為もこれと同じである。というのは、人の行為は彼の意志から、つまり「自由」から発するが、他方人間の意志にもとづくすべての行為、すべての意欲そして意向も、ある原因から生ずる。…〔その最初の環は第一の原因である神の手中にあり、〕人の行為は「必然性」から発するものだからである。¹³²

¹²⁸ 『リヴァイアサン』、159 頁。

¹²⁹ 同上。

¹³⁰ 同上。

¹³¹ 同上、230 頁。

¹³² 同上。

このように、自由は神の必然性に依拠し、自然的自由こそが真に「自由」と呼びうる唯一のものとされている。そのような「自由」は、人間は国家的動物であるという考えに基づいたコモンウェルスの自由ではなく、個人的で天賦的な自由である。コモンウェルスの自由とは、「古代ギリシア人、ローマ人の歴史書や哲学書、また、それから政治学上の知識を得てきた人々の著作、談話のなかで、あれほどしばしば、敬意を持って語られている自由」¹³³であり、個々人の自由ではない。このように、自由の概念が個人主義的なものとなったことによって、自由を意味する権利概念は個人主義的な権利概念として登場したとされる。さらに、ホッブズの権利概念が個人主義的な権利概念とみなされる根拠を、権利と義務の関係からも見いだすことができる。伝統的政治哲学は、「人間が本性的に社会的動物である」という前提から、義務を人間にとって本源的なものとみなした。一方、ホッブズは、「すべての義務は、自己保存という基本的で譲渡できない権利から派生するものである。…絶対的あるいは無条件的な義務というものは存在しない。…自己保存の権利のみが、無条件的あるいは絶対的である」¹³⁴と述べている。このように、ホッブズによれば、人間の権利は義務より重要なものである。

以上がホッブズの権利概念である。そのような権利概念は、ホッブズのいう「万人の万人に対する闘争」という戦争状態に陥る原因ともなる。それに関しては、『リヴァイアサン』において、「主権が設立される以前には、[すでに示したとおり]万人が万物にたいして権利を有していた。そしてそれが戦争の原因であった」¹³⁵、また「自己保存という自然で必然的な欲求から、私的な力によってみずからを守る権利

¹³³ 『リヴァイアサン』、233 頁。

¹³⁴ 『自然権と歴史』、198 頁。

¹³⁵ 『リヴァイアサン』、202 頁。

がそれぞれの人の手に残されることになる。それこそまさに戦争状態にほかならない」¹³⁶という論述が見られる。つまり、国家が成立する前、法律や裁判所が存在しなかったがゆえに、人々は誰もが裁判官であったからである。ホッブズの政治哲学はそのような戦争状態から出発し、最終的に社会契約を通して国家をなすという学説である。すなわち、自然状態において互いに敵対していた人々は自然法によって平和を求めようとしたため、人々は相互に契約を締結し、自然状態における自然権を放棄し譲渡することで共通の権利を構成し、その共通の権利を代理人あるいは国家の主権者に譲って契約の履行を監視する、という政治学説である。ホッブズの権利概念は自然法による自然権に基づいたものであり、自然権が自由に依拠するという考えは、自由主義と呼ばれる。それゆえ、自由主義の創始者はホッブズとみなされている¹³⁷。

以上のことから、ホッブズの権利概念は個人主義的な権利概念であることが明らかになった。彼の権利論においては所有権について論じられなかったが、個人の権利が天賦的な自由に由来するという論点はのちにロック的所有権の議論に大きな示唆を与えた。

3. ロックの労働所有説

(1) ロックの労働所有説の概要

周知のように、ロックの労働所有説は、「アダムがこの世界に対する完全な支配権を有しており、アダムの継承者である国王もその支配権を主張することができる」¹³⁸というフィルマーの王権神授説を批判したものである。ロックはグロティウスらの自然法論者の理論を継承

¹³⁶ 同上、203頁。

¹³⁷ 『自然権と歴史』、198頁参照。

¹³⁸ Peter Drahos (山根崇邦訳)「A Philosophy of Intellectual Property(2)」『知的財産法政策研究』35号、2011年、273頁。

し理論化して、それに基づいて財産権や所有権を分析し、ひいては自らの社会・国家・法律の学説を提唱した。

以下では、ロックの労働所有説を概観する。前述したとおり、ロックは自然法論者の理論を踏襲しているため、自然法論者が直面する問題と同じ問題を抱えている。それはフィルマーからの批判、すなわち自然法は、一方で共有の物が存在すると宣言しつつ、他方で私的所有の状態を導くことは不可能であるという批判である。この批判に答えるためにロックは、人間は自分自身の身体に対する所有権を生まれつき持っている、という前提から議論を始める。この身体への所有権は自然法に基づき、自己保存のために必要であり、人間に生来に与えられた天賦的権利である。それゆえ、どんな社会でも、その社会の法律はそうした人の権利を保障しなければならず、法律の正当性はそれによるのである。

そもそも人間は、自分自身の身体以外には、生来何も所有していない。それゆえ、自然状態における共有物は、もともと私的所有が許されないものである¹³⁹。しかしロックは「労働」という概念を用いることで、こうした本来私的所有が許されていない自然状態における共有物を、私的所有が許されるものに転換することが可能であると説明している。その転換は端的に言って、労働と所有権の関係を構築することであり、次のことを意味する。まず、ロックは、人間は「自分自身の身体に対する所有権をもっている。…彼の身体の労働とその手の働きは、まさしく彼のものであると行ってよい」¹⁴⁰と主張している。この主張から、自分自身の労働は、自分自身でおこなったがゆえに、自分のものである、と行うことができる。そして自然状態における共有物に労働を混合させれば、それは労働の成果とみなされる。そして労働の成果は、自分の所有する身体の動作の結果として生じたものであ

¹³⁹ 『自然権と歴史』、198 頁参照。

¹⁴⁰ 同上、33 頁。

るがゆえに、私的所有物とみなされる。このように労働それ自体の所有権は、私的所有権に変化することができるのである¹⁴¹。

このように、ロックの労働所有説は、所有権の概念を身体から共有物にまで拡大したものである。すなわち「自己保存」という自然法による権利から、身体や労働への所有権が確定され、さらに労働を通じて自然状態の共有物が私的なものとなりうる、という学説である。ロックは自説を神の命令と自然法の定めによって保証する。つまり、所有権の正当性の根拠づけに関する *Drohas* の解釈によると、「労働と所有権の結びつきは神の命令により、もしくは自然法の定めによりあるいは両者ともにより存在するものである」¹⁴²。また、神は世界の共有物や理性や生活上の便宜を人々に与えている¹⁴³。その目的は、働くことによって「衣食住や快適な生き方といった生活の利便性を人々が享受しうる」¹⁴⁴ようにすることである。そして、*Drohas* はロックの労働所有説を次のように簡潔に要約している。

1. 神は世界を人々に共有物として与えた。
2. すべて人は自分自身の身体に対する所有権を有している。
3. ある人の労働は彼に帰属する。
4. ある人が自らの労働を共有物に付け加えるときはいつでも、それは彼の所有物となる。
5. 所有権には、共有物を他の共有者にも十分に、そして同じようにたつぷりと残すことという条件がつく。
6. 人は、自らの便宜のために利用できる分より多くのものを共有物から取りだすことはできない。¹⁴⁵

以上の六点がロックの労働所有説の要点である。

¹⁴¹ 同上、34 頁参照。

¹⁴² 「A Philosophy of Intellectual Property(2)」、275 頁。

¹⁴³ 『統治論』、32 頁参照。

¹⁴⁴ 「A Philosophy of Intellectual Property(2)」、275 頁。

¹⁴⁵ 同上、276 頁。

(2) ロックの所有権について

以上のことから、ロックの労働所有説に基づいた所有権論がどのようなものであるかが明らかになった。そして易継明によれば、ロックの労働所有説の寄与は次の三つである。第一に、ロックの労働所有説は権利の本位を強調し、所有権を天賦的権利として唱え、個人の財産権もしくは所有権を絶対視する思想的基盤となったことである。第二に、労働所有説は労働価値説であり、財産権の合法的基礎を提供し、社会発展における価値の中心が「労働」にあることを確定したことである。第三に、個人の人格権が労働の創造物によって拡張し、財産権が人格的基礎を有したことである¹⁴⁶。このような解釈は妥当なものであると思われる。

前述したように、ロックの労働所有説は物質財産の所有権を正当化するための哲学的解釈である。現代では、所有権の対象は物質的財産とは限らず、知的財産（例えば、論文における思想やアイデアなどの知的・精神的なもの）のような無体物も議論されている。知的財産に関する議論には、知的財産にもロックの労働所有説が適用されうるかをめぐり争いがある。賛成派の主張は、次の三点にまとめられる。第一に、無体物であれ有体物であれ、両者の共通点としていずれも労働を加えていることがあげられる。第二に、自然状態の有体物は共有物として存在しており、すべての共有物はコモンズに属しているが、同じように、無体物は知的コモンズに属しているものとみなすことができる。したがって、例えばニュートンが万有引力という理論を発見したことは知的コモンズから無体物を取り出すことだと考えられ、これはコモンズから有体物を取り出すのと同様だと言ってよい。第三に、「他者にも十分にかつ同じようにたっぷりと残されている」こと及び

¹⁴⁶ 易継明「評财产权劳动学说(財産権労働説についての考察)」『法学研究』03期、2000年、175頁参照。

「ものが損なわれないうちに生活の何らかの便宜のために人が利用できる限り」というロック的但し書きは、知的なものである無体物の場合にも適合する。

しかしながら、ロックの労働所有説で知的所有権を正当化する場合にはいくつかの問題が生じる、という批判がある。まず、大谷卓史の論文「著作権の哲学」によれば、次の三点が挙げられる¹⁴⁷。第一に、ロック的所有権が天賦不可侵の自然権に帰属することに対する批判である。仮に精神活動の産物にもロック的所有権を与えるならば、そこで産出された無体物は産出した人物の所有物だということになる。しかし誰かの所有物であるということは、他人は所有者に無断でその所有物を勝手に利用することが許されないということである。すると、知的所有権を認めることによって他人がそれを利用できなくなり、他者の思想の自由や言論の自由が制限されてしまい、結果として将来の創造活動に大きな負の効果をもたらすことになる。第二に、「ある人の知的活動は、多くの先人たちに負っているのだから、精神活動の産物に対して独占的な権利を与えるべきだという主張は、歴史上連綿と続いてきた精神活動の果実を表現したに過ぎない最後の一人だけに権利を与えるということを正当化しない」¹⁴⁸。そもそもあらゆる知的財産は過去の知的財産からの引用や参照、そして相互の影響によって成立するものである。ニュートンさえも、自分の業績が巨人の肩の上に立つものだと言っている。だとすれば、たとえ知的財産が労働の成果とみなされるとしても、その労働は特定の一人の人物だけでおこなったことではないのである。最後に、ロック的所有権は伝統的な自由主義・自由権の思想に基づき、無体物を正当に獲得するならば、絶対的な支配権を有し、自由に支配できるということを含意する。しかし、知識や情報などのような無体物は排他性・競合性がないため、仮に複

¹⁴⁷ 大谷卓史「著作権の哲学」『吉備国際大学研究紀要』第 21 号、2011 年、7 頁。

¹⁴⁸ 同上。

数の人が同時に使用・シェアしても、当該所有者の自由を侵害することにはならない。所有権の主張は、当該所有者以外の人の自由を制限することになってしまう。

大谷の批判を踏まえるなら、知的財産を所有権論の対象とみなすことによって、有体物の場合は明らかだった窃盗などの不正行為が、知的財産の剽窃や盗用の場合には根拠が不明瞭になってしまう。まず、所有権に関して、従来の法律や哲学は、すべて有体物を土台にしたものである。というのは、ローマ法などの従来の法律は物を「有形」という外的形態や、特定の時間に特定の場所を占めるという特徴によって定義するからである。したがって有体物は「競合性」¹⁴⁹があり、それを自分の物にするためには少なくとも空間的な移動が必要である（ただし、「占有」のように仮想的な移動に留まる場合もある）。そのため、それを「盗む」場合には、本来の所有者の位置から盗人の位置への「移動」が想定される。しかし、無体物である知的財産には、そのような想定が当てはまらない。例えば無体物を盗む（盗用する）場合には、こうした空間移動が存在しない。同一のものが所有者のもとに留まる一方で、盗人のもとにも留まる。したがって、無体物は有体物と違って、その盗用の判定をしにくいのである。

次に、有体物には「排他性」¹⁵⁰があり、それを取得したり譲渡したり破棄したりすれば、物体の移動として理解できる。しかし、無体物は物体として存在するわけではないので、どこからが取得でどこからが譲渡なのかがはっきりとしない。例えば、文章をそのまま盗用する「コピー」であれば、二つの文章を比較すれば盗用の事実は明白である。しかし、ある文章に書かれた思想やアイデアが、他人の書いた別の文章における思想やアイデアと類似していた場合、それが単な

¹⁴⁹ 競合性とは、特定個人によるその財の利用が他人の利用と両立し得ないという意味である。『応用倫理学辞典』、304 頁参照。

¹⁵⁰ 排他性とは、その材の物理的・コスト的なあり方(価格など)に応じて他人の利用を排除できる、という意味である。『応用倫理学辞典』、304 頁参照。

る類似なのか剽窃なのかはっきりしないし、場合によっては書いた本人にすらそれが分からないということがありうるのである。また、「他者にも十分にかつ同じようにたっぷりと残されている」というロック的但し書きの条件を考えると、知的財産には排他性がないため、誰が使っても無くならないので、但し書きの条件に当てはまってしまう。

そして、ロックの労働所有説においては、「労働」それ自体の定義がさほど明確ではない点も問題になる。例えば、ロックは労働を加えれば、物に対する所有権を確定できると主張しているが、ノージックはその主張に反する例を次のように述べている。私がトマトジュースを海に入れば、そのトマトジュースは海全体に薄まって広がっていく。しかし、いくらトマトジュースの投入という私の行為が労働の一種だったとしても、それによって混入された海全体が私の所有物になることはありえない¹⁵¹。知的財産の場合も、このノージックの議論と同じことが言える。私がある哲学者について何か斬新な解釈を発表し、それが世間で広く受け入れられていったとしよう。すると、その哲学者について書かれた世間の文書の多くに私の解釈が用いられることになるが、それら全てに私が知的所有権を主張することは現実的ではないし、不適切ですらあるだろう。

以上が、知的財産のような無体物の所有権は単純にロックの労働所有説から裏付けることができない、という批判である。ゆえに、知的所有権は財産権や所有権と異なってロックの枠組みにおける天賦的権利に帰属しないのである。

最後に、ロックの労働所有説における権利概念に対する、ホッブズの政治哲学における権利概念からの影響について検討してみる。まず、権利の絶対性に関しては、ホッブズは「もしすべての人が本性的に自己保存の権利を持つのなら、自己保存に必要な手段への権利も必然

¹⁵¹ ロバート・ノージック(嶋津格訳)『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社、1992年、293-294頁参照。

的に持つことになる」¹⁵²と述べているように、自然状態における人々の自己保存という天賦的権利に依拠した。そこから、自分の政治哲学を展開している。ロックも、そのような自己保存という絶対的な権利を継承し、それを所有権の根拠として自説を展開している。次に、ロックはホッブズの自然状態を批判的に継承した。ホッブズは、自然状態において相手の身体をも含む万物に対する権利を人々が有しているとする。ロックはそのような自然状態の見方を継承したが、身体は自己の所有物であり、他人からの侵害が許されない神聖不可侵なものだと主張している。そこから、ロックは労働というものを介して所有権について論述している。

要するに、ロックはホッブズの自然状態における自然権から出発して、労働を介して所有権の発生の根拠を導いている。その意味で、ロックの労働所有説は労働を所有権の核心的価値としている学説であり、所有権を正当化するきわめて有力な一説だと考えられる。しかし、ロック説で知的所有権を正当化する場合には、ある問題が生じる。すなわち、知的なものに対する占有が物質に対する占有と異なり、知的なものは複数の人によって占有されうるということが問題となるのである。そのような問題はロック説の限界を示しており、その限界を乗り越えるために、所有と占有を区別しているカントの権利論を考察する必要がある。

4. 個人主義的な権利概念

(1) カントの法論における権利概念

情報などの無体物も、有体物と同じように、人の労働を通じて取得されるとはいえ、ロックの労働所有説は知的所有権を正当化することが困難である。なぜならば無体物や有体物はそれぞれ空間的な特徴が

¹⁵² 『自然権と歴史』、201頁。

異なる、つまり有体物が必ず空間を占めるのに対し、情報などの無体物は空間を占めないという理由で、ロック説は有体物には適用されうるが、情報などの無体物には適用されえないからである。無体物の所有権を考察するにあたって、所有と占有の関係を重要な要素として考察する必要がある。この点に関しては、ロック説において何の手がかりも示されなかったが、カントの『人倫の形而上学』の法論の部分において、それについて論じられている。そのため、以下ではカントの法論における権利概念、所有と占有の関係を中心にして考察する。具体的には、占有という概念がカントの法論においてどのように位置づけられるのかを議論したうえで、カントの法論とロック説との比較を通して情報などの無体物の所有権について検討する。

① 法論における「占有」の位置付け

ある人が外的な何かを自分のものとして持っていると言明する際、それがどうしてあなたのものなのか、という質問を突きつけられるのは容易に想像できる。もしそのものがその人の身体に属しているものであるならば、その言明は理由の提示なしで済ますことができる。しかし、そうでなければ、その人はそのものが自分に属していることを証明しなければならない。ひとつの解釈として、「そのものに自分の労働が混ざっているため、そのものに対する所有権を主張することができる」というロックの労働所有説を根拠としたものがある。しかし、工場で働く人の労働成果である製品は、その人に属するのではなく、工場の持ち主に属する。そのことに関して、労働を通して所有権が確立するという労働所有説は説明ができない。

カントは、外的な何かを自分のものとして持っていると言明するためには、その外的なものに対する法的権利を有しなければならないと述べている。つまり、そのものに対する「占有」である。それに関して、カントは、「法における権利としての私のものとは、それを他の人

が私の同意なしに使用しようとするれば私を侵害することになる、という仕方で私と結びついているもののことである。使用一般を可能にする主観的条件は占有である」¹⁵³と述べている。そうした占有は、身体による物理的占有、あるいは経験的占有、感性的占有とも呼ばれるものを指すのではなく、もっぱら理性的占有に他ならない。理性的占有は実際の所持と関係のない占有である。このように、カントは占有を「経験的占有」と「理性的占有」（叡智的占有）とに分けている。その定義は次のようである。感性的占有は空間に存在する対象を物理的に占有している、いわば身体による占有であり、一方、理性的占有は時間や空間に依存することなく、意志によって占有している、いわば法的占有をもっぱら意味する¹⁵⁴。たとえば、私が今図書館の本を読んでいる場合、私はこの本に対する感性的占有をもつが、だからといって、私は今読んでいる本を所有しているわけではない。なぜならこの本は図書館によって所有されており、図書館はこの本に対する理性的占有をもつからである。

カントによれば、理性的占有こそが、本質的な占有であり、外的なものを占有する権利はそれに基づいている。また、彼は、外的なものを占有する権利を、論理学の法則に従って、さらに三種類に分類している。それは、「物権」、「債権」、「物件に対する仕方で人格に対する権利」である。この三つの権利に対応する外的なものは、上記と同様に三つある。すなわち「(一) 私の外にある(有体)物件、(二) ある特定の行為(Praestatio 給付)をしようとする他のある人の選択意志、(三) 私との関係における他のある人の状態」¹⁵⁵。さらに、論理学におけるカテゴリーからみると、それらはそれぞれ「実体」、「原因性」、「自由の諸法則に従う私と外的な諸対象とのあいだの相互性」というカテゴ

¹⁵³ カント(垂井正義・池尾恭一訳)『カント全集 11 人倫の形而上学』岩波書店、2002年、66頁。

¹⁵⁴ 同上、67頁参照。

¹⁵⁵ 同上、69頁。

リーに対応している。論理学においては「実体」というカテゴリーが最も基本的なものであるがゆえに、私の外にある物件に対応する物権は一番基本的なものであり、ほかの権利の基礎となると考えられる。例えば、ものの譲渡や贈与という権利は物権を基にしなければならない¹⁵⁶。

以上の三つの権利は、カントの法論における私法という部分の内容を構成している。その中で、外的なものを占有する権利、すなわち物権というものは私法的前提であり、あらゆる権利を存在可能にする理論の端緒だと考えられる。したがって、私法における最も根本的、且つ基礎的な問題として、外的なものを占有する権利はどのようにして証明されるのか、ということが挙げられる。もしこの証明ができないのであれば、私法の成立が不可能になる。なぜならば、法哲学の理論において、外的なものを占有することそれ自体を権利として確定することができるのは、占有という権利そのものが普遍的なものとなりえ、法学の基礎となり得るからである。以上のことから、外的なものを占有する権利が私法において最も重要であり、基礎的な問題と位置付けられることがわかる。

② 法的占有の演繹

では、カントは「外的なものを占有する権利が可能である」という私法における基礎的な命題をどのようにして証明するのか。この証明は私法の成立に関連しているだけではなく、カントの権利概念にも密接に関係している。そのため、カントの占有概念や権利概念を考察するために、その証明のプロセスを整理することが必要である。そのプロセスは、以下のとおりである。

¹⁵⁶ 贾中海・刘展旭「康德对“占有外在物”法律权利的先验演绎(“外的なものの占有”に対する法的権利のカントのアプリオリな演繹について)」『社会科学战线・法学理論』第10刊、2018年、219頁参照。

カントによれば、「外的な私のもの・あなたのものは可能である」という命題を証明するには、それを二回還元して至る「法のアプリオリで総合的な命題は可能である」という命題を演繹さえすれば結論が導かれるとされる¹⁵⁷。

カントは、あらゆる法の命題はアプリオリな命題であると述べている。アプリオリな経験的占有は、その成立が時間や空間などの諸条件の下でなければならないがゆえに分析的命題だとされる。『純粹理性批判』によれば、分析的命題は思考の原理のひとつである同一法則の表現にすぎず、それゆえ、我々に知識を増加させることができないとされる。同様に、経験的占有は現象における占有に過ぎないもので、時間と空間の諸条件に制限され、それゆえ、ある経験的占有の権利はその人にのみとどまり、その人を越えて他の人に拡張していくことができないものである。したがって、「法にかなった経験的占有についての命題は、ある人格がそれ自身についてもつ権利を越え出ることはない」¹⁵⁸とカントは述べている。

しかし、経験的占有における時間や空間という諸条件を取り除くならば、アプリオリな経験的占有は法的占有の概念への拡大につながる。同時に、時間や空間という諸条件が取り除かれたそうした法的占有は総合的命題となる。したがって、時間や空間における経験的占有の諸条件を越え出ることができる。ゆえに、最初の命題は「経験的占有という概念を越えて自らを拡張するアプリオリな命題は可能である」に変換されうる¹⁵⁹。

カントは、上述の法的占有という総合的命題が時間や空間という直観に依存せず、理性概念に由来する形而上学的なものに属することを理由に、超越論的分析論での方法が法的占有の証明に適用されない、

¹⁵⁷ 『カント全集 11 人倫の形而上学』、72 頁参照。

¹⁵⁸ 同上、73 頁。

¹⁵⁹ 同上。

と述べている。なぜならば、占有する対象は経験的占有の場合には現象にすぎないが、法的占有の場合には、現象ではなく物自体とみなされるからである。また、分析論における理論理性が、ものの本性の理論的な認識はどこまで到達できるのかということの問題とすのに対し、実践理性は「自由の法則にてらして選択意志を実践的に規定すること」¹⁶⁰を問題とするからである。したがって、法的占有という総合的命題は実践理性の要請によって証明され得る。そうした証明は「演繹」と呼ばれる。

演繹することを可能にするために、まず我々が論理上仮定しなければならないのは、カントによれば、「外的な私のもの・あなたのものがあるというのであれば、…叡智的占有（可想的占有）は可能であると前提しなくてはならない」¹⁶¹ということである。すなわち、外的なものを私物化するための占有の権利の実現は経験的占有に基づくことではなく、叡智的（理性的）占有に基づくことである。また、意志の能動性は、ものを私物化する原動力ともなり、行為の出発点ともなる。このように、叡智的（理性的）占有は実践理性の法的要請であると解しても良い。その要請の内容について、カントは次のように述べている。「私の選択意志のどのような外的対象も、それを私のものとしてもつことが可能である。…私の選択意志のどのような対象も、客体として可能な私のもの・あなたのものと見なし、そう扱うことは、実践理性のアプリオリな前提である。」¹⁶²

以上の要請をふまえてカントの演繹の理路を概括すると、次のようになる。人が外的なものを占有する権利を有するということは、二つの意味をもつ。その一つの意味は、ものを占有する権利を意味することである。「私の選択意志のどのような外的対象も、それを私の

¹⁶⁰ 同上、72頁。

¹⁶¹ 同上、71-72頁。

¹⁶² 同上、67-68頁。

ものとしてもつことが可能である」¹⁶³と述べられていたように、人は外的なものに対して直接の占有の可能性を承認しなければならないのである。その占有の可能性は、ものを占有するかしないか、何を選んで占有するのかという意味をも含む。もう一つの意味は、他人の占有を尊重しなければならないということである。人は外的なものに対する占有権が確定したら、そのものがもっぱら「外的な私のもの」となり、「それを私が任意に使用するのを妨げることが侵害（ある普遍的な法則にてらしてだれの自由とも両立することができる私の自由の毀損）となるものである」¹⁶⁴と述べられるように、占有の権利は私の私のものに対する使用の自由を保証してくれるのである。このように、占有の権利は根本的に人間の自由意志に由来しているものである。その点は承認されなければならぬ。さもなくば、外的なものに対する占有権という考えは無意味になる¹⁶⁵。なぜならば、外的な何かを私のものにする占有権をもたせるのは、人間の自由意志を実現するための方法だからである。人間が選択意志を有するのは、つまるところ人間は「自由」なためである。自由とは、カントによれば、一方では「他の人の強制する選択意志からの独立」を意味し、他方では「それが他のだれの自由とも普遍的法則に従って両立できるかぎり」で、唯一の、根源的な、だれにでも人間であるがゆえに帰属する権利である」¹⁶⁶ということの意味する。したがって、その意味での人間の自由は、あらゆる権利を成立させる絶対的な「法的要請」とされる。人間は自由である限り、自由意志をもっているとされ、それゆえ外的なものを自分のものにする占有権の必然性が生じる。逆に、仮に人間は自由ではないとすれば、道徳と法律が必要でなくなる。たとえば、自由な人間と対照的

¹⁶³ 同上、67頁。

¹⁶⁴ 同上、71頁。

¹⁶⁵ 「康德对“占有外在物”法律权利的先验演绎（“外的なものの占有”に対する法的権利のカントのアプリオリな演繹について）」、223頁参照。

¹⁶⁶ 『カント全集 11 人倫の形而上学』、58頁。

なのは動物である。動物は言うまでもなく理性がなく、それゆえ、自由や自由意志ももたない。その結果、動物は道徳や法律の諸法則に拘束されるわけではなく、かわりに自然法則のみに拘束される。したがって動物にとっては、当然ながら権利の問題が存在しない¹⁶⁷。あるライオンが鹿一頭捕獲して食べている途中で、ほかのライオンがそれを奪取したときに、獲物を奪い取られたライオンはその獲物に対する所有権があると権利の主張をすることができない。この例からも、動物にとってもものの占有は単なる物理的な占有にとどまり、法的占有や占有の権利にまで達しないということが明らかである。

③ 占有の本質と所有権

以上の法的占有の演繹や「外的な私のもの」という概念の定義はカントの権利概念を理解するのに役に立つ。「外的な私のもの」という概念は「占有」という条件を前提として成立し得る。人と、人とは区別される外的なものとの関係において、「占有」という権利が「人の生得的な自由」という最終的な法的要請によって根拠づけられる。その上で、人の選択意志・自由意志の範囲内での外的なものは外的な私のもの・あなたのものとなりえ、その意味での「占有」という権利は、人の自由意志や理性という占有の権利のアプリオリな法的要請によって根拠づけられる¹⁶⁸。すでに述べたように、「占有」という権利はあらゆる権利の基礎であり、それゆえ「占有」の法的要請はあらゆる権利の法的要請である。したがって、「外的な私のもの」という概念における「自由」という根本的な要請はあらゆる権利の法的要請だとみなされる。カントはロックと同じように、「自由」を人間の生得的権利と見なしている。それに関してカントは「生得的権利は、一切の法的作用に

¹⁶⁷ 「康德对“占有外在物”法律权利的先验演绎（“外的なものの占有”に対する法的権利のカントのアプリオリな演繹について）」、223 頁参照。

¹⁶⁸ 同上。

よることなく、だれにでも自然に帰属している。…自由は、唯一の、根源的な、だれにでも人間であるがゆえに帰属する権利である」¹⁶⁹と述べている。自由が生得的権利であるならば、「自由」を要請として演繹されうる諸権利は生得的権利・自然権のようなものであるとみなすことができる。よって、占有によって確定した所有権という権利は、その中の一権利に該当するのである。この点においては、カントはロックとは異なる道を通っても行き着く先は同じである、すなわち所有権に自然権の要素があるという結論を導出しているといっても良い。

しかし、カントによれば、唯一の自然権である自由によって証明されたあらゆる権利はそれ自体が抽象的なものであるがゆえに、それを文明社会に応用するには上述以外の客観的な根拠を示さなければならない。その客観的な根拠を、カントはロックと同じく「社会契約論」を用いて説明する。すなわち、人々は自然状態を放棄して、契約によって文明社会を構築し、自然状態における本来の自然権も自然状態の放棄とともに消滅し、その代わりに文明社会における具体的な法律規定による法的権利、つまり法律が保障する権利をもつようになるのである。

以上がカントの権利概念の内容である。続いて、カントの法論における占有の本質と所有権について考察していく。占有の本質は、理性的占有であり、文明状態においてはもっぱら法的占有を指すのである。というのは、経験的占有が時間や空間の諸条件に制限され、それゆえ持続性のある占有が実現しにくいのに対し、理性的占有には上記の制限が全く存在しないからである。その意味での占有の本質からみれば、一旦私と外的なものとが法的な占有関係にあると定着したとしたら、その外的なものに対する私の占有は理性的占有をもっぱら意味し、実際の所持には関係しない。逆に、そうした法的な占有関係を有しなければ、たとえ実際に長期間にわたってその外的なものを所持している

¹⁶⁹ 『カント全集 11 人倫の形而上学』、57-58 頁。

としても、その外的なものに対する所有関係は成り立たないのである。つまり、占有の本質は経験的あるいは感性的占有とは関係せず、理性的占有のみに関係する。

そうした占有の本質からすれば、私は私のものに対する所有権をもっていると主張できる所以は、そのものに対する感性的占有にあるのではなく、理性的占有にあるのである。法的占有がもつぱら理性的占有であるというカントの占有説においては、ロック説における所有権の根拠としての労働そのものの制限性を越え、所有権の概念が占有の本質によって拡大されたといってもよい。なぜならば、人は共有物を私有化するために労働を共有物に混合しなければならないというロック説の労働価値観においては、所有権を確立するために必要な条件として、労働が不可欠なものであるが、労働はあくまでも物理的なものであり、それゆえ労働によっての占有は感性的占有にすぎず、理性的占有ではないからである。さらに、情報のような超時空的な無体物の占有問題について、ロックの労働所有説によっては矛盾が生じたり証明不可能だったりすることが三つある。

第一に、無体物に対して、労働が占有の条件を満たすことができないという問題がある。ある無体物を自分のものとしてもつことを主張しようとするとき、そのものを占有しているという事実が主張の前提となる。ロック説における労働という要素による占有は感性的占有であり、それは時空の制限があるため、上述の占有の条件を満たすことができない。このことがロック説の限界と考えられる。しかし、カントの「占有の本質は理性的占有である」という観点からならば、無体物の所有の根拠を示すことができる。理性的占有は無体物と同じように、時間や空間の制限を越えることができるからである。

第二に、無体物が複数の人によって占有されるケースの問題がある。無体物は有体物と異なり、複数の人が同じ対象を占有することができる。そのことに関してロック説は解釈不可能であるが、カント説は占

有を区別するから説明できる。複数の人が同じ対象を占有することは感性的占有にすぎず、その対象を所有する人のみが理性的占有を有しており、それゆえ、彼こそがその対象に対する所有権をもつと主張できる。

最後に、ロック説の労働という条件を満たす行為であっても、無体物の所有権への侵害行為となりうる問題がある。ロック説によると、労働を対象に混ぜたら所有権が確立できるので、精神的な思考やコピーという労働によって無体物を所有できることになってしまう。そうすると、所有権を侵害する行為であるコピーは正当化されてしまう。それに対して、カントの理性的占有という観点からすると、他人がコピーを通して利益を得ることは私の所有権を侵害する行為となる。なぜなら、他の人が私の所有しているものを使用したり、それを通じて利益を獲得したりすることは、私がそれを自由に使用するのを妨げることとなり、「ある普遍的な法則にてらしてだれの自由とも両立することができる私の自由の毀損」となるからである。要するに、情報などの無体物は超時空的なものであるがゆえに、無体物の所有権を根拠づけることは、ロック説によっては不可能であるが、カント説に従えば理性的占有がアプリアリな占有であるという観点から、物の時空的な性質を越えることができる。すなわち、カントの法論は情報などの無体物にも適用できるのである。

以上の考察から、カントの権利概念が個人主義的な権利概念の発展に寄与したことは明らかである。まず、カントは、ロックと同じように、文明状態（市民状態）以前の状態から所有権についての議論を展開した。また、カントの所有権概念は権利概念に基づくものであり、権利概念はまた「人は生得的に自由である」という根本的な要請に基づくものである。よって、自然法における「自由」こそが、個人的な権利概念の核心たるものである。しかし、文明状態においては、社会契約によって自然法による自然権は法律による法的権利に変わった。

つまり、法的権利概念はその最終根拠として、自然状態における自然法による自然権に遡ることができるのである。カントは所有権に対する哲学的な根拠を議論したことによって、権利概念の発展に大いに寄与した。カント以降、「唯一の生得権利は自由である」と述べられるような自然権の核心たるものは法的権利概念の核心たり得るものとなった。言い換えれば、自由や自由意志に基づく権利の考え方が主流となり、そのような現代的で個人主義的な権利概念がさらに発展していくのである。

(2) ノージックの『アナーキー、国家、ユートピア』における権利概念

すでに述べた通り、カントの権利概念は、自然状態における自然法による権利と同じものであり、つまり個人の自由・自由意志に基づくものである。また、そうした自然権は社会契約によって文明状態における法的権利に変換した。文明状態においては、自由に基づく個人の権利は、他者の義務を規定しているものであり、それに関してはカントの所論の検討によって明らかになった。一方、そうした個人の権利に関しては文明状態における国家に服従するか否かが問題となり、それを考察しなければならない。言い換えれば、個人主義的権利は個人の自由に由来しているものであるが、現代ではその個人の自由をどこまで徹底すべきなのかということが論争の焦点となっている。そのことに関しては、二つの主張が見られる。その一つは、不遇な人々のより良い生活のために個人の財産を再分配すべきであり、たとえそれが個人の権利をある程度侵害することになっても許されるという主張である。つまり、それは平等を自由の上におくべきだということを意味し、その例としてロールズの議論が世に広く知られる。それに対し、もう一つは、いかなる理由であっても、個人の権利を侵害することは許容せず、その意味で個人の自由を至上のものとみなす主張である。

その代表的な学者としてはノージックの名が挙げられる。それゆえ、現代における個人主義的権利概念と所有権を考察するにあたって、自由にに基づく個人の権利を徹底的に守るノージックの論説を検討することが重要な一環となると考えられる。

ノージックは、個人の権利について、著書『アナーキー、国家、ユートピア』の冒頭で明確に立場を表明している。

諸個人は権利をもっており、個人に対してどのような人や集団も（個人の権利を侵害することなしには）行えないことがある。この権利は強力かつ広範なものであって、それは、国家とその官吏たちがなしうること—が仮にあるとすればそれ—は何かという問題を提起する。個人の権利は、国家にどの程度の活動領域を残すものであるのか。¹⁷⁰

このように、個人の権利は、他人からはもちろん国家からも侵害されることが許されないばかりではなく、国家の行為の範囲を制限する尺度となるべきである。なぜならば、文明状態においても、個人の権利は自然状態においてと同じように、個人の自由に由来しているからである。しかし、国家が個人の権利を侵害すべきではないという帰結をいかようにして導くことができるのか。その点を理解することなく、ノージックの権利概念を理解することはできない。結局のところ、ノージックの権利概念を理解するためには、ノージックの国家論を理解する必要があるのである。そのため、以下では、ノージックの国家論の概要から考察をはじめめる。

① 最小国家の肯定的証明

個人の権利を侵害しない国家は存在するのか。ノージックによれば、

¹⁷⁰ 『アナーキー・国家・ユートピア』、1頁。

それは存在し、「最小国家」と呼ばれる。その定義は古典的な夜警国家と同じであり、次の通りである。

古典的自由主義論における夜警国家は、その市民すべてを暴力・窃盗・詐欺から保護する役割と、契約を執行することなどに限定されているが、[所得]再分配的であるように見える。…夜警国家のことを最小国家と呼ぶことが多い…最小国家（夜警国家）は、超最小国家と、税を財源として賄われる（明らかに再分配的な）フリードマン風のクーポン計画とを結合したものに等しい。¹⁷¹

上述のような最小国家は、もし個人の権利を侵害しないのであれば、道徳的であるといえる。しかし、最小国家が個人の権利を侵害しない根拠を証明しなければならない。さもないと、最小国家が道徳的である根拠が明確にならないのである。ノージックは、その証明の段取りを以下のように示す。

国家と認めうるようなものに到達するためには、我々は次の二点を示されなければならない。(1) 私的保護協会の制度から、いかにして超最小国家が出現するのか。(2) 超最小国家はいかにして最小国家へ移行するのか…¹⁷²

このように、ノージックは最小国家の証明を、二つのステップを通して行おうとする。すなわち、彼は、無政府状態（アナーキー）から最小国家の出現にはその道徳的正当性があることを論証した上で、最小国家を超える国家には道徳的正当性がないと証明した。

その第一のステップにおいて、ノージックは無政府状態（アナーキ

¹⁷¹ 同上、41-42 頁。

¹⁷² 同上、83 頁。

一) から最小国家の前身である超最小国家への過程を論じることによって最小国家の正当性を示している。そこでの無政府状態(アナーキー)は、ロックの自然状態と同じように捉えることができる。すなわち自然状態における人間は平和な生活を送っている。一方、道徳的能力の欠如や認識の能力の不完全さゆえに不正行為や他人との衝突を避けることができない。そもそも、自然法に則っている場合、他人の不正行為に対し誰もがそれを懲罰する権利を有している。それは不正が再発しないように、いわば正義を行使する要請があるからである。しかし、人間の不完全さゆえに、他人への適切な懲罰は行われにくい。例えば、過度に懲罰してしまったり、不正ではない行為を誤って懲罰してしまったり、公平ではない手続きを通して懲罰してしまったりすることが想像されうる。また、衝突が発生した場合、一方が衝突相手に懲罰した後、相手からの報復を受ける可能性がある。最悪の場合は報復行為が延々と続いていく。そうすると、社会においては、懲罰とそれに対する報復への恐怖や不安が蔓延してしまう。人々は、一人では力が弱いため、恐怖や不安から身を守ることができない。しかし、団結して集団防衛のグループをつくるならば、身を守ることができる。集団防衛のグループは、その参加人数が増加していくにつれて、徐々に成長して保護協会となり、さらに、保護協会はその影響力が拡大した結果、ある地域での支配的保護機関へと発展してきた。

ノージックによれば、支配的保護機関が持っている権利は、保護を求める人が他人の不正行為を懲罰する権利を譲渡したものである。支配的保護機関は懲罰を実行する独占の権利をそもそも持たなかった。人々は保護機関に保護を求めた時点で、他人の不正行為を懲罰する権利を持たなくなる。なぜならば、その懲罰を保護機関に任せたからである。このように、支配的保護機関は、名目上独占権を持たないとはいえ、不正を懲罰する権利を保護される人から独占し、「事実上の独占」を有することになる。そのことに関してノージックは、次のように述

べている。

支配的保護協会は、何か独特の権利を有すると主張するわけではない。しかし、その実力によって協会は、ある権利を実行すべく全面的に行動しうる唯一の機関となる。協会は、偶然にも全員が有すると自ら承認するある権利の唯一の実行者であるにすぎないのでなく、その権利の性質からして、一旦支配的力が現れると、それのみが実際にその権利を行使するようになるのである。なぜならこの権利は、他人がそれを誤った風に行使するのを阻止する権利を含んでいるが、支配的力の持主のみが、この権利を他のすべての人々に対して行使することができるからである。¹⁷³

「事実上の独占」ということが一旦確定されれば、支配的保護協会が国家となる一条件が確定することになる。すなわち「協会がその領域内で実力行使につき〔国家として〕必要な状態の独占を有すること」¹⁷⁴という占有の要素が出現してくる。そうした独占の要素は支配的保護協会が国家となる条件の一つに過ぎず、それ以外にもう一つの条件が必要である。それを満たさないと、支配的保護協会が国家となったとはまだ言えない。

本来、協会は協会の保護を求めて保護費を払う人のみに保護サービスを提供しており、それ以外の人々、いわゆる独立人には保護サービスを提供しなかった。また、独立人は自然法に則って他人の不正行為を懲罰する権利を有していた。しかし、保護される人々の不正行為に対する懲罰を実行する独立人の権利は保護協会によって奪われる。その代わりに、協会は独立人たちに何らかの賠償を与えないといけない。協会にとってのその最良の賠償方法は、独立人にも最低限の保護サー

¹⁷³ 同上、172 頁。

¹⁷⁴ 同上、178 頁。

ビスを無料で提供する、ということである。その結果、協会は保護費を払う人のみならず、独立人をも含める保護の領域内の全員に保護サービスを提供することになった。そうすると、独立人が享受している保護サービスは保護費を払うクライアントの出費によるもので、無料での保護サービスということになる。つまり、独立人は保護費を払う人々の出費を再分配の形で享受するといえる。このように、支配的保護協会が国家となるもう一つの条件、再分配という要素が出現した。

このように、協会が国家となる二つの条件が出現し、それらの出現の過程においては、個人の権利は侵害されなかったと、ノージックは指摘している。なぜならば、第一の条件では、独占ということが保護される人々の権利から独占権という新たな権利を生じることが意味するわけではなく、それが事実上の独占であるがゆえに道徳上の正当性に反するものではないからである。また、第二の条件では、再分配の形を通して享受できる保護サービスは、懲罰を禁止された独立人に対する賠償であり、道徳上の要請によるもので、道徳上の正当性に反するわけではないからである。要するに、国家の出現の条件としてみなされた条件には、事実上の独占と再分配がある。事実上の独占という条件が出現したら、超最小国家へ移行する。その上に再分配という要素が出現すると、超最小国家が最小国家へ移行する。その移行の過程に関する道徳上の正当性が証明されたがゆえに、国家の道徳的な正当性も証明された。この証明は、個人主義的無政府主義者たちの主張した無国家論、すなわちいかなる国家であろうと、その道徳的な正当性がないという主張を否定することもできる。

以上が最小国家の正当性に対するノージックによる証明である。これは肯定的な証明と呼ばれる。一方、ノージックは自説をより強く裏付けるために、最小国家に対する否定的な証明も展開した。否定的な証明とは、端的に言って、最小国家における保護の役割を超えるような他の役割を果たす国家の道徳上の正当性は証明され得ない、という

証明である。ノージックの言葉でいうと、「最小国家は正当化可能な国家として最も拡張的なものである」。つまり、最小国家を超過する拡張国家、つまり「福祉国家」は個人の権利を侵害することになるため、道徳上の正当性の証明が不可能であるという考え方である。不可能な理由について、ノージックは保有物の権原理論を打ち出し、それによって論証しようとする。

② 保有物の権原理論

拡張国家を正当化する理由として、いくつか挙げられるが、その中で最も重要かつ有力な理由として一般的に考えられるのは、ノージックによれば、「配分的正義」の達成という理由である¹⁷⁵。「配分的正義」に関して、ノージックは次のように述べている。

「配分的正義」という語は、中立的な語ではない。「配分」という語を聞くとほとんどの人は、何らかのものまたはメカニズムが何らかの原則や基準を使って、ものの供給を行うのだと誤ってしてしまう。この取り分の分配過程に、何らかの誤り〔不正〕が紛れ込んだかも知れない。だから、再分配を行うべきか否か、〔つまり〕まずいやり方ではあるが一旦すでに行われたことを、我々がやりなおすべきか否か、少なくとも未解決の問題なのだ。¹⁷⁶

本来、「配分」という言葉は中立的な言葉である。しかしながら、「配分的正義」における「配分」とは、最初の分配ということの意味するのではなく、もっぱら「再分配」ということを意味する。再分配の前提は、最初の分配の結果に不公平があるということだと考えられる。つまりそれは分配過程に不正が混入していることを意味し、ゆえに「配

¹⁷⁵ 同上、253 頁参照。

¹⁷⁶ 同上、253-254 頁。

分的正義」における「配分」は悪い意味での配分を含意してしまう。その意味で、「配分」という言葉自体はその本来の中立性を失ってしまったのである。そのため、ノージックは「配分」という単語の代わりに、「保有物」という中立的な単語を用いて、「配分的正義」に関する保有物の権原理論を打ち出した。

保有物の権原理論は、以下の三つの核心的な原理によって構成されている。その第一は、保有物の獲得の正義に関わる原理である。保有物の獲得とは、「保有されていないものが保有されるに至る」ことを意味する。保有物の原始取得は常に正当な手続きに基づかなければならない。この原理に従えば、保有物として獲得されうる物は、「一つまたは複数の手続、および、これらの手続によって保有が可能となる様々な物、つまり、特定の手続によって保有されるに至るもの」¹⁷⁷であるならば、正当性のある保有物だと考えられる。第二は、保有物の移転の正義に関わる原理である。保有物は他人から譲渡される場合、以下の二つの問題を解決しないとイケない。すなわち、一つ目は、「いかなる手続きによって、人は別の人に保有物を移転することができるのか」¹⁷⁸、という問題であり、二つ目は、「人はいかにして、ある保有物を保有者から得ることができるのか」¹⁷⁹、という問題である。第三は、保有の不正に対する匡正原理である。保有の不正とは、一方では、窃盗や詐欺といった不正な手段によって取得したということの意味し、他方では、上記の第一と第二原理における不正が紛れ込んでいること、いわば過去の不正が潜んでいるということの意味する。そうした保有の不正に対しては、匡正原理に則って是正を行うべきである。¹⁸⁰

以上が保有物の権原理論の内容である。ノージックは権原理論の特徴を浮き彫りにするために、保有物の権原理論と他の配分的正義の原

¹⁷⁷ 同上、255 頁。

¹⁷⁸ 同上。

¹⁷⁹ 同上。

¹⁸⁰ 同上、255-257 頁参照。

理との比較を行なった。

まず、公平的な配分に関しては、権原理論においては「ある配分が正しいか否かは、その配分がいかにして成立したかに依存する」¹⁸¹と述べられるように、配分の結果が公平であるかどうかということのみに注意するのではなく、配分の結果やその結果に至る過程において常に公平であるかどうかということに注目すべきなのである。それゆえ、権原理論は歴史的原理だとみなされる。権原理論と対照的なのは、他の種類の「配分的正義の原理」である。それらは「正義の現〔時点での〕時間断片〔しか問題にしない〕原理 (current time-slice principles of justice)」¹⁸²であるがゆえに、非歴史的原理であり、最終結果原理もしくは結果状態原理と呼ばれる。そうした最終結果原理によれば、正しい配分についてのなんらかの構造的原理によって正しい配分が判定される。例えば、Aさんが500円を持っていて、Bさんが1000円を持っていることと、Aさんが1000円を持っていて、Bさんが500円を持っていることは、同等の福祉社会においては、構造的に同じだと考えられる。最終結果原理によれば、もし前者が正しい分配であるならば、後者も正しい分配であり、結局は両者とも正しい分配だとみなされるべきだということになる。

次に、パタン付きかそうでないかという視点から見れば、最終結果原理はほとんどパタン付きであるのに対し、権原理論はパタン付きではない。パタンとは、「配分的正義の理論の課題が、『各人に…に従って〔分配せよ〕』〔という命題〕の空欄を埋めることにあると考えるのでは、はじめからパタンの探求に向かうことになる」¹⁸³と述べられているように、配分の際の何らかの基準を意味する。たとえば、パタン付きの例としては、労働に応じた分配とか、ニーズに応じた分配など

¹⁸¹ 同上、260頁。

¹⁸² 同上。

¹⁸³ 同上、270頁。

が挙げられる。パターン付きの配分的正義の原理、例えば最終結果原理には、配分のパターンを維持するために、ある困難が生じる。それは、いずれのパターンに照らそうとも、人々はまず配分から得た物に対して自由に処分する支配的権利をもっており、それから、そうした支配的権利の行使は逆にもともとの配分のパターンを崩壊させる、ということである。ノージックはウィル・チェンバレンの例を取り上げて説明する¹⁸⁴。ある社会は、あるパターン付きの分配、例えば平等的な分配 D1 がすでに実現されており、しかも、平等的な分配 D1 における所有物の処分に対しては社会から何の干渉もなく、人々は自由に処分できる、という自由平等の社会である。その社会には、すぐれたバスケットボール選手ウィル・チェンバレンがいる。チェンバレンはバスケットボールの能力の高い選手であるため、観客をたくさん呼ぶことができる。彼はあるバスケットボールチームと契約を結び、毎回の試合の報酬として、チケット一枚の料金から 25 セントもらうことにした。一シーズンに試合が 100 回行われるとしたら、チェンバレンは 25 万ドル儲けることになる。その結果、彼と他の人（例えば観客たち）との間に大きな収入格差が出てきた。つまり、チェンバレンにせよ、観客にせよ、それらの行動がいずれも自由意志に基づく自由な行為であるにもかかわらず、最初の平等的な分配 D1 から不平等的な分配 D2 へ移行することになってしまったのである。このように、個人の自由は本来の平等的な分配を崩壊させる。仮に本来の平等的な配分を維持しようとするならば、観客がチェンバレンの試合を見に行く行動を禁止したり、チェンバレンに高額な税金を課して再分配を行なったりしなければならない。

上記のいずれの方法にせよ、配分のパターンを維持するには個人の行動に介入する必要がある。前者の方法の介入が個人の自由に干渉することになるのは理解しやすい。後者の方法の介入、つまりパターンつき

¹⁸⁴ 同上、271-272 頁参照。

の配分的正義の原理における再分配に関しては、ノージックの権原原理に従えば、個人の所有権を侵害するため、前者と同様に個人の自由に干渉することになると考えられる。具体的には、再分配は一般的に労働の収入に課税することを通して行われることであり、そのことは誰かの労働成果を没収するということと同義である。また、誰かの労働成果を没収するということは、「彼から時間を没収し、彼に指示して様々の活動を行わせることと同等である」¹⁸⁵。そして、彼らの時間を没収するということは、その時間内で何をするのかという決定権を奪うことと同等であり、彼らを部分的な権利の所有者にしてしまうことになる。それは「動物や無生物の上に権利としてこのような部分的コントロールや決定権をもつことが、それに対する所有権をもつことになるのと、ちょうど同じである」¹⁸⁶。このように、配分的正義のためのほとんどのパタン付き原理（例えば結果状態原理）は、人々の自由に干渉することになるのである。つまり、それらの原理は、人々に対する部分的所有権を設定し、その結果、本来ならば、本人が完全に所有しているはずの本人の自己所有権、すなわち古典的自由主義における自己所有権はその部分的所有権の設定によって侵害されるのである¹⁸⁷。カントの定言命法「すべての理性的存在者は、自分や他人を単に手段として扱ってはならず、つねに同時に目的自体として扱わねばならない」に従えば、個人の自己所有権を侵害することは、個人を手段としてのみ扱っていることになると考えられる。なぜならば、いかなる理由であっても、本人の同意がなければ、ある目的に到達するために個人を利用したり犠牲にしたりすることは許されない、すなわち個人は神聖不可侵であるからだ。要するに、パタン付きの配分的正義の原理はいずれも、権原原理に従えば個人の所有権を侵害するがゆえに、

¹⁸⁵ 同上、289頁。

¹⁸⁶ 同上、290頁。

¹⁸⁷ 同上、参照。

その道徳上の正当性を有しないのである。

以上のことから、最小国家を超える国家、例えば福祉国家における再分配は、個人の所有権を侵害することになり、それゆえ、福祉国家は道徳的な正当性がないことが明らかになった。これが最小国家の正当性に対する否定的な証明である。その証明から、配分的正義の諸原理はその正当性を有しないこともわかった。最小国家こそが個人の自由を侵害しない国家だということがノージックの主たる主張であり、ノージックの権原理論における最も肝要なところである。このように、ノージックは個人の権利を至上のものとして唱える。ノージックのそうした個人主義的な権利概念を理解するためには、中国のノージック研究者である何懐宏によれば、「保有物が誰かに所有されている」というように理解しなければならない。なぜならば「所有されている」というのは、ものに対する権利が含まれるということの意味し、もっと具体的に言えば、誰かがそのものに対する所有権を持っているということの意味するからである。

③ 保有物の権原理論と所有権

パタン付きの原理（例えば最終結果原理）は、受け取る側に焦点を当てた正義の原理であるが、与える側の権利を無視している。それに対し、保有物の権原理論は与える側の権利にも関心を示す。つまり、物に対する個人の所有権にも注意すべきである。さもなければ、所有権の侵害につながるからである。では、こうした与える側の権利としての所有権を重視する保有物の権原理論は、いかようにして証明されるのか。

まず、どのように合法的に所有権を取得するのか、という獲得の正義原理の証明について言えば、保有物の権原理論では、保有物の最初の獲得が合法的かどうかという点に焦点が当てられる。ノージックによれば、保有物の最初の獲得の方法には二つある。第一の方法は、無

主物を占有して自分の所有物にするという方法であり、それはロックの労働所有説によって正当化されうるものである。第二の方法は、他人のものを自分の所有物にする方法であり、例えば窃盗や詐欺、交換、譲渡などが挙げられる。前述の通り、窃盗や詐欺などの不正を通して取得された物の所有権は認められるべきではなく、交換や譲渡や贈与を通して取得された物の所有権は合法的だとされるべきである。

保有物の最初の獲得の第一の方法に関して、ノージックはロックの労働所有説を批判的に踏襲していると考えられる。ノージックは、「人が無主物に自分の労働を混入することによって、そのものの中に所有権が生じる」というロックの労働所有説に基本的には賛成しているが、彼はロック説を批判するために次の二つの疑問を投げかけている。

第一の疑問は、ロック説の労働価値に関する疑問である。すなわち、労働が混入される境界ははっきりとしていない、つまり、労働の対象の範囲が曖昧であるという問題と、所有権が確定した所有物を他のものと混ぜて新たな所有権が生じうるのかという問題がある。前者の例としては、宇宙飛行士が火星のある場所を整地することによって整地した場所だけを占有できるのか、それとも火星全体を占有できるのかがはっきりとしない、という例が挙げられる。後者の例としては、自分が所有しているトマトジュースを海に投げ込むことによって、トマトジュースが検知される範囲の海を自分が所有していることになりうるのか、という例がある。トマトジュースの問題に対するノージックの回答は否定的である。なぜならば、「ある物に労働を加えることはそれを改善し、それをもっと価値あるものにする…誰でも自分がその価値を創出したものを所有する権原をもつ」¹⁸⁸とノージックは述べているように、混入されたものの価値は、労働によってなら増加するため所有権が確定するが、所有物の混入によっては価値が増加することにつながらないので、所有権が生じないからである。だが、そうした

¹⁸⁸ 同上、294頁。

価値増加論には、うまく説明できないところが残るとノージックは認めている。というのも、所有権の範囲はなぜ価値増加の部分だけにとどまるのではなく、ものの全体にまで広がるのか、という問題もあれば、もし改善されるべき無主物の総量が有限である場合には、価値増加によって所有権が確定したという上述の観点はその有効性が維持できなくなる、という問題もあるからである。後者の場合、所有権を維持することが、他の人々の状況を悪化させることになる。この点に関して、ノージックはロック説の但し書きに対する次の第二の疑問を通して検討する。

ロックによれば、労働によって所有権が確定するには二つの但し書きによって制限される必要がある。すなわち、「少なくとも（自然の恵みが）共有物として他人にも十分に、そして同じようにたっぷりと残されている場合には、ひとたび労働がつけ加えられたものに対しては、彼以外のだれも権利をもつことができないのである」¹⁸⁹という但し書きと「ものがそこなわれないうちに生活のなんらかの便宜のために人が利用できるかぎり、だれでも自分の労働によって所有権を定めてよいのである。これを超過するものはすべて彼の分け前以上のものであり、他人のものなのである」¹⁹⁰という但し書きである。ノージックはまず、ロックの但し書きの目的について、次のように述べている。「『他の人にも充分の量と同品質のものが同じように残されているべし』というロックの但し書きは、他の人々の状況が〔専有によって〕悪くならないことの確保を意図してのものである」¹⁹¹と。しかし、そうした意図をもったロックの但し書きにおける「充分の量」という記述は、もう一つのロックの但し書きにおける「浪費の禁止」という内容と矛盾している、つまり充分な量があれば、浪費の禁止の必要性がなくな

¹⁸⁹ 『統治論』、33 頁。

¹⁹⁰ 同上、36 頁。

¹⁹¹ 『アナーキー・国家・ユートピア』、295 頁。

ると、ノージックは指摘している。さらに、ノージックは、十分な量が得られなくなったことによる悪化の状況を次の二つに分けて検討すべきだと指摘している。一つは、専有によって自分の状況が改善できる機会を失うという状況であり、もう一つは、これまでは自由に使えた物がもう使えなくなったという状況である。ノージックによれば、前者と後者の両方とも含意する但し書きは厳格な但し書きであるのに対し、後者だけを含意する但し書きは弱い方の但し書きである。ノージックは、ロックの但し書きがおそらく厳格な但し書きを意味するとし、それゆえ、「人々の地位を悪化させないというが、それは、どのような状態と比べてのことなのか」¹⁹²という疑問を呈し、ロックの但し書きにおいては比較の基準がさほど明らかではない、と指摘している。

以上の検討をふまえて、ノージックはロック説を借りて原始所有の条件について次のように結論している。

ロックの形の獲得〔原始取得〕理論が、様々な困難を処理しうるように定式化できるか否かにかかわらず、獲得における正義のどんな理論も、適切なものであれば、我々がロックに帰したうちの弱い方のそれに似た但し書きを含むであろう。それまで誰の所有でもなかった物の上に恒久的な遺贈可能な財産権を通常生じさせる過程は、その物を自由に使えなくなる他の人々の立場がそれによって悪化するなら、その結果を生じさせない。¹⁹³

このように、ノージックの権原理論における正当な原始取得の条件としては、弱い方の但し書きを満たさねばならぬ、ということがわかる。言い換えれば、ある無主物が占有されたことは、他の人々がそれを使用しえなくなったとしても、彼らの状況が以前と比べて悪化しないな

¹⁹² 同上、298頁。

¹⁹³ 同上、299頁。

らば、その取得は正当なものだとされるべきである。この条件は、権原理論にだけではなく、獲得におけるあらゆる正義の原理にも含まれるべきだと考えられる。

以上が権原理論における正当な原始取得の条件の内容である。続いて、移転における正義の原理について、ノージックの検討をみていく。ノージックによれば、獲得における正義の原理には原始取得における上述の正義の原理のほか、移転における正義の原理も含まれる。それゆえ、移転における正義の原理は弱い方の但し書きという条件をも満たさねばならぬ。つまり、あるものに対する権原（所有権）を有するためには、最初の専有（原始取得）が弱い方の但し書きを満たしているだけではなく、原始取得の後のすべての移転（もしあればだが）も弱い方の但し書きに違反してはいけない。弱い方の但し書きは歴史的原理である。なぜならば、弱い方の但し書きは単に取得の結果にだけではなく、「各所有者が保有物に対してもつ権原は、専有に関するロック流の但し書きという歴史的陰影を含んでいる」¹⁹⁴と述べられるように、取得の歴史や経緯にも注目するからである。また、弱い方の但し書きは、結果状態原理ではない。なぜならば、「この但し書きは、専有の行為が他人に影響を及ぼすその及ぼし方に対して焦点をあてるのであって、結果として生じる状況の〔配分〕構造に対してではない」¹⁹⁵からである。ただし、但し書きが無効になる場合がある。それは、破局（災害）を回避するためにあらゆる所有権が乗り越えらなくてはならない場合である。その点は、カントが『人倫の形而上学』において述べている緊急回避権と類似している。すなわち緊急の場合の回避のために、私法による権利を乗り越えることができるのである。

以上のことから、ノージックの保有物の権原理論における所有権概念においては、ロックの弱い方の但し書きという条件をつねに満さね

¹⁹⁴ 同上、302頁。

¹⁹⁵ 同上、304頁。

ばならぬ、逆に言えば、一旦弱い方の但し書きに違反したら、所有権という権利の主張ができなくなる、ということがわかる。ノージックは自説を裏づけるためにロック説を借りて説明しており、その意味で、ノージックの権原理論はロックの所有権概念を継承して発展させたものだといってもよい。しかし、ノージックの権原理論はロックの所有権理論と異なる点がいくつかある。周知のように、ロックの理論では、人々の所有権が天賦的権利だとされ、そのような天賦的権利が社会契約を通じて国家の主権者に譲られるため、国家の君主のもつ国家の主権は天賦的権利と等しく、主権の至上性が強調されている。ロックが所有権の概念を論じるのは国家主権の概念を導くためである。それに対し、ノージックの理論では、最小国家の出現にはいかなる新しい権利も生じず、最小国家こそが個人の所有権を侵害することがない国家である。なぜならば、ロックが国家主権を至上のものと主張しているのと異なり、最小国家の主権は天賦的な権利とみなされないからである。仮に国家の主権を天賦的な権利とみなすならば、個人の所有を侵害する権利を国家はもつことになると容易に想像がつくだろう。なぜなら、個人は国家の上に立つことができないどころか、国家に対抗する力さえもたない、つまり国家と比して個人の力は弱いからである。よって、ノージックの権利概念では、個人の所有権という権利を徹底的に守るべきであり、そうした権利は配分的正義の実現という理由であっても国家からの侵害が許されるべきではないと主張されている。このように、ノージックの権利概念はロックの権利概念と比べると、徹底的に個人主義的な権利概念とみなされうるのである。

5. 権利概念の変容と研究倫理

前節では権利概念に関するカントやノージックの理論を考察した。これまで考察してきた内容を要約するならば、次のようになる。

カントは権利概念を形而上学の視点から論じているが、ノージック

は権利概念を政治倫理学の視点から議論している。カントは生得的な唯一の権利たるものは自由そのものにほかならないと述べている。ノージックに至っては、生得的な唯一の権利である自由を徹底的に守るべきだと主張している。このように、個人主義的な権利概念は、近現代に至っては個人の自由をますます徹底的に堅持していく方向に向かっているといってもよい。所有権について検討する際、そのような権利概念の変化を看過してはならない。所有権に関しては、抽象的な無体物の所有が問題となった。その問題に対しては、ロックの労働所有説によっては解決できないが、「占有」を「感性的占有」と「理性的占有」とに分けたカント説によってならば正当化することができる。この点で、カント説はロック説の限界を超えたといってもよい。さらに、「理性的占有」という概念の内容からすれば、つまり自由の諸法則に従う選択意志という純粹で実践的な理性概念からすれば、権利は形而上学的なものとなされ、それゆえ、「理性的占有」という概念の哲学的基礎は自由・自由意志という概念に置かれるのである。よって、カントの権利概念は現代における個人主義的な権利概念の形而上学的な解釈に位置付けられると考えられる。ノージックはそうした個人の自由に基づくカントの権利概念をさらに徹底している。彼によれば、個人の所有もしくは財産に関する権利（財産権）に対しては、他人からの侵害はもちろん、国家からの侵害も許されないのである。なぜならば、国家の道徳的な正当性の証明によれば、最小国家の出現の過程では個人の権利を侵害できる権利を含むいかなる権利も生じないからである。カントにせよ、ノージックにせよ、権利が個人の自由に基づくものであるという観点からすれば、近代以降の権利概念はますます個人主義的なものへ変容してきたといえる。

所有権の検討においては、以上のような個人主義的な権利概念を看過してはならない。前述したとおり、現代における個人主義的な権利概念は自由・自由意志に基づく権利概念であり、しかも、文明社会に

においては、自由・自由意志を実現するには財産を持っていることが必要なのである。したがって、財産を守る所有権という権利の重要性がますます増してきた。これに関してヘーゲルも、個人の財産を自由に処置することは個人が自由意志を実現する方途である、と述べている¹⁹⁶。その意味で、所有権は個人主義的な権利概念において重要な位置を占めており、比較的強力な権利概念の一つだといってもよい。それゆえ、現代では、どの国においても、所有権や財産権に関わる法律が制定されており、そうした権利は法律によって保障されている。財産権と同様に、現在では知的所有権に関する法律も制定されており、知的所有権はあたかも財産権のように比較的強力な権利であるかのように見える。だが、知的所有権を財産権のような比較的強力な権利と同一視するならば、以下のようないくつかの問題が生じてくる。

第一の問題について。カントによれば、自然状態における唯一の権利である自由は文明状態においては法的権利に変化し、自由から派生した法的諸権利は、依然として自由の諸法則に従わなければならない。仮に精神活動における知的所有権が財産権と同価であると考えれば、精神活動によって産出された無体物は産出した人の所有物となり、誰かの所有物であるということは、他人からの利用を拒否できるということの意味する。そうすると、ある知的対象に対して知的所有権を認めたことによって知的所有権の所有者以外の人々はそれを利用することができなくなり、他者の思想の自由や言論の自由を制限することになる。その結果、将来の創造活動に大きな負の効果をもたらすことにつながる可能性が十分にある¹⁹⁷。また、知的所有権が他者の思想の自由や言論の自由を制限することは、カントの自由の諸法則に反することであるがゆえに問題となる。

¹⁹⁶ 「康德对“占有外在物”法律权利的先验演绎（“外的なものの占有”に対する法的権利のカントのアプリオリな演繹について）」、223 頁参照。

¹⁹⁷ 「著作権の哲学」、7 頁参照。

第二の問題について。比較的強力な権利である所有権と同一視された知的所有権は排他性があり、ゆえに知的成果が特定の一人の人物だけに属していることになってしまう。しかし「ある人の知的活動は、多くの先人たちに負っているのだから、精神活動の産物に対して独占的な権利を与えるべきだ」という主張は、歴史上連綿と続いてきた精神活動の果実を表現したにすぎない最後の一人だけに権利を与えるということ正当化しない¹⁹⁸とすでに述べられていたように、そもそもあらゆる知的財産は過去の知的財産からの引用や参照、そして相互の影響によって成立するものである。ニュートンさえも自分の誇りたる業績が巨人の肩の上に立っていると言っているように、知的所有権は一人の特定の人物に属するものとされるべきではない。知的所有権の独占は、知的財産の成立プロセスと矛盾しているのである。

第三の問題について。現行の知的所有権制度における知的所有権、例えば特許権は一定の期間だけ有効である。その設定は、ノージックによれば、他の人の立場を悪化させないという弱い方の但し書きを満たし、獲得の正義原理に反していない。なぜなら、すでに発明されたもの（既知の発明）は発明の機会を減少し、他の人の立場を悪化させることにつながるからである。だが、その発明に対する一定の有効期間を設定すれば、他の人の立場を悪化させる状況を相殺することができる。たとえば、鉛筆の発明に特許権を与え、状況 A では特許権に十年間の有効期間を設定し、状況 B ではその有効期間を設定しない場合の、十年後の状況の違いを考えてみよう。状況 A では、十年後、特許権が切れ、誰でも鉛筆を使えるようになるが、状況 B では、依然として鉛筆は特許権者しか使えない。そもそも鉛筆の発明がなかったと仮定する状況 C では、誰かが十年かけてやっと鉛筆を発明し、しかもその特許の独占がないならば、十年後みんなが自由に鉛筆を使えることになる。十年後の状況をみても、状況 B では他の人の立場を悪化

¹⁹⁸ 同上。

させることが続くのとは違って、状況 A は特許のない状況 C と同じであるゆえに、他の人の立場を悪化させることないとみなされる。この例が示しているのは、もし既知の発明がなければ、いつか後に誰かがそれを発明するかもしれず、その発明に至る所要時間を推定する大雑把な経験則に従って特許権にタイム・リミットを加えるならば、他の人の立場を悪化させることもなくなり、正義にも違反しない¹⁹⁹、ということである。逆に、特許権に一定の保護期間が設定されないならば、発明の特許権は財産権と同じような性質を有することになる。そのことは、他の人の立場を悪化させる（例えば、発明の機会を減少させる）ため、獲得の正義原理に違反することになる。

以上のことから、現代では、知的所有権を保護する法的制度が存在しており、知的所有権制度が知的所有権を法的権利として認めているにもかかわらず、知的所有権を財産権や所有権と同じようにみなすことはできない、ということが明らかになった。知的所有権制度の導入の動機は、権利者の権利を保障することにあるが、もっと重要なのは知識の伝播や文化の発展である。なぜならば知的所有権を財産権や所有権と同一視すると、知的所有権は単に他人の言論の自由や思想の自由を侵害するものとなり、それによって逆に知識の伝播や文化の発展を妨げるからである。研究倫理を求める声がますます高まっている現在では、知的所有権を財産権のような権利として主張する傾向があるが、以上の考察を通して、その主張は過度な権利の主張だと結論づけられるであろう。

¹⁹⁹ 『アナーキー・国家・ユートピア』、305 頁参照。

第三章 研究倫理における正義の考察

研究活動に関する倫理的議論には、知的所有権の権利概念と財産権の権利概念の相違点をめぐる議論があるほか、科学が価値上中立的であるか否かをめぐる論争がある。その論争は、科学研究者は普通の社会市民としての倫理以外、なんらかの特殊な倫理を求められるべきかどうかという争点も含む²⁰⁰。その論争においては、賛否両論がある。賛成の見方によれば、科学研究活動は真理の探究であり、その意味で、科学は真理の代名詞を標榜することができ、その本質は社会の進歩をもたらすこととみなされるべきであるがゆえに、少なくとも中立的なものだと言える²⁰¹。この見方に従えば、科学研究の成果を多く産出すればするほど、科学者は社会に対する貢献がより大きくなることになるが、もしその成果が誰かに悪用された場合、その責任は悪用した人に課されるべきであり、科学者には関係がないのである。反対の見方によれば、科学者の研究には社会に対する危険が潜む場合がないとは言えないゆえに、科学研究者はその悪用を防ぐための特殊な責任を負うべきである²⁰²。上記の二つの見方は、いずれも科学もしくは研究活動に対する価値判断を含む道徳判断である。研究活動は、研究者が多様な価値を追求するための手段となりうるのであり、例えば、経済の効率性や、生活の利便性の追求が目的とされることは稀ではない。しかし、どんな目的である場合でも、「それは正しいのか」という根本的に正義に関わる問いを発することは的外れではない。このように研究者倫理は科学の価値中立性の論争を背景に登場した。のちに研究不正行為の氾濫を受けて、もう一つの倫理が研究者に課せられるようになる。それが研究倫理である。このように、研究者に対する倫理の要求

²⁰⁰ 曹南燕「科学家和工程师的伦理责任(科学者と技術者の責任倫理)」『哲学研究』第1期、2000年、45頁参照。

²⁰¹ 同上。

²⁰² 同上。

はさらに高まっている。

研究者に対する研究者倫理にせよ、研究倫理にせよ、正義が問題となりうる文脈において、次のような二つの課題の考察が必要とされる。一つ目の課題は「研究倫理」と「研究者倫理」の相違という課題である。というのも、研究者に求められる倫理および研究活動に関わる倫理には、研究者倫理と研究倫理があるが、両者は同じではないという点に注意を向けなければならないからである。研究活動においては、研究者がいかに行動すべきか、何が道徳的に正しいか、という問題に臨むとき、研究倫理と研究者倫理が分岐している。二つ目の課題は、知的所有権制度における正義という課題である。知的所有権制度における知的所有権は周知の通り、一種の独占権とみなされるが、独占によって不公平の問題が生じるため、正義の視点から考察する必要がある。

第1節 研究者倫理と研究倫理の相違点

正義を善の価値とする従来の正義の理解からすれば、研究倫理と研究者倫理の区別はさほど明確ではない。研究倫理における不正行為として、すでに序章で言及したように、剽窃、盗用といった事例があげられる。これらの行為がいずれも「不正行為」と呼ばれるのは、世間に悪い影響を与え、善の基準である正義に反しているためである。しかし、世間の一般的通念では、世の中におけるあらゆる悪い行為は正義に反した行為とみなされるため、不正行為と呼ばれる。その結果、悪い行為を批判するために、「正義は我にあり」などというように、正義が安易に援用されてしまう傾向がある。このことは正義の万能性を示しているとはいえ、その万能性があるからこそ、正義が濫用されがちなのである。そうすると、研究倫理も研究者倫理も善の基準に照らさなければならないということになってしまう。このように、正義であるかそうでないかを判断する基準として、一般的には行為の価値判

断の基準である善という概念が用いられる結果、研究者倫理も研究倫理も科学や知識の発展を良い方向に導くという同じ目的を持つとするなら、研究者倫理と研究倫理を区別することが困難になる。そこで、研究者倫理と研究倫理の相違点を論ずるために、まずは正義の概念やその由来の歴史を改めて考察する必要がある。

1. 正義の概念について

「正義とは何か」。古から問われつづけているこの問いに対して、すべての人に合意を得られる回答は見出しにくい²⁰³。それにもかかわらず、この古くからの問いは、正義を対象にする論考が非常に長い歴史をもつことを示す。正義に関しては、西洋における論考を扱わざるを得ない。西洋における正義に関する論考は、大まかに二つの立場に分けられる。その一つは「アレテー」を出発点とした正義論であり、もう一つは「自由」を出発点とした正義論である。前者の代表的な哲学者としてはソクラテスやプラトン、アリストテレスなどがあげられ、後者の代表的な哲学者としてはカント、ロールズやノージックなどが挙げられる²⁰⁴。アレテーを出発点としているにせよ、自由を出発点としているにせよ、正義に関する議論においては、「正義の概念は道德の領域と政治哲学の領域を貫く『要石』のような概念である」²⁰⁵と述べられるように、正義はつねに政治的な性格をおびているものだと考えられる。正義と政治の関係については、正義と法との緊密な関係を念頭に置かざるを得ない。正義と法の関係に関して言えば、法は本質的に正義を内在しており、法の基本的課題は正義の実現だとされている。したがって、法哲学においては、狭義の正義は、専ら適法性としての正義を含意していると考えられるのである。

²⁰³ 山脇直司「正義」『応用倫理学辞典』丸善株式会社、480頁参照。

²⁰⁴ Louis P.Pojman(池田誠訳)「正義」『科学・技術・倫理百科事典』丸善出版、1988年、1222頁参照。

²⁰⁵ 中山元『正義論の名著』ちくま新書、2011年、10頁。

しかし、正義のもともとの意味合いは、適法性としての正義ではない。正義のもともとの意味合いは、ソクラテスの描いたポリスの理想的な姿に由来していると考えられる。理想的なポリスは、『国家論』によれば、統治者の「知恵」、軍人の「勇敢」、大衆の「節制」、国家の「正義」という四つの徳を備えていなければならない。それゆえ、正義とは、ポリスにおける「人々がそれぞれの卓越（アレテー）を発揮すること」²⁰⁶を意味し、正義はポリスの秩序の維持という機能をはたす。プラトンは『国家論』において、ソクラテスと同様に「正義」を国家の備えるべき至高の徳とし、その上でさらに秩序の維持というのは、国家の次元だけではなく、人間の魂の次元でも国家の次元と等しくあるべきだと主張した。プラトンは正義を人間の魂の内的な調和の問題として考察し、国家においても人間においても、正義とアレテーは結びついていると考える。プラトンの考えでは、人々が己の務めを果たし、また、己の固有のアレテーの調和を保って各々機能を果たすならば、その人は正しい状態にあり、正義を実現している人だとみなされる。このように、正義とは人の魂の内的な調和だとされる。

アリストテレスは、正義がアレテー（徳）に関わるものだという点について、基本的にプラトンに同意する。しかし、プラトンが正義を人の内的で倫理的な特性とし正義と善は切り離せないとしたのに対して、アリストテレスは、正義を「他者のものとなる善」とし、それゆえ、人が正しいか否かは、魂が善良か否かを問わず、人の行為の結果から判断すべきだと主張した。アリストテレスによれば、正義が実現した理想国においては、国民がみな貪欲を完全に排除している。貪欲の排除は、正しい行為とみなされ、正義の徳を実現していると考えられるからである。それに関して、アリストテレスは『ニコマコス倫理学』において次のように述べている。「われわれが正しい行為と呼ぶところのものは、一つの意味においては、国という共同体にとっての幸

²⁰⁶ 同上、20頁。

福またはその諸条件を創出し守護すべき行為の謂いにほかならない」²⁰⁷。ゆえに「正義とはひとびとをして幸福に導く正しい物事を行うたちの人たらしめるようなそうした「状態」、つまり、ひとびとをして正しきを行わしめ、正しきを願望せしめるようなそうした状態の謂い」²⁰⁸である。このように、正義は共同体の善を目指すものだと考えられている。それが公共善としての正義の概念である。アリストテレスは、ポリスの定めに反する行為や均等に反する貪欲という人の不正から、正義の概念を導出した。前者が普遍的な正義で、適法性としての正義と呼ばれるのに対して、後者は特殊的な正義であり、その中に配分的正義と矯正的正義がある。適法性としての正義はアレテーと関係するが、配分的正義と矯正的正義はアレテーと関係せず、均等性に関わる正義であり、「人々に本来ふさわしいものを与える」あるいは「等しきものは等しく、等しからざる者は等しからざるように扱う」という定式で言い表すことができる。そうした正義に対するアリストテレスの考え方である「各人に各人の分を」という定式は、後の西洋での正義に関する論考に大きな影響を与えることになる。

ギリシアの正義論はポリスの市民にのみ有効で、奴隷や外国の人を除外するという限界をもつ。その限界を乗り越えたのがローマ時代のキケロである。キケロは、正義がアレテーと関わっているというギリシア的な考え方を認めた上で、人間が人間であるかぎりの平等性、いわば人間としての平等性があるからこそ、相手の利益を重んじるべきであり、それゆえ、相手の利益を重んじることは正義の道なのだと主張した。また、キケロはアリストテレスの特殊な正義の概念を受け継ぎ、公共善としての正義には、不正を受けない場合に限り他人に加害しないようにすることと、「公共のものを公共のものとして、各人のも

²⁰⁷ アリストテレス(高田三郎訳)『ニコスマス倫理学(上)』岩波書店、2016年、223-224頁。

²⁰⁸ 同上、219-220頁。

のを各人のものとして使用させる」ことがあると主張した。そして、彼は正義を人間社会が存立するための必須条件とし、それゆえ、正義が徳において最高のものだとして強調した。要するに、キケロは「アリストテレスの配分的な正義の概念を人類の規模にまで拡大した。…正義こそが、社会を維持するための基本的な徳なのである。」²⁰⁹

中世においては、正義に関する論考はキリスト教の影響のため、神学的な色を帯びている。アウグスティヌスは、最高善を公共善とするアリストテレス的考え方を否定し、最高善を魂の救済とし、それゆえ、「各人に各人の分を」という配分的正義はアリストテレスの言ったように財産や権利を保護するためにあるのではなく、魂や身体それぞれの務めを果たすためにあると主張した。したがって、アウグスティヌスは、地の国における社会的な正義を軽視し、神の国における正義こそが真の正義であり、それを追求すべきだと考えた。トマス・アキナスはアリストテレスとアウグスティヌスの正義論を調和させようとした。まず、トマスはギリシア的な正義概念「各人のものを各人のものとして」およびローマ法の伝統「正義は各人にかれの権利を帰属させようとする不動にして恒久的な意志である」²¹⁰を受け継ぎながら、正義の概念を次のように定義した。「正義はそれによってある人が不動かつ恒久的な意志をもって各人にかれの権利を帰属させるところの習慣である」²¹¹と。また、トマスは正義が人間の魂の救済とも関わっていると考え、矯正的正義は魂の救済に関わるものだと主張した。法と正義に関しては、トマスは、法が人間の社会の共通善を目指すものだというアリストテレスの考えを認めた上で、人間の究極の目的は世俗的な幸福ではなく「神を見る」という至福であるゆえに、その状態に至るために法が必要だとしている。そのため、トマスによれば、全て

²⁰⁹ 『正義論の名著』、45 頁。

²¹⁰ 同上、52-53 頁。

²¹¹ 同上、53 頁。

の法は「それが正義の要素を有するかぎり [ママ] おいて、法としての力を有する…法は正義を施行するかぎり法として機能する」²¹²。そして、天上の浄福に向けての準備として、地の国における共通善のための良い統治やそれによって大衆が良き生を過ごせることが必要とされ、それが支配者の正義として求められると、トマスは述べている。このように、トマスは正義や共通善とキリスト教との間に密接な関係を構築した。

キリスト教的な価値観を脱することができた近代に至っては、「人間は国家的動物である」という伝統的な人間観から離れた、個人主義的な人間観に近い独自の人間観が構築され、その結果、近代では正義の概念を考える際、共通善と神学の価値観が不要なものとなされ、独自の人間観に基づいて議論が展開されることになった。近代における正義に関する議論の展開の方途には、社会契約論を通してという方途と市民社会論を通してという方途がある。

社会契約論者は、正義の社会が契約を通して実現しなければならないと考える。ホッブズは、文明状態に入る前の状態を戦争状態とし、そこでは正義も不正も存在せず、正義は文明状態において法律が制定された後発生するとした。戦争状態においては、法律は存在しないが、平和の法と、契約の法、正義の法によって構成される自然法は存在する。自然法は、人々に平和の追求を求め、平和の追求のために契約を通して自然権を主権者に譲渡し、そしてその契約を守るようにすることが正義であると要請した。ホッブズの理論においては、国家の成立に関して従来の公共善としての正義という考えは採用されず、社会契約という考えが採用された。なぜなら、社会契約を通して成立した国家は所有権を保護する国家であるゆえに正義を実現した国家であり、正義は国家や国家における所有権を基礎にしたものであり、国家の成立によってもたらされるものだからである。社会契約論において「各

²¹² 同上、55頁。

人に各人のものを」という伝統的なギリシアの正義概念は「所有権」の概念の根拠とされたと考えられる。スピノザもホッブズと同様に、正義の問題は国家や社会が成立して法律が定められてから発生するとし、それゆえ正義の問題は所有権の侵害と密接に関係している。正義の人や不正の人に関して、スピノザは、「各人にたいして各人のものを認めようとする恒久的な意志を持つ者が正しい人と呼ばれ、それに反して、他人に属するものを自分のものにしようとする者は、不正な人と呼ばれる」²¹³と述べている。要するに、スピノザは民主的な国家においてのみ正義が実現できると考えるのである。

正義が国家の成立の後に登場するという上述の観点とは異なり、ロックは自然状態においても、正義がすでに存在していると主張した。例えば、自然状態における自然法に従えば、各人は自分自身を維持すべきだということ、すなわち自己保存が正義の要請である。また、労働所有説においては、各人が自分の身体や労働に対する所有権をもち、それに対する他人からの侵害を禁止することは正義の要請によるものである。また、ロック的但し書きにおける「浪費禁止」の記述も正義の要請によるものとして挙げられる。貨幣の出現は浪費を回避したが、財産の不平等をもたらし、その結果、財産をめぐる争いが引き起こされた。そのため、契約を結んで自然状態から国家状態に移行することになる。国家の役割は、財産の保護を提供し、また、矯正的正義の要請に応じて不正を罰することである。

ルソーによれば、自然状態が平和状態であるゆえに、そこにおける野生人には正義の観念が存在しなかったが、人間の自己改善能力やさまざまな潜在的な能力の発展によって、平和状態は失われ、その結果、人は平等から不平等になってしまった。不平等とは、私有財産の格差を意味し、それゆえ、私有財産の格差は正義の観念を生み出すと考えられる。そうした不平等は戦争を引き起こすが、人々は社会契約を通

²¹³ 同上、89頁。

して平和状態を回復することができる。ルソーは、「社会契約が正義を実現する」と考えるが、その理由は、社会契約を通して文明状態に入り、そこでの法律によって自由と平等を再び実現することができるからである。

カントはルソーの影響を受けて、正義の条件として人間の悪が必要だとした。カントによれば、人類の歴史は正義の実現のための歴史であり、悪は人間がさらなる高次元の正義を実現するための必須条件とされた。カントの社会契約論はルソーのものと同様である。すなわち、人は契約を通して野蛮で無法則的な自由を放棄し、その代わりに公民状態における法的権利による自由一般を獲得するとカントは主張した。このように、正義は法や自由との密接な関係を有し、法の概念は自由の法則と結合している。法の概念のもとで、正義の三つの法則が定められる。すなわち、人が目的であるとする「可能的正義の法則」（保護的な正義）と、他者に不正をするなという「現実的正義の法則」（交換的正義）、「各人のものを各人のものにする」という命法を守る「必然的な正義の法則」（配分的正義）である²¹⁴。国家の体制に関して言えば、カントによれば、共和制という国家体制こそが、自由を原理とする国家体制であり、完全に正義を実現するものである。さらに、共和制国家の連合は地球全体の正義である永久的な平和を実現するものとされる。

以上のような社会契約に基づいた正義の議論に見られるように、正義は政治的な性格をおびているだけではない。正義の軸とされるものは「配分的正義」であるが、その目的は「所有権」の論述のためであると考えられる。社会契約論を強く批判するのは、市民社会論である。市民社会論は、個人の福祉が社会の福祉につながり、正義が功利主義的な考え方と結びついているという論説である。ヒュームは個人の善が社会の善の増加に貢献し、個人の徳が社会全体の功利を促進するこ

²¹⁴ 同上、130頁参照。

とつながると主張した。ヒュームの正義論では、人間は潜在的に社会的動物であり、利己心があっても、社会のうちで生きることによって自然に公正な人となるとされ、正義は、人間の本性に由来するのではなく、経験から生まれるものである。例えば、他の人の所有を侵害しないことは、個人にとっても社会にとっても無限に有利なことであることを観察し経験したら、そのことこそが正義であることを意識できる。また、人間の利己心があつてこそ、正義を守ることになる。つまり、人は正義を守る利益を経験してから、利己心の働きで、そうした利益を享受し続けるために正義の守りを貫くことになるのである。ヒュームはそうした正義の感覚から所有権の概念が生まれると考えるが、その考えは、所有権の保護のために法を制定し、所有権から正義が生じるとする社会契約論と真逆である。このように、ヒュームによれば、正義は、社会契約によってではなく、感情や共感によって実現する。アダム・スミスも、普遍的な感情である共感から正義が生まれるというヒュームの観点を支持し、さらに経済学の視点から、自分の論説を展開する。スミスは、自愛の原理のもとで自己の利益を目指しながら活動する人間は交換的な動物であるとし、正義における交換的正義さえ守られれば、配分的正義がおのずから実現されると考えた。それゆえ、市民社会における自由な交換活動である貿易や商業活動を妨げることは正義に反することだと主張した。

ベンサムによれば、人間は快樂や苦痛に支配されるがゆえに、人間にとって快樂は善であり、快樂を増加させることは正義である、つまり善と正義は完全に一致する。ベンサムの考えでは、サンクションは人間の快樂や苦痛の源とみなされ、正義はサンクションや処罰に由来している。ゆえに、「最大多数の最大幸福」という功利主義の原理から見れば、正義は社会全体の善の促進と関係し、社会全体の善が多い社会はより正義を実現した社会だと考えられるため、正義と社会契約の関係を否定することになった。同じく正義と社会契約の関係を否定し

たヘーゲルは、自由や自由意志の観点から正義を論ずる。ヘーゲルはカントの自由や自由意志の思想を受け継ぎ、自由を意識する個人を「人格」と呼んだ。ただし、意識されているだけの自由は、空想のように空しいものであるから、なんらかの形で具現化しないとイケない。人は労働を通してものを所有し財産とする。財産は自由意志の具現となる、つまり「自由はここで財産という『物』の形をとって表現されるようになる」²¹⁵のである。法は、ヘーゲルによれば、「人格であれ、そして他人を人格として尊重せよ」という人格の尊重だけでなく、財産の所有の尊重をも要求している。他人の財産を侵害する行為は不法であり、法の要求に従えば、侵害された正義を回復しないとイケない。このように、法が正義を含んでいるという法と正義の関係がヘーゲルの正義論の軸だと考えられる。

現代において、衰退していた正義に関する論考が復活したのは、ロールズの正義論の登場がきっかけである。ロールズ的正義論は社会契約説を継承してそれを新しい姿で復活させようとするものであり、功利主義的正義の理論に対抗するものである。ロールズは、原初状態における人々は社会契約を締結することによって一つの社会を構成するために、無知のヴェールをかけられ、複数の正義原理と社会体制の原理からマキシミン原理を通して選出したものが正義の二原理であると述べている。ロールズが平等主義的な正義理解と手続き上の公平を論拠にする新たな正義論は、正義とは何かについて考察するものではなく、その代わりにどのような社会体制の原理が正義とみなされうるか、いわば「公平としての正義」を明確にしたものである。ロールズの提唱した「公平としての正義」を主とする正義論は影響力が大きいため、それをめぐる論争の波紋も大きい。ロールズ正義論を支持するハーバーマスは、ロールズの議論を補強するために、討議において正義と連帯が実現するという「討議倫理」を提唱した。ロールズ正義論を

²¹⁵ 同上、174頁。

批判するノージックは、個人の権利を至上のものとし、個人の所有を保有物の権原理論に反していないかぎり正しい配分とみなし、これ以上の配分的正義のための再分配は個人の権利を侵害することになるので正義ではないと主張した。ロールズの正義論が単に手続き上の正義を論じたものであるのに対して、正義の内実について考えるウォルツァーは、配分的正義を「人々は（他の）人々の財を配分する」という観点から検討し、財の多様性によって正義も多元的なものになると述べた。

プラトンやアリストテレスに代表される「アレテー」に基づく正義の理解が、古典的な正義理解と呼ばれるのに対して、以上のような近現代での「自由」に基づく正義の理解は近現代的な正義理解と呼ばれるのが一般的である。

これまでの考察から、正義は多様であることが明らかになった。井上茂らによれば、多様な正義を分類すると、次のとおりである。第一に、適法的正義。すなわち「実定法の規定するところが忠実に遵守され適用されているか否かという、実定法内在的レベルで正義・不正義が論じられる場合、この適法的正義が問題とされているのである」²¹⁶。法の内容そのものの正義については不問にし、行為と法の規定とが合致しているという法の実行に焦点を当てる。その意味で、正義の最小限の要求は、行為が法の規則の範囲内で行われるべきだということである。その要求を満たす行為が「正しい」とされる。第二に、形式的正義。すなわち、「実定法内在的ではないが、さりとは完全に実定法超越的ともいえないレベルに位置するものとして、『等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように取り扱え』という、古くからの定式によって表現される純形式的レベルでの議論がある」²¹⁷。この定式は何が等しく何が不等なのかについて、すなわち「等しさ」の明

²¹⁶ 井上茂(他)『講義 法哲学』青林書院、1988年、185頁。

²¹⁷ 同上。

確な基準や内容について述べていないため、形式的であり、それゆえ、それにあてはまるものとしてさまざまなものがある²¹⁸。たとえば、「各人の能力に応じて」なり、「各人の労働に応じて」なり、「各人の必要に応じて」なりがあげられる。つまり、「形式的な正義論は正義の定式ないし定義を与えるが、適用対象となる内容や適用基準を直接入力することはない」²¹⁹のものであり、「あらゆる正義観・正義感覚を包摂する正義理念の表明たり得る」²²⁰のものである。第三に、実質的正義。すなわち、「実定法の一定の内容やそれにもとづく決定などの正当性を判定する実質的な価値規準というレベルで正義が議論される場合がこれにあたる」²²¹。端的に言って、それは内容や価値判断に関連する基準が何かを決定し、「等しさ」という定式に入力される関連内容が特定されれば、ルールが導かれるということである。

以上のような正義の分類における実質的正義と形式的正義を手かがりにすると、研究者倫理と研究倫理との相違点を次のように述べることができるだろう。研究者倫理は実質的正義にかかわる。当該の研究が悪い結果や影響を生み出すと予測できる場合には、ドイツの社会学者であるマックス・ウェーバーの「責任倫理」の立場から、研究者に研究内容やその方向性の修正を求めることができる。たとえば、ナチスの人体実験や、遺伝子工学でのクローン人間などの研究行為を咎めるために、実質的正義に関わる研究者倫理に訴えるのが一般的である。それに対して、研究倫理は形式的正義にかかわる。研究倫理は公正な手続きにかかわるだけで、研究内容に関しては価値自由（没価値）である。例えば、論文に執筆する際に、正しい引用が必要とされることは、研究者倫理の要求によるのではなく、研究倫理の要求によるのである。

²¹⁸ 井上達夫『共生の作法 会話としての正義』創文社、1996年、37頁参照。

²¹⁹ 『講義 法哲学』、185頁。

²²⁰ 『共生の作法 会話としての正義』、37頁。

²²¹ 『講義 法哲学』、187頁。

科学に対してその営みの主体である研究者がコミットするという事は、それ自体としてひとつの価値選択（たとえば、研究者が科学に対する態度）であり、それが恣意的なものでないとするれば、正義の観点からなんらかの正当化を必要とする。その意味で、研究倫理についての議論は、正義の問題を避けては通れない。結局のところ、科学は価値中立的なのかについて語り始めた瞬間に、我々は正義を含む道徳についての議論に巻き込まれることになる。科学の価値をめぐる問題は、正義の観点からすれば、研究倫理と研究者倫理の相違点に連なるといってもよい。しかし、研究倫理と研究者倫理の相違点に関しては一連の問題群がまだ残っている。たとえば、研究者倫理の文脈における責任倫理の含意や、研究者倫理が実質的正義に関わる拠り所がまだ明らかになっていないという問題がある。また、研究倫理の文脈で価値自由とは何か、そして、研究倫理がなぜ形式的正義に関わるのか、という問題がある。それらの問いに対する解答を明確にしないかぎり、結論は出せないだろう。以下では、その問題群を順に考察していく。

2. 研究者倫理と責任倫理

研究における研究者の倫理的責任が問われるようになった背景には、学問としての科学の価値中立性をめぐる問題もある。とりわけ、十九世紀以降、科学は人類の幸福や発展を大きく促進させている一方、科学それ自体は人間の生の意義や世界の意義に関する究極の問題に対する解答を与えないことが認識され、科学の成果の悪用がますます深刻になっている。科学は、意義の問題と関わっているという側面をもつゆえに、科学と価値の問題が課題として突きつけられざるを得ない。十九世紀以来、価値が多元的になっている。そのような価値多元の時代においては、科学における認識の価値が諸価値の中における単なる一つの価値に過ぎず、それを受け入れるか拒否するかは個人に委ねられることとなる。価値の多元化が価値の恣意的な選択を意味するがゆ

えに、従来の「科学それ自身のため」という純粋に科学的真理を探究する主張、すなわち科学の価値の中立性という主張がもはや維持され難くなった。科学における認識の価値が他の価値に優先されるべきだというような見方が崩壊し、科学における認識の価値は他の一切の価値を凌駕することができなくなった。言い換えれば、科学における認識の価値以外の価値、例えば責任や幸福の追求などの価値も認識の価値と同様に重要になるのである。特に、科学における責任という価値には配慮するべきである。なぜなら、科学は巨大な進歩を遂げた結果、世界や人の生活を変化させる巨大な力を持つようなものとなり、科学の影響力の増大につれて、もし科学の負の効果が生じたら、その責任は誰に帰属されるべきなのかという問題が無視され得なくなったからである。要するに、研究と責任をめぐる問題、いわば科学と倫理に関する問題が今日的な課題となった。ウェーバーはすでに十九世紀にそのような科学と倫理に関する問題を認識しており、人間学的視点からそれを議論している。その議論の内容は『職業としての政治』からうかがい知れる。よって、科学の責任倫理の問題を考察するためには、ウェーバーの責任倫理の検討が有効である。

では、ウェーバーはどのように責任倫理を論述しているのか。ウェーバーは心情倫理と責任倫理を区別し、その区別から責任倫理の意味を明確にしている。『職業としての政治』における責任倫理と心情倫理に関する最初の記述は次のとおりである。

われわれが銘記しなければならないのは、倫理的に方向づけられたすべての行為は、根本的に異なった二つの調停しがたく対立した準則の下に立ちうるということ、すなわち『心情倫理的』に方

向づけられている場合と、『責任倫理的』に方向づけられている場合があるということである。²²²

この二つの対立した倫理について、『日本國語大事典』による明解な説明を挙げておく。心情倫理とは、「結果がどうなろうと、結果への責任を無視し、ひたすら自分の正しいと信じる倫理的使命に従おうとする考え方。例えば、『天の父の完全であるように、あなたがたも完全であれ』というキリストの倫理を人間が守ることはできないけれども、それを正しいと考え、あくまで忠実に従おうとする心情的態度」²²³を指す。一方、責任倫理とは、同辞典によれば、「冷静な打算を行い、目的の達成に最も効果的な方法を選択していくことで、行為の結果に対する自己の責任を果たしていく態度」²²⁴を意味する。このように、責任倫理は心情倫理と対立することがわかる。

ウェーバーは心情倫理と責任倫理の対立関係を説明するために、心情倫理を奉ずるサンディカリストと、責任倫理を常にもっている責任倫理家との対立を例としてあげる。サンディカリストの考えでは、「純粹な心情から発した行為の結果が悪ければ、その責任は行為者ではなく、世間の方に、他人の愚かさや—こういう人間を創った神の意志の方にある」²²⁵。一方、責任倫理家は、人間は完璧ではないのを当然のこととし、全知全能の人間(全人)が存在しないのを承認したうえで、「人間の平均的な欠陥のあれこれを計算に入れる。…人間の善性と完全性を前提してかかる権利はなく、自分の行為の結果が前もって予見できた以上、その責任を他人に転嫁することはできないと考える」²²⁶。このように、心情倫理と責任倫理の対立関係は、倫理的態度における

²²² マックス・ウェーバー(脇圭平訳)『職業としての政治』岩波書店、1980年、89頁。

²²³ 『日本國語大事典 6』小学館、1980年、186頁。

²²⁴ 同上、698頁。

²²⁵ 『職業としての政治』、90頁。

²²⁶ 同上。

対立だけではなく、行為に対する責任を負うか負わないかという責任の主体をめぐる対立をも含む。ここで注意すべきことは、心情倫理には責任が存在せず責任倫理には心情が欠如しているのではなく、両者とも責任の存在を承認するが、その違いは責任を負う主体にあるということである。言い換えれば、心情倫理では、おのれの信じるままに行為することが価値であり、その結果が悪くてもその責任は社会や神に帰せられると考えられるが、一方、責任倫理では、行為の結果を予見しそのうえで行動するのみならず、行為の結果の責任を逃れるのではなく、自ら負うと考えられるのである。

では、ウェーバーのいう責任倫理は、学問（科学）といかなる関連性を有するのか。ウェーバーは、十九世紀以降の学問の進歩を主知主義的合理化の一部とし、それによって世界が脱呪術化されたと考える。また、学問の進歩は客観的に証明されうる価値の不在の覚醒にもつながることを示した。人々の信奉している価値が衝突することによって諸価値の闘争が生じるが、そのことは学問に従事する文化人にも例外ではない。このような諸価値の闘争は人格の倫理的自由を意識させると考えられる。人格の倫理的自由とは、「合理化された諸々の生活秩序が固有の理論のもとに分化していく、いわばそのはざまに保証された、政治、経済、思想的ないわゆる『市民的自由』のこと」²²⁷であり、それは決して自己主張目的の無際限な決断主義的自由という意味での自由ではない。なぜならそういう人格の倫理的自由は、責任という拘束と密接に関連していなければならないからである。ウェーバー以前、カントもまた、道徳的責任については次のように述べている。「道徳的な意味での責任（*imputatio*）とは、あるひとをある行為の創始者（*causa libera* 自由による原因）とみなす判断であって、その場合の行

²²⁷ 徳永恂・厚東洋輔『人間ウェーバー 人と政治と学問』有斐閣、1995年、83頁。

為は作為（factum）と呼ばれ、法則〔定言命法（命令）、筆者注〕の下にある」²²⁸と。

しかし、文化人における自己の価値選択の自由は、他者の人格価値の尊重を前提としなければならないとウェーバーは考える。なぜなら自己の価値選択は自己にとっては有意味なものであるが、他者にとっても同じように有意味とは言えないし、もしそれが他者にとって無意味なものである場合には、その「無意味」は決して他者の倫理的尊厳を蹂躪してもかまわないということを意味しないからである。そこで、価値選択における自己と他者との衝突を調停するには、責任倫理が必要となる。すなわち、自己が信奉している価値を放棄しない上で、自己の行為に対する倫理的責任を負うということである。そうした人間の倫理的あり方を、ウェーバーは責任倫理と呼ぶ。

そのような責任倫理は、科学と密接な関係を有すると考えられる。なぜなら科学は行為の手段や知識を提供しているからであり、科学の知識は行為の結果を予見する知識でもあるからである。そのため、責任倫理は、当該研究行為が悪い結果を生むことが予見されうる場合、研究を修正することを科学研究者に要求するのである。その意味での責任倫理は、技術者倫理としての予防倫理と通底しているといってもよい。予防倫理とは、「われわれは病気がひどくなる前に注意深くわれわれの健康のニーズに耳を傾けることにより、そのような病気になることを防ぐことができるかもしれない」という予防医学の概念と同じように、「注意しないと倫理的危機になり得るような種類の倫理問題を予想することにより、そのような危機の発生を防ぐことができるかもしれない」²²⁹ものを意味する。その定義が示すように、予防倫理には次の二点が求められる。その一つは「専門職としての行動に起こり得

²²⁸ 『人倫の形而上学 カント全集 11』、44 頁。

²²⁹ チャールズ・E・ハリス・Jr、マイケル・S・プリチャード、マイケル・J・ラビンス(日本技術士会訳)「技術者倫理:違いがわかること」『科学技術者の倫理』丸善株式会社、2008 年、16 頁。

る結果を予測するために事前に考えることができなければならない。とくに重要な倫理的局面があるかもしれない場合にはそうである」²³⁰ということであり、もう一つは「効果的にそれらの結果〔行動に対する予測の結果、筆者注〕について考え、何が倫理的に正しくかつ専門職としても正しいか決定しなければならない」²³¹ということである。技術者倫理としての予防倫理が行動の結果を予測するよう要求しているのと同様に、責任倫理は研究者には研究の結果がどうなるのかについて予測すべきだと要求するのである。もし研究が悪い結果を生む可能性が十分にあると予測されたら、悪い結果を避けるために研究の中止か修正が研究者に求められる。例えば、ある食品添加物のさらに経済的な代替物を探すことを目的にする研究があると仮定する。複数の代替物の候補の中で A が一番理想的なものとして発見される。しかし、のちに A は従来の添加物と比べ、コストを大幅に削減することができる一方、発ガン性の疑いがある安全面では問題があると証明される。もし A を添加物として使用したら、人の健康に悪い影響をもたらすことが予見されるので、当該研究には、A の毒性を除去する（A を応用する研究計画に対する修正）、あるいは A の代わりに他の物を研究する（A の研究を放棄）というような項目を追加しなければならない。このように、責任倫理に従えば、研究者に研究の中止か修正が求められるのである。

以上のような科学と責任倫理の関係から、研究者倫理は責任倫理を内在していると言っても良い。その理由としては、次のとおりである。ウェーバーによれば、倫理的行為は必ず心情倫理もしくは責任倫理に支配されるが、研究者は研究活動を展開する際にどちらの倫理観に支配されるのかが問題となる。もし研究者が心情倫理を奉ずる場合には、たとえ自分の研究結果から悪い結果が生じたり、自分の研究結果が誰

²³⁰ 同上、17-18 頁。

²³¹ 同上。

かに悪用されたりするとしても、その責任を自分が負う必要はないと考えるだろう。彼らの考えはおそらく次のようになる。彼らは単にこれまでの研究者と同じように、目の前の仕事にのみ集中し、結果がどうなるのかは神もしくは自然の摂理に任せる、つまり結果の責任を宿命に帰すと考えるだろう。だが、近代以前は先人たちの知識や力量が豊富ではなかったのに対し、近代以降の時代は知識が莫大になってきたことによって、人間の能力が昔と並べられないくらい増加した時代となった。その結果、研究という行動がもたらす影響はますます大きく且つ複雑になり予測しにくくなっている。とりわけ、科学技術の日進月歩の今日では、研究の成果が応用された際の影響が極めて大きい場合があり、その場合にこそ、宿命にではなく、研究者に責任を求めるべきである。

また、研究者の研究行為に対して倫理的な規制を果たす「研究者の倫理綱領」は、研究に対する責任という倫理的要求に応えるものだと考えられる。なぜなら、科学の悪用に関しては、研究者の倫理綱領において「研究者は、…科学の無視と悪用を警戒し、その危険性を排除するよう努める」²³²と述べられるように、研究者は責任を持ちながら研究に従事する一方、研究の成果を悪用しないように、また悪用されないように心がけることが要求されるからである。

要するに、研究者に課せられる責任倫理における責任は、一種の義務であり、その義務は「適切な配慮」という言葉で表現されうる。「適切な配慮」とは、「他のことが同じであるならば〔特別な条件がないならば、筆者注〕、人は他の人に大きな危害を与えることを避けるため」²³³になされる当然の配慮を意味する。そうした配慮は次の二つのことを要求している。第一に、危害を防ぐことである。研究者は専門

²³² 日本科学者会議「研究者の倫理綱領」

<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri-rinri.pdf>、2019年10月閲覧。

²³³ 『科学技術者の倫理』、25頁。

的な知識をもっており、「危害の可能性を予見することができるし、それを防ぐことができる特権的な立場に置かれている場合が多い」のである。第二に、責任ある研究行為である。責任ある研究行為を実現するには、その阻害要因に特別な注意を払わなければならない。例えば、利己主義（エゴイズム）、自己欺瞞、重大な情報についての無知、自己中心の傾向、無批判な権威の受け入れなどが挙げられる。²³⁴

3. 研究者倫理と実質的正義

前節の考察から、研究者倫理は責任倫理を内在していることが明らかになった。研究者倫理における責任倫理は、研究者の価値選択の自由に対する拘束という責任を要求している。責任という拘束が一種の価値とされるならば、それは真善美という崇高かつ普遍的な究極の価値にも関連しているだろう。そうであるならば、研究者倫理は価値という実質的正義に関わると言えるだろう。しかし、真善美という普遍的な究極の価値は研究者にとってのみならず、全ての人にとっても普遍的な究極の価値である。研究者にとっての具体的な価値項目を挙げなければ、研究者倫理と実質的正義に関する考察は完結しないだろう。そこで、研究者に課されるべき価値項目である責任を有する研究者の基準、あるいは研究者という職業に要求される倫理上の徳目について、ウェーバーの講演を参考に論じる。ウェーバーは研究者として必要とされる素質を論じることはなかったが、『職業としての政治』において、政治家として必要な三つの素質について論じている。それら三つの素質は政治家にだけでなく、研究者にも必要とされると考えられる。それらは情熱、責任感、判断力である。以下、その三つの素質と研究者との関係を検討していきたい。

第一に、情熱。情熱とは、「事柄に即するという意味での情熱、つまり『事柄 [[対象] [仕事] [現実] [問題]]』への情熱的献身、その事

²³⁴ 同上、参照。

柄を司っている神ないしデーモンへの情熱的献身のことである」²³⁵と述べられているように、仕事に対する情熱や献身をも意味する。事柄に即する情熱はあらゆる職業にとって重要かつ不可欠な精神の力であり、ありとあらゆる仕事に対する愛の土台をなすといっても過言ではない。

第二に、責任感。情熱という土台の上に、責任感というもう一つの素質を加えなければならない。なぜなら情熱は事柄の結果を方向づけることができず、良い方向づけならさておき、悪く方向づけられた場合、事柄の結果は変質してしまい、危険をもたらすこともあるからである。また、責任感とは事柄の結果を意識的にコントロールする役割を果たすからである。研究者の情熱が研究への奉仕として責任感と結びつき、研究行為に対する責任感が行為の決定的な基準となる²³⁶場合に初めて、研究者は真の研究者となりうる。なぜならいかなる研究に従事することを決めるのか、今従事している研究を深めるべきか否かという決断の場面には、情熱は助けにならないのに対し、責任感は正しい決断をもたらし、その意味で、責任は決断の基準となるからである。

第三に、判断力。判断力とは、ウェーバーによれば、「精神を集中して冷静さを失わず、現実をあるがままに受けとめる能力、つまり物事と人間に対して距離を置いて見ること」²³⁷を意味する。判断力の定義における冷静さは、学問は対象を忠実に認識すべきという要求や、研究が倫理的に悪い結果をもたらすことを回避するように、行動の結果を予見するための冷静さと合致している。つまり、研究の冷静さは、認識の内在的な要求によるものでもあるし、実践的な利益に誘導されることなく、研究の倫理性を保ち、過ちを防ぐ役割を果たすものでもある。かつて中国の孔子が、「人非圣贤孰能无过（人は聖賢にあらず、

²³⁵ 『職業としての政治』、77頁。

²³⁶ ウェーバーは「行為に対する責任性が行為の決定的な基準となる」と述べている。同上、78頁参照。

²³⁷ 同上。

誰にしも過ちがある)」と語ったように、人は過ちを根絶することはできず、それゆえ、過ちが起きた時こそ冷静さがもっとも必要とされる時である。研究という領域で言えば、研究者が利己心にかられて自己の利益しか見ない時は、倫理的な判断力を失っており研究への情熱が変質している時である。そういう時に冷静さは、研究者の倫理性を守るものであり、それゆえ、研究者としての重要な一素質だといってもよい。

以上の三つの素質はいずれも重要であるが、最も核心的な機能を果たすのは責任だと考えられる。なぜなら、責任は一方では情熱を方向付ける羅針盤のような役割を果たしているものであるが、他方では冷静さを要求する動機でもあるからだ。その三つの素質をもつ研究者は、責任感のある研究者と呼ばれ、研究者の倫理綱領が求めている研究者である。研究者の倫理綱領においては、「研究者は、科学的精神と科学的知識の普及に努め、科学の無視と悪用を警戒し、その危険を排除するよう努める」という記述が見られる。こうした努力が必要とされる時代背景を、同綱領は次のように説明している。

現代は、価値の多様化の時代であると言われていています。このような時に当たって、物事を客観的・科学的に考察し、その結果に基づいて判断し、行動することは極めて重要です。科学の無視と乱用は社会に危害をもたらすことは明らかです。したがって、科学的精神と科学的知識の普及とが必要であることは当然です。²³⁸

このように、価値の多元化した現代社会においては、研究者の責任感がより一層重要となる。

以上見てきたように、研究者にとって必要な三つの素質は情熱、責

²³⁸ 日本科学者会議「研究者の倫理綱領」

<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri-rinri.pdf>、2019年10月閲覧。

任感、判断力である。責任感のある研究者であるかどうかは、この三つの素質の有無によって判断されうる。実質的正義は具体的な価値判断の基準と関連するという点からすれば、研究者倫理は実質的正義にかかわると言っても良い。

4. 研究倫理と価値自由

研究者倫理が実質的正義に関わるのに対し、研究倫理は形式的正義に関わる。しかし、研究倫理の文脈における価値自由とは何かという問いがまだ残っている。研究倫理は研究の内容に関して不問であるがゆえに価値自由であるという解釈はさほど理解し難くはないが、科学が価値中立であるという観点から見れば、研究倫理の文脈における価値自由は、上述の意味を越える意味を有するはずである。それを明らかにしないかぎり、研究倫理の文脈における価値自由の意味が明確になったとは言えないだろう。そのため、科学の価値中立性の観点から価値自由を改めて考察する必要がある。その際、価値自由という概念を打ち出したウェーバーの議論を通して考察することが有効である。以下では、まず、ウェーバーがいかようにして価値自由を導出したのかについて、講演『職業としての学問』の理路を整理した上で、研究倫理の文脈における価値自由について論じることにする。

ウェーバーは、『職業としての学問』において、学者という職業における物質的、精神的な危険やそれに対する箴言といった諸々の内容に触れたうえで、学問の一番中心的な課題として「学問は、技術的な進歩を促進するという点にその意味を見出すことができるのか」という問題にたどり着く²³⁹。このように、ウェーバーの時代以降、学問が巨大な進歩を遂げたとともに、学問の意義がどこにあるのかという問題が起こり、我々はその問題に直面するようになった。この問題に対

²³⁹ マックス・ウェーバー(尾高邦雄訳)『職業としての学問』岩波書店、1980年、30頁参照。

し、ウェーバーは学問の宿命から論じ始める。学問の宿命とは、学問は時代遅れの古い知識を自ら打破するよう要求されることである。例えば、学問が新しい成果を生み出した瞬間は、新しい問題が提出された瞬間でもあるといえよう。このように、学問は無限に進歩し続けるという特徴をもつ。そうした無限に進歩し続ける学問に対して、その意義を問う場合には、学問の宿命や学問の無限の進歩を離れて論じることができないとされる。なぜなら学問の無限の進歩は学者の宿命につながるのみならず、学者の共同の目標だとされるべきだからである。

一方、学問の無限の進歩は学者の有限の人生との齟齬をきたす。つまり、学問に携わる人は、後世の人が今世の人より高い段階に到達し、自分の学問的成果がいつか時代に遅れるという宿命から逃れることができず、その結果、有限の人生をかけて無限な学問の進歩を追求することの意義が疑われるのである。この場合、学問の意義への懐疑とは、「学者は学問の無限の進歩という宿命を知った上で、自分の学術成果がいつか無用になることも知っており、それゆえ、学問に従事する意義を見失ってしまう」という懐疑を意味するだけではなく、「学問に従事することが学問の無限の進歩という規律に服従することであるならば、学問に従事することそれ自体が有意義なものとなるのか」という懐疑をも意味する。端的に言えば、それは、学問が無限に進歩しているにもかかわらず、学者がなぜ学問を放棄しないのか、という問いである。一つの解答として、学問の意義が衣食住の改善や技術上の便宜といった「実践上の技術的な諸目的のため」²⁴⁰にある、ということがあげられる。しかし、ウェーバーは上述の解答をたんに「実際家にたいする意義に過ぎない」²⁴¹という理由で否定し、その代わりに、学者のあるべき態度として「学問それ自身のために」という態度をあげている。さらに、ウェーバーはその態度について、学問の進歩や学問の

²⁴⁰ 同上、31頁。

²⁴¹ 同上。

価値の歴史、学問の前提という側面から詳しく説明している。

まず、ウェーバーは学問の進歩を次のように説明している。すなわち、「元来、人類が何千年来それに従ってきた合理化の過程の一部、いな、そのもっとも主要なる部分をなすものである」²⁴²と。このように、学問の進歩は主知主義的合理化の一部だとされる。さらに、主知主義的合理化に関しては、ウェーバーは次のように語っている。

主知化し合理化しているということは、それだけたくさん自分の生活条件に関する一般的知識をもっているということではないのである。それは、もっとほかのことを意味する。つまり、それを欲しさえすれば、どんなことでもつねに学び知ることができるということ、したがってそこには何か神秘的な、予測しえない力がはたらいている道理がないということ、むしろすべての事柄は原則上予測によって意のままになるということ、—このことを知っている、あるいは信じているというのが、主知化した合理化しているということの意味なのである。²⁴³

このように、人は意欲に基づいて認識の能動性を発揮すれば、知りたいことが知られるようになるという信念が主知主義的合理化の本質だと考えられる。つまり、人間の合理的な認識とそれに基づく技術支配や予測のはたらきによって、「世界の脱呪術化」(Entzauberung der Welt)が実現され、従来の神秘的な予測し得ない力というものがそもそも存在しないと理性によって認識されたのである。これは、学問の実践上もしくは技術上の意義と呼ばれる。一方、学問の進歩は、文明人にとって本来なら有意味である死を、知識や思想が豊富となった現代の文明の生活によって無意味なものとしてしまう。なぜなら死というもの

²⁴² 同上、31-32 頁。

²⁴³ 同上、33 頁。

は、学問の進歩によって、「終わり」という宗教的意味を失ったからである。死や文明の生活が無意味だとするならば、学問の意義は、「世界の脱呪術化」という意味以上の意味をもつか否かが問題となる。つまり、学問における無限の進歩という特徴それ自体がなんらかの意義をもっているのか、という問いがもはや避けられないのである。すなわち、学問に従事する人にとって学問に献身することが有意義のこととなる、もしくは、学問に献身する人生においては、学問の価値がそこにあるような意義への問いである。

その問いに答えるため、ウェーバーは学問の価値の歴史を簡潔に振り返る。学問の価値の歴史に関してウェーバーが最初に言及したのは、アイデアの認識を学問としたプラトンの学問論である。プラトンの学問論の重要な貢献は、科学にとっての重要な道具である概念というものを発見したことである。概念のほかに、科学にとってもう一つ重要な道具として科学実験がガリレオやベーコンの科学方法論という学問論から確立された。ウェーバーは過去の学問論の貢献を列挙した後、それらの限界も指摘している。ウェーバーによれば、従来の学問論の限界は「真の…への道」という表現で概括されうる。例えば、プラトンのアイデア論では、アイデアの認識が学問とされ、それが「真の实在への道」とされた。ガリレオやベーコンの科学方法論では、科学実験が学問とされ、それが「真の自然への道」とされた。そして、十七世紀の科学者たちにおける自然が神によって創出されたものであるという考え方では、学問が「真の神へ至る道」とされた。近代におけるロマン主義的学問は「真の芸術への道」であり、それこそが「真の自然への道」だとされた。現在（ウェーバーの時代）においては、学問は技術と結びついているため、「真の幸福へ至る道」だと考えられた。ウェーバーは、上記の学問論における学問の価値に対する諸々の見解を全て否定し、「以上のような学問の意義に関する諸見解、すなわち『真の实在への道』、『真の芸術への道』、『真の自然への道』、『真の神への道』、

また『真の幸福への道』などが、すべてかつての幻影として滅び去った」²⁴⁴と語っている。なぜなら、「ある研究の成果が重要であるかどうかは、学問上の手段によっては論証し得ない…それはただ、人々が各自その生活上の究極の立場からその研究の成果がもつ究極の意味を拒否するか、あるいは承認するかによって、解釈されうるだけである」²⁴⁵からだ。その点に関しては、ドイツの社会学者であるシュルプターが次のように解釈している。「学問の意味をめぐる問題は、もはや解決しがたいように思われる。生の意味が多様に解釈されるところでは、学問にとってはもはや意味付与の義務もまたなんら存在しない」²⁴⁶と。このように、学問は、その進歩が主知主義的合理化という意味をもつにもかかわらず、人生の意義に関して明晰な回答を与えることができない。つまり人は何をすべきなのか、いかようにして生きるべきなのかという問いに対して、学問はなんの解答も与えないのである。学問が人にいかなる意義も教えられないということは、学問の意義を直接的に問うことが不可能であることを示しているが、その代わりに学問に携わることでそれ自体の意義がどこにあるのかということが問われうる。その問題に関して、ウェーバーは学問の前提という側面から論述する。

ウェーバーは、学問が無前提だという当時の見方を否定し、学問の前提について次のように述べた。すなわち、学問の前提は「論理や方法論上の諸規則の妥当性、つまりわれわれが世界について知るうえの一般的諸原則がもつ妥当性」²⁴⁷ということである。このような学問の前提に従えば、一般的に学問には「知るに値する」という前提が設けられうることを、ウェーバーは示した。方法論の視点からすれば、学

²⁴⁴ 同上、42頁。

²⁴⁵ 同上、43-44頁。

²⁴⁶ ヴォルフガング・シュルプター(住谷一彦・樋口辰雄訳)『価値自由と責任倫理:マックス・ヴェーバーにおける学問と政治』未来社、1984年、25頁。

²⁴⁷ 『職業としての学問』、43頁。

問は「客観的真理を目指す認識が価値という『主観的前提』に基づかざるをえない」²⁴⁸のものであり、それゆえ、学問の方法論は価値論と結びついているのである。しかし、学問の方法論が価値論と結びついているとすると、ある問題が生じる。それは、「認識における構成²⁴⁹が価値関心という倫理的能動性に支えられているのだとすれば、ここでは、価値判断が認識にそのまま混入することはないのか」²⁵⁰という問題である。なぜなら学問の方法論においては、主観的認識と客観的対象との間に価値が媒介的な役割を果たすからである。そこで、「知るに値する」という学問的研究の前提によって、その前提の価値を自己の価値関心に基づく実践的判断（主観的価値判断）から区別することができるので、学問の研究における認識の客観性が保証されうる²⁵¹。このように、学問の方法論的観点からみて、学問が価値と密接に関連していても、「知るに値する」という学問の前提は客観的認識を保証することができる。

だが、「知るに値する」という学問の前提は、「人々が各自その生活上の究極の立場からその研究の成果がもつ究極の意味を拒否するか、あるいは承認するかによって、解釈されうるだけである」²⁵²と、ウェーバーは述べている。このように、「知るに値する」という学問の前提は学問上の手段によって論証されることが不可能であり、学問に対する人々の態度によって解釈されうるものである。なぜなら、学問は究極の意義に関する問題とは関わらないからである。言い換えれば、「知るに値する」という学問の前提は、どんな学問の分野においても、世界が存在するべきなのかというような究極の意義に関する問題に対する解答を与えることができないのである。例えば自然科学はその前提

²⁴⁸ 『人間ウェーバー 人と政治と学問』、70 頁。

²⁴⁹ 経験によらずに概念・形式・イメージなどを操作することで対象を組み立てること。

²⁵⁰ 『人間ウェーバー 人と政治と学問』、70 頁。

²⁵¹ 同上、71 頁参照。

²⁵² 『職業としての学問』、43-44 頁。

が「到達しうるかぎりの最後の宇宙の諸法則」²⁵³であるが、科学の描いた世界が存在すべきか否かは不問にする。もう一つの例として、医学は苦痛の軽減や生命の保持をその前提としているが、個人の生命が存在すべきなのか、価値があるのかに関する問題は不問にする²⁵⁴。学問の前提と意義の問題に関して、ウェーバーは自然科学を例として次のように語っている。

一般に自然科学は、もし人生を技術的に支配したいと思うならばわれわれはどうすべきであるか、という問いにたいしてはわれわれに答えてくれる。しかし、そもそもそれが技術的に支配されるべきかどうか、またそのことをわれわれが欲するかどうか、ということ、さらにまたそうすることがなにか特別の意義をもつかどうかということ、一こうしたことについてはなんらの解決をも与えず、あるいはむしろこれをその当然の前提とするのである。²⁵⁵

このように、自然科学という学問は具体的な技術的支配の方法を我々に教えることはできるが、そのような技術的支配がなされるべきか否か、いわば学問の当為や価値の問題について我々に教えることができない。技術的支配の価値は、「他の真、善、美などの価値を従属させるとともに、それらとはあり方を異にするそれ自体としては問われることのない」²⁵⁶ものであり、それゆえ、技術的支配の価値それ自体についての評価も不可能である。このように、学問は究極の意義や当為という価値の問題に関して自由であると考えられる。

以上のことを踏まえて、ウェーバーは学問の価値自由という原則を主張した。すなわち、学問の価値自由とは、「あるもの」(事実)と「あ

²⁵³ 同上、44頁。

²⁵⁴ 同上、参照。

²⁵⁵ 同上、45頁。

²⁵⁶ 徳永恂『マックス・ウェーバー著作と思想』有斐閣、1992年、13頁。

るべきもの」(当為、価値)を厳密に区別しなければならないということの意味する、つまり学問は事実の認識だけに関わり、当為や価値判断とは関係しないのである。その意味で、「学問は、あらゆる『価値』的制約から『自由』である」²⁵⁷と考えられる。それゆえ、大学の教師には、知的廉直もしくは学問の誠実さが義務として課される。また、彼らは「文化一般および個々の文化的内容の価値いかんの問題および文化共同社会や政治的団体のなかでは人はいかに行為すべきかの問題」²⁵⁸という価値判断に関する問題の領域へは足を踏み入れるべきではない。さもないと、事実の真の認識は自己の価値判断に左右されかねないのである。それについて、ウェーバーはさらに次のようなことを語った。「実際、わたくしは学問の歴史に徴して、主観的な価値判断を事とする学者がいるときにはきまって事実の真の認識がやまってしまうことを立証したいと思う」²⁵⁹と。

そもそも、ウェーバーはなぜ価値自由という原則を提起したのか。その理由について、シュルプターは次のように説明している。

価値自由な経験科学の要求は、一方で、敵対する価値世界の諸条件のもとで、「実り豊かな」経験科学的認識を可能にするということと関連しているが、他方では、「実り豊かな」経験科学的認識を意欲するということとも関連している。経験科学は解決し難い価値諸秩序の闘争から、遮断されるべきものである。…そしてそれと同時に、「自由な」経験科学は、守るに価する一個の価値であること、それは「価値あるもの」であること、が主張される。²⁶⁰

従来の最高の価値観として、宗教的価値観が存在していたが、それが

²⁵⁷ 同上、14頁。

²⁵⁸ 『職業としての学問』、49-50頁。

²⁵⁹ 同上、51頁。

²⁶⁰ 『価値自由と責任倫理:マックス・ヴェーバーにおける学問と政治』、26頁。

科学の発展や認識の進歩によって崩壊し、その結果、唯一の最高の価値観の喪失と同時に価値多元化の時代が到来したといえる。また、すでに述べたとおり、価値多元化の時代には、多様な価値観が相互に闘争しており、なかんずく、宗教と密接に関わる従来の科学観が一つの最高の価値として他の価値観の上に立つことがもはや承認されえなくなり、価値の承認、すなわち価値の受け入れあるいは拒否が人々に委ねられるのである。したがって、科学は宗教的価値観から脱し、学問として価値自由である。しかしながら、科学と宗教的価値観が分岐したとはいえ、科学を価値あるものとみなす心情を守ることは、学者に課される義務だと考えられる。このように、学問においては、価値自由の原則と心情の保持とが矛盾しないと考えられる。

ウェーバーの価値自由の原則は、学問的判断が実践的判断と区別されなければならないとする点においては、モムゼンの科学の無前提性の主張と同義であると考えられる。科学の無前提性とは、「科学の外部にある実践的な目標に役立つようなものを、見出だす研究ではなく、論理的および歴史的に、良心的研究者に正しいと思われるものを見出だす研究」²⁶¹に見受けられるものである。つまり、科学の無前提性は、科学をあらゆる外部的かつ実践的な目標から守り、科学の真理に与かる理念を、宗派的な前提や世界観的な前提から守るのである。なぜなら「科学は、その時々々の社会の世界観によって影響を受けて来た」²⁶²ものだからであり、また科学的妄信である信仰命題の主張（例えば、神が存在するという命題）は科学的な真理探究と混同される現象があるからである。なぜ科学が無前提なのかと言え、それは「…特定の評価を含み、特定の権力と結びついた世界観から、科学は自己を区別することによって始めて、確実な基礎の上に立つことができた」²⁶³から

²⁶¹ 松代和郎『社会経済学序説:マックス・ウェーバーの科学と哲学』昭和堂、2007年、224頁。

²⁶² 同上、225頁。

²⁶³ 同上。

である。科学の無前提性に従えば、科学研究も無前提でなければならず、またそのことも研究の誠実さからの要請だとされる。

研究の誠実さからの要請は、すでにカントの認識論における科学の概念に内在されていると考えられる。カントの科学の概念によれば、「われわれは範疇の形式と感性的な質料の共働によって対象的なものを捉えるが、対象的なものは常に、対象的なものとしては有限である。ところがわれわれはどこにおいても、一世界の個々の領域においても、世界の全体においても、一そのような有限なものにおいて同時に無限なものへの方向へ捉える」²⁶⁴。このように、個人の認識における対象は有限なものである。「有限から無限へ」という過程において、無限への方向を指示する役割を果たすものは理念である。理念は「客観的にただ、方向を指示する名称にすぎない」²⁶⁵にもかかわらず、研究者に探究の方向や課題を提供しているものである。例えば、いくら金を精錬しても、純金という理論上の無限なものに到達することはできないが、純金に到達しようとすることは目標として意味がある。無限という理念へ接近するには、研究の誠実さが必要である。つまり科学の目標のためには、研究の誠実さが欠かせないと考えられる。有限から無限へという科学の目標から見れば、研究者は科学の基本権を有しなければならないのである。カントによれば、科学の基本権とは、科学に携わる人に最高の個人的責任の義務を負わせるものであり、科学の自律の要請に応えるものである。科学の自律は科学に携わる人の研究の自由の権利であり、この権利の行使が義務とされ、この義務は科学の基本権における義務である。それゆえ、科学の自律は研究の誠実さと関連していると言っても良い。なぜなら科学の自律は研究の誠実さを要求し、同時に、研究の誠実さを確保するものであるからだ。科学の自律は研究者の研究の自由を保証し、その研究の自由はまた、事実

²⁶⁴ 同上、232-233 頁。

²⁶⁵ 同上、233 頁。

と当為を区別することを研究者に課する。というのは、科学が追求する普遍妥当的な正しさと、研究者各々の自己の真理である確信とは、根本的に異なるからである。

以上のことから、研究倫理における価値自由の含意が明らかになった。すなわちそれは、学問の誠実さが求められるということである。研究倫理は一般的には研究に対して規則的な機能を果たしているが、その規則的な機能の背後には哲学的含意として学問の「知的誠実」というものがある。さらに、研究倫理が規則的な機能を果たすという意味での価値自由は、著作物に対する良し悪しを評価することができないという意味をも含む。なぜなら、「著作物は人の個性の発露であるから、その価値についての絶対的基準はない。価値基準を設けることは人格に優劣をつけることに等しく、容認できない」²⁶⁶からである。最近の研究倫理に関する研究では、研究倫理を予防倫理と同等視する意見がみられる²⁶⁷。その意見によれば、規制は、対象者の萎縮という負の効果をもたらす可能性が大きい。研究倫理に関して言えば、研究倫理は規制の機能を果たしているのと同時に、倫理上の萎縮をももたらししてしまうのである。しかし、研究倫理における価値自由という観点から見れば、研究倫理が誠実さという一つの倫理的原理に結びついていないことは、倫理上の萎縮という研究倫理のマイナスの効果を克服しうる。

まとめると、研究倫理における価値自由の概念は次のように要約されうる。すなわち、研究倫理は内容的に価値自由と考えられ、学問はあらゆる価値の制限から自由であると考えられる。「各人のものを各人のものとして」という形式的正義の定式が示すように、形式的正義は平等に適用される定式にのみ焦点を当て、定式の具体的な内容やそ

²⁶⁶ 中山信弘『マルチメディアと著作権』岩波新書、1996年、44頁。

²⁶⁷ 札幌野順「技術者が『幸せ』になるための倫理教育」『平成26年電気学会全国大会』一般社団法人電気学会、2014年。

の内容に関する価値判断の基準については不問とする。同じ様に、研究倫理は形式的正義に関わり、研究内容や価値判断に関して不問とされる。言い換えれば、研究倫理は学問の規範としてのみ機能し、研究の価値評価に与からないのである。その意味で、研究倫理における価値自由は、学問において認識と当為・価値判断を区別することや研究の誠実さを研究者に求めるものである。

5. 研究倫理と形式的正義

前節の考察から、研究倫理は内容的に価値自由であり、その意味で学問はあらゆる制約から自由であることが明らかになった。そのような研究倫理と価値の関係からみれば、研究倫理における正義の問題は単なる手続きの問題である、すなわち公平な手続きに基づくか否か、という問題である。「正義」という視点からみられた研究倫理は、実質的正義に関する自由や平等の具体的な指標（価値の基準）と関係しているのではなく、形式的正義における手続きの公平だけに関係している。研究倫理の文脈における手続きの公平に関して、「引用」が好例として挙げられる。引用には、直接引用と間接引用があるが、いずれの場合も論文に出典を明記することや原典主義などの規則に従うよう要求されている。正しい出典の表記は論文の内容とは関係なく、形式的なものであり、それゆえ、引用における正義とみなされる。逆に、出典を明記すべき箇所に明記しなかったり、実際は直接引用なのに、あたかも間接引用かのように記したりすることは問題となるし、場合によっては盗作と判定されることもある。いずれにせよそれらは不正行為とみなされる。

しかし、研究倫理における不正行為がたんに規則に違反しているということや、一般の通念からみて不正であるということは、不正行為の根拠とはならない。それゆえ、その根拠を示さなければ、研究倫理と正義の関係に対する考察は完結しない。そのため、研究倫理が手続

上の正義と関係している哲学的根拠、すなわち、研究倫理においては公平な手続きを踏まえるならば正義を満たすと考えられ、内容的に良し悪しという価値評価が不要であるということの哲学的根拠を示す必要がある。そのことに関しては、ロールズの正義論における原初状態という装置を通して検討しうる。研究倫理の定義における盗用、剽窃、捏造という不正行為が正義に反していることは自明であるが、その不正の哲学的根拠は決して自明ではない。したがって、その哲学的根拠を明らかにするために、それらの不正行為が原初状態に置かれる状況を想定し、それらの不正行為に対する規則の構築の過程において正義の合意がどのように得られるのかについて検討する。

まず、原初状態について改めて確認しておく。周知のとおり、ロールズの正義論は原初状態という思考モデルによって論証されたものである。ロールズは『正義論』において、まず「〈公平としての正義〉において、伝統的な社会契約説における〈自然状態〉に対応するものが、平等な〈原初状態〉(original position)である」²⁶⁸と述べている。このように、原初状態は社会契約説における自然状態とほぼ同じものと理解されうる。また、原初状態の特徴について、「実際の歴史上の事態とか、ましてや文化の原始的な状態とかとして考案されたものではない。ひとつの正義の構想にたどり着くべく特徴づけられた、純粹に仮説的な状況だ」²⁶⁹とロールズは説明する。このように、原初状態は実際に存在しないにもかかわらず、正義の原理を導出することができる一つの思考実験とみなされる。

続いて、原初状態という思考モデルに不可欠である契約者についてみていく。契約者は合理的な諸個人と考えられ、合理的な諸個人はまた道徳的人格とされる。道徳的人格とは、ロールズによれば、「自分自

²⁶⁸ ジョン・ロールズ(川本隆史・福間聡・神島裕子訳)『正義論』紀伊国屋書店、2010年、18頁。

²⁶⁹ 同上。

身の諸目的を有しかつ（さらなる想定として）正義の感覚を発揮できる合理的な存在者のことである」²⁷⁰。このような道徳的人格が原初状態において合意したものが公平なものとされる。要するに、原初状態に道徳的人格というさらなる想定を加えることによって、原初状態は「適切な〈契約の出発点をなす現状〉であって、そこで達成される基本合意が公平であることを保証してくれる」²⁷¹という役割を果たしうる。その意味で、原初状態は社会契約論における自然状態と極めて類似しているのである。

では、「原初状態」に置かれた「道徳的人格」は、いかようなアプローチを通して正義の諸原理の中から最適な正義の原理を選出しようのか。ロールズによれば、道徳的人格は正義の原理を選出する際に、無知のヴェールをかけられた状態に置かれる。その状態では、道徳的人格は一般的な状況しか知らされず、自身の出身・背景、家族関係、社会的な地位、財産の状態などに関する特定の知識は一切知らない。このことは知識の制限と呼ばれる。知識の制限という状態においてこそ、合理的な人間はマキシミン・ルール（最大最小値ルール）という原則を採用するわけであり、それゆえ、最適な正義の原理を選出する際にも、マキシミン・ルール（最大最小値ルール）という原則を用いると考えられる。ロールズは、このような原初状態、無知のヴェールという手続きを通して選出された正義の原理を正義の二原理とし、「公平としての正義」と述べている。「公平としての正義」に関して、ロールズは次のように述べている。

本書を導く理念によれば、社会の基礎構造に関わる正義の諸原理こそが原初的な合意の対象となる。それらは、自分自身の利益を増進しようと努めている自由で合理的な諸個人が平等な

²⁷⁰ 同上。

²⁷¹ 同上、25頁。

初期状態において(自分たちの連合体の根本条項を規定するものとして) 受諾すると考えられる原理である。こうした原理がそれ以降のあらゆる合意を統制するものとなる。…正義の諸原理をこのように考える理路を〈公平としての正義〉と呼ぶことにしよう。²⁷²

実は、社会の正しい構造について教える「公平としての正義」は実質的な正義とは何かについては教えない。原初状態から実質的な正義である自由や平等を導き出せないにもかかわらず、原初状態は選出の条件としての自由や平等という条件を確保することができる。それゆえ、最適な正義の原理が原初状態における原初の合意によって選出されるのである。さらに、そうした原初状態下の合意が後の全ての合意の基礎となり、それゆえ、原初状態において選出された正義の原理は基本中の基本だと位置付けられる。それゆえ、「公平としての正義」における「公平」は次のような含意を有するのである。すなわち、正義の原理が公平な原初状態において合意されるものであるならば、その合意は、契約の過程における公平を意味するだけでなく、その契約の結果の公平も意味するのである。

原初状態は仮定の状態であり、理論上の思考実験であるからこそ、具体的な契約場面に応用することができる。言い換えれば、ある問題をめぐって、原初状態に置かれた各契約者が合理的な正義を選出する過程を論理的に推測し、その推測から得た帰結は正義の要求を満たす結論とみなされうる。したがって、研究倫理における研究の規則の設置に関する契約のケースを原初状態を通して検討することによって、研究倫理の規則それ自体の正義を明らかにすることができる。例えば、研究不正行為—「盗用、捏造、改ざん」を禁止するかどうかという問題をめぐって、契約する場面を想像してみよう。

²⁷² 同上、16頁。

まず、契約者の状況について確認することから検討を始める。ロールズが正義論を導く過程と同様に、仮に、契約する研究者全員は、各自の個人的立場から離れてより公正な状態を規定する原則の合意を志向するために、「無知のヴェール」をかけられているとする。「無知のヴェール」のもと、研究者は自分に関する詳細な情報、例えば研究上の身分や地位、知的能力の程度などの情報が遮断されている。また、彼らは合理的な個人として、相互に利害関心を持つことなく、それぞれ自由に自分の利益（研究業績）の増大をはかっている。このような状態が研究者の原初状態である。原初状態におかれた諸個人は利に寄りたく害を避けたいという人間の自然的性向を自然に発揮し、それゆえ、選択の場面においてマキシミン・ルールというルールに従って選択することになる。そうだとすると、研究者たちは、不正行為に対する研究倫理的規則を構築すべきか否かという選択の際、マキシミン・ルールに従うことになる。マキシミン・ルールに従えば、彼らは最終的に研究倫理に関する規則の構築に同意することになり、契約を結ぶことになる。その理由について、検討してみよう。

研究における不正行為に対する彼らの考えは、おそらく次のようである。盗用は自己にとっては簡単に研究成果を得ることができる有利な行為である。しかし、その行為は盗用された人はもちろん、それ以外の人にとっても不利な行為である。なぜなら、盗用は盗用された人にとって不利であることは言うまでもないが、盗用された人以外の人にも無関係ではなく、実は盗用した人が自分よりも競争で有利な立場に立つことになり、相対的に自分が不利な立場になるからである。盗用は盗用した人以外の人に対して不利な行為であるにもかかわらず、盗用が根絶できない原因として、もっとも人間の根本的で自然的な性向である利己性が挙げられるほか、インターネットの普及による盗用の簡易化や、盗用に対する懲罰の軽さなども挙げられる。だが、他人の研究成果が自分の研究成果であるかのように振る舞って利益を享受す

ることを多くの人々が欲するとはいえ、自分がようやく獲得した研究成果を誰かに盗まれることは誰でも避けたいし、とりわけ、原初状態においては、そのような避けたい心情はより一層強くなる。そのように不利な立場におちいることは誰にとっても望ましくないのである。捏造と改ざんの場合は、盗用の場合と重なる部分があるが、異なる部分もある。前章でも述べたように、一般的に言って研究とはまったく新しい知識を創造する作業ではなく、たくさんの既存の研究成果を基礎にして新しい知識を増やすことである。しかし捏造や改ざんはそのような知識の土台自体を破壊することにつながる。例えば、どんな輝かしい研究成果を出しても、その先行の研究成果が誤っているならば、全て無意味なものとなってしまふ。このような状態は言うまでもなく誰にとっても望ましくないであろう。

しかし、そのような望ましくないことに誰でも遭遇する可能性がある。とりわけ、原初状態においては、当事者たちは自分に関する情報を何も知らないため、誰でも不利な立場におかれる可能性がある。例えば、一旦「無知のヴェール」を外したら、自分の社会的地位が不利であるかもしれないし、その不利な社会的地位を現に持っていないとしても、将来持つかもしれない。要するに、だれでも不利な社会的地位を持つ弱者になるおそれがあるのである²⁷³。従って、自分にとって最も有利なことは、できるかぎり自分が可能的な弱者にならないことである。特に、無排他性や超時空性という特徴を有する知的所有物は容易に侵害されるため、研究者は実は可能的な弱者になりやすい存在である。よって、研究者にとっては、自分が可能的な弱者にならないようにすることがもっとも合理的なことである。可能的な弱者にならないルールを作り出すためには、研究倫理における盗用・捏造・改ざんという不正行為を一切禁止する明確なルールを制定すればいいので

²⁷³ 笹沢豊「ロールズ正義論再考」『倫理学』筑波大学倫理学原論研究会、2010年26号、7頁参照。

ある。一方、厳格な禁止は、知識の発展を妨げるというマイナスの効果をもつ可能性がある。なぜなら、すでに述べたように、知識は既存の知識を土台にして発展していくからである。したがって、可能的な弱者にならないことと知識の発展の促進という両方を勘案すれば、例えば引用の範囲内ならば他人の知的所有物の自由な利用が許されることをルールとして契約を締結することが上策である。

さらに、研究倫理におけるルールの構築へと向かう動機について、次のようなことも言えるだろう。盗用、捏造、改ざんにはいずれも自分に利をもたらすという動機が潜んでおり、逆の立場からみると他人を不利にするものである。これは古代ギリシアのソフィストたちの次の見解と通底していると考えられる。「人々はこう主張するのです。一自然本来のあり方からいえば、人に不正を加えることは善（利）、自分が不正を受けることは悪（害）である」²⁷⁴と。一つの行為は正反対の二つの結果をもたらす。研究現場で不正から得られる利といえ、自分の研究業績を上げるために、他人の知的成果—おもに論文という形をとるものを盗用することが、その際立った例の一つである。知的成果は研究活動における日々の積み重ねの結晶である。この貴重な他者の成果を入手したくなることは誰にでもあり得ることである。このような人間の心理的な弱さが、まさに研究上の不正行為を起こしてしまう原因になる。さらに、不正の抑制について、古代ギリシアのソフィストたちは次のように述べている。「自分が不正を受けることによってこうむる悪（害）のほうが、人に不正を加えることによって得る善（利）よりも大きい。そこで、人間たちがお互いに不正を加えたり受けたりし合って、その両方を経験してみると、一方を避け他方を得るだけの力のない連中は、不正を加えることも受けることもないように互いに契約を結んでおくのが、得策であると考えられるようになる」²⁷⁵。このよ

²⁷⁴ プラトン(藤沢令夫訳)『国家(上)』岩波書店、1979年、106頁。

²⁷⁵ 同上。

うな考えは、まさに前述の不正行為に対するルール制定の根拠に関する試論と異曲同工である。

以上のように、研究倫理における不正行為を禁止するルールに至る合意は、原初状態における契約締結という公平な手続きに基づいて得られるものであり、それゆえ、そのルールも公平なものとみなされうる。その意味で、研究倫理における不正行為を禁止するルールは公平としての正義を満たすものとみなされうる。したがって、研究上の正義は研究倫理におけるルールを通して実現されうる、と言えるだろう。ある結果が正義であるとされる理由は、純粋な手続き上の正当性にあると考えられる。なぜなら正当な手続きというものは、同等な条件の下にある合理的な人々の合意という条件を満たしており、それゆえ正当性をもつからである。このことに関しては、ロールズの「完全な手続き上の正義」の例から明らかである。

仮に多数の人が一連の公平な賭け事に携わっているとして、最後の賭けが終わった後で現金を分配するとしよう。このとき分配の結果がどうなったとしても、この分配は公正である、あるいは少なくとも不公正ではない。公正な賭けの利得の期待値がゼロであること、賭けは自由意志に基づいてなされていること、誰もいかさまをしていないこと等々をここで想定している。賭けの手続きは公正であり、賭けへの参加は公正な条件のもとで自由に行われている。このように、後ろ盾となる状況が公平な手続きを規定してくれる。²⁷⁶

このように、完全な手続き上の正義が正義としてみなされるべきとするロールズの正義論から言えば、「原初状態」の想定を通じて盗用・捏造・改ざんといった不正行為を禁止するというルール作りは合理的な

²⁷⁶ 『正義論』、118 頁。

ことであり、そのルール作りにはまたルールに至る合意の中に公正な要素が含まれる、と考えられる。それゆえ、不正行為を禁止することは正義の実現につながり、不正行為を禁止する根拠が「公平としての正義」にあると言っても良い。

研究倫理と形式的正義の関係に関して言えば、上記の帰結のほか、次の二点も追加して挙げられる。第一に、ロールズの正義の第一原理に従えば、可能的な弱者である若手研究者が、何らかの目的のために自由を犠牲にしたりすることは許されない。自由を自由以外のもののために制限することは明らかに正義に反することである。第二に、研究倫理の必要性は正義の観点から見れば、研究秩序の維持にあると考えられる。研究秩序の維持は、社会の秩序の維持と似通っている。ロールズは、正義が市民たちにどのような役割を果たすのかについて、次のように述べている。

自己利益を追求する人間の性向によって、お互いに警戒心を抱くことが不可避となるにしても、人びとに備わった正義の公共的な感覚のおかげでともに安定した連合体を組織することが可能となる。本質的に異なる性向やねらいを有する諸個人であっても、一定の正義観を共有できれば、市民どうしの友情の絆は確立される。すなわち、正義を求める一般的な願望によって、正義以外の目標の追求が制限されるのである。正義に関する公共的な考え方が人間どうしの秩序だった連合体の基本憲章を制定する、と考えてもよかろう。²⁷⁷

研究の世界において、研究者同士が研究業績や研究費をめぐる競争したり、自分にとっての研究上の利益を追求したりすることがある。それは人間の利己性を発揮している行動であるが、一般的な正義観に

²⁷⁷ 同上、8頁。

背くことである。それゆえ、一般的な正義観に基づいて研究秩序が保たれるために、研究倫理の規定・研究規則の構築は必要不可欠であると考えられる。なぜなら秩序を保つための研究倫理は正義観の内在的な要求によるからである。

これまで考察してきた内容から、研究倫理は形式的正義に関わるということが明確になった。すなわち研究倫理は内容的に価値自由であり、公平な手続きだけが問われる。

以上で、研究倫理と形式的正義の関係に関する考察を終える。次の第二節では、知的所有権制度における正義について検討する。

第2節 知的所有権制度における正義

研究倫理における正義の考察に関しては、前節で考察した研究者倫理と実質的正義の関係や研究倫理と形式的正義の関係という課題以外、もう一つの重要な課題として知的所有権制度における正義という課題がある。ここで、正義という言葉はもっぱら制度の評価基準という意味をもつ。その意味での正義という視点から、知的所有権制度における正義という課題は知的所有権制度の正しさに焦点を当てる。本節は、現行の知的所有権制度の良し悪しを論じるのではなく、制度の評価基準である正義の視点から知的所有権制度の拠り所を明らかにし、またそのような検討によって知的所有権に対する理解を深めることを目的とする。

そもそも、現代において知的所有権制度が設置されたのは、知的所有権という権利の主張に重点を置いたからではなく、その権利を通して文化や人類の発展に寄与しないフリーライドという特定の模倣行為を規制するためである²⁷⁸。一般的には、模倣は人類の発展に大いに寄与したものであると考えられる。なぜなら、模倣は人類が発展への欲望を実現する方途とみなされるからである。例えば、「どのように立派

²⁷⁸ 『マルチメディアと著作権』、4頁参照。

な学者でも、芸術家でも、先人の業績の上に自己の業績を開花させている」²⁷⁹と述べられるように、模倣は学術や芸術、さらに人類の発展といった方面で重要な働きをしている。一方、不適切な模倣行為は人類の発展を阻害するという消極的な作用が大きい。なかんずく、フリーライドという模倣行為は他人の創作行為や信用にばかりでなく、産業の発達や文化の発展にもマイナスの影響を与える²⁸⁰。とりわけ、情報化しつつある現代社会においては、模倣の消極的な作用がもはや無視できない深刻な問題となっており、それゆえ、従来のあらゆる模倣行為に対する寛容さはもはや時代に適合しなくなってしまった。知的所有権制度はこのような「すべての模倣行為を放任することも妥当でない」²⁸¹とする時代を背景に設置された。要するに、フリーライドという模倣行為が深刻な問題となったので、それを法的に禁止しなければならなくなった。そのため、知的所有権制度における知的財産法は模倣行為を許される模倣（創造に導く模倣）と許されない模倣（単純模倣、フリーライド）に区分し、許されない模倣を規制することを目的とする²⁸²。

では、規制の目的を有する知的所有権制度はいかなる理念を基にして設置されたのか。主流の意見によれば、現行の知的所有権制度はロックの労働所有説における「労働」という価値項目に基づいて設置された²⁸³。ロックの労働所有説によれば、所有権は、人が自分の労働を労働の対象に投資することによって発生する。同様に、知的所有権は、人が知的なものを対象に労働を投資することによって発生すると考えられる。その意味で、知的所有権という権利は、人（労働の主体）が知的なもの（労働の対象）に知的労働を付け加えなければならない、

²⁷⁹ 同上、4頁。

²⁸⁰ 同上、5頁参照。

²⁸¹ 同上。

²⁸² 同上。

²⁸³ 李洋「再评洛克财产权劳动理论（ロックの財産権労働理論に対するあらためての考察について）」『現代法学』第26巻第1期、2004年、172頁参照。

ということを前提とする。ここで、知的労働とは、単純な機械的労働（例えば工場の生産ラインでの労働や畑で野菜を育てる労働など）とははっきり区別されるが、一種の労働価値も有する。このように、知的労働における労働の価値が知的所有権制度の基礎におかれると考えられている。なぜなら、知的労働を知的所有権の基礎にしたならば、個人の知的創造への積極性が刺激され、多くの個人の知的創造が文化や人類の発展を押し進めることを可能にするが、このことはまさに知的所有権制度の目的と合致するからである。それ以外の目的、例えば情報の自由、国家の利益、社会の福祉などを保障するという目的を知的所有権の基礎にするならば、個人は知的活動にさほど熱心に参加はしないだろう²⁸⁴。その結果、社会における知的生産は過小になってしまう。

かつてマルクスが「人の本質は労働にある」と主張したように、単純労働にせよ、知的労働にせよ、いずれも人という主体が労働の対象という客体に主観的能動性を働かせ発生するものだと考えられる。それゆえ、労働の価値は人の主観的能動性によって決まるものである。また、人の主観的能動性は人の天賦的才能によって決まるものである。したがって、労働の価値は最終的に人の天賦的才能によって決まるものだといっても良い。そうであるならば、知的所有権制度が知的労働を基礎にしたことは、個人の才能を尊重することを表しており、その意味で、個人の才能が知的所有権において核心的な位置におかれるといっても良い。なぜなら知的所有物の産出は、個人の物理的な労働にも依存するが、個人の才能に決定的に依存するからである。ロールズが個人の才能を社会的な資源とみなすのと違って、ノージックは、個人の才能は社会的な資源ではなく、もっぱら個人の所有物であると主張する。それゆえ、個人の才能を通して獲得した保有物が保有物の権原理論における弱い方の但し書き（ある保有が他の人の立場を悪化さ

²⁸⁴ 同上。

せない) に反しない限り、個人はそれに対する権原を持つ。つまり、ノージックの保有物の権原理論に従えば、保有物は原始取得や譲渡の過程において弱い方の但し書きを満たすならば、正義がかなっているといふべきであり、それゆえ、個人は正義にかなった保有物に対する権原を持つのである。その権原の行使は個人の自由を実現する方途と考えられ、個人の自由はまた、個人が自由に生産活動に参加することを促進し、それゆえ個人の生産性が向上し、ひいては社会全体の生産性も向上するようになる。このように、個人の才能は、結局は個人の積極性につながるのである。知的所有権の場合、個人の才能を尊重することは、個人の知的所有物を尊重することでもあるがゆえに、個人の知的活動への積極性を促進しうる。なぜなら、哲学の視点からみれば、知的所有権制度が個人の知的所有物を尊重することは、個人の知的所有が「権利」や「正義」という倫理的原理によって正当化されるという制度上の保証のことであり、それゆえ個人の積極性が鼓舞され、社会全体の生産性も向上するからである。

以上のことから、知的所有権制度の設定の目的は、個人の才能を活かし、ひいては社会における産業の発達や文化の発展を促すことにあり、根本的に言えば、社会全体の生産性をあげることにあり、ということがわかる。だが、生産性の追求一辺倒では、不公平の問題が生じる。知的所有権制度において知的所有権の独占を認めるならば、すでに述べた通り、個人が知的所有物を積極的に生産するようになり、そのことによって社会全体の生産性が向上する。一方、個人の天賦的な才能の差があるゆえに、才能の差と独占という両方の要因による知的所有の格差が必ず生じる。その格差がどんどん拡大していけば、知的所有に関する不公平が深刻な問題となる。この不公平の問題は、あらゆる社会制度が自由放任主義へ偏ることからもたらされる弊害と同様である。特に、知的所有権制度の場合、次のような特別な事情により不公平の問題がより際立っている。人々は先人の知的成果を基礎にし

てこそ、知的活動を展開することができ、先人の知的成果を離れて知的活動を行うことはただの空想にすぎない。その意味で、知的成果は、人類の知恵の結晶であり、ある知的成果はある特定の人所有物ではなく、人類の知恵の歴史に属するものなのである。もし知的所有権の独占が恒久的な独占として知的所有権制度によって規定されるならば、ある知的所有物の独占という行為は、当該の知的成果に関わる先人たちの知的貢献を無視してしまう行為であるばかりか、先人たちを不公平な待遇で扱う行為であるとさえ言えるであろう。さらに、ある人がある知的発見を知的所有権の主張を通して独占していることは、他の人がその知的所有物を利用する機会を奪うことにつながり、その意味で、他の人を不公平に扱ってしまうことと等しいのである。いずれにせよ、生産性の追求のために知的所有権の独占を認める一方、公平性に配慮しながらその独占に対する何らかの制限を課すべきである。正義の要請からすれば、知的所有権の独占は財産権の恒久的な独占と同じように見なすことができない。なぜなら、道徳的な要請に従えば、知的所有の格差という不公平の問題を解決するために、補償をせねばならない、さもないと、知的所有権制度は正義の理念と離反してしまうからである。その補償は、生産性の追求の偏りがもたらした不公平への対策、いわば社会正義を実現するための対策であり、その本質は社会における生産性と公平性のバランスを取ることにある。知的所有権制度における生産性と公平性のバランスに関して、ロールズの正義の二原理から検討してみる。

ロールズによれば、正義がかなった社会は次のような正義の二原理を満たすべきである。すなわち、

第一原理

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な[手広い生活領域をカバーでき、種類も豊富な]制度枠組みに対する対等な権利を保持すべ

きである。ただし最も広範な枠組みといっても[無制限なものではなく]他の人々の諸自由の同様[に広範]な制度枠組みと両立可能なものでなければならない。

第二原理

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。— (a、格差原理) そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、かつ (b、機会均等原理) 全員に開かれている地位や職務に付帯する[ものだけに不平等をとどめるべき]こと。²⁸⁵

ロールズの正義の二原理は、前者が平等な自由の原理と称され、後者が機会均等の原理と格差原理の結合と称される。両者の関係については、ロールズによれば、第一原理は第二原理に優先し、第二原理において機会均等の原理は格差原理に優先する。正義の二原理を実現した社会は、次の三つの特徴をもつ。第一に、各種の基本的権利及び義務は平等に分配されることと同時に社会の協働による利益及び負担も平等に割り当てられることが保証される。第二に、あらゆる人に社会の職務及びそれがもたらす地位へ着くことができるような平等な機会を与えることが保証される。第三に、経済的利益の格差が容認される条件として最も不遇な人々さえも受益者となり補償されるならば、社会全員が利益を享受しうる。つまり、経済的利益の分配にもある程度は平等な結果がもたらされるのである。このように、正義の二原理を実現した社会は、「公平としての正義」という正義の理念を貫いた社会であり、そこにおける協働の条件を公平な条件で認め合うがゆえに公平な契約に達して公平な結果が生じる社会であると考えられる。

正義の二原理に見られるように、ロールズの正義論は平等主義的な傾向が強いとされる。しかし、なぜロールズは正義の二原理において

²⁸⁵ 『正義論』、84頁。

格差原理を設定するのか。それは、社会が一方的に平等へ偏ることによる弊害、いわば平均主義の弊害を回避するためであり、また、人々が互いに競争しあうことによって自己の発展を促すことができ、ひいては社会の生産性を向上させられるためでもある。つまり、格差原理を通して、生産性を重視すると同時に、公平さを失わず、生産性と公平性のバランスをとっているのである。同じ様に、知的所有権制度における正義の問題を、ロールズの格差原理に照らして検討すると、以下の二つのことが言える。

第一に、生産性のために、知的所有権制度による知的所有権の独占を認めるべきである。知的成果を創出するためには、創造的な知的労働が必要である。もし知的成果に制度上のいかなる保障もなければ、誰もそれを産み出そうとしないということは容易に想像がつく。また、知的所有権の独占がなければ、知的所有物の無排他性という特徴ゆえに、複数の人が一つの知的所有物の知的所有権を同時に主張しあうこと、もしくは、同一の知的なものを対象に知的労働をなすという重複が資源の浪費を引き起こすということが生じる。前者の例として、知的所有権をめぐる訴訟があげられる。したがって、知的所有権制度においては、知的所有権の保障としての独占権が必要とされる。知的所有権の独占を設定することによって、社会におけるフリーライドという行為や怠け者の出現を防ぐことができる。このことは社会的・経済的な不平等が認められる格差原理の目的と同じだと考えられる。

第二に、公平のために、知的所有権制度における知的所有物は一定の期間を経て社会全員に開かれるべきである。なぜならば、ある知的所有権が確定した時点で、他の人がそれを発見する機会が失われるので、公平としての正義からすれば、それに対する道徳的な補償がなされなければならないからである。もっともよい補償は、一定の期間が過ぎたら、その知的成果を社会全員に開く、ということである。その一定の期間に関しては、ノージックによれば、ある知的成果が先行者

によって発見されなかったと仮定し、先行者以外の人がそれを発見するまでにかかる時間を推測し、その時間を有効期間として設定すべきである。道徳的な補償という理由のほか、知的成果が先人の知的基礎の上に成り立つということからも、知的所有権制度は知的所有権に対する一定の有効期間を設定しなければならない。それは、再三述べたように、知的成果は先人の知的基礎を離れては存在しえないからである。このように、知的所有権に対する有効期間を設定することによって、社会における知的生産物のシェア問題が解決されうるのである²⁸⁶。要するに、知的所有権制度はロールズの正義の二原理に照らして設定されるならば、生産性と公平性のバランスをとることができ、理論上正しい制度となるだろう。

以上のことを要約するならば、知的所有権制度の設置に関する問題は、生産性と公平性のどちらを優先するかの問題であり、根本的に言えば、正義の問題である。この問題を解決するために、現行の知的所有権制度は生産性を優先し、公平性にも配慮するという理念によって設計されていると考えられる。以上の検討からも、知的所有権を財産権と同じようにみなすことができない一根拠として、公平としての正義という根拠があげられる、ということがわかる。なぜなら、財産権が公平性と関係ない強い方の権利概念であり、その権利の効力が理論上恒久的かつ継承可能なのに対し、知的所有権は権利の有効期限があり、その背後には公平としての正義という配慮があるからである。

²⁸⁶ 「再評洛克财产权劳动理论(ロックの財産権労働理論に対するあらためての考察について)」、177頁参照。

第四章 研究倫理に関する具体的考察：模倣の 日中比較

模倣は、動物の本能的行為だと言える。動物における模倣の重要性は、幼年期の動物が親から生存のための技能を習得することにみられる。人間の場合も動物の場合と同じであり、夏目漱石は、模倣が人間の本能的行為だと述べている²⁸⁷。しかし、動物における模倣が単に本能的行為を繰り返すことであるのと異なって、人間における模倣は、知識の継承や学習の手段とみなされる。「模倣は創造の母」と言われるように、模倣は人間の創造の基礎だとされる。「先人の肩の上に立つ」とニュートンが語っているように、知識は先人の知恵の結晶であるがゆえに、知識の継承や発展には模倣が不可欠なものだとされるのである。古今東西、模倣という現象は数多く見受けられる。一つの例として、発展途上国が先進国をモデルにして模倣する現象が多く見受けられる。模倣によって、発展途上国は先進国の発展の歩みにおける試行錯誤を避けることができるため、自国の発展を加速することができる。それゆえ、模倣は発展のために必要なものとされる。一方、研究倫理は、模倣に対する倫理的な規制としての機能を果たす。例えば、知的所有権は、知的成果の模倣を禁止するための法的権利である。そこで問題となるのは、模倣と研究倫理は両立しうるのか、ということである。この問題を探究するために、模倣と研究倫理の関係を論じなければならない。模倣と研究倫理の関係に関しては、模倣は発展のために必要なのだから、模倣を規制する研究倫理に抵触しても仕方がないという対立関係が考えられる。しかし、模倣と研究倫理の関係は上述のような対立関係という単純なものではなく、議論の余地があると主張したい。なぜなら、研究倫理の目的は、人類の知的成果の発展を促進

²⁸⁷ 夏目漱石「模倣と独立」青空文庫 http://www.aozora.gr.jp/cards/000148/files/1747_14970.html、2019年10月閲覧。

することであるが、模倣もそのような効果を有することは否定されえないからである。例えば、文化人類学の立場から見れば、「西洋人も含めて民族は、単にコピーをするのではなく、他者の製品を取り入れて、それを自身の文化に従って整理する」²⁸⁸と述べられるように、模倣は文化の借用であり、「文化の借用は、必ずしも創造から外れたものではない」²⁸⁹と考えられる。なぜなら「文化は純粹ではなく、独立して発展することはない」²⁹⁰からである。よって、模倣と研究倫理の関係を、研究倫理の一課題として真剣に検討する必要がある。本章では、まず、模倣という現象を把握するために日中両国における模倣を史的に俯瞰した上で、模倣と研究倫理の関係について検討することとする。

第1節 日中両国における模倣

1. 日本における模倣

既述の通り、一般的には発展途上国が先進国に追いつくために模倣は必要とされる。実際にどの国においても、模倣という現象は存在し、日本と中国も例外ではない。

まず日本における模倣に焦点をあてる。模倣に長じる日本は、その歴史に模倣の痕跡が数多く残っている。概して言えば、古代の日本は政治、文化、技術など全面的に中国を手本にした。近代の日本は、模倣の対象として先進する西洋諸国に目を向けて学んできた。このように、日本の国家発展は模倣と切り離せない。一般的には、日本が模範とした対象は、「第一の模倣が中国で、第二の模倣がヨーロッパで、第三の模倣がアメリカだった」²⁹¹と考えられる。日本はいずれの模倣を

²⁸⁸ 王向華「模倣の創造」『模倣と創造のダイナミズム』勉誠出版、2003年、157頁。

²⁸⁹ 同上。

²⁹⁰ 同上。

²⁹¹ 浜野保樹『模倣される日本』祥伝社、2005年、191頁。

通しても自国独自の文化や技術の発展に大きな成功をおさめた。日本における固有文化と模倣の各対象における固有文化とが異なるにもかかわらず、日本が模倣を通して成功を収めた原因は何であろうか。そのような問題意識を持ちながら、日本における模倣の現象の特徴を浮き彫りにし、その成功の原因を検討してみる。

古代日本は中国を対象に盛んに模倣を行っていた。古代日本による模倣はその端緒を奈良時代に遡ることができるが、そのピークは唐の時代（六世紀から九世紀の間）だと考えられる。また、模倣の領域は、政治、社会、技術、文化などの多方面にわたる。以下では具体的にそれぞれの方面における日本による模倣を見ていきたい。

まず政治面においては、日本は中国の都の建設法や、年号、政治制度などを積極的に模倣した。例えば、日本における最初の恒久的な首都「平城京」（現在の奈良）は中国の都・長安に範をとって造営された都城である²⁹²。平城京の街並みは唐の都・長安の街並みと類似しており、「長方形の都には碁盤の目状に街路が走り、中央を南北に伸びる大路の北端に宮殿と各役所がおかれた」²⁹³。年号に関して言えば、日本における最初の年号は「大化」であり、中国が年代を数える時に年号を用いたように年に呼び名をつけたのである²⁹⁴。政治制度の一例としては、603年設置された冠位十二階という政治制度が挙げられる。それは精巧な中央集権的官僚制度と地方行政機関の整備とが相まった中国の官僚支配制度を、日本の風土においても実現しようとしたものだと考えられる²⁹⁵。官僚制度のほか、日本は中国の土地所有制度や課税制度をも導入した²⁹⁶。

文化面においては、当時文字がなかった日本は中国の漢字を借用し

²⁹² ドヴィン・O・ライシャワー(国弘正雄訳)『ライシャワーの日本史』講談社学術文庫、2001年、45頁参照。

²⁹³ 同上、45頁。

²⁹⁴ 同上、43頁参照。

²⁹⁵ 同上、40頁参照。

²⁹⁶ 同上、44頁参照。

てそのまま使用していた。しかし、中国の漢字は表意文字であるがゆえに、日本語として表音的に直接当てはめることは極めて不便である。それにもかかわらず、日本は中国のものを権威あるものとし、中国の漢字を変化させずに漢文で自国の文学や、歴史、地理などの文書を書き記した²⁹⁷。また、社会的地位が高い階級の男性でなければ塾へ行って漢字を学ぶ機会が得られにくい。そのため、漢字を読み書きできることが極めて稀であり、さらに漢詩の形を真似て詩をつくることは教養のある男性として誇りとされた。中国の漢字を一文字一文字日本語に当てはめるということの面倒さは、六世紀の末から九世紀にかけての大改革の間に漢字の簡略化を通してようやく解決された²⁹⁸。漢字の簡略化とは、漢字の字面意義を無視し、漢字を単なる表音文字として用いることを意味し、そのことによってカナという表音文字が生まれたのである。漢字の簡略化のおかげで、日本語は漢字カナ混じりの形で書かれるように変化したのである。

技術面においては、日本は、538年朝鮮半島を經由して大和朝廷に公式に伝来した仏教を通して、当時の先進技術を学ぶことができた。例えば、寺の建造技術や仏像の金属加工や塗装技術などのさまざまな先進技術が、宣教という名義で意識的に日本によって導入されてきた。氏姓制度時代の信仰と神事に由来する本土の宗教の主流である神道が日本に存在していたため、神道を崇拝する日本の庶民は仏教より技術の方に関心を寄せたという。「仏教は、中国文化を日本に伝えるための重要な媒体の役目をはたした」²⁹⁹と述べられるように、仏教伝来という言葉は、仏教の宣教という意味のほか、海外から先進技術を日本へ導入したという意味をも含むと考えられる。日本は模倣を通して学んだ技術を活かすようになった。その一例として陶磁器があげられる³⁰⁰。

²⁹⁷ 同上、50頁参照。

²⁹⁸ 同上、52頁参照。

²⁹⁹ 同上、38頁。

³⁰⁰ 山田奨治『日本文化の模倣と創造—オリジナリティとは何か』角川書店、2002年、

陶磁器は中国から渡来したものだと言われる。日本は中国の陶磁器技術を吸収し、後に自ら高品質な陶磁器を生産し海外に輸出するようになった。特に、中国の内乱や蛮族の侵入などの原因で海外への陶磁器の輸出量が減少した時期に、日本はその空白の部分を埋めたとされる。

このように、古代日本は六世紀から九世紀の間（主に中国の唐の時代）に中国の政治、社会、文化、建築、技術などの多方面における先進的なものを熱心に模倣した。このことに関しては、ライシャワーの次のようなコメントからも伺われる。

当時から一千年以上もたった今日でこそ、政治、社会、経済上の制度を先進国から借用することは、世界中でごくごく当たり前になったが、この古い時期に、日本がより高度な大陸の制度や技術を、これほどの熱意をもって、これほど系統立てて移植しようと努めたのは、まさに驚異的といってもよい。³⁰¹

さらに、古代日本は模倣のために遣隋使や遣唐使といった使節（留学生）を中国に派遣し、彼らは中国で学んだ成果を、帰国後日本で生かした。しかし、九世紀以後、日本による中国の模倣は下火になって、その代わりに自国の文化の発展に大きな力を注ぐようになった。その結果、日本の国風文化が長足の発展を遂げたが、海外への関心の低下によって日本の孤立化も徐々に進んでいた。江戸時代に至っては、日本は外国との交流を断ち、いわゆる鎖国の時代に入った。江戸時代の鎖国は、中国における清朝の鎖国と同じ結果をもたらした。すなわち、日中両国は鎖国が原因で国の発展が欧米と比べて遅れてしまったのである。

欧米各国は近代の産業革命によって国力や技術を著しく発展させた

42 頁参照。

³⁰¹ 『ライシャワーの日本史』、37 頁。

が、日本は鎖国によって欧米の諸国の国力や技術に匹敵することができなくなった。黒船と呼ばれるアメリカの艦隊が日本に来航して以降、アメリカは日本に開港するよう要求した。なぜなら、太平洋を横断して日本に来たアメリカ艦隊は長距離航行のためのエネルギー補給や緊急避難などのために日本の港を利用することを必要としていたからである。日本政府は最初は反対したが、アメリカの大砲に苦しめられたので、開港の要求に応えざるを得なかった。こうして、開港は最終的には開国を招いた。また、開港をきっかけに、日本は欧米の先進的な技術や物を見て自国の技術の遅れを認識することができたため、欧米から積極的に学ぶことにした。近代日本が欧米を模倣したことは、「それはちょうど、日本が中国文明を盛んに輸入した一千年ほど昔に匹敵するものだ」³⁰²と述べられるように、古代中国を模倣したのとほぼ同じような全面的な模倣だと考えられる。以下、政治面、技術面、生活面、法律面における模倣をそれぞれ具体的に見ていきたい。

政治面においては、廃藩や特権武士階級の廃止に成功し政権を握るようになった日本の新政府は、欧米の政治体系を慎重に取り入れた。例えば、政府の中枢である大蔵省を設置したり、貨幣を統一的に発行するための銀行制度を作ったり、国家予算の編成を可能にするために新税制を發布したりしたことが挙げられる³⁰³。

技術面においては、日本は、アヘン戦争で中国の香港がイギリスの植民地になったことを見て日本も同じように植民地になってしまうという恐怖に襲われたがゆえに、国力の向上のための「富国強兵」「殖産興業」という政策を強力に推し進めていた³⁰⁴。その政策を実現するために、明治政府は軍事面を中心に西洋の科学技術を積極的に取り入れ、例えば軍需品や造船などの軍事産業を興したり、ガラスや陶磁器など

³⁰² 同上、153 頁。

³⁰³ 同上、151 頁参照。

³⁰⁴ 『模倣される日本』、179 頁参照。

の工業品の生産を進めたりした。³⁰⁵

生活面においては、西洋の物が生活の場面の隅々まで浸透してきた結果、洋服、洋画、洋学などといったように「和ものが洋ものに置き換えられ、『洋』の付く言葉が氾濫する」³⁰⁶ようになった。当時の日本人は、西洋の物ならなんでも良いものとし、かなり強い崇拜の気持ちをもっていた。「和魂洋才」と叫ばれたのと同時に、西洋のような生活を送るようになった。例えば、和服の代わりに洋服を着るようになったり、西洋式の舞踏会を開催したりした。さらに、社会においては、「より優秀な人種を生み出すことができる」³⁰⁷ため、西洋人と結婚できることは誇りとさえされた。

法律面においては、日本政府は江戸時代の末期に締結した不平等条約を改定するために、欧米風の法律を導入した³⁰⁸。なぜなら、外国側は法整備されていない国と平等な条約は結ばないからである。欧米風の法律の急速な導入によって、所有権に関する観念も変化した。本来、日本においては、「江戸時代に土地に対する権利の観念はあったが、西欧風の所有権、すなわち絶対的な所有権というものは、日本の伝統的な観念としてはなかった」³⁰⁹。しかし、契約精神を重視する西洋風の法律を導入したことによって、所有権という権利意識が日本社会に広がった。所有権のほか、例えば、もともと日本では「版權」という権利も単語も存在しなかった。しかし、明治維新直後の1869年に出版取締りを兼ねた出版条例が制定され、1875年の改正において書物の専売の権利を指す用語として「版權」が導入された。「版權」という言葉は西洋から輸入した用語で、福沢諭吉が英語の **copyright** の訳語として造

³⁰⁵ 『ライシャワーの日本史』、152 頁参照。

³⁰⁶ 『模倣される日本』、183 頁。

³⁰⁷ 同上、183-184 頁。

³⁰⁸ 尾藤正英『日本文化の歴史』岩波新書、2014 年、219 頁参照。

³⁰⁹ 同上。

語したものである。³¹⁰

以上のように多様な方面において近代日本が欧米を積極的に模倣した端緒として、「明治維新」が存在した。「明治維新」は時代の変わり目である。それゆえ、「明治維新」という言葉は日本が西洋の模倣を通して近代化しようとした試みの代名詞とされる。明治維新以来、日本は欧米から学ぶために、かつての「遣唐使」と同じように、欧米への留学生を数多く派遣していた。彼らはそれぞれの国の得意な分野、例えばイギリスからは海軍と商船隊について、ドイツからは陸軍と医学を、フランスからは地方行政と法律を、そしてアメリカからはビジネスの方法を学んでその成果を日本に伝えた³¹¹。日本は欧米の模倣を通して、欧米による植民化から逃れることができ、「脱亜入欧」と言われるように欧米諸国と対等な立場に立つ国となった。しかし、国力の増大とともに、ついに軍国主義が台頭し、それがやがて第二次世界大戦へと導いてしまった。

言うまでもなく、第二次世界大戦は日本の敗戦で終わった。日本はこの敗戦によって、アメリカの先進的な科学技術との差を強く自覚した。それゆえ、戦後、日本はアメリカを主たる模倣対象として積極的に学ぶようになった。例えば、自動車産業において、日本の企業はアメリカの自動車企業との連携を通して、アメリカの自動車を模倣し、それを土台として独自のものを創り出した。そのことは有名な日系車のブランドであるホンダやトヨタの発展史から伺われる。世界によく知られる日本の漫画も、アメリカのものを模倣して作られたものの一例である。当時、日本の模倣業者はカラーで漫画を製作する資金の不足ゆえに、白黒で漫画を描かざるを得なかったが、結果的に、日本の漫画は白黒で描かれることが定着している³¹²。近年、研究倫理教育に

³¹⁰ 苗村憲司(他)『現代社会と著作権法—デジタルネットワーク社会の知的財産権』慶応義塾出版会、2005年、18頁参照。

³¹¹ 『ライシャワーの日本史』、153頁参照。

³¹² 蔣豊・執方「日本是如何突破“山寨”的？（日本はどのように「パクリ」を突破した

において、日本は先行するアメリカの CITI プログラムを模し、CITI JAPAN という研究倫理教育のプログラムを創り出した。CITI JAPAN において、日本はアメリカの CITI をそのまま使用するのではなく、自国の高等教育環境に配慮しながら、自国の現状を踏まえて修正して展開している。このように、日本はアメリカの先進的なものを、必要な場合には、積極的に取り入れて行動する。

以上が、日本における模倣の事情に対する概観である。日本は模倣を通して自国の発展をなし遂げたがゆえに、日本における模倣は成功したと言っても良い。日本における模倣が成功した原因を分析してみると、次の四点が挙げられる。

第一の原因は、日本は常に模倣を自国の風土と適合させようとしたことにある。ライシャワーによれば、日本人は自分のもつ高い美意識と海外から借用した優れた技術を合わせ持つことが得意であり、そのことは日本人の特性となっている³¹³。例えば、前述した漢字の借用はその一例であり、日本は漢字の借用から日本語仮名の発明という創造に至った。日本の模倣に関して、ライシャワーは次のように述べている。「どこで何を学ぶかは日本人自身が決めることであつた。また日本のありようを変えていくのにその知識をどう生かすかも、日本人が決めることであつた」³¹⁴と。このように、日本は模倣する際、海外のものを鵜呑みにするのではなく、常に意識的に国情にあわせて調整し、他人の成果を自家薬籠中のものにする事ができる。そのような意識は、模倣からイノベーションにいたる一因だと考えられる。

第二の原因は、日本は外部にある優れたものに対する好奇心が極めて強いことにある。その好奇心の働きが、日本人が熱心に模倣する要因だと考えられる。例えば、ペリーの日記によれば、アメリカ人が日

のか)』『農業機械』2015年07期、56頁参照。

³¹³ 『ライシャワーの日本史』、49頁参照。

³¹⁴ 同上、153頁。

本に上陸するたびに、上流階級の人だけでなく庶民すら上陸したアメリカ人に関わるものに対する知的な関心を示した³¹⁵。一方、優れたものに対する日本人の熱意が過ぎる場合、崇拜や熱狂の感情が生じると考えられる。浜野保樹によれば、明治の文学者が書いた作品の中で、東京がイギリスのような風景ではないという理由で東京を嫌いになったり、自分の五官が白人のようではないことに悩んだりする様子が描かれている。このことから、西洋人と結婚することが誇りとされる理由を理解できるだろう。このように、日本人の国民性として、常に海外に学ぼうと努力するということがあげられる³¹⁶。

第三の理由は、日本における儒教文化が不徹底だったことにある。それは、日本がアジアの諸国の中で一番早く近代化に成功した一因である³¹⁷。これに関して、尾藤正英は次のように述べている。

日本には儒教が学問や思想として入ってきたため、道徳の面での影響はあったとしても、同姓不婚のような儒教の礼法、すなわち社会制度は受け入れなかった。その意味では、むしろ逆に、本格的には儒教文化圏に入っていなかったことが、当時の日本の近代化にとってはプラスの作用をしたと考えられる。³¹⁸

儒教文化の導入の不徹底は、武家の実用精神と関連している。儒教では重文という精神を尊ぶのに対し、武家では、技術の活用など実用に関する精神の方を尊ぶのである³¹⁹。この武家精神は日本の近代化を推し進める力となり、日本が近代産業の発達に成功した一因となったと考えられる。

³¹⁵ 『模倣される日本』、177 頁参照。

³¹⁶ 同上、176 頁参照。

³¹⁷ 『日本文化の歴史』、215 頁参照。

³¹⁸ 同上。

³¹⁹ 同上、215-216 頁参照。

最後の原因として、教育のあり方が挙げられる。日本は模倣のために、多くの留学生を派遣することが賢明な措置だと考えてきた。古代日本が遣隋使や遣唐使という使節を派遣したことは「世界最初の組織的な海外留学生派遣計画だった」³²⁰とされ、使節たちは日本に帰って、当該の分野の中堅となり、指導的な立場に立ったとされる。さらに明治政府は留学生の派遣だけではなく、国内における教育制度を整えて教育の普及に力を注ぐことを通して、専門知識や熟練技術を有する人材を育成したり従順で有能な国民を訓育したりすることができたということも日本における近代化の成功の重要な一因だと考えられる³²¹。

2. 中国における模倣

続いて、中国における模倣を見ていく。中国における模倣に関して言えば、清朝末期における「洋務運動」がまず挙げられる。「洋務運動」とは、「中体西用（中国の国体で西洋の技術を活かす）」「师夷长技以制夷（夷狄の技術を学び、それを利用して相手を制する）」というスローガンを掲げながら、高級官僚であった「李鴻章や曾国藩らが推進した近代化運動であり、中体西用論のもと欧米の軍隊組織・機械工業の導入を図った」（『大辞林』）運動を意味する。しかし、洋務運動をはじめとする西洋の模倣は、当時すでに半植民地になってしまっていた中国の国土において最終的には失敗を招いた。なぜなら、西洋の先進的な技術を学んで西洋に対抗するというスローガン「师夷长技以制夷（夷狄の技術を学び、それを利用して相手を制する）」それ自体が矛盾しており、また西洋の列強は中国を完全に植民地化したいという願望があって、中国が再び強国になることは決して望ましいことではなかったからである。根本的に言えば、洋務運動は中体西用論のもと西洋の技術を借用して朽ち果てた封建制度による統治を維持するために行われ

³²⁰ 『ライシャワーの日本史』、155 頁。

³²¹ 同上、参照。

た救済運動であるが、先進的な西洋技術はもともと資本主義の制度において生まれたものであるがゆえに、封建制度と矛盾し、封建制度において定着することが不可能だったからである。

封建制度の清朝が打倒され新中国が建国されて以降、中国はソ連との技術連携を通して先進技術を学ぶことができた。民間における模倣に関して言えば、1990年代に、広東省で偽物を作る裏工場がすでに出現していたが、小規模だったため世間の注目は集まらなかった。2008年に至っては、電子製品をはじめとする模倣品が氾濫したことをきっかけに、一時的ではあるが、模倣のブームが起こった。模倣ブームの経済的背景は、80年代から改革開放政策が実施されたことによって経済面や社会面の開放度が拡大していくにつれ、外国からの資金投資が雨後のタケノコのように莫大に増加してきたことを受け、中国経済が著しい発展を遂げたということにある。経済の長足の進歩のおかげで、中国の国民は国外の良い商品に、特に海外の有名なブランド品に接触する機会が得られるようになった。しかし、経済の急速な発展とともに国民の収入が過去と比べて大幅に増加していたとはいえ、やはり当時はまだ、有名なブランド品や電子製品を購入することは、少数の富裕層を除いて一般民衆には難しかった。そのような一般民衆が購入できない商品のコピー品（偽ブランド品）は本物よりかなり安いいため、闇売買という形でやり取りされる現象が多く発生した。携帯電話やデジタルカメラなどの電子製品が登場し、それらの模倣品が大量に市場に流通した結果、模倣ブームという現象を生じた。特に2008年、中国における模倣の領域は、電子製品や服飾などの物質の領域にとどまらず、テレビ番組や映画などの文化の領域にも広がっていった。模倣ブームによって、国民は模倣品に対して関心を寄せるようになり、模倣品の使用や模倣品に関する会話が日常茶飯事のように行われた。そのような日常会話を通して、模倣に関わる言葉も急速に一般民衆の間に拡散した。中国の民衆においては、模倣品を「海賊版」あるいは「パ

クリ」というような単純明快な単語で語ることは避けられ、その代わりに中国語で本来別の意味をもつ「山寨」（中国語で「サンサイ」と発音し、本来、山にある貧しい集落を意味する）という単語を借用して婉曲に表した³²²。なぜなら、虚栄心ゆえに模倣品をこっそり使う場合、それを「パクリ」と呼ばれることはメンツを潰されることになるからだ。模倣ブームが起こった 2008 年が「山寨年」（模倣の年）と称され、文化的領域における模倣が広がって以後の模倣が「山寨文化」（あらゆる模倣行為の総称、模倣文化、パクリ文化）と称された。模倣に関する議論が民間から学术界にわたって広く盛んに行われて以後、模倣に関わる「山寨」や「山寨品」、「山寨文化」という単語がようやく定着してきたと考えられる。なぜ中国において「山寨文化」が発生したのか。「山寨文化」には電子製品など物質面における模倣とテレビ番組など文化面における模倣が存在するため、この問いを物質面と文化面とに区分して分析しなければならない。

まず、物質面における模倣の原因は商品の需給と値段の関係にある。つまり、高価な本物より格安の模倣品の方が社会の消費需要を満たすことができるという経済的原因である。特に電子製品の場合、発売されたばかりの最新の機種は、国民の平均収入と比するとかなり高価のものであり、そのため、本物よりかなり安い模倣品の方が消費者の心を捉えることができる。また、十億以上もの国民が存在する中国においては、電子製品の消費市場が極めて大きいことが、模倣品の製造に拍車をかけることになる。さらに、模倣品を生産する基盤が整っていることも、模倣品が大量に氾濫する一因である。中国は「世界工場」と呼ばれるように、中国において名ブランドの電子製品の OEM 会社、いわゆる外注メーカーの製造工場が数多く設立された。そのような外注メーカーは外注の商品を組み立てることはできるが、自主的に技術

³²² 王倩・黎军「传播社会学视野下的山寨文化（伝達社会学の視野からみる模倣文化）」『江西社会科学』06 期、2009 年、235 頁参照。

を開発する能力に欠けるがゆえに、本物を生産する一方、裏でその模倣品を生産することもある。そして、消費者の視点から見れば、電子製品のグレードアップの周期が比較的短いため、高価な本物より格安の模倣品の方を購入することが得策である。なぜなら、比較的安い模倣品を使用する場合、グレードアップした商品が発売されたら、その新商品を購入するために同種類の古い所持品を廃棄しても金銭上の痛みが比較的軽いという利点もあるし、常に最新の電子製品を享受するという利点もあるからである。要するに、物質面における模倣品の出現や氾濫は社会の需給関係と密接に関係している。

続いて、文化面における模倣の原因を考察していきたい。文化や娯楽が模倣対象となる現象は、文化や社会の発展が一定の水準に達してきたことと関係する。「山寨文化縦横談」という中国の学会紀要論文によれば、文化面における模倣の原因として中国の国情や中国文化における特有の事情が挙げられるが、それは以下の三点に要約できる。

第一の原因として、中国における文化的なものの供給不足ということがあげられる。経済が著しい進歩を遂げたため、中国社会は大きく変容し、人々は文化への需要をますます高めている。だが、中国におけるテレビ局などの主流のメディアは、そのような大衆の文化への需要を満足させることができなかった³²³。こうして、文化的なものの供給不足という問題が生じた。例えば、人々が仕事や社会生活で溜めたストレスは気楽なテレビ番組を観ることによって解消されうるので、真面目で高雅な番組よりお笑い番組のような俗っぽい番組の方がより歓迎される。一方、番組の審査を厳しく行う中国の国家放送映画テレビ総局は俗っぽい番組の放送を許可しないケースが多いため、人々の不満を招くことになる。このような、中国において文化に関する審査

³²³ 陶东风「无聊、傻乐、山寨—理解当下精神文化的关键词(退屈、バカ歓喜、模倣—目前的精神文化におけるキーワードを理解する)』『当代文壇』04期、2009年、11頁参照。

や規制が厳しすぎるという不満が、文化領域における大量の模倣へと導く一因だと言っても良い。つまり、一般市民は、自分の文化的なものへの需要を満足させるために、もしくは放送総局による厳格すぎる制限に対する不満を吐き出すために、意図的に主流メディアの番組を模倣することにした。このことはパロディとも呼ばれる。中山信弘によれば、パロディとは、「確立した定義はないが、一応、文芸・美術作品等の原作（利用される著作物等）を模し、あるいは滑稽化した作品を指し、原作を揶揄するもの、社会を風刺するもの、原作を利用して新たな世界を表現するもの等」³²⁴を意味する。具体的な例として、中国中央テレビ局の有名な番組「百家講壇」（講演）や「春晚」（紅白合戦）などを模倣し制作した「偽百家講壇」「偽春晚」をインターネットに投稿した、という例が挙げられる。このような偽番組はインターネットを通じて伝播され、パロディの軽い揶揄の効果で観衆を爆笑させたため一時的に人気を博した。

なぜそのような偽番組が人気を集めたのか。その根底にある原因は、そのような偽番組が主流メディアの番組における正統性・権威に敢えて挑むものとみなされたことにあるという。一般的には、「そもそもパロディなるものは、その本質上『反権威』・『反権力』・『反正当性』・『反社会』、場合によっては『反法律』的な側面」³²⁵をもつが、中国の偽番組は反社会や反法律的側面をもたず、単に文化の正統性に対する挑戦にすぎない。その意味で、それは文化の官僚主義を突破しようとした反抗だといってもよい。文化の官僚主義とは、文化のあり方について決める権利を主流メディアによって握られてしまうという「文化の独占」を意味する。文化の独占は、文化の多様な発展を阻害し、ひいては文化の繁栄を妨げるといふ弊害をもち、結果的に、人々の文化的な創造性を抹殺することにつながると考えられる。文化の官僚主義

³²⁴ 中山信弘『著作権法』有斐閣、2007年、312頁。

³²⁵ 同上、314頁。

に対抗するために、文化の多元的な表現が必要であろう。それゆえ、パロディは多元的な思想・感情の表現に他ならず、根元的には、憲法上の要請である表現の自由の一種だと考えられる³²⁶。

第二の原因として、中国の伝統文化において西洋のような個人主義的な権利意識が存在しなかったということがあげられる。中国の伝統文化においては、人々が封建的な身分制度や因習に長く束縛されていたため、西洋のように権利意識が培われえなかった。また、中国は五千年の歴史をもち、その長い歴史の中で醸成した伝統文化は極めて根強いため、西洋のような権利意識の受け入れも容易ではないと考えられる。一方、すでに第二章で述べた通り、現代における個人主義的な権利概念は西洋で誕生した。自給自足の農耕社会であった中国と異なり、頻繁に物々交換をしていた西洋においては、ユダヤ人が土地所有権や債券を保護するために権利の重要性を感じたことから、権利意識が醸成された。しかし、西洋における最初の権利意識は個人主義的な権利意識ではなかった。個人主義的権利意識は中世キリスト教的な価値観を脱して初めて実現された。その主たる内容は、多くの近代西洋の哲学者が唱えるような「人は生得的に自由である」ということである。そのような個人主義的な権利意識が財産保護の役割を果たし、後に財産保護という意味での権利意識が知的なものにも広がり、知的所有権が妥当だとされた。

中国の伝統文化は主に儒教文化によって構成される。厳格な身分階級の儒教文化においては、下層階級の人々は自分の意見が尊重されないどころか、意見を表明する権利さえも無視されていた³²⁷。なぜなら、上層階級が下層階級のことをすべて考慮してあげるからである。下層階級の人々はただ上層階級の意見に服従すればいいし、またそのこと

³²⁶ 同上、315頁参照。

³²⁷ 王毅「山寨文化纵横谈—作为“代偿”方式的山寨行为(代償としての模倣行為)」『社会科学論壇』02期、2009年、70頁参照。

は社会の倫理規則に照らして正しいこととみなされる。そのような下層階級が上層階級に服従すべきだという倫理規則は、家庭においても、社会においても存在し、中国における官僚主義が出現した客観的原因だとみなされる。

例えば、中国の儒教文化における倫理規則として親孝行がある。親孝行に関しては「父慈子孝」という教え（倫理）があるが、それは父親は慈愛をもって子どもを扱うべきであり、子どもは父親に孝行を尽くすべきだという温情的な意味をもつ³²⁸。しかし、その温情的な意味には、子どもの権利が親に無視されるという意味も暗に含まれる³²⁹。子どもの生活や、教育、将来のこと（例えば職業や結婚相手の選択など）といった子どものあらゆる方面のことについて、父親は「子どものために」という口実ですべて自分の意志で決めてしまう。子どもはただ父親の決定に従順するしかない。したがって、子どもは自分に関することを選択する権利どころか、父親の決定に従わない権利さえ持たなかったといえるだろう。逆に、子どもが父親の決定に服従しないことは、「父慈子孝」という教え（倫理）に反することとみなされる。その結果、子どもは世間から非難を浴びることになる。たとえ父親が亡くなっても、「長兄如父（長男は父のごとし）」と言われるように、代わりに長男が父のような役割をはたす。結果的に、長男以外の兄弟たちは自分のことを決める権利を相変わらず無視されたままになる。

社会においても、家庭と同様に下層階級の権利が無視されていた。それは、中国の儒教文化が何世紀にもわたって統治階層によって用いられてきた結果である。中国には「父母官」という語がある。それは官吏を親のごとき存在とみなし、官吏を褒めたたえる意を表す単語である。このように官吏が親のような存在であるとされたため、社会に

³²⁸ 王文泰「山寨文化纵横谈—山寨文化的本质(山寨文化の本質)」『社会科学論壇』02期、2009年、68頁参照。

³²⁹ 同上。

において下層階級に関わることが官吏によって決定されるということが、当然のように正当性を有することとなってしまった。この状況は家庭における状況と全く同様である。このように、中国の伝統文化である儒教文化においては、下層階級の権利が否定されていた。よって、儒教文化においては権利意識が培われえなかったのである。

下層階級の権利意識が培われえなかったことは、法的権利意識の欠如にも影響し、とりわけ、権利概念だけでなく義務概念にも基づく「義務本位」の法律に依拠した法的権利の意識の欠如にも関連する³³⁰。古代中国では、法という言葉は、法としての機能を持つ皇帝の意志を意味するほか、「法者、罰也（法は懲罰だ）」と言われるように、正義の要請によって不正行為に対して懲罰を与える法律条文も意味した。しかし、法を懲罰としてのみ一方的に捉えるならば、法的権利や、法的権利と対応する法的義務といった法に関わる概念や意識が生じえない。それゆえ、「義務本位」による法的権利の意識が存在しないのである。現代中国においては、西洋の現代的な法律が導入されたことによって、義務本位による法的権利も同時に導入されたとされる。だが、西洋風の法律が中国に導入された歴史はまだ浅いため、西洋のような法的権利意識がまだ発達していないといえる。このことは、模倣品が法に反すると知っていても中国の人はそれを生産したり消費したりしてしまう理由を理解するのに役に立つだろう。

最後に、我々が今生きている時代は文化多元的な時代だという時代的要素も原因として挙げられる。第三章ですでに述べた通り、ウェーバーによれば、脱呪術化によってキリスト教的世界観が崩壊した世界においては、強く集団を律する世界観がもはや存在しなくなった。究極の価値や意義の問題に対する統一的な解答が存在せず、どのような神や世界観を信じるのかは人々に委ねられる。そのことは信仰の自由とも呼ばれる。信仰の自由によって、人々は、一方では思想の自由度

³³⁰ 同上、68頁参照。

や寛容度を獲得したが、他方では虚無主義に陥ってしまう。このように、世界は宗教的権威主義（絶対主義）から相対主義に変化した。そのような相対主義は、本来、キリスト教が信奉されていた西洋社会だけに出現したはずであったが、改革開放によって大きく変容した中国社会にも出現したとされる³³¹。一般市民が文化的な多元性を追求するために文化官僚主義に挑戦するような模倣行為に至った原因として、そのような相対主義の影響を看過してはいけない。

以上の考察から、中国における「山寨文化」の出現した原因が明らかになった。要約すると、次のとおりである。中国の一般市民は主流メディアの番組を模倣して偽番組を制作し、インターネットに流して一時的に人気を集めた。その模倣の動機は娯楽のためということにもあるが、根元的に言えば、思想表現の権利を主張しようとしたことにある。思想表現の権利を主張しようとしたその主因として、中国の儒教文化への抵抗があげられる。すなわち、もともと儒教文化によって長く抑圧された結果生まれなかった権利意識は、社会の開放度や寛容度の高まりにつれて、ついに爆発的に主張されるようになったのである。

現在、中国における模倣ブームが起きた2008年から11年経った。現在の状況をみれば、山寨文化の衰退は明らかである。すなわち、電子製品の模倣品はその市場占有率が徐々に低くなってきており、偽番組という模倣は民衆の関心を惹きつけなくなった。電子製品の模倣品がすでに市場で淘汰されたことは驚くに値しない。その原因として次の三つの原因が挙げられる。第一の原因は、政府による模倣品に対する取り締まり政策がますます厳しくなってきたということである。最初の頃は模倣品が堂々と販売されていたが、政府の取締り政策の厳しさによって徐々に裏で販売されるようになった。政府の取り締まりは、

³³¹ 张旅平「山寨文化纵横谈—模仿不等于创造(模倣は創造と同等ではない)」『社会科学論壇』02期、2009年、66頁参照。

模倣業者の活動範囲を縮める主たる原因だと考えられる。第二の原因は、激しい市場競争において、模倣品は知的所有権という法的権利によって保護されるものではないゆえに不利な立場に陥る³³²、ということである。模倣品が市場で売れると、市場において同種類の模倣品がさらに氾濫し、競争がより激しくなる。競争に敗れたら、当然倒産に陥ってしまう。第三の原因として、模倣がますます難しくなっていることや模倣品に対する消費者の態度が厳しくなっているということが挙げられる。つまり、電子製品のグレードアップが進むと、技術が高度化していくため、それに対する模倣がますます難しくなっていく。また、中国国民の収入の連年の増加につれて、模倣品の外観や機能などに対する消費者側の態度もますます厳しくなっているのである。いずれの原因にせよ、模倣品が淘汰された根源的な原因は、模倣品を生産する企業における技術イノベーションの欠如にあるとされている。つまり、技術イノベーションは、知的所有権を尊重することとみなされるゆえに当然ながら政府の取り締まりから免れるし、知的所有権制度からの保護を受けられるため市場における競争力が向上することにもつながるのである。模倣品の生産企業にとっては、模倣品の生産は簡単だが、技術イノベーションは難しい。それゆえ、模倣品を生産する企業が倒産するのは時間の問題である。模倣品は持続的な発展を維持し難く、必ず歴史の闇に消えてゆくという悲惨な結末にいたる。持続的な発展には、不断のイノベーションの力が必要とされるのである。同じように、文化の領域における模倣品である偽番組は、一旦観衆に飽きられた場合、なんらかのイノベーションをおこななければ、衰退してしまう。実際、近年では、偽番組はインターネットから姿を消した。

³³² 孔明安「山寨文化纵横谈—山寨文化与创新的哲学反思(模倣文化と創造に対する哲学的反省)」『社会科学論壇』02期、2009年、76頁参照。

3. 模倣の日中比較—日本からの示唆

前述した通り、近代日本が先進国の仲間入りを果たした過程において、模倣はきわめて大きな役割を果たした。その模倣の経験は、現在開発途上国である中国にとって必ず大きな示唆を含むと考えられる。なぜなら、日中両国は地理的に一衣帯水の関係であるだけでなく、文化的にも近いからである。日本の模倣から中国に有用な示唆を抽出するために、日中両国による模倣を比較してみたい。ただし、そのような比較は、あくまで中国にとって参考になる点に焦点をあてることを目的にしたものであり、比較対象の共通点や相違点をあげるといような厳格な意味での比較ではない、とあらかじめ断っておきたい。なぜなら、国家レベルの模倣の成果は短期間で確立されるのではなく、何十年、何世紀といった長い時間をかけなければ確立されないからである。中国の模倣現象「山寨文化」はその出現から現在までの歴史がまだ浅いため、その成果について結論することが早いと考えられるからだ。日本の過去の模倣経験から中国の今後の発展に役に立つものを検討することが可能であり、またそのことが有意義なことだと考えられる。というのは、日本による模倣の経験を活かせるならば、中国の模倣における試行錯誤を回避することができ、自国の発展を加速することが期待されうるからである。模倣の日中比較をした場合、日本の模倣からの示唆は次の三点にまとめられる。

第一の示唆として、創造の土台としての単純模倣は許されるが、経済的利益のための単純模倣は許されないということが挙げられる。常に海外に学ぼうと努力するという国民性を有する日本は、模倣を自国の風土と適合させようとした。「模倣から創造へ」という意識を常にもちながら、海外の先進的な技術を学んだり模倣したりする。日本においては単純模倣もあるが、それは創造のための土台を作るためのものだと言われる。一方、中国において、電子製品の模倣品や偽番組などの単純模倣は、社会消費を一時的に促進したり、文化的繁栄を一時的に

もたらしたりしたが、長期的な視点から見れば、技術の発展においても、経済の発展においても、文化の発展においても負の効果の方が大きい。

例えば、電子製品の模倣品を生産することは、技術の発展や経済の発展に負の効果を与える。模倣品の生産が技術の開発につながらないことは言うまでもないが、そのことは場合によっては技術の開発を阻害することもある。それゆえ、模倣品を生産する企業は実は倒産しやすく、もし大量に倒産したら、社会経済に大きなダメージを与えることになるのである。また、著作物などの創作物の模倣品を生産することは、文化の発展を妨げてしまう。というのも、違法コピーが市場に氾濫すると、創作者の創作意欲を損なってしまうのである。よって、持続可能な発展のために、模倣の際、日本のようにイノベーションという目的をもって模倣することを常に念頭に置かなければならない。

第二の示唆として、模倣から創造への過程において、知的所有権に留意しなければならない、ということが挙げられる。日本は本格的には儒教文化の影響を受けていなかったため、その近代化において西洋的法律の観念の受け入れも比較的早く成功した。西洋的法律の観念の受け入れはまた、権利意識の普及につながる。さらに、権利意識の普及は模倣を通して生まれた知的成果を保護する意識につながる。日本は、模倣した手本よりも優れた成果を得た場合、その成果を保護すべきことを強く意識している。たとえば、日本人はリバースエンジニアリングという概念を提起している。その目的は、技術の模倣に正当性を付与し、またそれによって模倣から得た成果を保護することにある。以上のことから、中国は以下の二点を学ぶべきである。第一に、西洋風の権利意識を民衆に普及させるために、儒教文化が権利意識の醸成を妨害することに注意しなければならない、ということである。つまり、儒教文化における家長主義的な意識を意図的に避けるよう行動をするべきである。例えば、相手の社会的地位が自分より下位であっ

ても、相手の基本的権利を尊重すべきである。そうするならば、社会において西洋のように平等な立場に立って互いの権利を尊重するようになる。第二に、中国社会においては、儒教文化の影響で未だ権利意識が低いため、知的所有権をめぐる紛争に巻き込まれる可能性が高いので、それに対して、日本がリバースエンジニアリングという概念を提起したのと同じようになんらかの措置を取るべきである。例えば巨大な市場を海外の企業にオープンにする代わりに、当該技術の学習のための模倣を許す、いわば「市場をもって技術と交換する」という国際的な慣例がある。中国は知的所有権をめぐる紛争への対応として、そのような慣例に基づいた政策を打ち出すべきである。

第三の示唆として、教育面に関する示唆が挙げられる。それは以下の二つに分けられる。第一に、教育の普及を推し進めながら、教育改革も行うべきである。まず教育の普及について。中国は、改革開放以来、教育の普及事業に大きな成果を収めた結果、基礎教育の基盤はある程度は整っていると見える。特に経済が他の地域よりも発達した東南沿海地域における教育環境は、すでに先進国に匹敵する水準までに達してきた。しかし、日本の教育普及状況と比すると、中国ではやはり未だ教育普及の道のりは遠いといってもよい。特に、比較的貧困な西南地域において、古い思想や観念に縛られた人々が、家庭の貧困や、学校無用論、男女差別といった理由で子供を学校に行かせず、農作業をやらせたり、あるいは成年後東南地域へ出稼ぎに行かせたりすることが依然として行われている。そのような地域こそが、政府の教育普及事業における重点的な対象である。次に、教育改革について。日本の近代化において、教育は近代化のために必要な技術の学習や従順で有能な国民の訓育という方面において極めて重要な役割を果たしただけでなく、権利意識を育成するための重要な方法だったと考えられる。だが、権利意識を育成することができる教育とは、決して受験偏重教育ではない。なぜなら、受験偏重教育は最終的には大学に入るこ

とを目標とし、入試に関わる科目や知識のみを一方的に重んじ、入試に関わらない科目や知識を軽んじるからである。現在の中国の教育は、第一章ですでに述べたように、初等教育の段階から入試を一方的に重んじているが、入試に関わらない科目や知識を軽んじる傾向が強い。そのような受験勉強のための教育は、権利意識の育成には繋がらないからこそ、教育改革を行う必要があるだろう。日本の近代化を成功させた義務教育は、決して受験偏重教育ではなかったといえる。なぜなら、受験偏重教育は、社会や経済が一定の水準に達して基礎教育や大学が普及することを前提に出現し、その時代特有の現象だと考えられるからである。例えば、近年の中国における受験偏重教育の出現は、ちょうど日本の高度成長期における受験偏重教育の出現と類似している。近代の日本においては、そのような時代的な要素を含まなかったがゆえに受験偏重教育がまだ出現しなかったのである。第二に、留学生の派遣においては、必要かつ緊急の分野を優先すべきである。日本は、世界を一つの大きな教室とし、海外の諸国における得意分野を学ぶために女子を含め数多くの留学生を派遣した。中国も、現在、数多くの留学生を海外に派遣している。しかし、日本政府は、留学生たちに海外のものならなんでも丸ごと学ばせるのではなく、必要なものだけを学ばせるようにした。このことは、ライシャワーの以下の記述からうかがい知れる。「どこで何を学ぶかは日本人自身が決めることであつた。また日本のありようを変えていくのにその知識をどう活かすかも、日本人が決めることであつた」³³³と。このことを参考に、中国も、中国の独自性やありように基づいて決められた必要な分野を優先して留学生を派遣すべきだと考える。

最後の示唆として、日本の文化から得られた示唆が挙げられる。すなわち、高い美意識と優れた技術を併せ持つという日本人の特性と武家の実用精神である。日本人による模倣の特性に関する一例として、

³³³ 『ライシャワーの日本史』、153 頁。

守破離という日本の伝統思想が挙げられる。守破離とは、『デジタル大辞泉』（小学館）によれば、

剣道や茶道などで、修業における段階を示したもの。「守」は、師や流派の教え、型、技を忠実に守り、確実に身につける段階。「破」は、他の師や流派の教えについても考え、良いものを取り入れ、心技を発展させる段階。「離」は、一つの流派から離れ、独自の新しいものを生み出し確立させる段階。

守破離は、上述のような日本人の特性から生まれたものの一つだと考えられる。なぜなら、優れた技術を師から習得する場合（実際この場合が多い）、自分の個性に基づく美意識を創造したければ、師の個性に基づく教えの影響から最終的には離脱することが重要であるからだ。模倣という文脈でいえば、師の模倣の後、師の教えを超越して最後に創造へ辿り着くという守破離の思想は、「模倣は創造の母」という考えに通底しているといってもよい。次に、武家の実用精神に関してだが、武家精神においては重文の伝統による束縛が突破され活用精神が重んじられる。このような実用精神や活用精神は、日本の近代化の際、海外から技術を模倣する過程において、極めて重要な役割を果たした。それゆえ、中国はそのような実用精神を特に学ぶべきだと主張したい。長い科挙制度における重文の影響で、中国社会には知識人を重んじ、職人を軽んじる傾向がまだまだ残っている。専門学校に行くことが軽視されるのと対照的に、大学に入ることは誇りとされる、ということがその証である。

第2節 模倣の効果

前節において描かれた日中両国における模倣の歴史の概要から、国家レベルの模倣は国家の発展に極めて大きな積極的効果を有するとい

うことが明らかになった。この節では、市場において模倣がもつ積極的効果を見ていきたい。

最初に、模倣に対する一般的な通念を確認しておく。模倣の通称にはパクリ、海賊版、盗作などがある。これら模倣の通称から読み取れるのは、世間が模倣に対してネガティブなイメージをもっている、ということである。たとえば、模倣を軽んじる際に用いられる言葉として、日本語には「猿真似」という単語があるが、これは英語の *copycat* にあたるものである³³⁴。このように、一般的な通念からすれば、洋の東西を問わず、模倣はネガティブなことであり、悪い意味で捉えられることが多いといってもよい。

また、法的側面からみると、模倣は知的財産法によって規制されているため、悪い行為としてのイメージがすでに市民たちの間に定着している。なぜ知的所有権制度は模倣を禁止するのか。その理由に関しては、K・ラウスティアラ、C・スプリグマンの『パクリ経済』によれば、次の三つが挙げられる。第一に、イノベーションを保護するためである。アメリカ合衆国の憲法が謳うように、イノベーションはよい結果をもたらすものであり、イノベーションの生まれる条件として、コピーの制限が欠かせないと考えられている³³⁵。このことも、模倣に対して悪い印象が持たれている重要な一因だといってもよい。第二に、道徳的原因がある。すなわち、「他人の成果をコピーするのは、不正であり、盗みと同じだというわけだ」³³⁶。「盗作」や「盗用」という単語は、まさにそのような考えに由来した単語である。第三に、イノベーションから経済的利益を得るためである。すなわち、イノベーションをもたらした創作者は自分のイノベーションに対する独占権を有し、自分自身がコピーを作る権利及び他人がコピーを作ることができるラ

³³⁴ K・ラウスティアラ、C・スプリグマン(山形浩生・森本正史訳)『パクリ経済:コピーはイノベーションを刺激する』みすず書房、2015年、4頁参照。

³³⁵ 同上、11頁参照。

³³⁶ 同上。

イセンスを売る権利を持つのである。それらの権利を通してイノベーションへの投資の資金が回収され、イノベーションへのインセンティブが確保されうる。さもなければ、イノベーションへのインセンティブが挫かれ、社会は創造性の息の根を止められてしまう。また、模倣はコストが低いため簡単に行われる一方、イノベーションはコストが高いため参入のハードルが高い。もし社会において模倣が氾濫すると、誰も創造に対して力を入れなくなってしまい、結果的に創作物が減少してしまう。このように、創造性は模倣によって侵害されてしまうのである。その侵害を防ぐのが、知的財産法の目的である。

以上のように、模倣に対する一般通念の側面からも、法的側面からも、模倣はイノベーションや創造性を侵害するネガティブな効果をもつことが明らかになった。模倣のネガティブな効果ゆえに、模倣に対するマイナスのイメージが広がったのであろう。しかしながら、全ての模倣がネガティブな効果のみをもつとは限らず、いくつかの産業においては、模倣をしても産業のイノベーションや創造性が損なわれることなく、逆に産業のイノベーションが促進されるという現象がみられる。

マンガ産業がその一事例である。漫画家である竹宮恵子によれば、マンガは日本の文化と同様に「常に模倣の上に蓄積する堆肥から新しい創意が芽生える…そういう形で発展してきたものが多い」³³⁷。このように、マンガと模倣は緊密な関係を有するとされる。マンガにおいて模倣が多い原因として、竹宮は次の三点を挙げている。第一の原因は、マンガを描き始めることは先達を真似ることから始まることである。一般的な学ぶための模倣には『盗む』や『真似る』のほかに、『影響を受ける』とでもいうような微妙な部分

³³⁷ 竹宮恵子「模倣が育てる創造の土壌」『模倣と創造のダイナミクス』勉誠出版、2003年、17頁。

³³⁸が存在し、マンガの技術を習得する過程には模倣が重要な存在である。第二の原因は、編集者が「売れている作品を真似て描く」という注文を漫画家に出すということである。漫画家は、そのような注文に従ってマンガを描くことが多い。その結果、似たマンガが数多く市場に出回ることになる。第三の原因は、マンガの時流は特定の人によって決められるのではなく、読者が同じ時期に数多く似たマンガを見てその中から一番良いものを選出するという形で決められる³³⁹、ということである。マンガの時流に大きな影響を与えるマンガの描き方の技術がその一例である。一定の時期に流行しているマンガの描き方の技術は、特定の人によって決められるものではなく、読者によって、厚く蓄積された技術の中から時間をかけて選択されるものである。そのような技術の蓄積のために、模倣は悪いものではなく、むしろ歓迎される良いものとされる。なぜなら、一つの描き方の技術の良し悪しを判断することは難しいが、数多くの似ている作品における微妙に異なるマイナーな表現を比較して判断することは比較的実行しやすいからである³⁴⁰。このように、マンガの描き方の技術は、読者の時代的選択によって選出されるものとみなされる。

マンガの時流が形成される過程に関して、竹宮は次のように述べている。

マイナーではあっても見事な新しい表現は、新しい物好きをまず引きつけ、そこにひとつの求心力を作り出す。求心力はたちまち沢山の共同幻想を生み、共同幻想を抱くもの同士が引きあい集まって核をなし、そこにひとつの星ともいべきパワーを形成する。パワーは、仲間に入れなかったが星にあこがれる土星の輪のよう

³³⁸ 同上、18 頁。

³³⁹ 同上、20 頁参照。

³⁴⁰ 同上、20 頁参照。

な人々を生みだし、そこに模倣が登場する。模倣は大きなリングとなって本体の星よりも広範囲に「場」を広げてゆく。「場」は即ち流行だ。³⁴¹

マンガの特徴は、竹宮が「時代をリードする表現が、非常にマイナーな世界から生まれてくる」³⁴²と述べているように、マイナー性にある。このような特徴からも、マンガは真似を拒否することなく、むしろそれを歓迎することが読み取れる。マンガ作品のオリジナリティは、多くの真似におけるマイナー性から生まれる。このことに関して、竹宮は次の例を用いて説明している。平安時代における「女絵」は女性が男性の職人の絵を真似たものであり、マイナーな部分で女性独特のものを表現している。同じように、少女マンガは少年マンガから派生したものであり、少年マンガと比してマイナーなところに独特の表現が見られる。さらに、「発表されているものを真似る、それを発展させることこそ、マンガというものが読者との共同幻想の上で発展してきた」³⁴³とされる。マンガ作品は発表されたら、一種の公共財となる。そのため、マンガという分野は「どう発展させてゆくかが読者と後進の手に委ねられる」³⁴⁴ものである。マンガと模倣が切り離せない関係であるとするならば、「知的財産権の考え方によって模倣を禁じられると、マンガ界はまちがいなく衰退するであろう」³⁴⁵と山田奨治は述べている。

マンガに見られるような模倣と創造の切り離せない関係は、オープンソースにおいても見られる。情報化時代と呼ばれる現在では、スマートフォンが仕事や日常生活において重要な役割を演じている。スマ

³⁴¹ 同上、36頁。

³⁴² 同上、27頁。

³⁴³ 同上、18-19頁。

³⁴⁴ 同上。

³⁴⁵ 山田奨治「序にかえて」『模倣と創造のダイナミクス』勉誠出版、2003年、4頁。

スマートフォン主流の OS には、アンドロイドとアップルの iOS がある。アップルの iOS がクローズドソースであるのと対照的に、アンドロイドはソースコードを公開しており、オープンソースと呼ばれる。オープンソースであるアンドロイドは、利用する際にシステムを修正したり改善したりすることが許されている。それゆえ、同じアンドロイドを搭載したスマートフォンであっても、ソニーのスマートフォンとファーウェイのスマートフォンのシステムの間には若干の違いがある。オープンソースは、ソースコードを公開することによって、衆知を集めることができ、また、衆知を集めることによって、自身の発展を促進する。アンドロイドが登場した際、アップルの iOS はすでに高い市場占有率を占めていたが、オープンソースのおかげで徐々に市場占有率をアップルから奪い、現在ではアップルを上回っている。アンドロイドの発展に見られるように、オープンソースはソースコードをコピーされることを恐れるのではなく、逆に敢えてソースコードを公開してコピーや修正を歓迎する。このように、オープンソースは模倣によってこそ発展することができ、模倣は産業の発達に積極的効果をもっていると言える。

オープンソースのほかに、コピーがむしろ産業の繁栄をもたらす例として、ファッションや料理、コメディ、アメフトなどが挙げられる。例えば、ファッション業界においては、コピーはデザイナーの利益を損なうという欠点があるが、流行を宣伝する効果や、大量の模倣によって流行の衰退をも誘発しファッションの流行の更新を促す効果をもつという利点もある³⁴⁶。その欠点と利点を比べると、長期的にみれば利点の方が勝る。なぜなら、デザインの能力は模倣による刺激によって高まるものであり、デザイナーは、いつもファッションの流行をリードしようとし、またそのことがデザイナーとしての気質と考え

³⁴⁶ 『パクリ経済：コピーはイノベーションを刺激する』、65-68 頁参照。

られるからである。「模倣がなければ、ファッションは存在しない」³⁴⁷と言われるように、ファッション界における模倣は流行のイノベーションを促す原動力であり、ファッションの活力であるといってもよい。

模倣の積極的効果は、アメフトの戦略においても、料理界においてもみられる。アメフトの戦略においては、先行の戦略が勝利を左右する抜群の効果をもつ場合、模倣されやすい。しかし、一旦先行の戦略が多く模倣されたら、その効果が弱まってしまい、その結果、監督や選手たちは次の新しい戦略を考案しなければならない。このように、アメフトの戦略は模倣によって更新の軌道に乗る。同じように、料理界においても、模倣はレシピのイノベーションを加速する効果を有する。なぜなら、料理界における模倣は、宣伝の効果をもつと考えられるからである。例えば、あるレストランのレシピは模倣によって多くの人に知られることができ、その結果、本場の味を追求する人は最初にこのレシピを作ったレストランを訪ねることになる。それによって、新しいレシピが次から次へと作られることになり、レシピのイノベーションが促進されるようになる。このように、料理界における模倣は、宣伝の効果のほかに、レシピのイノベーションを刺激する効果も持っている。

以上のことから、模倣が創造性を抹殺するという負の効果は必ずしも全ての産業に見られるわけではないことが明らかになった。逆に、模倣は、産業の創造や発達を促進する積極的効果を有するといってもよい。産業レベルにおける模倣の積極的効果について、前述の守破離から解釈されうる。模倣における守破離とは、井上達彦によれば、「まず徹底的に倣い、その上で『お手本』の教えを破り、しかる後に自らのモデルを確立するというものである。いわば、『お手本』の肯定から始まり、それを否定しながらも、最終的には最初の『お手本』と矛盾

³⁴⁷ 同上、72頁。

することなく調和された青写真を描く」³⁴⁸ということの意味する。「守破離が東洋から生まれ、弁証法が西洋から生まれたという違いがあるだけなのかもしれない」³⁴⁹と述べられているように、守破離は弁証法と類似している。すなわち、守の段階は「正しい命題としてのテーゼを明確にする」という弁証法の正の段階に相当する。破の段階は「反する対立命題としてのアンチテーゼを投げかけて問題点や矛盾を抽出する」という弁証法の反の段階に相当する。そして離の段階は「生み出された矛盾をより高い次元から解消して、統合命題としてのジンテーゼを導く」³⁵⁰という弁証法の合の段階に相当するのである。模倣の積極的効果と考えられる「模倣から創造へ至る」という過程は、弁証法からも解釈されうる。すなわち、最初の模倣は正の段階であり、次に模倣の弱点や欠点を探すのは反の段階であり、最後にその欠点を補ってより完璧なものを創造するのは合の段階である。

模倣に対するイメージは、固定的なものではなく、時代によって変化するものである。例えば、中山信弘は、著作権制度は時代の産物であると指摘し、「アナログ時代に適合的であった制度が、必ずしもデジタル時代に適合的であるとは言えない。アナログ時代のシステムを金科玉条の如く維持することは妥当でない場合もありうるので、デジタル時代においては改めて制度の適合性について再検討する必要がある」³⁵¹と述べている。同じように、一般通念においてにせよ、法においてにせよ、模倣がネガティブな効果を有するというような考え方は、永久に変わらないものではなく、時代とともに変化するものだといいてもよい。

³⁴⁸ 井上達彦『模倣の経営学：偉大なる会社はマネから生まれる』日本経済新聞出版社、2015年、188頁。

³⁴⁹ 同上、191頁。

³⁵⁰ 同上、190-191頁。

³⁵¹ 『著作権法』、14頁。

第3節 模倣と研究倫理の関係

情報という視点から見れば、模倣というものは情報の単なるコピーにすぎないといえる。だからといって、模倣が蔓延ると、情報創作への意欲が減退し、情報の過少生産をもたらしてしまう。一方、模倣は、情報を伝達するのに役に立つという積極的効果をもつ。例えば、前述した通り、文化の伝播や伝統の継承は模倣を通して遂げることができ、また、産業においても、ファッションや料理における模倣は宣伝の効果を有する。そうであるならば、情報伝達のために模倣は必要であって、結果的に研究倫理に抵触しても、やむを得ないことになってしまう。このように、模倣と研究倫理はあたかも対立しているかのようにみられる。しかし、本章の冒頭においてもすでに指摘したとおり、そのような対立関係は調停されうる。なぜなら、模倣と研究倫理の両方とも、文化の発展に寄与するという面からみれば、その関係は対立関係どころか、同調関係にあるとさえいえるからである。そのために、本節はこのような対立関係を念頭に置きながら、知的成果に対する見方の変化を簡潔に振り返った上で、模倣と研究倫理の関係について検討することを試みる。

情報工学者である中野潔によれば、知的成果の財としての歴史的変化は、次の三つの段階を有する。すなわち、最初は公共財であったが、後にはクラブ財を経て、最終的には私有財となったという³⁵²。まず、知的活動の成果が公共財とみなされた古代では、「模倣行為は伝達行為とほぼ等しい行為であり、何ら糾弾されるようなものではなかった」³⁵³と述べられているように、模倣行為は文化や情報の流通・伝播の作用をもつため、咎められるようなことではなかった。この時代においては、すべての模倣行為が放任されていたがゆえに、「盗作、剽窃といっ

³⁵² 中野潔「模倣と独創という観点から捉えた産業史」『模倣と創造のダイナミズム』勉誠出版、2003年、244頁参照。

³⁵³ 同上、243頁。

た概念は、ほとんど発達しなかった」³⁵⁴。次に、「中世から近世を経て、西欧型近代経済の枠組みのもとで知的活動の成果が私有財として扱われるようになるにつれて模倣は無許諾ではできない行為となった」³⁵⁵。このように、模倣の機能である情報の伝播による経済的利益が西欧社会において認識されたがゆえに、知的成果は私有財産とみなされ、その結果、模倣行為を規制するようになった。しかし、当時、知的成果は現代的な私有財産のように完全に個人が所有する財産を意味するのではなく、クラブ財（例えば宗教教団の集団財）の意味での私有財産を意味した。知的成果が現代的な私有財産に変化したのは、1788年に制定された米国憲法において、著作権と発明の保護が明記され³⁵⁶、憲法上の保証が明確になった時からである。その後、著作権法の国際協調の必要が叫ばれるようになり、1886年にベルヌ条約が調印された³⁵⁷ことによって、さらに知的財産の私有化が世界中に広がっていった。その結果、模倣に対する態度も厳しくなっていった。そのような態度はプロパテント主義と呼ばれ、米国を中心に世界中に広がった。その影響で、世界的に無許諾の模倣を厳しく禁じていく傾向が見られる³⁵⁸。

以上が、知的成果が公共財から私有財となった歴史的歩みである。この歴史的歩みを見れば、知的成果が私有財となった要因は明らかである。すなわち、知的成果の経済的価値が認識されたことによって、情報に財貨としての性質が見出されたのである。情報が財貨となり、権利の付与される客体となったことによって、情報は広く尊重されるべきものとなったのである。知的成果に法的権利が付与されたことは、情報の地位が法的保護の対象にまで高まってきたことを意味する。情報を権利の客体としたことは、「権利拡張政策」の要求に応えることで

³⁵⁴ 同上、247頁。

³⁵⁵ 同上、243頁。

³⁵⁶ 同上、255頁参照。

³⁵⁷ 同上。

³⁵⁸ 同上、243頁参照。

あり、その結果、情報が財貨のように扱われて売買されるようになったのである。

しかし、情報の本来の目的は財貨として独占されることにあるのではなく、共有や活用ということにあるはずである。なぜなら、すでに述べた通り、情報はそもそも古代においては、特定の人や特定の組織に属するものではなく、一種の公共財とみなされていたからである。また「情報が公開され、市民が情報を共用することで、情報のもつ本来の力が発揮され、創造力を増加することになる。情報は、人々の思考そのものであり、思考が公開されることで、相互刺激が発生し、より高度な完成された思考に発展することになる」³⁵⁹と述べられるように、情報はその公開や共用を、その本来の力を発揮する条件とし、またその条件は創造力を促進することとつながるからである。また、情報の本来の力とは、「情報を、単なる消費財として無責任に取り扱うのではなく、自分も関与した大切なものであり、尊敬に値するものだという認識を育む力である」³⁶⁰ということも意味する。つまり、情報を共有することを通して、共有者たちは同一の情報を形成した共同体を観念するようになるのである。

例えば、芸術の領域において、芸術作品は創作者に関連するだけではなく、創作者以外の人にも関連する。例えば、芸術作品の鑑賞者は、作品に対する良し悪しの評価の情報を創作者と共有し、創作者はそうした評価を受けてさらに芸術作品を改善する。このように創作者と鑑賞者が一つの共同体として、互いに尊敬しつつ情報共有することを通して芸術の発展を促進しうる。また、研究の分野においても、最新の研究結果が直ちに公開されるようになっているが、それを単にそのまま受け入れるのではなく、研究者同士が仲間意識や尊敬の念をもって

³⁵⁹ 牧野二郎「情報開示・共有と創造のダイナミズム」『模倣と創造のダイナミズム』勉誠出版、2003年、288頁。

³⁶⁰ 同上、286頁。

それに対する検証や批判、修正が行うことによって、研究の進歩がもたらされるのである。

しかし、共有・活用という情報の本来の目的と、現代社会における情報に対する権利拡張とが、深刻な対立に陥っている。すなわち、知的財産法によって情報の独占や財貨化が認められることにより情報の公開や共用が制限されることは、情報の公開や共有によって情報の本来の力が発揮されることを阻害することにつながる。弁護士である牧野二郎によれば、そのような情報をめぐる「深刻な対立現象の激化は、時代の中で必然的に発生したもの」³⁶¹であり、このことに関して、次のように述べられている。

情報を財貨そのものとみること、即ち、権利の客体とし、売買の対象とし、これを旧来の財貨（テレビや冷蔵庫など）と同様の商品と見る手法は、資本主義の経済構造の中では必至のことである。ベースにはこうした経済原理がある。その中であって、情報のデジタル化とネットワーク化という、この時代特有の現象が実は最も重要なファクターとして登場した。情報の流通促進、情報の高度流通というすばらしい面は、他方で情報を独占し、囲い込み、価格を引き上げてコントロールしようとする人々にとっては、囲い込みを妨害する脅威そのものとなったのである。著作権…を、長期利益を生み出す財貨として、その財産価値を絶対化して利用する仕組みを強化し、権利拡張政策を推進する人々の要求と、情報を共有し活用しようとする要求は、どうしても鋭く対立するものなのである。³⁶²

情報が商品となると、創造を損ないうる。例えば、商品化された音

³⁶¹ 同上、272頁。

³⁶² 同上。

楽は、売れるということを基準に作られる。その結果、音楽の創造活動は、売れる商品ばかりを作り出すことになる。しかしながら、芸術としての音楽について言えば、芸術としての基準が市場の基準とは完全に一致するわけではない。もし市場の基準と芸術の基準とが異なる場合、音楽の創造活動は芸術の発展に寄与しないことになる。市場を基準とするのは、根本的には著作権ブローカーが利益の向上を図るためである。結局は、「著作権ブローカーは、売れる作品を要求するという形で、こうした才能〔芸術的才能、筆者注〕を浪費させ、享樂的で一時的な大衆演芸的な陳腐な作品を量産させ、才能を枯渇させてゆく」³⁶³。

また、研究という分野では、学術情報の公開と知的所有権の保護との対立関係がみられる。科学界は学術情報の公開を自らの任務とするが、客観的な事実や科学的な成果がインターネットを通して素早く公開されると、それに対する検証や、批判、改善などが可能になって科学は確実に前進することができる³⁶⁴。かつてウェーバーが言ったように、科学においては、新しい成果を収めたことは、同時に新しい課題が生じたことを意味するが、そのことによって学問は無限に進歩し続けるのである。一方、著作権や特許権などの法的権利に基づいて情報の公開を拒否し、代わりに情報を商品化し財貨化する科学分野も存在する。例えば、遺伝子工学や新薬の開発などの医療系・バイオ系の分野が挙げられる³⁶⁵。このような情報の活用と独占を巡る対立関係を調停する機能を果たすものが研究倫理である。なぜなら、研究倫理の目的は学問の発展を促進することであり、この目的は情報の本来の目的と合致するからである。情報のコピーとしての模倣行為は、情報の本来の力を発揮する行為であり、文化や学問の発展に寄与することがで

³⁶³ 同上、284 頁。

³⁶⁴ 同上、285 頁参照。

³⁶⁵ 同上。

きる。研究倫理は、文化や学問の発展に寄与しない単純模倣（ただ乗り）を禁じているが、研究倫理の純粋な手続きを踏まえた模倣行為（例えば引用）を許す。このように、模倣と研究倫理の関係は必ずしも対立関係ではないといえる。情報の共有の方法としての模倣は発展のために必要なので、前述のような「対立関係」という見方は刷新されなければならない。

さらに、研究倫理が形式的正義と関わるという正義の観点からも、模倣と研究倫理の関係が必ずしも対立関係ではない一筋を見出すことができる。再三述べたが、ウェーバーによれば、近代では世界の脱呪術化によって、宗教的最高価値に依拠した絶対主義・権威主義が崩壊し、代わりに相対主義が台頭した。それにつれて正義の概念も変わっていた。すなわち、正義か否かという問題は、従来のキリスト教的な最高価値に照らして価値判断することがもはや不可能になったがゆえに、最高の価値としての実質的正義の追求も不可能になった。一方、相対主義においては、公平としての正義が可能である。つまり、現代においては、純粋な手続きさえ踏まれば正義だとみなされるという形式的正義の考え方が主流となったのである。研究倫理はこのような形式的正義だけと関わり、研究倫理に反するか否かは単なる手続きの問題である。そうであるならば、研究倫理や知的所有権を権威主義的に捉えて模倣行為を画一的に否定し厳しく禁じるプロパテント主義は、正義の視点から見れば、不適切なものである。模倣には、単純模倣と創造へ至る創造的模倣がある。単純模倣が手続き上問題となるのに対し、創造的模倣は純粋な手続きさえ踏まれば、問題ない。その意味で、模倣も、研究倫理と同じように形式的正義と関わるといっても良い。このように、正当な手続きさえ踏まれば、模倣は正しいこととされるべきであり、またそのことは、模倣と研究倫理の対立関係が調停されうる一筋である。

以上の検討から、模倣と研究倫理の関係は必ずしも対立関係ではな

いということが明らかになった。研究倫理と同じように、模倣は、正当な手続きさえ踏まえれば、正しいこととみなすべきである。それゆえ、模倣に対するネガティブな印象を変えなければならない。しかし、世の中には純粋な手続きを踏まえない模倣が絶えることなく、大量に出現している。その原因を大まかにいうと、次の三つに大別されうるであろう。第一の原因は、純粋な手続きを踏まえない模倣は、投資のハードルが低く利益の回収が早いことである。第二の原因は、純粋な手続きを踏まえると、手続きの分のコストを払わなければならない、コストが増加することである。例えば、特許を使うと、特許に対する使用費を特許元に払わなければならない、特に電子製品の場合、その費用は大きな負担となっている。第三の原因は、消費者にとって、自分の需要を同等に満足させるなら、純粋な手続きを踏まえない低価格の模倣品のほうが魅力的であることである。以上見てきた原因を概括するならば、純粋な手続きを踏まえない模倣品の氾濫は、市場経済が出現して以来、一種の社会的な現象であり、市場経済の原理から解釈されうる。すなわち、コストの削減と利益の追求という商人的心理が、模倣品の生産に駆り立てるようになるのである。純粋な手続きを踏まえない模倣問題をどのように解決するのか。この問題は今後の課題として引き続き研究を進めていきたい。

終章

最後に、これまで考察してきた研究倫理の全体像を俯瞰したい。本論文は、研究倫理が社会的な注目を浴びている原因や背景を序章で簡潔に提示した上で、研究倫理に関してその差し迫った必要性や危惧される点とは、研究倫理を過度に主張するならば、次のような弊害をもたらしてしまうことである。例えば、著作権などの知的所有権に対する過度な権利主張や、研究者の萎縮、模倣の積極的効果を否定してしまうことといった弊害が挙げられる。よって、本論文では、以上の問題意識を持ちながら、研究倫理に対する哲学的考察を展開した。

第一章においては、研究倫理の基礎をなす情報倫理教育について考察した。まず、情報化社会の特徴は、情報が極めて価値あるものと普遍的に認識された点にある。情報倫理はその前身が専門家向けのコンピュータ倫理であったが、パソコンやスマートフォンなどの情報機器の普及の結果、一般市民に必要とされるようになった。情報倫理は天賦のものではなく、教育を通じて育成されるものである。また、情報倫理は年齢を問わず社会に生きるものとして当然要求されるものであり、しかも、乳児期に始まり、初等教育から高等教育を経て、社会人になってもなお学びし続けるべきものである。人々がもっている情報倫理観を議論するために、情報倫理教育を考察しなければならない。そのため、日中両国における情報倫理教育の現状を比較した。その比較から、次のことが判明した。すなわち、日本の情報倫理教育においては、発達の段階に応じてモラルの指導が進められ、日常モラルから知的所有権などの自他の権利の尊重に至る指導内容が初・中・高等学校に一貫しているのに対し、中国の情報倫理教育においては、情報活用という技術面での指導に偏り、情報倫理への指導が不足している。日中における現状の情報倫理教育が研究倫理に与える悪影響として、日本における知的所有権の過度な権利主張、中国においては知的所有

権に対する意識不足が挙げられる。

第二章においては、研究倫理における知的所有権の問題を考察した。儒教の従師（師の教えに従う）の強い影響を受けた東洋においては、学問の基礎は師に対する「ものまね」にあるといえる。こうした「ものまね」を重視する東洋の文化では、西洋のような「著作権」や「知的所有権」などの「権利」概念が薄い。一方、西洋風の権利概念の東洋への受け入れは、所有権の過度な主張という問題が伴う。適当な知的所有権の権利主張のため、西洋における権利概念の変容に関する考察が有効である。そこで、西洋における権利の語源である「ius」が客観的権利概念から現代における個人主義的権利概念に変容した歴史を、ホッブズ、ロック、カント、ノージックの権利概念を通して考察した。「ius」はもともと、ローマ法に見られるような客観的な権利を含意しており、現代に見られるような個人主義的な権利概念（主観的な権利概念）ではなかった。中世キリスト教によって古代ギリシアにおける「人は国家的動物である」という意識から解放されたことによって、主観的な権利概念の萌芽が発生した。だが、その時点での権利概念は神という制限を加えられていたため、現代的で個人的な権利概念とはまだ言えなかった。後に、宗教改革、ルネサンス、啓蒙運動を通じて、人間はキリスト教の価値観から脱することができ、自由意志を持つ独立した存在であることに覚醒した。その結果、権利概念は神学に依拠しなくなり、個人主義的な権利概念となりつつあった。ホッブズは、人は自然状態における自然法によって個人の天賦的な自由由来した自己保存という自然権を有すると考えている。ロックは、このような自然権の思想を継承し、そこから出発して自己の所有物である労働を介して所有権が発生すると論じている。ロック説は物質的な所有物には適用されうるが、知的なものに対してはその無競合性や無排他性のため適用されえないという限界をもっている。しかし、カントの形而上学的権利概念は、占有を「感性的占有」と「理性的占有」とに分け

て理性的占有が占有の本質であり、法的権利だとすることによって、ロック説の限界を乗り越えた。カントは、自由が自然法における自然権の核心たるものであるのと同じように、自由は人間の唯一の生来的権利だと主張している。ノージックは、そのような個人の自由を含意する権利をさらに徹底し、国家による侵害からそれを守ろうとしている。すなわち、個人は個人の保有物に権原をもち、いかなる理由であっても、それを侵害することは許されないのである。以上のように、ローマ法に見られたようなコモンウェルスの自由を含意する客観的な権利概念から、個人の生来的な自由を含意する主観的で個人主義的な権利概念に変化していた。こうした個人の生来的自由が現代における権利概念は依拠している。財産権はそのような権利概念の一例であるが、知的所有権はそうではない。仮に知的所有権を財産権と同一視すると、知的所有権に対する過度な権利主張に陥ってしまう。その結果、知識の伝播や文化の発展に悪影響をもたらしてしまう。特に、研究倫理に対する関心が高まっている現在では、そのような過度な権利主張に警戒しなければならない。

第三章においては、研究倫理における正義について考察した。研究に対する倫理的な関心は、科学は価値中立的であるかをめぐる論争を端緒とし、科学者に対して普通の市民以上の特殊な倫理が課せられるべきであるようになってきている。研究者倫理はそのような背景から登場した。一方、現代では、研究不正行為が氾濫していることを受け、研究倫理も研究者に課せられるべきものとなっている。研究倫理は、研究者倫理とは異なり、研究者に対する高い倫理性を要求するものではない。そのため、研究者倫理と研究倫理を区別する必要がある。その際、正義に関する長い論考の歴史において形成された正義の分類である実質的正義と形式的正義を手掛かりとし、研究者倫理と研究倫理との相違点を次のように述べた。研究者倫理は実質的正義にかかわる。当該の研究が悪い結果や影響を生み出すと予測できる場合には、ウェ

一バーの「責任倫理」の立場から、研究者に研究内容やその方向性の修正を求めることができる。研究者倫理は、研究者に責任ある研究者であることを求めており、責任ある研究者には情熱や責任感、判断力という三つの徳目が要求される。一方、研究倫理は形式的正義にかかわる。研究倫理は公正な手続きに関わるだけで、研究内容に関しては価値自由（没価値）である。また、価値自由は同時に学問の誠実さを研究者に課する。研究倫理と形式的正義の関係については、ロールズの正義論における原初状態によって根拠づけた。そして、研究倫理に深く関係している知的所有権制度の正義に関しては、ロールズの正義論から見た場合、現在の知的所有権制度は生産性を優先し、公平性にも配慮するという理念によって設計された正しいものであると結論した。

第四章においては、研究倫理と模倣の関係について考察した。日中両国における模倣の歴史的事情を概観したうえ、日本による模倣から中国が学ぶべき点を次の三点にまとめた。第一に、創造の土台としての単純模倣は許されるが、経済的利益のための単純模倣は許されない。第二に、模倣から創造への過程において、知的所有権に留意しなければならない。第三に、中国は留学生派遣の際、中国の独自性やありように基づいて決められた必要な分野を優先して留学生を派遣すべきである。国だけでなく産業の発展史を見ても、模倣は発展に対して積極的な効果をもつことは明らかである。そのような文化の継承などの模倣の積極的効果を考慮すると、模倣は研究倫理とは必ずしも対立しないということが判明した。研究倫理が純粋に手続き上の問題であるのと同様に、模倣も手続き上の問題である。そうだとすると、純粋な手続きを踏まえない模倣の氾濫の原因について分析する必要がある。そのことは、今後の課題として研究をさらに進めたい。

参考文献

本論文で言及した文献のみを日、中、英、インターネット文献に分類し、50音順（日本語文献）、アルファベット順（中国語文献や英語文献）に記す。

日本語文献

- アリストテレス（高田三郎訳）『ニコスマス倫理学（上）』岩波書店、2016年
- 井上茂（他）『講義 法哲学』青林書院、1988年
- 井上達夫『共生の作法 会話としての正義』創文社、1996年
- 井上達彦『模倣の経営学：偉大なる会社はマネから生まれる』日本経済新聞出版社、2015年
- ウィリアム・ブロード、ニコラス・ウェイド(牧野賢治訳)『背信の科学者たち』講談社、2014年
- 梅本吉彦『情報社会と情報倫理』丸善株式会社、2002年
- ヴォルフガング・シュルプター（住谷一彦・樋口辰雄訳）『価値自由と責任倫理：マックス・ヴェーバーにおける学問と政治』未来社、1984年
- 越智・土屋・水谷編『情報倫理学—電子ネットワーク社会のエチカー』ナカニシヤ出版、2000年
- 大谷卓史「著作権の哲学」『吉備国際大学研究紀要』第21号、2011年
- 『応用倫理学辞典』丸善株式会社
- 尾藤正英『日本文化の歴史』岩波新書、2014年
- 科学技術・審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会『研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為報告書—』、2006年
- カント（垂井正義・池尾恭一訳）『カント全集 11 人倫の形而上学』岩波書店、2002年
- 『科学・技術・倫理百科事典』丸善出版、1988年
- ガブリエル・タルド（池田祥英・村澤真保呂訳）『模倣の法則』河出書房新社、

2007 年

K・ラウスティアラ、C・スプリグマン（山形浩生・森本正史訳）『パクリ経済：コピーはイノベーションを刺激する』みすず書房、2015 年

黒木登志夫『研究不正 科学者の捏造、改竄、盗用』中央公論新社、2016 年

後藤玉夫「パーソナル・コンピュータ発展史論」『経営経理研究』拓殖大学経理研究所、1997 年

笹沢豊「ロールズ正義論再考」『倫理学』筑波大学倫理学原論研究会、2010 年 26 号

シヨセフ・M・キツザ（大野正英・永安幸正訳）『IT 社会の情報倫理』日本経済評論社、2001 年

社団法人日本教育工学振興会（JAPET）（文部科学省委託事業）『全ての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド』、2007 年

ジョン・ロック（宮川透訳）『統治論』中央公論新社、2007 年

ジョン・ロールズ（川本隆史・福間聡・神島裕子訳）『正義論』紀伊国屋書店、2010 年

『情報学辞典』弘文堂、2002 年

高橋邦夫「高等学校の情報倫理教育」『電子情報通信学会技術研究報告 99 号』一般社団法人電子情報通信学会、2000 年

田村松平「ギリシア自然学序論」『ギリシアの科学（世界の名著 9）』中央公論社、1995 年

ダグラス・E.カマー（横川典子・重近範行・松井彩訳）『インターネット・ブック』トッパン、1995 年

チャールズ・E・ハリス・Jr、マイケル・S・プリチャード、マイケル・J・ラビンス（日本技術士会訳）「技術者倫理：違いがわかること」『科学技術者の倫理』丸善株式会社、2008 年

寺嶋廣克「コンピュータの歴史～秒進分歩の情報技術の発展」『東京情報大学研究論集』東京情報大学、2016 年

『哲学事典』平凡社、1971 年

- 『デジタル大辞泉』小学館
- 徳永恂・厚東洋輔『人間ウェーバー 人と政治と学問』有斐閣、1995年
- 徳永恂『マックス・ウェーバー著作と思想』有斐閣、1992年
- ドヴィン・O・ライシャワー（国弘正雄訳）『ライシャワーの日本史』講談社学術文庫、2001年
- 中山元『正義論の名著』ちくま新書、2011年
- 中山信弘『マルチメディアと著作権』岩波新書、1996年
- 苗村憲司(他)『現代社会と著作権法—デジタルネットワーク社会の知的財産権』慶応義塾出版会、2005年
- 中山信弘『著作権法』有斐閣、2007年
- 『日本国語大事典6』小学館、1980年
- 浜野保樹『模倣される日本』祥伝社、2005年
- 廣瀬英彦『情報の倫理—インターネット時代を生きる』富士書店、2000年
- 『広辞苑第四版』岩波書店、1991年
- Peter Drahos（山根崇邦訳）「A Philosophy of Intellectual Property (2)」『知的財産法政策研究』35号、2011年
- 福沢諭吉「学問のすすめ」『福沢諭吉（世界の名著 33）』中央公論社、1998年
- 札野順「技術者が『幸せ』になるための倫理教育」『平成26年電気学会全国大会』一般社団法人電気学会、2014年
- プラトン（藤沢令夫訳）『国家（上）』岩波書店、1979年
- ホッブズ（本田裕志訳）『市民論』京都大学学術出版会、2008年
- ホッブズ『リヴァイアサン』（『ホッブズ（世界の名著 28）』所収）中央公論新社、1999年
- 真嶋俊造・奥田太郎・河野哲也『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』慶応塾大学出版社、2015年
- マックス・ウェーバー（脇圭平訳）『職業としての政治』岩波書店、1980年
- マックス・ウェーバー（尾高邦雄訳）『職業としての学問』岩波書店、1980年

松代和郎『社会経済学序説：マックス・ウェーバーの科学と哲学』昭和堂、2007年

森島光紀「移動通信端末・携帯電話技術発展の系統化調査」『国立科学博物館技術の系統化調査報告 第6集』独立行政法人、国立科学博物館産業技術史資料情報センター、2006年

山崎茂明『パブリッシュ・オア・ペリッシュ：科学者の発表倫理』みすず書房、2007年

山田奨治『日本文化の模倣と創造—オリジナリティとは何か』角川書店、2002年

山田奨治『模倣と創造のダイナミクス』勉誠出版、2003年

レオ・シュトラウス（塚崎智・石崎嘉彦訳）『自然権と歴史』昭和堂、1965年
ロバート・ノージック（嶋津格訳）『アナキー・国家・ユートピア』木鐸社、1992年

中国語文献

曹南燕「科学家和工程师的伦理责任（科学者と技術者の責任倫理）」『哲学研究』第1期、2000年

豆俊杰・王强「“互联网+教育”冰火两重天（インターネット+教育の巨大なギャップ）」『遼寧教育』16期、2015年

方新军「权利概念的历史（権利概念の歴史）」『法学研究』第4期、2007年

贾中海・刘展旭「康德对“占有外在物”法律权利的先验演绎（“外的なもの占有”に対する法的権利のカントのアプリオリな演繹について）」『社会科学战线・法学理论』第10刊、2018年

蒋丰・执方「日本是如何突破“山寨”的？（日本はどのように「パクリ」を突破したのか）」『農業機械』07期、2015年

孔明安「山寨文化纵横谈—山寨文化与创新的哲学反思（模倣文化と創造に対する哲学的反省）」『社会科学論壇』02期、2009年

李真真「转型中的中国科学:科研不端行为及其诱因分析(モデル転換中の中国の科学:科学の不正行為及びその誘因に対する分析)」『科研管理』03期、2004年

李素琴・边京京・李淑华「美国研究生负责任研究行为教育最佳实践—RCR教育项目研究(アメリカにおける院生が責任を負う研究行為に関する教育:最善の実践例—RCR教育プログラム研究)」『科研管理』09期、2014年

李艺・朱彩兰・董玉琦「普通高中信息技术课程标准及其研制概述(普通高校に情報技術科標準及び設定概要)」『中国電化教育』07期、2003年

李洋「再评洛克财产权劳动理论(ロックの財産権労働理論に対するあらためての考察について)」『现代法学』第26卷第1期、2004年

刘芝莘『我国高校信息伦理教育研究(我が国高等教育機関における情報倫理教育にたいする研究)』北方工業大学、2012年

马庆国・戴坤懿・王小毅「网瘾概念的定义研究(ネット中毒の概念・定義の研究)」『管理工程学報』第2期、2006年

陶东风「无聊、傻乐、山寨—理解当下精神文化的关键词(退屈、バカ歓喜、模倣—目前の精神文化におけるキーワードを理解する)」『当代文壇』04期、2009年

王海明『伦理学原理(倫理学原理)』北京大学出版社、2001年

中華人民共和国教育部『普通高等学校技術課程標準(試験)』北京・人民教育出版社、2003年

王宪洪・王玉玖・吴淑娟『网络学术信息资源与大学生利用研究(インターネット学術情報資源及び大学生利用に対する研究)』中国財政經濟出版社、2014年

王倩・黎军「传播社会学视野下的山寨文化(伝達社会学の視野からみる模倣文化)」『江西社会科学』06期、2009年

王毅「山寨文化纵横谈—作为“代償”方式的山寨行为(代償としての模倣行為)」『社会科学論壇』02期、2009年

王文泰「山寨文化纵横谈—山寨文化的本质(山寨文化の本質)」『社会科学論壇』02期、2009年

王如渊・金波「中国互联网发展的地域结构研究（中国におけるインターネットの地域分布研究）」『人文地理』06期、2002年

许良英（他）『アインシュタイン文集』（第三卷）、商務印書館、2010年

徐双敏「“互联网+”时代的高校课堂教学改革研究—以《公共管理学》为例（「インターネット+時代」に大学での授業改革研究—「公共管理学」例をととして）」『高等教育評論』2期、2015年

尹建国「我国网络信息的政府治理机制研究（我が国におけるネット情報に対する政府管理機制についての研究）」『中国法学』01期、2015年

易继明「评财产权劳动学说（財産権労働説についての考察）」『法学研究』03期、2000年

中華人民共和国工業及び情報化部「工信部：五项措施保障儿童网上安全（工信部：児童ネットセキュリティ保障のための五つ措置）」『中小学信息技术教育（小中学校情報技術教育）』第6期、2009年

张钧良『计算机组成原理（計算機の構成原理）』清華大学出版社、2003年

张旅平「山寨文化纵横谈—模仿不等于创造（模倣は創造と同等ではない）」『社会科学論壇』02期、2009年

英語文献

Encyclopedia of applied ethics, Elsevier Inc, 2012

Guo-Sheng Wu "Science and Art: A Philosophical Perspective", *Arts: A Science Matter* (Maria Burguete and Lui Lam eds) World Scientific, 2011

Tuck Richard, *Natural Rights Theories*, Cambridge University Press, 1979

インターネット文献

学校德育跟进社会网络化趋势的行动研究（社会の情報化に伴う学校での德育行動研究）

http://www.nies.net.cn/ky/qgjyghkt/cgbg/dy/201203/t20120319_302419.html、2019

年10月閲覧

JISA 情報サービス産業協会「情報化社会の進展」<http://itjobgate.jisa.or.jp/about/>、

2016年1月閲覧

JPNIC「インターネット歴史年年表」一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

<https://www.nic.ad.jp/timeline/>、2019年10月閲覧

夏目漱石「模倣と独立」青空文庫

http://www.aozora.gr.jp/cards/000148/files/1747_14970.html、2019年10月閲覧

日本科学者会議「研究者の倫理綱領」

<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri-rinri.pdf>、2019年10月閲覧

平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果速報（内閣府）、

<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h30/net-jittai/pdf/sokuhou.pdf>、

2019年10月閲覧

文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm

（「教育の情報化に関する手引」作成検討会（第4回）配付資料「教育の情報化に関する手引」検討案 第5章 情報モラル教育）、2019年10月閲覧

China daily “中国青少年绿色网络宣言”发布（『中国青少年緑のネットワーク宣言』公表）

http://www.chinadaily.com.cn/hqkx/2006-06/16/content_620266.htm、2019年10月

閲覧

《第44次中国互联网络发展状况统计报告》（『第44回中国インターネット発展状況の統計報告』）、

<http://www.cac.gov.cn/pdf/20190829/44.pdf>、2019年10月閲覧

第二届国家网络安全宣传周启动（中国国家ネットワーク安全を宣伝する週がスタート）、新華ネット <http://wlaqz.cac.gov.cn/>、2019年10月閲覧

2015年中国青少年上网行为调查报告（2015年中国における青少年ネット行為調査の報告）

http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzxbg/qsnbg/201608/t20160812_54425.htm、2019年

10月閲覧

2009年青少年网瘾调查报告（2009年中国青少年ネット中毒報告）

<http://mat1.gting.com/edu/pdf/wangyinbaogao.pdf>、2019年10月閲覧

2015年度政府工作报告（2015年度政府の作業報告書）

<http://www.gov.cn/guowuyuan/baogao.htm>、2019年10月閲覧

国家网络安全宣传周活动将于每年9月第三周举行（中国国家ネットワークが安全を宣伝するイベント週が九月の第三週に年一回開催される）

http://www.cac.gov.cn/2016-03/25/c_1118446164.htm、2019年10月閲覧

《全国青少年网络文明公约》正式发布（全国青少年インターネット文明公約）

<http://news.sina.com.cn/c/2001-11-23/405885.html>、2019年10月閲覧

中華人民共和国教育部

http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_445/200503/6319.html、2016年4月閲覧

中華人民共和国教育部

http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_32/201001/81962.htm

1、2019年10月閲覧

《中共中央国务院关于进一步加强和改进未成年人思想道德建设的若干意见》发布（「中国共産党中央國務院による未成年者の思想道德建設をさらに改善・強化する建設にたいする若干意見」公表）

<http://www.people.com.cn/GB/paper39/11612/1046675.html>、2019年10月閲覧

中華人民共和国教育部、教育部关于加强中小学网络道德教育抵制网络不良信息的通知（小中学校の情報倫理（インターネットモラル）教育における不良情報のレジスト強化に関する通知）

http://www.gov.cn/zwjk/2010-01/22/content_1516995.htm、2019年10月閲覧

最新报告称中国城市“网癮青少年”超2400万（最新の報告により、中国都市部の青少年ネット中毒者の数瓦2400万人を超えた）

<http://china.huanqiu.com/roll/2010-02/708761.html>、2019年10月閲覧

謝 辞

本論文の作成にあたり、常に適切な助言を賜り、また丁寧に指導してくださった指導教官後藤雄太先生にここに深謝の意を表します。

また、後藤雄太先生、修士論文の指導教官であった衛藤吉則先生、2年前退官なさった松井富美男先生、3年前退官なさった越智貢先生、諸先生方の授業を受けさせて頂き、数多くの知識を学びました。これらの知識により本論文の作成において有益な示唆を得られました。また岡本慎平先生をはじめ、多くの先生方々よりご助言をいただき、心より感謝いたします。

そして、研究室の皆様方に深くお礼を申し上げます。論文の執筆中、困難にあった時に暖かく励ましてくださったことや、気が抜けた時に研究室で歓談した経験は人生における貴重な宝物です。これらのことをいつまでも忘れずに置きたいと思います。

最後に、本研究は中国国家留学基金会の「国家建設高水平大学公派研究生項目（博士学位取得）」奨学金によったものであり、この場をお借りして謹んでお礼を申し上げます。

令和元年 11 月

余佳城